東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
昭和６２年　２月１３日港湾局長決定 昭和６２年　４月　１日施　　行 平成１１年　４月　１日改　　正 平成２４年　４月　１日改　　正 令和　８年　８月　１日改　　正 **測量委託標準仕様書** 本　　編 令和　８年　８月 東　京　都　　港　湾　局	昭和６２年　２月１３日港湾局長決定 昭和６２年　４月　１日施　　行 平成１１年　４月　１日改　　正 平成２４年　４月　１日改　　正 **測量委託標準仕様書** 本　　編 平成２４年　４月 東　京　都　　港　湾　局	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
改　正　の　概　要 1　第1章総則について、当局の他の委託標準仕様書の改定方針に倣い改定を行った。 2　第2章～第9章、第11章～第15章について、建設局測量委託標準仕様書の記述に合わせて追記、修正を行った。 3　第10章深浅測量について、国土交通省港湾局の業務仕様書にある深浅測量や水路測量の項目の改訂に伴い、記述等の整合を図った。 4　国土交通省公共測量作業規程の一部改正（平成23年3月、平成25年3月、平成28年3月、令和2年3月、令和5年3月、令和7年3月）の内容を取り入れた。	改　正　の　概　要 1　東京都公共測量作業規定の全部改定（平成 21 年 8 月）に伴い、記述の整合を図り改訂を行った。 2　国際水路測量基準（国際水路機関）の改正により、水域の区分を見直したことや新技術の導入を取り入れた音響測深記の採用に合わせた仕様書の改正を行った。 3　国土交通省港湾局の業務仕様書にある深浅測量や水路測量の項目の改訂に伴い、記述等の整合を図った。	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

目　次

第１章 総則 …… １２
　第１節 一般事項 …… １２
　　1.1.1　適用範囲 …… １２
　　1.1.2　用語の定義 …… １２
　　1.1.3　受託者の義務 …… １４
　　1.1.4　設計図書の支給及び点検 …… １４
　　1.1.5　監督員 …… １４
　　1.1.6　代理人及び主任技術者 …… １５
　　1.1.7　照査技術者及び照査の実施(深浅測量・水路測量) …… １５
　　1.1.8　担当技術者 …… １６
　　1.1.9　測量の着手 …… １６
　　1.1.10　関係書類の提出 …… １６
　　1.1.11　法令等の遵守 …… １６
　　1.1.12　打合せ等 …… １６
　　1.1.13　資料の貸与及び返還 …… １７
　　1.1.14　官公署等への手続き …… １７
　　1.1.15　身分証明書 …… １７
　　1.1.16　土地の立入等 …… １８
　　1.1.17　住民等に対する広報等 …… １８
　　1.1.18　測量の中止 …… １８
　　1.1.19　部分使用 …… １９
　　1.1.20　再委託 …… １９
　　1.1.21　条件変更等 …… １９
　　1.1.22　成果物の使用等 …… ２０
　　1.1.23　秘密の保持 …… ２０
　　1.1.24　個人情報の取扱い …… ２０
　　1.1.25　臨機の措置 …… ２２
　　1.1.26　屋外で作業を行う時期及び時間の変更 …… ２２
　　1.1.27　保険の加入の義務 …… ２２
　　1.1.28　環境により良い自動車利用 …… ２２
　　1.1.29　機密情報流出防止対策の強化 …… ２３
　　1.1.30　建設副産物等の処理 …… ２４
　第２節 測量施行 …… ２４
　　1.2.1　作業計画書 …… ２４
　　1.2.2　工程管理 …… ２５
　　1.2.3　測量用機器の検定 …… ２５
　　1.2.4　測量関係書類の整備 …… ２５

目　次

第１章 総則・・・１１
　第１節 一般事項・・１１
　　1.1.1　適用範囲・・・１１
　　1.1.2　用語の定義・・１１
　　1.1.3　受託者の義務・・１２
　　1.1.4　設計図書の支給及び点検・・１２
　　1.1.5　監督員・・１３
　　1.1.6　代理人及び主任技術者・・１３
　　1.1.7　照査技術者及び照査の実施・・・１４
　　1.1.8　担当技術者・・１４
　　1.1.9　測量の着手・・１４
　　1.1.10　関係書類の提出・・・１４
　　1.1.11　法令等の遵守・・１５
　　1.1.12　打合せ等・・・１５
　　1.1.13　資料の貸与及び返還・・１５
　　1.1.14　官公署等への手続き・・・１５
　　1.1.15　身分証明書・腕章・・１５
　　1.1.16　土地の立入等・・・１６
　　1.1.17　住民等に対する広報等・・１６
　　1.1.18　測量の中止・・・１６
　　1.1.19　部分使用・・１７
　　1.1.20　再委託・・・１７
　　1.1.21　著作権の譲渡等・・・１７
　　1.1.22　秘密の保持・・・１８
　　1.1.23　個人情報の取扱・・１８
　第２節 測量施行・・１８
　　1.2.1　作業計画書・・１８
　　1.2.2　工程管理・・・１９
　　1.2.3　測量用機器の検定・・・１９
　　1.2.4　測量関係書類の整備・・・１９

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
1.2.5　測量記録写真 …… ２５ 1.2.6　使用材料の品質 …… ２５ 第３節 安全管理 …… ２６ 1.3.1　安全等の確保 …… ２６ 第４節 検査 …… ２７ 1.4.1　完了検査 …… ２７ 1.4.2　修補等 …… ２７ 第２章 測量一般 …… ２８ 第１節 一般事項 …… ２８ 2.1.1　準拠すべき図書 …… ２８ 2.1.2　測量の種類及び進め方 …… ２８ 第２節 測量の計算 …… ２９ 2.2.1　点検計算及び再測 …… ２９ 2.2.2　電子計算機の使用 …… ２９ 2.2.3　計算結果の表示 …… ２９ 2.2.4　測量成果の検定 …… ３０ 第３節 提出成果品 …… ３０ 2.3.1　成果品の規格 …… ３０ 2.3.2　図面の図式等 …… ３１ 2.3.3　点の記 …… ３１ 2.3.4　観測簿 …… ３１ 2.3.5　成果表 …… ３１ 2.3.6　網図 …… ３２ 2.3.7　精度管理表 …… ３２ 第４節 技術管理 …… ３２ 2.4.1　技術管理 …… ３２ 第３章 基準点測量 …… ３４ 第１節 一般事項 …… ３４ 3.1.1　目的 …… ３４ 第２節 製品仕様書の記載事項 …… ３４ 3.2.1　製品仕様書 …… ３４ 第３節 測量作業 …… ３４ 3.3.1　作業内容 …… ３４ 3.3.2　基準点測量既知点 …… ３４ 3.3.3　基準点測量の方式 …… ３５ 3.3.4　工程別作業区分及び順序 …… ３７ 3.3.5　測量作業の精度 …… ３７ 3.3.6　作業計画 …… ３８ 3.3.7　選点 …… ３８ 3.3.8　基準点の標識 …… ３８	1.2.5　測量記録写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９ 1.2.6　使用材料の品質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９ 第３節 安全管理・・・１９ 1.3.1　安全等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９ 第４節 検査・・２０ 1.4.1　完了検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１ 1.4.2　修補等・・２２ 第２章 測量一般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３ 第１節 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３ 2.1.1　準拠すべき図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３ 2.1.2　測量の種類及び進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３ 第２節 測量の計算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４ 2.2.1　点検計算及び再測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４ 2.2.2　電子計算機の使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４ 2.2.3　計算結果の表示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４ 2.2.4　測量成果の検定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５ 第３節 提出成果品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５ 2.3.1　成果品の規格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５ 2.3.2　図面の図式等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６ 2.3.3　点の記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６ 2.3.4　観測簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７ 2.3.5　成果表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７ 2.3.6　網図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８ 2.3.7　精度管理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８ 第４節 技術管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９ 2.4.1　技術管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９ 第３章 基準点測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１ 第１節 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１ 3.1.1　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１ 第２節 製品仕様書の記載事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１ 3.2.1　製品仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１ 第３節 測量作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１ 3.3.1　作業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１ 3.3.2　基準点測量既知点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１ 3.3.3　基準点測量の方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２ 3.3.4　工程別作業区分及び順序・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３ 3.3.5　測量作業の精度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４ 3.3.6　作業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４ 3.3.7　選点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４ 3.3.8　基準点の標識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
3.3.9　機器 …… 38		
3.3.10　観測 …… 39		
第4節 計算及び整理 …… 39	第4節 計算及び整理・・・

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
5.1.2　製品仕様書の記載事項 …… 52	5.1.2　製品仕様書の記載事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59	
5.1.3　数値地形図データの位置精度 …… 52	5.1.3　数値地形図データの位置精度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59	
5.1.4　測量方法 …… 52	5.1.4　測量方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59	
5.1.5　図式 …… 53	5.1.5　図式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60	
第2節 現地測量 …… 53	第2節 現地測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60	
5.2.1　現地測量 …… 53	5.2.1　現地測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60	
5.2.2　準拠する基準点 …… 53	5.2.2　準拠する基準点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60	
5.2.3　数値地形図データの地図情報レベル …… 53	5.2.3　数値地形図データの地図情報レベル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60	
第3節 工程別作業区分及び順序 …… 53	第3節 工程別作業区分及び順序・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60	
5.3.1　工程別作業区分及び順序 …… 53	5.3.1　工程別作業区分及び順序・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60	
5.3.2　機器及びシステム …… 54	5.3.2　機器及びシステム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60	
5.3.3　作業計画 …… 54	5.3.3　作業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61	
5.3.4　基準点の設置 …… 54	5.3.4　基準点の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61	
第4節 細部測量 …… 54	第4節 細部測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62	
5.4.1　細部測量 …… 54	5.4.1　細部測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62	
5.4.2　TS 点の設置 …… 54	5.4.2　TS 点の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62	
5.4.3　地形・地物等の測定 …… 54		
第5節 数値編集 …… 55	第5節 数値編集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64	
5.5.1　数値編集 …… 55	5.5.1　数値編集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64	
5.5.2　数値編集の点検 …… 55	5.5.2　数値編集の点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64	
第6節 補備測量 …… 55		
5.6.1　補備測量 …… 55		
第7節 数値地形図データファイルの作成 …… 55		
5.7.1　数値地形図データファイルの作成 …… 55	5.5.3　数値地形図データファイルの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64	
第8節 品質評価 …… 55		
5.8.1　品質評価 …… 55	5.5.4　品質評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64	
第9節 成果 …… 55		
5.9.1　メタデータの作成 …… 55	5.5.5　成果等の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64	
5.9.2　成果等の整理 …… 56		
第6章 UAV 写真測量 …… 57		
第1節 一般事項 …… 57		
6.1.1　適用事項 …… 57		
第7章 空中写真測量 …… 58		
第1節 一般事項 …… 58		
7.1.1　適用事項 …… 58		
第8章 三次元点群測量 …… 59		
第1節 一般事項 …… 59		
8.1.1　適用事項 …… 59		
第9章 路線測量 …… 60	第6章 路線測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65	
第1節 路線測量の細分 …… 60	第1節 路線測量の細分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
9.1.1　路線測量の細分 …… 60	6.1.1　路線測量の細分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65	
第2節 作業計画 …… 60	第2節 作業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65	
9.2.1　作業計画の作成 …… 60	6.2.1　作業計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65	
第3節 線形決定 …… 60	第3節 線形決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65	
9.3.1　目的 …… 60	6.3.1　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65	
9.3.2　決定方法及び線形図データファイル作成 …… 60	6.3.2　決定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65	
	6.3.3　線形図データファイル作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65	
9.3.3　IP の設置 …… 60	6.3.4　IP の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65	
第4節 中心線測量 …… 60	第4節 中心線測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66	
9.4.1　目的 …… 60	6.4.1　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66	
9.4.2　方法 …… 61		
9.4.3　標杭の設置 …… 61	6.4.2　方法及び標杭の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66	
	6.4.3　中心点の標識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67	
	6.4.4　中心線線形図データファイル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67	
9.4.4　データの作成方法 …… 61	6.4.5　データの作成方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67	
第5節 仮ＢＭ設置測量 …… 61	第5節 仮ＢＭ設置測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67	
9.5.1　目的 …… 61	6.5.1　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67	
9.5.2　高さ及び設置方法 …… 61	6.5.2　高さ及び設置方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67	
第6節 縦断測量 …… 61	第6節 縦断測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67	
9.6.1　目的 …… 61	6.6.1　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67	
9.6.2　データファイル作成・図化 …… 62	6.6.2　データファイル作成・図化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67	
第7節 横断測量 …… 62	第7節 横断測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67	
9.7.1　目的 …… 62	6.7.1　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67	
9.7.2　データファイル作成・図化 …… 62	6.7.2　データファイル作成・図化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	
第8節 詳細測量 …… 62	第8節 詳細測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	
9.8.1　目的 …… 62	6.8.1　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	
9.8.2　方法 …… 62	6.8.2　方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	
9.8.3　図化 …… 62	6.8.3　図化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	
第9節 用地幅杭設置測量 …… 63	第9節 用地幅杭設置測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	
9.9.1　目的 …… 63	6.9.1　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	
9.9.2　測量作業の精度 …… 63	6.9.2　測量作業の精度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	
9.9.3　方法 …… 63		
9.9.4　位置計算 …… 63	6.9.3　位置計算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	
9.9.5　測設方法 …… 63	6.9.4　測設方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68	
9.9.6　用地幅杭点間測量 …… 64	6.9.5　用地幅杭点間測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69	
9.9.7　幅杭線形図データファイル作成 …… 64	6.9.6　幅杭線形図データファイル作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69	
9.9.8　幅杭打設点図データファイル作成 …… 64	6.9.7　幅杭打設点図データファイル作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69	
第10節 品質評価 …… 64	第10節 品質評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69	
9.10.1　品質評価 …… 64	6.10.1　品質評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69	
第11節 成果 …… 64	第11節 成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
9.11.1　メタデータの作成 …… 64	6.11.1　メタデータの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69	
9.11.2　成果品の提出 …… 64	6.11.2　成果品の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69	
第10章　深浅測量 …… 68	第7章　深浅測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72	
第1節　深浅測量 …… 68	第1節　深浅測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72	
10.1.1　適用の範囲 …… 68	7.1.1　適用の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72	
10.1.2　測量準備 …… 68	7.1.2　測量準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72	
10.1.3　基準点測量 …… 68	7.1.3　基準点測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72	
10.1.4　簡易検潮等 …… 69	7.1.4　簡易検潮等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73	
10.1.5　水深測量 …… 69	7.1.5　水深測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73	
10.1.6　成果 …… 71	7.1.6　成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75	
10.1.7　照査 …… 71	7.1.7　照査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76	
第2節　水路測量 …… 72	第2節　水路測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76	
10.2.1　適用の範囲 …… 72	7.2.1　適応の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76	
10.2.2　測量準備 …… 72	7.2.2　測量準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76	
10.2.3　基準点測量 …… 72	7.2.3　基準点測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76	
10.2.4　簡易検潮等 …… 72	7.2.4　簡易検潮等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76	
10.2.5　水深測量 …… 72	7.2.5　水深測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76	
10.2.6　関連調査 …… 74	7.2.6　関連調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80	
10.2.7　成果 …… 74	7.2.7　成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80	
10.2.8　照査 …… 75	7.2.8　照査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81	
第11章　用地測量 …… 76	第8章　用地測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82	
第1節　一般事項 …… 76	第1節　一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82	
11.1.1　目的 …… 76	8.1.1　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82	
第2節　用地測量の細分 …… 76	第2節　用地測量の細分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82	
11.2.1　用地測量の細分 …… 76	8.2.1　地測量の細分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82	
11.2.2　作業計画 …… 76	8.2.2　作業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82	
11.2.3　資料・権利調査 …… 76	8.2.3　資料・権利調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82	
11.2.4　公共用地境界の確認立会及び復元測量 …… 78	8.2.4　公共用地境界の確認立会及び復元測量・・・・・・・・・・・・・・・・・84	
11.2.5　民有地（民・民）借地権等境界確認立会及び復元測量 …… 78	8.2.5　民有地（民・民）借地権等境界確認立会及び復元測量・・・・・・・・・・・84	
11.2.6　境界の標示 …… 79	8.2.6　境界の表示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85	
11.2.7　境界測量 …… 79	8.2.7　境界測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85	
11.2.8　用地境界仮杭設置 …… 80	8.2.8　用地境界仮杭設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86	
11.2.9　用地平面測量 …… 80	8.2.9　用地平面測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86	
11.2.10　境界点間測量 …… 81	8.2.10　境界点間測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86	
11.2.11　面積の計算 …… 81	8.2.11　面積の計算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87	
第3節　作図・データファイルの作成 …… 82	第3節　作図・データファイルの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88	
11.3.1　公図等転写連続図 …… 82	8.3.1　地図写し連続図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88	
11.3.2　用地実測図（丈量図） …… 82	8.3.2　用地実測図（丈量図）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88	
11.3.3　土地計算及び土地調書 …… 83	8.3.3　土地計算及び土地調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89	
11.3.4　「区域図」土地境界図 …… 83	8.3.4　「区域図」土地境界図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
11.3.5　用地平面図（現況重ね図）・・・８４	8.3.5　用地平面図（現況重ね図）・・・８９	
第４節　品質評価・・８４	第４節　品質評価・・・９０	
11.4.1　品質評価・・８４	8.4.1　品質評価・・・９０	
第５節　メタデータの作成・・８４	第５節　メタデータの作成・・９０	
11.5.1　メタデータの作成・・・８４	8.5.1　メタデータの作成・・９０	
第６節　成果・・８４	第６節　成果・・・９０	
11.6.1　成果の提出・・８４	8.6.1　成果の提出・・・９０	
第 12 章　道路台帳測量・・８８	第９章　道路台帳測量・・９３	
第１節　一般事項・・・８８	第１節　一般事項・・９３	
12.1.1　目的・・・８８		
第２節　作業・・・８８	第２節　作業・・９３	
12.2.1　作業・・・８８	9.2.1　作業・・９３	
第３節　基準点測量・・・８８	第３節　基準点測量・・９３	
12.3.1　作業方法等・・・８８	9.3.1　作業方法等・・９３	
12.3.2　標識の設置及び構造・・８８		
12.3.3　成果品の提出・・・８９		
第４節　水準測量・・８９	第４節　水準測量・・・９３	
12.4.1　作業方法等・・・８９	9.4.1　作業方法等・・９３	
第５節　縦断測量・・８９	第５節　縦断測量・・・９４	
12.5.1　作業方法等・・・８９	9.5.1　作業方法等・・９４	
12.5.2　成果の提出・・・８９	9.5.2　成果の提出・・９４	
第６節　横断測量・・８９	第６節　横断測量・・・９４	
12.6.1　作業方法等・・・８９	9.6.1　作業方法等・・９４	
12.6.2　成果の提出・・・９０	9.6.2　成果の提出・・９４	
第７節　道路台帳平面図の作成・・９０	第７節　道路台帳平面図の作成・・９５	
12.7.1　目的・・・９０	9.7.1　目的・・９５	
12.7.2　図面の縮尺及び区画割・・・９０	9.7.2　図面の縮尺及び区画割・・９５	
12.7.3　平面測量の範囲・・９０	9.7.3　平面測量の範囲・・９５	
12.7.4　図面用紙・・９０	9.7.4　図面用紙・・・９５	
12.7.5　図化作業・・９０	9.7.5　図化作業・・・９５	
12.7.6　道路区域線及び幅員の記入・・９１	9.7.6　道路区域線の記入・・９６	
12.7.7　電子データ（CAD データ等）・・９２	9.7.7　写図及び電子データ（CAD データ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６	
	9.7.8　マイクロフィルム・・９６	
	9.7.9　縮図・・９７	
	9.7.10　道路台帳索引図への追記・・・９７	
12.7.8　成果の提出・・・９２	9.7.11　成果の提出・・・９７	
	第８節　道路区域線調査測量・・９７	
	9.8.1　目的・・９７	
	9.8.2　作業・・９７	
	9.8.3　関係資料の調査収集・・９７	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
	9.8.4　現地調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７	
	9.8.5　道路区域線の検討及び仮記入図の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７	
	9.8.6　道路区域線の仮記入位置の現地標示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９８	
	9.8.7　道路区域線の記入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９８	
	9.8.8　道路区域幅員の記入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９８	
	9.8.9　整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９８	
	9.8.10　成果の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９８	
第 8 節　道路台帳平面図の補正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
12.12.1　目的 …… ９７	9.13.1　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０４	
12.12.2　しゅん功図の内容検討及び現地調査 …… ９７	9.13.2　しゅん功図の内容検討及び現地調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０４	
12.12.3　図面の修正作業 …… ９７	9.13.3　図面の修正作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０４	
12.12.4　調書の補正作業 …… ９８	9.13.4　調書の補正作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０５	
12.12.5　地下埋設物横断面図の補正作業 …… ９８	9.13.5　地下埋設物横断面図の補正作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０５	
12.12.6　整理 …… ９８	9.13.6　整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０５	
12.12.7　成果の提出 …… ９８	9.13.7　成果の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０５	
第 13 節　試験掘成果による図化作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
13.2.1　資料調査……１０４	10.2.1　資料調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１１	
13.2.2　境界点と基準点の点検……１０４	10.2.2　境界点と基準点の点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１１	
13.2.3　測設計算……１０４	10.2.3　測設計算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１１	
13.2.4　現地標示……１０４	10.2.4　現地標示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１１	
13.2.5　立会い……１０４	10.2.5　立会い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１１	
13.2.6　標識の設置……１０５	10.2.6　標識の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１２	
第３節　成果……１０５	第３節　成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１２	
13.3.1　成果の提出……１０５	10.3.1　成果の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１２	
第 14 章　事業施行に伴う公示用図書の作成……１０６	第１１章　事業施行に伴う公示用図書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１３	
第１節　一般事項……１０６	第１節　一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１３	
14.1.1　目的……１０６	11.1.1　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１３	
第２節　作業内容……１０６	第２節　作業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１３	
14.2.1　作業内容……１０６	11.2.1　作業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１３	
第３節　区域決定・区域変更……１０６	第３節　区域決定・区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１３	
14.3.1　位置図（案内図）……１０６	11.3.1　位置図（案内図）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１３	
14.3.2　用地実測図（丈量図）……１０６	11.3.2　用地実測図（丈量図）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１３	
14.3.3　編入土地調書（土地調書）……１０７	11.3.3　編入土地調書（土地調書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１４	
14.3.4　用地平面図（現況重ね図）……１０７	11.3.4　用地平面図（現況重ね図）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１４	
14.3.5　公図等転写連続図（地図写）……１０７	11.3.5　公図等転写連続図（地図写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１４	
14.3.6　公示用略図……１０８	11.3.6　公示用略図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１４	
14.3.7　区域決定（区域変更）調書……１０８	11.3.7　区域決定（区域変更）調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５	
14.3.8　立体的区域部分の縦横断面図……１０８	11.3.8　立体的区域部分の縦横・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５	
第４節　供用開始……１０８	第４節　供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５	
14.4.1　位置図（案内図）……１０８	11.4.1　位置図（案内図）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５	
14.4.2　用地平面実測図（丈量図）……１０８	11.4.2　用地平面実測図（丈量図）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５	
14.4.3　供用開始土地調書……１０８	11.4.3　供用開始土地調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５	
14.4.4　用地平面図……１０９	11.4.4　用地平面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５	
14.4.5　地図(公図)等転写連続図……１０９	11.4.5　公図等転写連続図（地図）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６	
14.4.6　公示用略図……１０９	11.4.6　公示用略図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６	
14.4.7　しゅん功道路引継調書……１０９	11.4.7　しゅん功道路引継調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６	
14.4.8　地目変更調書……１０９	11.4.8　地目変更調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６	
第５節　成果……１０９	第５節　成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６	
14.5.1　成果の提出（区域決定・区域変更）……１１０	11.5.1　成果の提出（区域決定・区域変更）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６	
14.5.2　成果の提出（供用開始）……１１０	11.5.2　成果の提出（供用開始）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７	
第 15 章　道路位置指定……１１１	第１２章　道路位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７	
第１節　一般事項……１１１	第１節　一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７	
15.1.1　目的……１１１	12.1.1　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７	
第２節　作業……１１１	第２節　作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７	
15.2.1　作業内容……１１１	12.2.1　作業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７	
15.2.2　付近見取図……１１１	12.2.2　付近見取図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
15.2.3　地籍図 …… １１１	12.2.3　地籍図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７	
15.2.4　公図写し …… １１１	12.2.4　公図写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７	
15.2.5　道路横断図 …… １１１		
15.2.6　舗装構成図 …… １１１	12.2,6　舗装構成図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１８	
15.2.7　構造図 …… １１２	12.2.7　構造図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１８	
15.2.8　承諾書 …… １１２	12.2,8　承諾書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１８	
15.2.9　添付書類 …… １１２	12.2.9　添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１８	
15.2.10　現地立会 …… １１２	12.2.10　現地立会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１８	
15.2.11　境界標の設置 …… １１２	12.2.11　境界標の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１８	
15.2.12　成果の提出 …… １１２	12.2.12　成果の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１８	
主任技術者及び照査技術者資格表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１３	主任技術者及び照査技術者資格表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１９	
別表－１　縮尺　1/250 図面図式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１４	別表－１　縮尺　1/250 図面図式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２０	
別表－２　図面の符号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６	別表－２　図面の符号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２２	
別表－３　測量杭標示法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７	別表－３　測量杭表示法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２３	
別表－４　各種測量の標準作業工程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１９	別表－４　各種測量の標準作業工程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２５	
別図－１・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２３	別図－１・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３０	
別図－２・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３６	別図－２・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３３	
参考資料－１　道路曲線部の境界線設定法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３７	参考資料－１　道路曲線部の境界線設定法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３４	
参考資料－２　クロソイド区間の境界線設定法・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４４	参考資料－２　クロソイド区間の境界線設定法・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４１	
参考資料－３　河川曲線部の境界線設定法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４７	参考資料－３　河川曲線部の境界線設定法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４４	
参考資料－４　関係資料一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５０	参考資料－４　関係資料一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４７	
参考資料－５　登記所申請用紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５５	参考資料－５　登記所申請用紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５２	
参考資料－６　測量委託の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５７	参考資料－６　測量委託の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５４	
参考資料－７　東京都公共基準点（水準基準点、基準点）の使用手続き・・・・・・・・・１９４	参考資料－７　東京都公共基準点（水準基準点、基準点）の使用手続き・・・・・・・・・２０２	
参考資料－８　東京都道公共基準点の使用手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・１９６	参考資料－８　東京都道公共基準点の使用手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・２０５	
東京港基準点の使用手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２００	東京港基準点の使用手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０７	
参考資料－９　作成する書類の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０４	参考資料－９　作成する書類の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１１	
参考資料－10　製図原図及び第二原図写図の記入色等の仕様例・・・・・・・・・・・・２０５	参考資料－10　製図原図及び第二原図写図の記入色等の仕様例・・・・・・・・・・・・２１４	
参考資料－11　公示用略図の作成要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０８	参考資料－11　公示用略図の作成要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１７	
参考資料－12　不動産調査報告書【土地】嘱託登記用（東京都法務局確認様式）・・・・・２２８	参考資料－12　不動産調査報告書【土地】委託登記用（東京都法務局確認様式）・・・・・２３７	
参考資料－13　立会証明書（別紙第９号様式（第３２条関係）・・・・・・・・・・・・・２４０		

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	第1章　総則 **第1節　一般事項**		第1章　総則 第1節　一般事項	
1.1.1 **適用範囲**	1　この標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、東京都港湾局が施行する測量委託に係る測量委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。	1.1.1 適用範囲	1　この委託標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、東京都港湾局が施行する測量委託に関する業務（以下「測量」という。）に係る測量委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともにその他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。	（修正）
	2　契約図書は相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。		2　契約図書は相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。	
	3　設計図書間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字とが相違する場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。		3　特記仕様書、図面又は標準仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。	（修正）
	4　測量業務の精度、作業方法等で、この標準仕様書に定めのない事項については、「国土交通省公共測量作業規程」及び「東京都土木工事標準仕様書」等、知事が定めた標準仕様書並びに特記仕様書によること。		4　測量の精度、作業方法等で、この仕様書に定めのない事項については、「東京都公共測量作業規程」及び「東京都土木工事標準仕様書」等、知事が定めた標準仕様書並びに特記仕様書によること。	（修正）
1.1.2 **用語の定義**	標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。	1.1.2 用語の定義		（追加）
	1　「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。		1　「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。	
	2　「設計図書」とは、特記仕様書、図面、標準仕様書及び入札参加者が質問受付時に提出した契約条件等に関する質問に対して委託者が回答する質問回答書をいう。		2　「設計図書」とは、特記仕様書、図面及び標準仕様書をいう。	（修正）
	3　「標準仕様書」とは、測量を施行する上で必要な技術的要求や業務内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み定めた図書をいう。		3　「標準仕様書」とは、特記仕様書で定める、測量を施行する上で必要な技術的要求や業務内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。	（修正）
	4　「特記仕様書」とは、標準仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細又は固有の技術的要求を定める図書をいう。		4　「特記仕様書」とは、契約書第１条で規定する、当該測量業務の実施に関する明細又は固有の技術的要求を定める図書をいう。	（修正）
	5　「図面」とは、入札に際して委託者が示した設計図及び委託者から変更又は追加された設計図をいう。		5　「図面」とは、入札に際して委託者が示した設計図及び委託者から変更又は追加された設計図をいう。	
	6　「指示」とは、監督員が受託者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。		6　「指示」とは、監督員が受託者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	
	7　「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。		7　「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。	
	8　「通知」とは、委託者若しくは監督員が受託者に対し、又は受託者が委託者若しくは監督員に対し、測量業務に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。		8　「通知」とは、委託者若しくは監督員が受託者に対し、又は受託者が委託者若しくは監督員に対し、測量業務に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。	
	9　「報告」とは、受託者が監督員に対し、測量業務に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。		9　「報告」とは、受託者が監督員に対し、測量業務に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。	
	10　「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、委託者若しくは監督員又は、受託者若しくは受託者の代理人が書面により同意することをいう。		10　「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、委託者若しくは監督員又は、受託者若しくは代理人が書面により同意することをいう。	（修正）
			11　「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
11　「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。 12　「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。 13　「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者とが対等な立場で合議することをいう。 14　「提出」とは、受託者が監督員に対し、又は監督員が受託者に対し、測量業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。 15　「情報共有システム」とは、監督員及び受託者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 　なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。 16　「書面」とは、施工計画書等の提出書類をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。 　なお、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものも有効とする。 17　「検査員」とは、測量業務等の完了の検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。 18　「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務の完了を確認することをいう。 19　「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等がWEB会議を含む面談により、業務方針及び条件等の疑義を正すことをいう。 20　「修補」とは、委託者が受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。 21　「協力者」とは、受託者が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。 22　「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。 23　「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。 24　「天災等」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいう。 25　「機密情報」とは、都が機密を要する旨を指定して提示した情報及び都からの貸与品等に含まれる情報をいう。ただし、都からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、都から受託者に提示した後に受託者の責によらないで公知となった情報、及び都と受託者による事前の合意がある情報	12　「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。 13　「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者とが対等な立場で合議することをいう。 14　「提出」とは、受託者が監督員に対し、測量業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。 15　「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 （１）緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 （２）電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。 16　「検査員」とは、測量業務の完了の検査にあたって、契約書第４条の規定に基づき、検査を行う者をいう。 17　「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務の完了を確認することをいう。 18　「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督員が面談により、委託方針及び条件等の疑義を正すことをいう。 19　「修補」とは、委託者が受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。 20　「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」とは、測量業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。 21　「協力会社」とは、受託者が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。 22　「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。 23　「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。 24　「ＪＩＳ規格」とは、日本工業規格をいう。	（修正） （追加） （修正） （修正） （修正） （削除） （修正） （追加） （追加） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	は、機密情報に含まれないものとする。 26　「JIS規格」とは、日本産業規格をいう。 　また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系（SI）移行（以下「新JIS」という。）に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用できるものとする。 27　「SI単位」とは、国際単位系をいう。 28　「測量作業員」とは、代理人及び測量主任技術者並びに測量要員等をいう。		また、設計図書のＪＩＳ製品記号は、ＪＩＳの国際単位系（ＳＩ）移行（以下「新ＪＩＳ」という。）に伴い、すべて新ＪＩＳの製品記号としているが、旧ＪＩＳに対応した材料を使用する場合は、旧　ＪＩＳ製品記号に読み替えて使用できるものとする。 25　「測量作業員」とは、代理人及び測量主任技術者並びに測量要員等をいう。	（追加）
1.1.3 **受託者の義務**	受託者は、契約の履行に当たって測量等の意図及び目的を十分理解したうえで測量等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するよう正確かつ丁寧な技術を十分に発揮しなければならない。 受託者及び委託者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。	1.1.3 受託者の義務	受託者は、契約の履行に当たり、測量等の意図及び目的を十分に理解したうえで、測量等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分発揮しなければならない。	（修正）
1.1.4 **設計図書の支給及び点検**	1　受託者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受託者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、標準仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。 2　受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。 3　監督員は、必要と認めるときは、受託者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。	1.1.4 設計図書の支給及び点検	1　受託者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受託者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、標準仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。 2　受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。 3　監督員は、必要と認めるときは、受託者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。	
1.1.5 **監督員**	1　委託者は、受託者の測量業務を監理する監督員を定め、受託者に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。 2　監督員は、委託者から特に委任されたもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。 （１）測量業務の履行についての受託者又は受託者の代理人に対する指示、承諾、協議、回答等 （２）測量業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合、その他契約の履行状況の監督 3　監督員は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員とし、受託者が行う監督員に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、担当監督員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は主任監督員に対して行い、主任監督員も不在又は欠けた場合は総括監督員に対して行うものとする。 4　監督員が行う受託者に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、いずれの監督員も受託者に対して行うことができる。	1.1.5 監督員	1　委託者は、受託者の測量業務を監理する監督員を定め、受託者に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。 2　監督員は、委託者から特に委任されたもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。 （１）測量の履行についての受託者又は受託者の代理人に対する指示、承諾、協議、回答等 （２）測量の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合、その他契約の履行状況の監督 3　監督員は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員とし、受託者が行う監督員に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、担当監督員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は主任監督員に対して行い、主任監督員も不在又は欠けた場合は総括監督員に対して行うものとする。 4　監督員が行う受託者に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、いずれの監督員も受託者に対して行うことができる。	（修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	5　委託者は、契約に基づいて、監督員に委託者の権限の一部を委任したときは、委任した権限の内容を受託者に通知するものとする。			（追加）
	6　監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。 ただし、緊急を要する場合、監督員が受託者に対し口頭による指示を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後速やかに書面で受託者にその内容を通知するものとする。		5　監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要し、監督員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとする。 監督員は、その指示等を行った後速やかに書面で受託者にその内容を通知するものとする。	（修正）
1.1.6 **代理人及び主任技術者**	1　受託者は、測量業務における代理人及び主任技術者を定め、委託者に通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。	1.1.6 代理人及び主任技術者	1　受託者は、調査業務における代理人及び主任技術者を定め、委託者に通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。	（修正）
	2　代理人は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。		2　代理人は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。	
	3　前項の規定にかかわらず、受託者は自己の有する権限のうち、代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限を委託者に通知しなければならない。		3　受託者は前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限を委託者に通知しなければならない。	（修正）
	4　主任技術者は、契約図書等に基づき、契約上の権限の行使又は義務の履行に関する技術上の管理を行うもとする。		4　主任技術者は、契約図書等に基づき、契約上の権限の行使又は義務の履行に関する一切の事項を管理するものをいう。	（修正）
	5　主任技術者は、測量業務等の履行に当たり、付属資料に示す「主任技術者及び照査技術者資格表」のいずれかの資格を有する技術者で、日本語に堪能でなければならない。		5　主任技術者は、測量業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）あるいは業務に該当する部門）又は、付属資料に示す「主任技術者及び照査技術者資格表」の資格を有する技術者で、日本語に堪能でなければならない。	（修正）
	6　主任技術者は、１.１.７照査技術者及び照査の実施、第４項に規定する照査の確認を行わなければならない。		6　主任技術者は、１．１．５照査技術者及び照査の実施、第４康に規定する照査の確認を行わなければならない。	（修正）
	7　主任技術者は、監督員が指示する関連のある測量業務等がある場合、その受託者と十分に調整のうえ、相互に協力し、業務を円滑に実施しなければならない。		7　主任技術者は、監督員が指示する関連のある測量業務等がある場合、その受託者と十分に調整のうえ、相互に協力し、業務を円滑に実施しなければならない。	
	8　主任技術者は、野外における測量業務に際しては、使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受託者が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、測量業務が適正に行われるよう管理・監督しなければならない。		8　主任技術者は、測量が適正に行われるよう測量作業員等に、安全対策、環境対策、衛生管理、受託者が行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うものとする。	（修正）
	9　代理人は、主任技術者を兼ねることができる。		9　代理人は、主任技術者を兼ねることができる。	
	10　主任技術者は、原則として変更できない。 ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。			（追加）
1.1.7 **照査技術者及び照査の実施（深浅測量・水路測量）**	1　委託者が設計図書において定める場合は、受託者は、業務における照査技術者を定め委託者に通知するものとする。	1.1.7 照査技術者及び照査の実施	1　受託者は、主任技術者の他に測量業務における照査技術者を定め委託者に通知するものとする。なお、照査技術者を変更したときも同様とする。	（修正）
	2　照査技術者は、照査に関する事項を定め、これを業務計画書に記載しなければならない。		2　照査技術者は、照査に関する事項を定め、これを業務計画書に記載しなければならない。	
	3　委託者が設計図書において、照査技術者の資格を定める場合は、付属資料		3　委託者が設計図書において、照査技術者の資格を定める場合は、技術士（総	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	に示す「主任技術者及び照査技術者資格表」のいずれかの資格を有する技術者でなければならない。 4　照査技術者は、設計図書に定めがある事項又は、監督員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。 5　照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名押印の上、主任技術者に提出するものとする。 6　照査技術者は、主任技術者を兼ねることができない。		合技術監理部門（業務に該当する選択科目）あるいは業務に該当する部門）又は、付属資料に示す「主任技術者及び照査技術者資格表」の資格を有する技術者でなければならない。 4　照査技術者は、設計図書に定めがある事項又は、監督員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。 5　照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名押印の上、主任技術者に差し出すものとする。 6　照査技術者は、主任技術者を兼ねることができない。	（修正）
1.1.8 **担当技術者**	1　「担当技術者」とは、測量業務等の履行について主任技術者のもとで業務を担当する者で、受託者が定め、委託者に通知した者をいう。 2　受託者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする（主任技術者と兼務するものを除く）。 3　測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。 4　担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。 5　担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。	1.1.8 担当技術者	1　「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受託者が定めた者をいう。 2　受託者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は３名までとする。 3　担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。	（修正） （修正） （追加） （追加）
1.1.9 **測量の着手**	受託者は、設計図書に定めがある場合を除き、契約確定の日以降速やかに測量に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量業務の実施のため、監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。	1.1.9 測量の着手	受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約確定の後、速やかに測量に着手しなければならない。この場合において、着手とは代理人、主任技術者が測量業務等の実施のため監督員との打ち合わせ又は現地踏査を開始することをいう。	（修正）
1.1.10 **関係書類の提出**	1　受託者は、「受注者等提出書類基準・同実施細目（東京都港湾局）」により、関係書類を委託者に遅滞なく提出しなければならない。 2　受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。 3　受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、テクリスに基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。 　なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。	1.1.10 関係書類の提出	1　受託者は、請負者等提出書類処理基準・同実施細目により、関係書類を委託者に遅滞なく提出しなければならない。 2　受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。 3　受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が１００万円以上の業務について測量調査設計業務実績情報サービス（ＴＥＣＲＩＳ）に基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、完了時は完了後１０日変更時の提出を省略できるものとする。 なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。	（修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
1.1.11 **法令等の遵守**	1　受託者は、測量業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。 2　測量作業員に対する諸法規の運営適用は、受託者の責任と負担において行うこと。	1.1.11 法令等の遵守	1　測量の実施にあたっては、関係法規及び東京都規則等測量の実施に関する諸法令を遵守し、測量の円滑な進捗を図ること。 2　測量作業員に対する諸法規の運営適用は、受託者の責任と負担において行うこと。	（修正）
1.1.12 **打合せ等**	1　測量業務の実施に当たり、適正かつ円滑に実施するために主任技術者と監督員は常に緊密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。受託者は、その都度、その内容を打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 　なお、連絡・確認は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。（参考資料－９） 2　測量業務の着手時及び測量業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとする。受託者は、その都度、その結果を打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。　（参考資料－９） 3　受託者は、仕様書に定めのない事項について疑義を生じた場合は、速やかに委託者と協議し明確にするものとする。　（参考資料－９） 4　監督員及び受託者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 　※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、*１日あるいは適切な期*限までに対応することをいう。なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 5　監督員と主任技術者による打合せは、テレビ・WEB会議を活用するものとし、事前に監督員と協議のうえ、決定する。なお、打合せ方法に変更が生じた場合についても、都度監督員と協議のうえ、変更できるものとする。機器・機材（パソコン、モニター、プロジェクター等）及びインターネット通信は委託者と受託者の双方で準備するものとし、使用するアプリケーションは委託者と受託者の協議で決定する。受託者は、打合せの都度、その内容を書面（打合せ記録簿）に記載し、相互に確認するものとする。	1.1.12 打合せ等	1　測量業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。 なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。（参考資料－９） 2　測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。（参考資料―９） 3　受託者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。（参考資料―９）	（修正） （修正） （修正） （追加） （追加）
1.1.13 **資料の貸与及び返還**	1　受託者は、業務に必要な資料を自らの費用で備えるものとする。 　ただし、委託者は、設計図書に定められた図書及びその他関係資料を受託者に貸与することができる。 2　受託者は、貸与された図書及び資料等を必要としなくなった場合は、直ちに返還しなければならない。 3　受託者は、貸与された図書及び資料等を丁寧に扱い、損傷を与えてはならない。万一、損傷を与えた場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。 4　受託者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料を複写してはならな	1.1.13 資料の貸与及び返還	1　発注者は、特記仕様書に定められた図書及び「2.1.1 準拠すべき図書」に示す図書（以下「準拠図書等」という。）のうち作業に必要な場合は受託者の求めに応じて貸与するものとする。 2　受託者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、ただちに監督員に返却するものとする。 3　受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。 4　受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写し	（修正） （修正） （修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	い。		てはならない。	
1.1.14 **官公署等への手続き**	1　受託者は、測量業務の実施に当たっては、委託者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続き等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。 2　受託者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し、協議するものとする。	1.1.14 官公署等への手続き	1　受託者は、測量業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。この場合、これらの諸手続きに要する費用は、受託者の負担とする。 2　受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。	（修正） （修正）
1.1.15 **身分証明書**	受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ名簿を添えて身分証明書交付願いを委託者に提出するものとし、委託者は、身分証明書を発行するものとする。なお、立入り作業完了後は身分証明書を速やかに返還しなければならない。	1.1.15 身分証明書・腕章	受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願いを委託者に提出し、本都発行の身分証明書の交付及び本都貸与の腕章を受け、現地立入りに際しては、身分証明書を常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立入り作業完了後速やかに身分証明書を発注者に返却しなければならない。	（修正）
1.1.16 **土地の立入等**	1　受託者は、測量業務を実施するために国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、関係者と十分な協調を保ち、測量業務が円満に進捗するよう努めなければならない。 　なお、やむを得ない理由により、現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し、協議しなければならない。 2　前第１項の立入りを行う場合は、受託者は、本都発行の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3　受託者は、測量業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。 　なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者への許可は委託者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。 　また、特定外来生物を確認した場合は、監督員に報告すること。 4　特記仕様書に定めのある場合を除き、借地料、伐採その他の補償は受託者において行うものとする。 5　受託者は、私有地の立入りについては言語、動作をつつしみ、住民に不安、悪感情等を与えぬように注意すること。	1.1.16 土地の立入等	1　受託者は、屋外で行う測量業務を実施するため、公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。 2　受託者は、測量業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去をする時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者への許可は委託者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。また、特定外来生物を確認した場合は、監督員に報告すること。 3　受託者は、私有地の立入りについては言語、動作をつつしみ、住民に不安、悪感情等を与えぬように注意すること。	（修正） （追加） （修正） （追加）
1.1.17 **住民等に対する広報等**	1　地元関係者への説明、交渉等は、受託者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。 2　受託者は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。	1.1.17 住民等に対する広報等	1　地元関係者への説明、交渉等は、受託者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。 2　受託者は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	3　受託者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。 4　受託者は、測量業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。 5　受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、委託者と協議のうえ定めるものとする。		3　受託者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。 4　受託者は、測量業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。 5　受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要が生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。	（修正）
1.1.18 **測量の中止**	1　契約書第19条第１項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、受託者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要と認める期間、測量の全部又は一部の施行について、中止を命じることができる。 （１）第三者の土地への立入り許可が得られない場合。 （２）関連する他の測量等の進捗が遅れたため、当該業務の続行を不適当と認めた場合。 （３）環境問題等の発生により測量の続行が不適当又は不可能となった場合。 （４）天災等により測量の対象箇所の状態が変動した場合。 （５）第三者及びその財産、受託者、使用人並びに監督員の安全確保のため、必要があると認める場合。 （６）前各号に掲げるもののほか、委託者が必要と認めた場合 2　委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等で監督員が必要と認めた場合には、測量の全部又は一部の施行について、中止を命じることができる。 3　前第２項の場合において、受託者は測量業務の現場の保全等については、監督員の指示に従わなければならない。	1.1.18 測量の中止	1　契約書第8 条第1 項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、受託者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要と認める期間、測量の全部又は一部の施行について、中止を命じることができる。 （１）第三者の土地への立入り許可が得られない場合。 （２）関連する他の測量等の進捗が遅れたため、当該業務の続行を不適当と認めた場合。 （３）環境問題等の発生により測量の続行が不適当又は不可能となった場合。 （４）天災等により測量の対象箇所の状態が変動した場合。 （５）第三者及びその財産、受託者、使用人並びに監督員の安全確保のため、必要があると認める場合。 （６）前各号に掲げるもののほか、委託者が必要と認めた場合 2　委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等で監督員が必要と認めた場合には、測量の全部又は一部の施行について、中止を命じることができる。 3　前2 項の場合において、受託者は屋外で行う測量業務の現場の保全等については、監督員の指示に従わなければならない。	（修正） （修正）
1.1.19 **部分使用**	1　委託者は、設計図書に定めがある場合は、受託者に対し部分使用を請求することができるものとする。なお、その他特に必要と認められた場合は、受託者と協議し請求するものとする。 2　受託者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を委託者に提出するものとする。	1.1.19 部分使用	1　委託者は、設計図書に定めがある場合は、受託者に対し部分使用を請求することができるものとする。なお、その他特に必要と認められた場合は、受託者と協議し請求するものとする。 2　受託者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を委託者に提出するものとする。	
1.1.20 **再委託**	1　契約書第６条に定める「主要部分」とは、下記に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできないものとする。 （１）測量業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断 2　受託者は、コピー、パソコンでの文書作成、印刷、製本、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務を再委託する場合、委託者の承諾を必要とし	1.1.20 再委託	1　契約書第３条に定める「主要部分」とは、下記に揚げるものいい、受託者は、これを再委託することはできない。 （１）測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断 2　受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理等の簡易な業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を必要としない。	（修正） （修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	ないものとする。 3　受託者は、第１項及び第２項に規定する業務以外を再委託する場合、委託者の承諾を得るものとする。 4　受託者は、測量業務を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にするものとする。また、協力者に対し測量業務の実施について適切な指導、管理するものとする。 5　協力者は、東京都の競争入札参加有資格である場合は、東京都の指名停止期間中であってはならない。 6　受託者は、前第４項に規定する測量業務を再委託する場合は、協力者の測量業務執行体制、経歴等の概要を監督員に提出しなければならない。		3　受託者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、委託者の承諾を得なければならない。 4　受託者は、測量業務を再委託に付する場合、書面により協力会社との契約関係を明確にしておくとともに、協力会社に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。 5　協力会社は、東京都の競争入札参加有資格である場合は、東京都の指名停止期間中であってはならない。 6　受託者は、第３項に規定する委託業務を再委託する場合は、協力会社の調査業務執行体制、経歴等の概要を監督員に提出しなければならない。	（修正） （修正） （修正） （修正）
1.1.21 **条件変更等**	1　監督員が受託者に対して測量業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 2　受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別の状態」とは以下のものをいう。 （１）１.１.17 住民等に対する広報等第１項に定める現地への立入りが不可能となった場合。 （２）天災その他の不可抗力による損害。 （３）その他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。			（追加）
1.1.22 **成果物の使用等**	受託者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第７条（特許権等の使用）に基づき委託者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に委託者の承諾を受けなければならない。	1.1.21 著作権の譲渡等		（追加）
			1　受託者は、成果品が、著作権法（昭和45 年法律第48 号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21 条から第28 条に規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に、委託者に無償で譲渡するものとする。 2　委託者は、成果品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。 3　委託者は、成果品が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。 4　受託者は、成果品が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。	（削除） （削除） （削除） （削除）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
			5　受託者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複写し、また、１．１．２１秘密の保持の規定にかかわらず、当該成果品の内容を公表することができる。	（削除）
			6　委託者は、受託者が成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10 条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12 条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者（請負者）が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。	（削除）
1.1.23 **秘密の保持**	1　受託者は、測量業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。	1.1.22 秘密の保持	1　受託者は、契約書第１条の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。	（修正）
	2　受託者は、当該業務の成果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。		2　受託者は、成果品の発表に際しての秘密の保持については、1.1.20第５項の承諾を受けた場合はこの限りではない。	（修正）
	3　受託者は、当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を業務計画書の業務組織表に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。			（追加）
	4　受託者は、当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他人に漏らしてはならない。			（追加）
	5　取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、委託者の許可なく複製・転送等しないこと。			（追加）
	6　受託者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、委託者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。			（追加）
	7　受託者は、当該業務の遂行において貸与された委託者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに委託者に報告するものとする。			（追加）
1.1.24 **個人情報の取扱い**		1.1.23 個人情報の取扱	1　東京都が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て東京都の保有個人情報であり、東京都の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。	（削除）
			2　委託期間の満了後は、東京都より貸与された資料を返還するものとし、また、その他東京都保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む。）を東京都に提出するものとする。	（削除）
	1　基本的事項 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適			（追加）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2　秘密の保持 　受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 3　取得の制限 　受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。 4　利用及び提供の制限 　受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 5　複写等の禁止 　受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 6　再委託の禁止 　受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、他人にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。 　なお、再委託に関する委託者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において必要な措置を講ずるものとする。 7　事案発生時における報告 　受託者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、適切な措置を講じなければならない。 　なお、委託者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 8　資料等の返却等 　受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに委託者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。 9　管理の確認等 　委託者は、受託者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、委託者は必要と認めるときは、受託者に対し個人情報の			（追加） （追加） （追加） （追加） （追加） （追加） （追加）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。 10　管理体制の整備 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。 11　従事者への周知 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。			（追加） （追加）
1.1.25 臨機の措置	1　受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は、措置をとった場合には、その内容を監督員に報告しなければならない。 2　監督員は、天災等に伴い、成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。			（追加）
1.1.26 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1　受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。 2　受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。			（追加）
1.1.27 保険の加入の義務	1　受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2　受託者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。			（追加）
1.1.28 環境により良い自動車利用	測量業務等の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。 1　ディーゼル車規制に適合する自動車であること。 2　自動車から排出される窒素炭化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。 3　低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。 なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速			（追加）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	やかに提示又は提出すること。			
1.1.29 **機密情報流出防止対策の強化**	1　受託者は、本業務の履行に関する全ての機密情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。 2　受託者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 （関係法令等の遵守） 　行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び委託者の指示する事項を遵守するものとする。 （行政情報の目的外使用の禁止） 　受託者は、委託者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。 （社員等に対する指導） （１）受託者は、受託者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。 （２）受託者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。 （３）受託者は、委託者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。 （契約終了時等における行政情報の返却） 　受託者は、本業務の履行に関し委託者から提供を受けた行政情報（委託者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において委託者から返還を求められた場合、速やかに直接委託者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。 （電子情報の管理体制の確保） （１）受託者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、業務計画書に記載するものとする。 （２）受託者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。 　ア　本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策 　イ　電子情報の保存等に関するセキュリティ対策 　ウ　電子情報を移送する際のセキュリティ対策 （電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保） 　受託者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為を			（追加）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	してはならない。 （１）情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用 （２）セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用 （３）セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存 （４）セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送 （５）情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送 （事故の発生時の措置） （１）受託者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに委託者に届け出るものとする。 （２）この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。 3　委託者は、受託者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。			
1.1.30 **建設副産物等の処理**	1　受託者は測量業務に伴い副次的に得られた建設廃棄物や建設発生土等（以下「建設副産物」という。）の対策について、関係法令を遵守するとともに、以下の要綱、指針等に基づき、発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の確保等に努めなければならない。 （１）建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日付け国土交通事務次官通達） （２）建設廃棄物処理指針（平成23年3月30日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知） （３）東京都建設リサイクルガイドライン （４）東京都建設泥土リサイクル指針 2　受託者は、建設副産物の処理に当たっては、現場内において、ふるい分け等により極力分別し、建設発生土、コンクリート塊、アスコン塊、木材、その他の廃棄物等に仕分けした上、再利用及び適正処理を行なわなければならない。 3　受託者は、測量業務の実施に伴い発生する伐採材、伐根材、剪定枝葉等については、民間再資源化施設での再利用を図るなど、再資源化に努めなければならない。			（追加）
	第2節　測量施行		第２節 測量施行	
1.2.1 **作業計画書**	1　受託者は、契約締結後14 日以内（休日等を含む）に作業計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。 2　作業計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 （１）業務概要（委託件名、作業量、作業地域、契約年月日、納期） （２）実施方針（作業工程） （３）業務実施計画表	1.2.1 作業計画書	1　受託者は、契約締結後速やかに作業計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。 2　作業計画書には、監督員の指示により下記事項を記載するものとする。 （１）業務概要（委託件名、作業量、作業地域、契約年月日、納期） （２）実施方針（作業工程） （３）業務実施計画表	（修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	（４）業務組織計画（作業編成） （５）打合せ計画 （６）成果品の内容、部数 （７）使用する主な図書及び基準 （８）連絡体制（緊急時含む） （９）安全管理 （10）精度管理 （11）使用する主な機器 （12）その他 3　受託者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえその都度監督員に変更作業計画書を提出しなければならない。 4　監督員の指示した事項については、受託者はさらに詳細な作業計画書に係る資料を提出しなければならない。		（４）業務組織計画（作業編成） （５）打合せ計画 （６）成果品の内容、部数 （７）使用する主な図書及び基準 （８）連絡体制（緊急時含む） （９）安全管理 （10）精度管理 （11）使用する主な機器 （12）その他 3　受託者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえその都度監督員に変更作業計画書を提出しなければならない。 4　監督員の指示した事項については、受託者はさらに詳細な作業計画書に係る資料を提出しなければならない。	
1.2.2 **工程管理**	1　受託者は、作業実施計画表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した作業実施計画表を提出すること。 2　作業実施計画表について監督員が特に指示した場合は、更に細部の作業実施計画表を提出すること。 3　特に時期を定められた箇所については、監督員と事前に協議し、工程の進捗を図ること。	1.2.2 工程管理	1　受託者は、作業実施計画表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した作業実施計画表を提出すること。 2　作業実施計画表について監督員が特に指示した場合は、更に細部の作業実施計画表を提出すること。 3　特に時期を定められた箇所については、監督員と事前に協議し、工程の進捗を図ること。	
1.2.3 **測量用機器の検定**	測量用機器は各作業に適したものを使用すること。 セオドライト、測距儀、鋼巻尺、レベル、水準測量作業用電卓、トータルステーション（データコレクタを含む）、GNSS測量機等は所定の方法により点検及び検定を行い、高度な技術を有する第三者機関の検定証明書等を作業計画書に添付して提出すること。なお、第三者機関は、国土交通省公共測量作業規程に従うものでなければならない。	1.2.3 測量用機器の検定	測量用機器は各作業に適したものを使用すること。 セオドライト、測距儀、鋼巻尺、レベル、水準測量作業用電卓、トータルステーション（データコレクタを含む）、ＧＰＳ測量機等は所定の方法により点検及び検定を行い、社団法人日本測量協会測量技術センター等の高度な技術を有する第三者機関の検定証明書等を作業計画書に添付して提出すること。なお、第三者機関は、東京都公共測量作業規程に従うものでなければならない。	（修正）
1.2.4 **測量関係書類の整備**	受託者は、測量に関する関係書類を備え、随時監督員が点検できるように整備しておくこと。	1.2.4 測量関係書類の整備	受託者は、測量に関する関係書類を備え、随時監督員が点検できるように整備しておくこと。	
1.2.5 **測量記録写真**	受託者は、別途定める「工事記録写真撮影基準」を参考に、適宜、測量状況写真等を撮影し、工程順に記録写真帳に整理するとともに、監督員に提出しなければならない。	1.2.5 測量記録写真	受託者は、別途定める「工事記録写真撮影基準」を参考に、適宜、測量状況写真等を撮影し、工程順に記録写真帳に整理するとともに、監督員に提出しなければならない。	
1.2.6 **使用材料の品質**	受託者は、測量に使用する材料の品質及び規格等については、設計図書の定めによるほか、別途定めのある「土木材料仕様書」によらなければならない。	1.2.6 使用材料の品質	受託者は、測量に使用する材料の品質及び規格等については、設計図書の定めによるほか、別途定めのある「土木材料仕様書」によらなければならない。	
	第3節　安全管理		第３節 安全管理	
1.3.1	1　受託者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでな	1.3.1	1　受託者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでな	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
安全等の確保	く、付近住民、通行者、通行車両、通行船舶等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 （１）受託者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達令和6年3月5日)を参考にし、常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 （２）受託者は、測量に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。 （３）受託者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合、相互協調して業務を遂行しなければならない。 （４）受託者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。 2　受託者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。 3　受託者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。 4　受託者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。 5　受託者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 （１）受託者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日国土交通省告示第496号)を遵守し、災害の防止に努めなければならない。 （２）屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。 （３）受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 （４）受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。 （５）受託者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。 6　受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。 7　測量実施のため交通もしくは航行を禁止又は制限する必要があるときは、監督員と協議し、関係官公庁の許可を受けたうえで必要な箇所に指定の表示を行うものとする。 8　調査用作業船等が、船舶の輻輳している区域を航行する場合や作業区域への船舶の進入が予測される場合等、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化	安全等の確保	く、付近住民、通行者、通行車両、通行船舶等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 （１）受託者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達平成13 年3 月29 日)を参考にし、常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 （２）受託者は、測量に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。 （３）受託者(請負者)は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合、相互協調して業務を遂行しなければならない。 （４）受託者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。 2　受託者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。 3　受託者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。 4　受託者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。 5　受託者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 （１）受託者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省事務次官通達平成5 年1 月12 日)を遵守し、災害の防止に努めなければならない。 （２）屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。 （３）受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 （４）受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。 （５）受託者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。 6　受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。 7　測量実施のため交通もしくは航行を禁止又は制限する必要があるときは、監督員と協議し、関係官公庁の許可を受けたうえで必要な箇所に指定の表示を行うものとする。 8　調査用作業船等が、船舶の輻輳している区域を航行する場合や作業区域への船舶の進入が予測される場合等、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化	（修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	するなど事故防止に努めなければならない。 9　受託者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。 　なお、災害発生時においては、第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。 10　受託者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合には、その指示に従わなければならない。		するなど事故防止に努めなければならない。 9　受託者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。 　なお、災害発生時においては、第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。 10　受託者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合には、その指示に従わなければならない。	
1.4.1 **完了検査**	**第4節　検査** 1　受託者は、契約書第30 条（検査及び引渡し）第１項の規定に基づき、完了届を委託者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。 2　委託者は、測量業務の検査に先立って受託者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受託者の負担とする。 3　検査員は、監督員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 （１）測量業務成果物の検査 （２）測量業務管理状況の検査 　測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 　なお、電子納品の検査時の対応については、「東京都港湾局CALS/EC電子納品運用ガイドライン」に基づくものとする。	1.4.1 完了検査	第４節 検査 1　受託者は、委託契約書第7条の規定に基づき、完了届を委託者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。 2　委託者は、測量業務の検査に先立って受託者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受託者の負担とする。	（修正） （追加）
1.4.2 **修補等**	1　受託者は、修補は速やかに行わなければならない。 2　検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受託者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。 3　検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。 4　検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、委託者は、契約書第40条(契約不適合責任)第１項の規定に基づき検査の結果を受託者に通知するものとする。	1.4.2 修補等	1　受託者は、修補は速やかに行わなければならない。 2　委託者は、修補の必要があると認めた場合には、受託者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受託者の責に帰すべきものでない場合は、異議申し立てができるものとする。 3　委託者が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は委託者の指示に従うものとする。	（修正） （修正） （追加）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th><th></th></tr>
<tr><td>2.1.1
準拠すべき図書</td><td>
第2章　測量一般
第1節　一般事項
各種の測量は、次の法律及び図書に準拠して行うものとする。
なお、次の法律及び図書以外のものに準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。
<table>
<tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>適 用</th></tr>
<tr><td>1</td><td>測量法</td><td>国土交通省</td></tr>
<tr><td>2</td><td>公共測量作業規程</td><td>国土交通省</td></tr>
<tr><td>3</td><td>公共測量作業規程の準則 基準点測量記載要領</td><td>公益社団法人日本測量協会</td></tr>
<tr><td>4</td><td>公共測量作業規程の準則　解説と運用</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>5</td><td>国土調査法</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td>基準点測量作業規程準則（国土調査法）</td><td>国土交通省</td></tr>
<tr><td>7</td><td>水路業務法</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>8</td><td>不動産登記法</td><td>法務省</td></tr>
<tr><td>9</td><td>東京都土地区画整理事業測量作業規程</td><td>東京都都市整備局</td></tr>
<tr><td>10</td><td>道路台帳作成要領</td><td>東京都建設局道路管理部</td></tr>
<tr><td>11</td><td>道路台帳一般図式及び凡例</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>12</td><td>公示用略図の作成要領</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>13</td><td>水準基標測量成果表(港湾地域)</td><td>東京都港湾局</td></tr>
<tr><td>14</td><td>水準基標測量成果表</td><td>東京都土木技術支援センター</td></tr>
<tr><td>15</td><td>東京都公共基準点使用要領</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>16</td><td>東京都道公共基準点管理保全要綱</td><td>東京都建設局道路管理部</td></tr>
<tr><td>17</td><td>建設局事業に伴う国土交通省所管国有財産の用地測量における道路、河川及び公園等の区域の境界確認事務取扱要領</td><td>東京都建設局</td></tr>
<tr><td>18</td><td>都道に関する事業の施行に伴う区域決定等の事務手続要綱の解説</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>19</td><td>CAD 製図基準</td><td>国土交通省</td></tr>
<tr><td>20</td><td>土木設計業務等の電子納品要領</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>21</td><td>測量成果電子納品要領</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>22</td><td>道路台帳平面図等の電子納品の手引き（9）道路台帳作成要領　併録</td><td>東京都建設局道路管理部</td></tr>
</table>
</td><td>2.1.1
準拠すべき図書</td><td>
第2章 測量一般
第１節 一般事項
各種の測量は、次の法律及び図書に準拠して行うものとする。
なお、次の法律及び図書以外のものに準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。
<table>
<tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>適 用</th></tr>
<tr><td>1</td><td>測量法</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>東京都公共測量作業規程</td><td>東京都</td></tr>
<tr><td>3</td><td>国土交通省公共測量作業規程記載要領</td><td>社団法人日本測量協会</td></tr>
<tr><td>4</td><td>公共測量作業規程の準則 解説と運用</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>5</td><td>国土調査法</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td>基準点測量作業規程準則（国土調査法）</td><td>国土交通省</td></tr>
<tr><td>7</td><td>水路業務法</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>8</td><td>不動産登記法</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>9</td><td>東京都土地区画整理事業測量作業規程</td><td>東京都都市整備局</td></tr>
<tr><td>10</td><td>道路台帳作成要領</td><td>東京都建設局道路管理部</td></tr>
<tr><td>11</td><td>道路台帳一般図式及び凡例</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>12</td><td>公示用略図の作成要領</td><td>〃</td></tr>
<tr><td></td><td>水準基標測量成果表(港湾地域)</td><td>東京都港湾局</td></tr>
<tr><td>13</td><td>水準基標測量成果表</td><td>東京都土木技術支援・</td></tr>
<tr><td>14</td><td>東京都公共基準点測量作業規程</td><td>人材育成センター</td></tr>
<tr><td>15</td><td>東京都公共基準点（二次）測量作業規程</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>16</td><td>東京都公共基準点使用要領</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>17</td><td>東京都道公共基準点管理保全要綱</td><td>東京都建設局道路管理部</td></tr>
<tr><td></td><td>建設局事業に伴う国土交通省所管国有財産の用地測量における道路、河川及び公</td><td>東京都建設局</td></tr>
<tr><td>18</td><td>園等の区域の境界確認事務取扱要領
都道に関する事業の施行に伴う区域決定等の事務手続要綱の解説</td><td>〃</td></tr>
</table>
</td><td>（修正）
（修正）
（修正）

（修正）
（修正）

（修正）
（修正）
（修正）

（修正）

（追加）
（追加）
（追加）
（追加）</td></tr>
<tr><td>2.1.2
測量の種類及び進め方</td><td>1　測量の種類は、次のとおりとする。
（１）基準点測量
（２）水準測量
（３）地形測量</td><td>2.1.2
測量の種類及び進め方</td><td>1　測量の種類は、次のとおりとする。
（１）基準点測量
（２）水準測量
（３）地形測量</td><td></td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th><th></th></tr>
<tr><td></td><td>（４）空中写真測量
（５）路線測量
（６）深浅測量
（７）用地測量
（８）道路台帳測量
（９）管理境界標杭設置
（10）事業施行に伴う公示用図書の作成
２　測量の進め方は、次のとおりとする。
（１）受託者は、測量実施前に設計図書に基づき測量箇所の現地調査を行い、施行にあたっては、測定位置を再確認すること。
（２）受託者は、測量施行後直ちに資料を整理し、過ちがないかを確認すること。</td><td></td><td>（４）路線測量
（５）深浅測量
（６）用地測量
（７）道路台帳測量
（８）管理境界標杭設置
（９）事業施行に伴う公示用図書の作成
２　測量の進め方は、次のとおりとする。
（１）受託者は、測量実施前に設計図書に基づき測量箇所の現地調査を行い、施行にあたっては、測定位置を再確認すること。
（２）受託者は、測量施行後直ちに資料を整理し、過ちがないかを確認すること。</td><td>（追加）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）</td></tr>
<tr><td></td><td>第2節　測量の計算</td><td></td><td>第２節 測量の計算</td><td></td></tr>
<tr><td>2.2.1
点検計算及び再測</td><td>受託者は、観測が終了したときは、観測値の良否を点検するため、速やかに所定の点検計算を行い、許容範囲を越えた場合は必要な再測を行うか、または、監督員の指示により適切な措置を講じること。</td><td>2.2.1
点検計算及び再測</td><td>受託者は、観測が終了したときは、観測値の良否を点検するため、速やかに所定の点検計算を行い、許容範囲を越えた場合は必要な再測を行うか、または、監督員の指示により適切な措置を講じること。</td><td></td></tr>
<tr><td>2.2.2
電子計算機の使用</td><td>受託者は、測量の計算を電子計算機で行う場合には、データ、けたの取扱い等について確認し、プログラム、インプットデータを監督員に提示し、指示を受けた後に計算を行うこと。</td><td>2.2.2
電子計算機の使用</td><td>受託者は、測量の計算を電子計算機で行う場合には、データ、けたの取扱い等について確認し、プログラム、インプットデータを監督員に提示し、指示を受けた後に計算を行うこと。</td><td></td></tr>
<tr><td>2.2.3
計算結果の表示</td><td>測量計算結果については、原則として次表のとおりとする。
<table><tr><th>測量の種類</th><th>表示数値の種類</th><th>単位</th><th>表示の「けた数」</th><th>処理方法</th></tr><tr><td rowspan="2">基準点測量
水準測量
路線測量
河川測量</td><td>辺　長
距　離
座標値
標　高</td><td rowspan="3">m</td><td rowspan="3">小数点以下
３けた</td><td>小数点以下
４けた目を
四捨五入する</td></tr><tr><td rowspan="3">用地測量</td><td>座標値</td></tr><tr><td>境界辺長</td><td>小数点以下
４けた目を
切捨てとする</td></tr><tr><td>面　積</td><td>㎡</td><td>小数点以下
６または７けた</td><td></td></tr><tr><td>道路台帳測量</td><td>座標値</td><td>m</td><td>小数点以下</td><td>小数点以下</td></tr></table></td><td>2.2.3
計算結果の表示</td><td>測量計算結果については、原則として次に示すけた数までを表示すること。
（１）辺長、距離ｍ 単位小数点以下３けた
（２）面積㎡ 単位小数点以下６けたまたは７けた
（３）角値、方向角秒単位
（４）座標値ｍ 単位小数点以下３けた
<table><tr><th>測量の種類</th><th>表示数値の種類</th><th>単位</th><th>表示の「けた数」</th><th>処理方法</th></tr><tr><td>基準点測量
水準測量
路線測量
河川測量
道路台帳測量</td><td>辺　長
距　離
座　標　値
標　高</td><td rowspan="3">m</td><td rowspan="2">小数点以下３けた</td><td>小数点以下４けた目を四捨五入する</td></tr><tr><td>用地測量</td><td></td><td>小数点以下４けた目を切捨てとする</td></tr><tr><td>道路台帳測量
事業施行に伴う公示用
書の作成</td><td>道路区域幅員
境界辺長</td><td>少数点以下２けた</td><td>小数点以下３けた目を切捨てとする</td></tr><tr><td>※境界標調書</td><td>面　積</td><td>㎡</td><td></td><td></td></tr></table></td><td>（修正）

（修正）</td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th></th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td rowspan="3">境界標調書
未分筆調書</td><td></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">3けた</td><td>4けた目を
四捨五入する</td></tr>
<tr><td>距 離</td><td>少数点以下
4けた目を
切捨てとする</td></tr>
<tr><td>面 積</td><td>㎡</td><td>少数点以下
3けた目を
切捨てとする</td></tr>
<tr><td>公示用図書の
作成</td><td>道路区域幅員
境界辺長</td><td>m</td><td>少数点以下
2けた</td><td></td></tr>
</table>

（注1）用地測量で面積を算出する場合、座標法によって算出した面積と、三斜法によって算出した面積との差が次の範囲内であるときは、三斜法によって算出した面積を決定面積とする。
ただし、数値三斜法により算出した面積と、座標法による面積が下記の範囲を越える場合は、底辺及び垂線の㎜位の切捨て、切上げを考慮して㎜位の調整を行うこと（座標面積を超えない範囲で調整を行なうこと）。
・ 座標面積1筆500㎡未満は、0.02㎡以内
・ 座標面積1筆500㎡以上は、座標面積の1／25,000以内

受託者は、特記仕様書に測量成果の検定を行う定めのある場合は、監督員の指示により公益社団法人日本測量協会測量技術センター等、高度な技術水準を持つ第三者機関による検定を受けなければならない。
なお、第三者機関は、国土交通省公共測量作業規程の定めに従うものでなければならない。

第3節　提出成果品
1　計算書等で使用する用紙の規格は、別途定めのあるもの及び原図、白焼図を除き、原則としてA4判（再生紙）とする。

2　計算書等A4版（再生紙）の書類については、当該書類と同一内容のデジタルデータを提出するものとする。
なお、デジタルデータの提出が困難なものについてはこの限りではない。
3　計算書等の製本の規格は、別途定めのあるものを除き、原則としてA4版（再生紙）とする。装丁等については、パイプ式ファイル（A4版）により取りまとめ、正本一部又は必要に応じて正副二部製本する。（別図－2）
4　原図は、各章で規定した成果品のほか、当該図と同一内容のデジタルデータも提出するものとする。ただし、デジタルデータを用いて原図を作成していない場合は、各章で規定した成果品のみとする。</td><td></td><td>
<table>
<tr><td>※未分筆調書</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（注１）ただし、座標値を表示するときには、小数点以下４けた目を四捨五入すること。

（注２）用地測量で面積を算出する場合、座標法によって算出した面積と、三斜法によって算出した面積との差が次の範囲内であるときは、三斜法によって算出した面積を決定面積とする。
ただし、数値三斜法により算出した面積と、座標法による面積が下記の範囲を越える場合は、底辺及び垂線の㎜位の切捨て、切上げを考慮して㎜位の調整を行うこと（座標面積を超えない範囲で調整を行なうこと）。
・ 座標面積1筆500㎡未満は、0.02㎡以内
・ 座標面積1筆500㎡以上は、座標面積の1／25,000以内

受託者は、特記仕様書に測量成果の検定を行う定めのある場合は、監督員の指示により社団法人日本測量協会測量技術センター等、高度な技術水準を持つ第三者機関による検定を受けなければならない。
なお、第三者機関は、東京都公共測量作業規程の定めに従うものでなければならない

第３節 提出成果品
1　計算書等で使用する用紙の規格は、別途定めのあるもの及び原図、第二原図、写図(グリーン色等)（参考資料－10)によることを除き、原則としてＡ4判（再生紙）とする。
2　計算書等A4版（再生紙）の書類については、当該書類と同一内容のデジタルデータを提出するものとする。
なお、デジタルデータの提出が困難なものについてはこの限りではない。
3　計算書等の製本の規格は、別途定めのあるものを除き、原則としてＡ4版（再生紙）とする。装丁等については、パイプ式ファイル（A4版）により取りまとめ、正本一部又は必要に応じて正副二部製本する。（別図－2）
4　原図は、各章で規定した成果品のほか、当該図と同一内容のデジタルデータも提出するものとする。ただし、デジタルデータを用いて原図を作成していない場合は、各章で規定した成果品のみとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>2.2.4
測量成果の検定</td><td></td><td>2.2.4
測量成果の検定</td><td></td><td>（修正）</td></tr>
<tr><td>2.3.1
成果品の規格</td><td></td><td>2.3.1
成果品の規格</td><td></td><td>（修正）</td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	5　写図の提出は、原図をデジタルデータで作成し提出する場合においては、監督員との協議により提出を省略することができる。 ※ 従来は、地形図等の写図（第二原図）に追記して中心線図等の後続図面を作成していたが、デジタルデータを用いて原図を作成する場合、当該デジタルデータを利用し後続図面を作成できるため、写図（第二原図）は不要となる。		5　写図の提出は、原図をデジタルデータで作成し提出する場合においては、監督員との協議により提出を省略することができる。 ※ 従来は、地形図等の写図（第二原図）に追記して中心線図等の後続図面を作成していたが、デジタルデータを用いて原図を作成する場合、当該デジタルデータを利用し後続図面を作成できるため、写図（第二原図）は不要となる。	
	6　成果品に使用するポリエステルフィルムは、片面マットを原則とする。		6　成果品に使用するポリエステルフィルムは、片面マットを原則とする。	（削除）
			7　網図、写図（第二原図）等は、ポリエステルフィルムにグリーン色等で裏焼きし、表側から必要事項を記入する。 なお、写図（第二原図）を2部提出する場合は、1部は写図（第二原図）に必要事項を製図、1部は製図の完了した前記写図からポリエステルフィルムに「黒色」で裏焼きすること。（参考資料－10)ただし、デジタルデータを提出する場合の当該ポリエステルフィルムの記入方法については、この限りではない。	（修正）
	7　デジタルデータの形式は、計算書等にあってはPDF形式及びオリジナルデータ（オリジナルデータとは、各受託者が計算書等の作成時にワープロソフトや表計算ソフト等任意に使用したソフト等により作成されたデジタルデータをいう。）とし、原図にあっては、DM形式、SXF(SFC)形式及びオリジナルデータとする。（オリジナルデータとは、各受託者が任意に使用するCADソフト等により作成されたデジタルデータをいう。） ただし、委託時に特に指定があるものや、監督員によりデータ形式の変更を指示した場合は、この限りではない。		8　デジタルデータの形式は、計算書等にあってはPDF形式及びオリジナルデータ（オリジナルデータとは、各受託者(請負者)が計算書等の作成時にワープロソフトや表計算ソフト等任意に使用したソフト等により作成されたデジタルデータをいう。）とし、原図にあっては、ＤＭ形式、SXF(SFC)形式及びオリジナルデータとする。（オリジナルデータとは、各受託者(請負者)が任意に使用するCADソフト等により作成されたデジタルデータをいう。） ただし、委託時に特に指定があるものや、監督員によりデータ形式の変更を指示した場合は、この限りではない。	（修正）
	8　SXF形式のデータはCAD製図基準（国土交通省）によるものとする。 ただし、委託業務に支障がないと認めるときは、監督員の指示又は承諾により属性情報、フォルダ構成、ファイル形式等の仕様を変更することができる。		9　SXF形式のデータはCAD製図基準（案）（国土交通省）によるものとする。 ただし、委託業務に支障がないと認めるときは、監督員の指示又は承諾により属性情報、フォルダ構成、ファイル形式等の仕様を変更することができる。	（修正）
	9　複写図は、デジタルデータをコンピュータと接続した印刷機により作成した出力図（白焼図）に代えて提出することができる。		10　複写図は、デジタルデータをコンピュータと接続した印刷機により作成した出力図（通称、白焼）に代えて提出することができる。	（修正）
	10　デジタルデータの提出については、土木設計業務等の電子納品要領及び測量成果電子納品要領（国土交通省）により、電子記録媒体（CD-R等）を２部提出するものとする。		11　デジタルデータの提出については、土木設計業務等の電子納品要領(案)及び測量成果電子納品要領（案）（国土地理院）により、電子記録媒体（CD-R等）を２部提出するものとする。	（削除）
			12　成果品の編集及び装丁等については、監督員の指示によること。	
2.3.2 **図面の図式等**	1　図面の図式は、原則、国土交通省公共測量作業規程に準拠し、作業規程に記載のない図式は、本仕様書別表－1 縮尺1／250 図面図式によるものとする。 2　図面の符号は、本仕様書別表－2 図面の符号によるものとする。	2.3.2 図面の図式等	1　図面の図式は、原則、東京都公共測量作業規程に準拠し、作業規程に記載のない図式は、本仕様書別表－1 縮尺1／250 図面図式によるものとする。 2　図面の符号は、本仕様書別表－2 図面の符号によるものとする。	
2.3.3	1　点の記とは、基準点等の位置を明確にするために作成するものをいう。	2.3.3	1　点の記とは、基準点等の位置を明確にするために作成するものをいう。	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
点の記	点の記に使用する用紙の規格は、A4判とし、同一用紙に写真を添付すること。 2　点の記は本仕様書参考資料－６各様式（第２～４）のとおりとする。	点の記	点の記に使用する用紙の規格は、Ａ4判とし、同一用紙に写真を添付すること。 2　点の記には、次の各号に示す事項を記入すること。 〔① 基準点点の記（様式第２）記載事項〕 （１）基準点番号及び点の名称を付した場合には、その名称 （２）選点年月日 （３）標識の種類及び埋設方法 （４）座標値及び高さ （５）視準点の方向角及び点間距離 （６）所在地 （７）位置詳細図（概略目標及び付近の固定構造物を利用し、3点以上から測定した距離をｍ単位、小数点以下2けた位まで記入すること。） （８）標識の写真（目印となる背景を入れたもの） 〔② 水準点点の記（様式第３）記載事項〕 （１）水準点番号及び点の名称を付した場合にはその名称 （２）選点年月日 （３）標識の種類 （４）高さ及び杭高さ （５）所在地 （６）位置詳細図（概略目標及び付近の固定構造物を利用し、3点以上から測定した距離をｍ単位、小数点以下2けたまで記入すること。） （７）標識の地上写真（目印となる背景を入れたもの） 〔③ 境界点点の記（公共用地、民有地、借地権等）(様式第４)記載事項〕 （１）境界点番号及び点の名称を付した場合、その名称 （２）測量年月日 （３）境界点の種類 （４）標識の種類 （５）所在地 （６）位置詳細図（概略目標及び付近の固定構造物を利用し、3点以上から測定した距離をｍ以下少数2位まで記入すること。） （７）標識の地上写真（目印となる背景を入れたもの） （８）計画線及び幅杭位置	（修正）
2.3.4 観測簿	観測簿は、現地で野帳に記入し基準点測量観測簿、水準観測簿等に整理したもの、または自動測定された観測データをデータコレクターに入力したものをコンピュータより必要事項（様式見本第1、2）を出力した観測データリストとする。	2.3.4 観測簿	観測簿は、現地で野帳に記入し基準点測量観測簿、水準観測簿等に整理したもの、または自動測定された観測データをデータコレクターに入力したものをコンピュータより必要事項（様式見本第1、2）を出力した観測データリストとする。	
2.3.5 成果表	1　成果表とは、各工程別作業において最終の目的として得た結果を表にとりまとめたものをいう。	2.3.5 成果表	1　成果表とは、各工程別作業において最終の目的として得た結果を表にとりまとめたものをいう。	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	成果表には、その結果に至るまでの経緯を入れた観測成果表を添付すること。 2　成果表は、各様式（第５～６）のとおりとする。		成果表には、その結果に至るまでの経緯を入れた観測成果表を添付すること。 2　成果表には、次の各号に示す事項を記入すること。 〔① 基準点測量成果表（様式第５）記載事項〕 （１）基準点路線の種類 （２）基準点の種類及び番号 （３）基準点の座標値及び高さ （４）方向角及び点間距離 （５）その他必要と認められる事項 〔② 水準測量成果表（様式第６）記載事項〕 （１）水準点番号 （２）所在地 （３）高さ （４）その他必要と認められる事項 〔③ 用地測量成果表、記載事項〕 （１）基準点、境界点の符号及び番号 （２）基準点、境界点の座標値 （３）標識の種類 （４）その他必要と認められる事項	（修正）
2.3.6 **網図**	1　網図とは、測量の結果得られた各測点の位置及び関連を図上にとりまとめ、所要事項を記載したものをいう。 網図には、縮尺1／2500程度の都市計画図又はこれに代わる地形図を用いることを原則とするが、別途監督員の指示がある場合には、その指示に従うこと。 2　網図には、次の各号に示す事項を記入すること。 〔① 基準点網図記載事項〕 （１）基準点の種類及び番号 （２）標識の種類 （３）座標値及び高さ （４）方向角及び点間距離 （５）その他必要と認められる事項 〔② 水準路線図記載事項〕 （１）水準路線の名称 （２）水準点の種類及び番号 （３）標識の種類 （４）高さ （５）その他必要と認められる事項	2.3.6 網図	1　網図とは、測量の結果得られた各測点の位置及び関連を図上にとりまとめ、所要事項を記載したものをいう。 網図には、縮尺1／2500程度の都市計画図又はこれに代わる地形図を用いることを原則とするが、別途監督員の指示がある場合には、その指示に従うこと。 2　網図には、次の各号に示す事項を記入すること。 〔① 基準点網図記載事項〕 （１）基準点の種類及び番号 （２）標識の種類 （３）座標値及び高さ （４）方向角及び点間距離 （５）その他必要と認められる事項 〔② 水準路線図記載事項〕 （１）水準路線の名称 （２）水準点の種類及び番号 （３）標識の種類 （４）高さ （５）その他必要と認められる事項	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
2.3.7 **精度管理表**	1　精度管理表とは、測定して得た数値を各工程に定められた様式に従って、作業全般の精度を管理するために作成するものをいう。 2　精度管理表は、各様式（第7～12）のとおりとし、本様式で規定していないものについては、国土交通省公共測量作業規程によるものとする。 　なお、記入方法は、公共測量作業規程の準則 基準点測量記載要領によること。	2.3.7 精度管理表	1　精度管理表とは、測定して得た数値を各工程に定められた様式に従って、作業全般の精度を管理するために作成するものをいう。 　精度管理表には、次の各号に示す事項を様式第７～18に記入すること。 　なお、記入方法は、国土交通省公共測量作業規程記載要領によること。 2　基準点測量精度管理表（様式第７、第８、第９）記載事項 （１）測点番号、路線番号 （２）路線長 （３）測点数 （４）水平位置及び標高の閉合差、新点位置の標準偏差等 （５）その他必要と認められる事項 3　水準測量精度管理表（様式第10）記載事項 （１）路線番号 （２）距離 （３）閉合差及び制限値 （４）観測路線図（水準網図の略図を記入） （５）その他必要と認められる事項 4　地形測量精度管理表（様式第11）記載事項 （１）誤記、脱落 （２）トレースのずれ、忘れ （３）その他必要と認められる事項 5　条件点測量精度管理表（様式第12）記載事項 （１）測点 （２）水平位置の計算値、測定値、較差、制限 （３）その他必要と認められる事項 6　ＩＰ点設置測量精度管理表（様式第13）記載事項 （１）測点番号 （２）水平位置の計算値、測定値、較差、制限 （３）その他必要と認められる事項 7　中心線測量精度管理表（様式第14）記載事項 （１）測点 （２）水平位置の計算値、測定値、較差、制限 （３）その他必要と認められる事項 8　縦断測量精度管理表（様式第15）記載事項 （１）路線番号 （２）距離、閉合差、制限値 （３）その他必要と認められる事項 9　横断測量精度管理表（様式第16）記載事項 （１）測点番号 （２）測定値、検測値、較差、制限 （３）その他必要と認められる事項	（修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th><th></th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>10　用地幅杭設置測量精度管理表（様式第17）記載事項
（１）測点番号
（２）計算値、測定値、較差、制限
（３）その他必要と認められる事項
11　用地測量（境界測量）精度管理表（様式第18）記載事項
（１）測点番号
（２）計算値、測定値、較差、制限
（３）その他必要と認められる事項</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第4節　技術管理</td><td></td><td>第４節 技術管理</td><td></td></tr>
<tr><td>2.4.1
技術管理</td><td>技術管理は受託者が自ら行うものであり、その範囲及び提出書類等については、次のものとする。
1　作業計画全般についての総合的な技術的検討
原則として、検討結果の提出は求めないが、測量作業が大規模な場合若しくはその内容が技術的に極めて高度であるか又は極めて複雑・困難であると認められたときは、検討の結果についての報告書を作成し、提出すること。
2　精度管理表の作成
受託者は、測量の正確さを確保するため、適切な精度管理を行い、この結果に基づいて精度管理表を作成すること。
3　測量成果の精度管理及び品質についての確認のための点検測量は、提出する成果の作業量に対し、下表の率を乗じた作業量について行うものとする。
点検測量の記録は、所定の整理を行い点検測量簿として提出すること。
点検測量簿は、「公共測量作業規程の準則 基準点測量記載要領」によること。
なお、点検測量は、受託者が各工程別作業の終了時、その他適切な時期に監督員の指示する箇所について行うことを原則とする。
<table><tr><td colspan="2">測量種別</td><td>点検測量率</td></tr><tr><td rowspan="2">基準点測量</td><td>２級</td><td>１０（%）</td></tr><tr><td>３，４級</td><td>5</td></tr><tr><td colspan="2">水準測量</td><td>5</td></tr><tr><td colspan="2">簡易水準測量</td><td>5</td></tr><tr><td colspan="2">地形測量
（写真測量を含む）</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">線形決定</td><td>5</td></tr><tr><td colspan="2">中心線測量</td><td>5</td></tr><tr><td colspan="2">縦断測量</td><td>5</td></tr><tr><td colspan="2">横断測量</td><td>5</td></tr></table>点検測量率は、次表標準とする。
4　標識の設置状況及び出来形の記録写真の撮影標識の設置状況は、成果品に</td><td>2.4.1
技術管理</td><td>技術管理は受託者(請負者)が自ら行うものであり、その範囲及び提出書類等については、次のものとする。
1　作業計画全般についての総合的な技術的再検
原則として、成果の提出は求めないが、測量作業が大規模な場合若しくはその内容が技術的に極めて高度であるか又は極めて複雑・困難であると認められたときは、検討の結果についての報告書を作成し、提出すること。
2　精度管理表の作成
受託者は、測量の正確さを確保するため、適切な精度管理を行い、この結果に基づいて精度管理表を作成すること。
3　測量成果の精度管理及び品質についての確認のための点検測量は、提出する成果の作業量に対し、下表の率を乗じた作業量について行うものとする。
点検測量の記録は、所定の整理を行い点検測量簿として提出すること。点検測量簿の書式は、「国土交通省公共測量作業規程記載要領」によること。
なお、点検測量は、受託者が各工程別作業の終了時、その他適切な時期に監督員の指示する箇所について行うことを原則とする。
点検測量率は、次表標準とする。
<table><tr><td colspan="2">測量種別</td><td>点検測量率</td></tr><tr><td rowspan="2">基準点測量</td><td>２級</td><td>１０（%）</td></tr><tr><td>３，４級</td><td>5</td></tr><tr><td colspan="2">水準測量</td><td>5</td></tr><tr><td colspan="2">簡易水準測量</td><td>5</td></tr><tr><td colspan="2">地形測量
（写真測量を含む）</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">線形決定</td><td>5</td></tr><tr><td colspan="2">中心線測量</td><td>5</td></tr><tr><td colspan="2">縦断測量</td><td>5</td></tr><tr><td colspan="2">横断測量</td><td>5</td></tr></table>4　標識の設置状況及び出来形の記録写真の撮影標識の設置状況は、成果品に</td><td>（修正）
（修正）
（修正）
（修正）</td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	より確認できるもの以外について、測量種別ごとに３の点検測量率と同率の記録写真を提出すること。 ５　最終成果の総合的な再点検及び出来形等についての再確認は、３に準じて行うこと。		より確認できるもの以外について、測量種別ごとに(3)の点検測量率と同率の記録写真を提出すること。 ５　最終成果の総合的な再点検及び出来栄え等についての再確認は、(3)に準じて行うこと。	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	第3章　基準点測量 **第1節　一般事項**		**第3章 基準点測量** 第１節 一般事項	
3.1.1 **目的**	基準点測量とは、既知点（その成果が与件として用いられる点）である基準点（以下この章において「既知点」という。）に基づき、新点である基準点（以下この章において「新点」という。）の位置又は標高を定める作業をいう。	3.1.1 目的	基準点測量とは、既知点（その成果が与件として用いられる点）である基準点（以下この章において「既知点」という。）に基づき、新点である基準点（以下この章において「新点」という。）の位置又は標高を定める作業をいう。	
	第2節　製品仕様書の記載事項		第２節 製品仕様書の記載事項	
3.2.1 **製品仕様書**	1　製品仕様書は当該基準点測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データ内容及び構造、参照系、データ品質、データ品質評価手順、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。 2　製品仕様書の記載にあたっては、標準的な記載事例を参考とし、当該基準点測量に適合するように各事項を記載するものとする。 なお、点番号に関しては、国土地理院で公表している記載事例においては、５桁以内の整数（integer）と規定しているが、本都では漢字を使用する場合を想定し、点番号と同様に20文字以下（characterString）により定義するものとする。	3.2.1 製品仕様書	1　製品仕様書は当該基準点測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データ内容及び構造、参照系、データ品質、データ品質評価手順、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。 2　製品仕様書の記載にあたっては、標準的な記載事例を参考とし、当該基準点測量に適合するように各事項を記載するものとする。 なお、点番号に関しては、国土地理院で公表している記載事例においては、５桁以内の整数（integer）と規定しているが、本都では漢字を使用する場合を想定し、点番号と同様に20文字以下（characterString）により定義するものとする。	
	第3節　測量作業		第３節 測量作業	
3.3.1 **作業内容**	基準点測量は、細部測量の基準となる基準点を設置することを目的として行い、既知点の種類、既知点間の標準距離、新点間の標準距離、観測の精度等に応じて、２級基準点測量、３級基準点測量、４級基準点測量に区分する。 （注１）「GNSS」とは、人工衛星からの信号を用いて位置を決定する衛星測位システムの総称をいい、GPS、準天頂衛星システム、GLONASS、Galileo等の衛星測位システムがある。GNSS測量においては、GPS、準天頂衛星　システム及びGLONASSを適用する。ただし、準天頂衛星は、GPS衛星と同等の衛星として扱うことができるものとし、これらの衛星をGPS・準天頂衛星と表記する。	3.3.1 作業内容	基準点測量は、細部測量の基準となる基準点を設置することを目的として行い、既知点の種類、既知点間の標準距離、新点間の標準距離、観測の精度等に応じて、２級基準点測量、３級基準点測量、４級基準点測量に区分する。	（追加）
3.3.2 **基準点測量既知点**	1　既知点は、原則として次のものを使用するが、現場等の実情に合わせこれ以外の既知点も使用してよい。使用にあたっては、周辺基準点状況及び基準点管理者等を把握のうえ、整合性等を検討のうえ、監督員と協議すること。 以下の既知点の標高は、東京湾平均海面を零位とした(T.P.)を使用しているため、4.3.2「高さの基準」(A.P.)の取扱いに注意すること。 （１）電子基準点（国土地理院） ２級基準点測量及び３級基準点測量の既知点として使用できる。 （２）三角点（国土地理院） （３）１級基準点（東京都土木技術支援センター）「東京都公共基準点」といい、使用方法は、参考資料－７による。 （４）２級及び３級基準点（東京都建設局道路管理部）「東京都道公共基準	3.3.2 基準点測量既知点	1　既知点は、原則として次のものを使用する。	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	点」といい、使用方法は、参考資料－８による。 （５）２級基準点（東京都東京港管理事務所）「東京港基準点」といい、使用方法は、参考資料－8-1による。※使用にあたっては、検測を実施すること。 （６）街区基準点（国土地理院） 地籍測量のために設置された基準点である。 （７）同級基準点を使用できる場合 ３～４級基準点測量における既知点は、厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算又は、三次元網平均計算により設置された同級の基準点を既知点とすることができる。ただし、使用する既知点数の１/２以下とする。		（１）三角点（国土地理院） （２）東京都公共基準点（東京都土木技術支援・人材育成センター）　１級 東京港基準点（東京都東京港管理事務所）２級 使用方法は、参考資料－７による。 （３）３～４級基準点測量における既知点は、厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算又は、三次元網平均計算により設置された同級の基準点を既知点とすることができる。 ただし、使用する既知点数の１／２以下とする。 （４）東京都道公共基準点（東京都建設局道路管理部）２・３級及び東京港基準点（東京都東京港管理事務所）２級の使用方法は、参考資料－８による。 なお、以上の既地点の標高は、東京湾平均海面を零位としたＴ．Ｐ．を使用しているので、第４章第３節第２項「高さの基準」の取扱いに注意すること。	
	２　既地点の種類、既知点間の距離及び新点間の距離は、次表を標準とする。		２　既地点の種類、既知点間の距離及び新点間の距離は、次表を標準とする。	（修正）
	区分／項目：１級基準点測量 / ２級基準点測量 / ３級基準点測量 / ４級基準点測量 既知点の種類：電子基準点 電子基準点付属標 一～四等三角点 1級基準点 / 電子基準点 電子基準点付属標 一～四等三角点 1～2級基準点 / 電子基準点 電子基準点付属標 一～四等三角点 1～2級基準点 / 電子基準点 電子基準点付属標 一～四等三角点 1～3級基準点 既知点間距離（m）：4,000 / 2,000 / 1,500 / 500 新点間距離（m）：1,000 / 500 / 200 / 50	（修正）	区分／項目：２級基準点測量 / ３級基準点測量 / ４級基準点測量 既知点の種類：電子基準点 一～四等三角点 １～２級基準点 / 電子基準点 一～四等三角点 １～２級基準点 / 電子基準点 一～四等三角点 １～３級基準点 既知点間距離（m）：２，０００ / １，５００ / ５００ 新点間距離（m）：５００ / ２００ / ５０	（修正） （修正） （修正）
	３　前項の区分によらず、公共測量により設置した既知点を用いる場合は、当該既知点がどの区分に該当するかを特定の上、前項の規定に従い既知点として使用することができる。		３　前項の区分によらず、公共測量により設置した既知点を用いる場合は、当該既地点がどの区分に該当するかを特定の上、前項の規定に従い既知点として使用することができる。	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新

3.3.3 基準点測量の方式

1　２級基準点測量は、原則として、結合多角方式により行うものとする。
2　３級基準点測量及び４級基準点測量は、原則として、結合多角方式又は単路線方式により行うものとする。
3　結合多角方式の作業方法は、次表を標準とする。

	区分 / 項目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
結合多角方式	1個の多角網における既知点数	$2+\frac{\text{新点数}}{5}$ 以上（端数切上げ）		3　点　以　上	
		電子基準点のみを既知点とする場合は３点以上とする。			——
	単位多角形の辺数	10 辺以下	12 辺以下	——	——
	路線の辺数	5 辺以下	6 辺以下	7 辺以下	10 辺以下（15 辺以下）
		伐採樹木及び地形の状況等によっては、監督員の承認を得て辺数を増やすことができる。			
	節点間の距離	250m以上	150m以上	70m以上	20m以上
	路線長	3 km 以下	2 km 以下	1 km 以下	500m以下（700m 以下）
		GNSS 測量機を使用する場合は5km以下とする。ただし、電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。		電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。	
	偏心距離の制限	e ≦ S／6　S：測点間距離　e：偏心距離			
		電子基準点のみを既知点とする場合は、Sを新点間の距離とし、新点を１点設置する場合の偏心距離は、この式によらず100m以内を標準とする。			——
	路線図形	多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接既知点を結ぶ直線から外側40° 以下の地域内に選点するものとし、路線の中の夾角は、60° 以上とする。ただし、地形の状況等によりやむを得ないときは、この限りでない。		同　左 50° 以下 同　左 60° 以上	

旧

3.3.3 基準点測量の方式

1　２級基準点測量は、原則として、結合多角方式により行うものとする。
2　３級基準点測量及び４級基準点測量は、原則として、結合多角方式又は単路線方式により行うものとする。
3　結合多角方式の作業方法は、次表を標準とする。
4　１級基準点測量に関しては、「東京都公共基準点測量作業規程」を適用するものとする。
※上記の規程は、「東京都公共測量作業規程」とは別に定める規程である。

	区分 / 項目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
結合多角方式	1個の多角網における既知点数	$2+\frac{\text{新点数}}{5}$ 以上（端数切り上げ）		3　点　以　上	
	単位多角計の辺数	10 辺以下	12 辺以下	——	——
	路線の辺数	5 辺以下	6 辺以下	7 辺以下	10 辺以下
		伐採樹木及び地形の状況等によっては、計画機関の承認を得て辺数を増やすことができる			
	節点間の距離	250m以上	150m以上	70m以上	20m以上
	路線長	3km以下	2km以下	1km以下	500m以下
		GPS測量機を使用する場合は５km以下とする。			
		ただし、電子基準点等のみを既知点とする場合はこの限りでない。	——		
	偏心距離の制限	S／e ≧ 6　S：測点間距離　e：偏心距離			
	路線図形	多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接既知点を結ぶ直線から外側40° 以下の地域内に選点することを原則とする。路線の中の夾角は60° 以上を原則とする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りでない。		同　左 50° 以下 同　左 60° 以上	
	平均次数	——	——	簡易水平網平均計算を行う場合は平均次数を２次までとする。	

（削除）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

新

	平均次数	——	簡易水平網平均計算を行う場合は平均次数を2次までとする。
備考			1．「路線」とは、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までをいう。 2．「単位多角形」とは、路線によって多角形が形成され、その内部に路線をもたない多角形をいう。 3．3～4級基準点測量において、条件式による簡易水平網平均計算を行う場合は、方向角の取付を行うものとする。 4．4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点及び1～3級基準点並びに電子基準点及び電子基準点付属標を既知点とし、かつ、国土交通省公共測量作業規程第35条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について（　）内を標準とすることができる。	

4　単路線方式の作業方法は、次表を標準とする。

項目＼区分		1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
単路線方式	方向角の取付	既知点の1点以上において方向角の取付を行う。ただし、GNSS測量機を使用する場合は、方向角の取付は省略する。			
	路線の辺数	7辺以下	8辺以下	10辺以下	15辺以下（20辺以下）
	新点の数	2点以下	3点以下	——	——
	路線長	5km以下 電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。	3km以下	1.5km以下	700m以下（1km以下）
	路線図形	新点は、両既知点を結ぶ直線から両側40°以下の地域内に選点するものとし、路線の中の夾角は、60°以上とする。ただし、地形の状況等によりやむを得ないときは、この限りでない。		同　左 50°以下 同　左 60°以上	
	準用規定	節点間の距離、偏心距離の制限、平均次数、路線の辺数制限緩和及びGNSS測量機を使用する場合の路線長の制限緩和は、結合多角方式の各々の項目の規定を準用する。			
備考		4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点及び1～3級基準点並びに電子基準点及び電子基準点付属標を既知点とし、かつ、国土交通省公共測量作業規程第35条第2項による機器を使用する場合は、路線の			

旧

備考	1．「路線」とは、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までの辺数及び距離をいう。 2．「単位多角形」とは、路線によって多角形が形成され、その内部に路線をもたない多角形をいう。 3．3～4級基準点測量において、条件式による簡易水平網平均計算を行う場合は、方向角の取付を行うものとする。

5　単路線方式の作業方法は、次表を標準とする。

項目＼区分		1級基準点測量※	2級基準点測量※	3級基準点測量	4級基準点測量
単路線方式	方向角の取付	既知点の1点以上において方向角の取付を行う。ただし、GPS測量機を使用する場合は、方向角の取付は省略する。			
	路線の辺数	7辺以下	8辺以下	10辺以下	15辺以下
	新点の数	2点以下	3点以下	——	——
	路線長	5km以下	3km以下	1.5km以下	700m以下
	路線図形	新点は、両既知点を結ぶ直線から両側40°以下の地域内に選点することを原則とする。 路線の中の夾角は、60°以上を原則とする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りでない。		同　左 50°以下 同　左 60°以上	
	準用規定	節点間の距離、偏心距離の制限、平均次数、路線の辺数制限緩和及びGPS測量機を使用する場合の路線図形は、結合多角方式の各々の項目の規定を準用する。			
備考		やむを得ず単路線方式を行う場合に限る。			

（修正）

（修正）

（修正）

（修正）

（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	辺数及び路線長について（ ）内を標準とすることができる。			
3.3.4 工程別作業区分及び順序	工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。 ただし、監督員が指示し、又は承認した場合は、一部を省略することができる。 1　作業計画 2　選点 3　測量標の設置 4　観測 5　計算 6　品質評価 7　成果などの整理 8　第三者機関による成果検定	3.3.4 工程別作業区分及び順序	工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。 ただし、本都が指示し、又は承認した場合は、一部を省略することができる。 1　作業計画 2　選点 3　測量標の設置 4　観測 5　計算 6　品質評価 7　成果などの整理 8　第三者機関による成果検定	（修正）
3.3.5 測量作業の精度	基準点測量における座標の閉合比の許容範囲は、本仕様書による許容範囲を満足すること。	3.3.5 測量作業の精度	基準点測量における座標の閉合比の許容範囲は、本仕様書による許容範囲を満足すること。	
3.3.6 作業計画	作業計画は、1.2.1 の規定によるほか、地形図上で新点の概略位置を決定し、平均計画図を作成し、監督員の承諾を得るものとする。	3.3.6 作業計画	作業計画は、第１１条の規定によるほか、地形図上で新点の概略位置を決定し、平均計画図を作成するものとする。 （第１１条 作業機関は、測量作業着手前に、測量作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案し、これを計画機関に提出して、その承認を得なければならない。作業計画を変更しようとするときも同様とするものとする。	（修正）
3.3.7 選点	1　基準点測量の選点にあたっては、次の事項に留意すること。 （１）既知点の現況調査を行い異常の有無を確認するとともに、基準点現況報告書を作成すること。 （２）新点は、後続作業を考慮し、適切な位置に選定し，選点図を作成する。 選点図に基づき平均図を作成し、監督員の承諾を得ること。 （３）測量作業上必要な場合は、監督員と協議のうえ補助基準点を設置することができる。 （４）定めのない事項については、監督員と協議のうえ、国土交通省公共測量作業規程を準用する。 2　新設した基準点には、２級Ｃ、３級Ａ、４級Ｂの記号と一連番号を付し、その位置は固定物を利用して３方向から測定し、後日位置の確認ができるように「点の記」を作成すること。 なお、これによりがたい場合は、監督員の指示によることができる。 3　これに基づき、基準点網図を作成すること。	3.3.7 選点	1　基準点測量の選点にあたっては、次の事項に留意すること。 （１）既地点の現況調査を行い異常の有無を確認するとともに、基準点現況報告書を作成すること。 （２）新点は、後続作業を考慮し、適切な位置に選定し，選点図を作成する。選点図に基づき平均図を作成し、監督員の承諾を得ること。 （３）測量作業上必要な場合は、監督員と協議のうえ補助基準点を設置することができる。 （４）定めのない事項については、監督員と協議のうえ、東京都公共測量作業規程を準用する。 2　新設した基準点には、２級Ｃ、３級Ａ、４級Ｂの記号と一連番号を付し、その位置は固定物を利用して３方向から測定し、後日位置の確認ができるように「点の記」を作成すること。 なお、これによりがたい場合は、監督員の指示によることができる。 3　これに基づき、基準点網図を作成すること。	（修正） （修正）
3.3.8	1　測量標識の設置とは、新点の位置に永久標識を設ける作業をいう。	3.3.8	1　測量標識の設置とは、新点の位置に永久標識を設ける作業をいう。	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th><th></th></tr>
<tr><td>基準点の標識</td><td>2　監督員が所有権又は管理権を有する土地以外の土地に永久標識を設置しようとするときは、当該土地の所有者又は管理者から建標承諾書等により承諾を得なければならない。
3　永久標識の規格及び設置方法は、別図－１によるものとし、設置した永久標識等については、写真等により記録するものとする。設置箇所は、歩行者が鋲等につまずかないよう配慮すること。
4　３級基準点には、鉄筋コンクリート標杭(120×120×900㎜または120×120×600㎜）を埋石することを原則とするが、これによりがたい場合は、監督員の指示に従うこと。
5　４級基準点には、プラスチック杭(70×70×600㎜）を設置することを原則とするが、これによりがたい場合は監督員の指示に従うこと。
6　杭頭部には、所定の表示(別図－１　参照）をすること。</td><td>基準点の標識</td><td>2　計画機関が所有権又は管理権を有する土地以外の土地に永久標識を設置しようとするときは、当該土地の所有者又は管理者から建標承諾書等により承諾を得なければならない。
3　永久標識の規格及び設置方法は、別図－１によるものとし、設置した永久標識については、写真等により記録するものとする。
4　３級基準点には、鉄筋コンクリート標杭(120×120×900㎜）を埋石することを原則とするが、これによりがたい場合は、監督員の指示に従うこと。
5　４級基準点には、プラスチック杭(70×70×600㎜）を設置することを原則とするが、これによりがたい場合は監督員の指示に従うこと。
6　杭頭部には、所定の表示(別図－１　参照）をすること。</td><td>（修正）
（修正）
（修正）</td></tr>
<tr><td>3.3.9
機器</td><td>観測に使用する主要な機器は、次表に掲げるもの又はこれらに相当するものとする。
<table>
<tr><th>機　　器</th><th>性　　能</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>１級トータルステーション</td><td rowspan="11">国土交通省
公共測量作業規程
別表１による</td><td>１～４級基準点測量</td></tr>
<tr><td>２級トータルステーション</td><td>２～４級基準点測量</td></tr>
<tr><td>３級トータルステーション</td><td>４級基準点測量</td></tr>
<tr><td>１級 GNSS 測量機</td><td>１～４級基準点測量</td></tr>
<tr><td>２級 GNSS 測量機</td><td>１～４級基準点測量</td></tr>
<tr><td>１級セオドライト</td><td>１～４級基準点測量</td></tr>
<tr><td>２級セオドライト</td><td>２～４級基準点測量</td></tr>
<tr><td>３級セオドライト</td><td>４級基準点測量</td></tr>
<tr><td>測距儀</td><td>１～４級基準点測量</td></tr>
<tr><td>３級レベル</td><td>測標水準測量</td></tr>
<tr><td>２級標尺</td><td>測標水準測量</td></tr>
<tr><td>鋼巻尺</td><td>JIS １級</td><td>――</td></tr>
</table></td><td></td><td>観測に使用する主要な機器は、次表に掲げるもの又はこれらに相当するものとする。
<table>
<tr><th>機　　器</th><th>性　　能</th><th>適　　用</th></tr>
<tr><td>１級トータルステーション</td><td rowspan="11">別表１による</td><td>１～２級基準点測量</td></tr>
<tr><td>２級トータルステーション</td><td>２～３級基準点測量</td></tr>
<tr><td>３級トータルステーション</td><td>４級基準点測量</td></tr>
<tr><td>１級ＧＰＳ測量機</td><td>１～４級基準点測量</td></tr>
<tr><td>２級ＧＰＳ測量機</td><td>１～４級基準点測量</td></tr>
<tr><td>１級セオドライト</td><td>１～２級基準点測</td></tr>
<tr><td>２級セオドライト</td><td>２～３級基準点測量</td></tr>
<tr><td>３級セオドライト</td><td>４級基準点測量</td></tr>
<tr><td>測距儀</td><td>１～４級基準点測量</td></tr>
<tr><td>３級レベル</td><td>測標水準測量</td></tr>
<tr><td>２級標尺</td><td>測標水準測量</td></tr>
<tr><td>鋼巻尺</td><td>ＪＩＳ １級</td><td>―――</td></tr>
</table></td><td>（修正）
（修正）
（修正）

（修正）
（修正）
（修正）
（修正）</td></tr>
<tr><td>3.3.10
観測</td><td>1　観測は、国土交通省公共測量作業規程第２編基準点測量　第２章基準点測量　第５節観測　第34条（要旨）～第37条（観測の実施）による。</td><td></td><td>1　観測は、監督員の承認を得た平均図又は観測図に基づき、トータルステーション（データコレクタを含む。以下「ＴＳ」という。）、セオドライト、測距儀等（以下「ＴＳ等」という。）を用いて、関係点間の水平角、鉛直角、距離等を観測する作業（以下「ＴＳ等観測」という。）及びＧＰＳ測量機を用いて、ＧＰＳ衛星等からの電波を受信し、位相データ等を記録する作業（以下「ＧＰＳ観測」という。）をいい、本仕様書記載の方法で所定の対回数（セット数）を実施する。
2　ＧＰＳ観測は、干渉測位方式による。また、ＧＰＳ以外の測位衛星からの電波を受信し、位相データを記録する作業を含むものとする。
3　測標水準測量は、直接水準測量による。ただし、監督員の指示又は承認を</td><td>（修正）</td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		

得て間接水準測量を併用することができる。基準点測量の計算は、距離、方向角、座標、及び標高の計算を行う。

ただし、必要に応じて経緯度計算を行うことができる。

4　観測は、ＴＳ等及びＧＰＳ測量機を併用することができる。

5　観測に使用する機器の点検は、観測着手前及び観測期間中に適宜行い、必要に応じて機器の調整を行うものとする。

6　観測は、平均図等に基づき、次に定めるところにより行うものとする。

（1）ＴＳ等の観測及び観測方法は、方向観測法による。次表のとおりとする。

ただし、水平角観測において、目盛変更が不可能な機器は、１対回の繰り返し観測を行うものとする。

区分／項目		1級基準点測量	2級基準点測量		3級基準点測量	4級基点測量
			1級トータルステーション、セオドライト	2級トータルステーション、セオドライト		
水平角観測	読定単位	1″	1″	10″	10″	20″
	対回数	2	2	3	2	2
	水平目盛位置	0° 90°	0° 90°	0° 60° 120°	0° 90°	0° 90°
鉛直角観測	読定単位	1″	1″	10″	10″	20″
	対回数	1	1	1	1	1
距離測定	読定単位	1㎜	1㎜	1㎜	1㎜	1㎜
	セット数	2	2	2	2	2

ア　器械高、反射鏡高及び目標高は、センチメートル位まで測定するものとする。

イ　ＴＳを使用する場合は、水平角観測、鉛直角観測及び距離測定は、1

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		

視準で同時に行うことを原則とするものとする。

ウ　水平角観測は、１視準１読定、望遠鏡正及び反の観測を１対回とする。

エ　鉛直角観測は、１視準１読定、望遠鏡正及び反の観測を１対回とする。

オ　距離測定は、１視準２読定を１セットとする。

カ　距離測定に伴う気温及び気圧（本章において「気象」という。）の測定は、次のとおり行うものとする。

（ア）ＴＳ又は測距儀を整置した測点（以下「観測点」という。）で行うものとする。ただし、３級基準点測量及び４級基準点測量においては、気圧の測定を行わず、標準大気圧を用いて気象補正を行うことができる。

（イ）気象の測定は、距離測定の開始直前又は終了直後に行うものとする。

（ウ）観測点と反射鏡を整置した測点（以下「反射点」という。）の標高差が４００メートル以上のときは、観測点及び反射点の気象を測定するものとする。ただし、反射点の気象は、計算により求めることができる。

キ　水平角観測において、１組の観測方向数は、５方向以下とする。

ク　観測値の記録は、データコレクタを用いるものとする。ただし、データコレクタを用いない場合は、観測手簿に記載するものとする。

ケ　ＴＳを使用した場合で、水平角観測の必要対回数に合せ、取得された鉛直角観測値及び距離測定値は、すべて採用し、その平均値を用いることができる。

（２）ＧＰＳ観測は、干渉測位方式で行い、観測方法は次表を標準とする。

観測方法	観測時間	データ取得間隔	摘要
スタティック法	60分以上	30秒以下	１級基準点測量（※１０ｋｍ未満） ２～４級基準点測量
短縮スタティック法	20分以上	15秒以下	３～４級基点測量
キネマティック法	１分以上	５秒以下	４級基準点測量
ＲＴＫ－ＧＰＳ法	10秒以上	１秒	３～４級基準点測量
ネットワーク型ＲＴＫ－ＧＰＳ法	10秒以上	１秒	３～４級基準点測量
備考	※　観測距離が10kmを超える場合は、節点を設けるか、１級		

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
			ＧＰＳ測量機により120分以上の観測を行うものとする。 ア　アンテナ高等は、ミリメートル位まで測定するものとする。 イ　標高の取付観測において、距離が５００メートル以下の場合は､楕円体の差を高低差として使用できる。 ウ　ＧＰＳ衛星の作動状態、飛来情報等を考慮し、片寄った配置の使用は避けるものとする。 エ　ＧＰＳ衛星の最低高度角は１５度を標準とする。ただし、上空視界の確保が困難な場合は、最低高度角を３０度まで緩和することができる。 オ　スタティック法及び短縮スタティック法については、次のとおり行うものとする。 （ア）観測図には、同時に複数のＧＰＳ測量機を用いて行われる観測（以下「セッション」という。）計画を記入するものとする。 （イ）電子基準点のみを既知点として使用する以外の観測は、既知点及び新点を結合する多角路線が閉じた多角形を形成させ、次のいずれかにより行うものとする。 （ｉ）異なるセッションの組み合わせによる点検のための多角形を形成する。 （ii）異なるセッションによる点検のため、１辺以上の重複観測を行う。 （ウ）観測は１つのセッションを１回行うものとする。スタティック法を行う場合のＧＰＳ衛星の数は、同時に４個以上とする。 ただし、観測距離が１０キロメートル以上の観測、短縮スタティック法、キネマティック法、ＲＴＫ－ＧＰＳ法及びネットワーク型ＲＴＫ－ＧＰＳ法を行う 場合は５個以上とする。 （エ）ＲＴＫ－ＧＰＳ測量」とは、基準となる観測点（以下「固定点」という。）と求点となる観測点（以下「移動点」という。）に設置したＧＰＳ測量機で同時にＧＰＳ衛星からの信号を受信し、固定点で取得した信号を、無線装置等を用いて移動点に転送し、移動点側において即時に基線解析を行うことで位置を決定する測量手法をいう。なお、観測には、直接観測法と間接観測法がある。 （ｉ）直接観測法は、固定点と移動点で同時にＧＰＳ衛星からの信号を観測し、基線解析により得られた基線ベクトルを用いて、多角網を構成する方法である。直接観測法による観測距離は、５００メートル以内を標準とする。 （ii）間接観測法は、固定点と２点の移動点でＧＰＳ衛星からの信号を同時に観測し、基線解析により得られた２つの基線ベクトルの差を取って観測点間（移動点間）の基線ベクトルを求め、その基線ベクトルを用いて、多角網を構成する方法である。間接観測法による観測距離は、直接的に観測する放射状の基線では１０キロメートル以内、間接的に求める観測点間では５００メートル以内を標準とする。	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
			（オ）「ネットワーク型ＲＴＫ－ＧＰＳ測量」とは、配信事業者（国土地理院の電子基準点網の観測データ配信を受けている者又は、３点以上の電子基準点を基に、測量に利用できる形式でデータを配信している者をいう。以下同じ。）で算出された補正データ等又は面補正パラメータを通信装置により移動局で受信すると同時に、移動局において、ＧＰＳ衛星から信号を受信し、必要な解析処理を行った後、他の移動局に移動して同様の観測を行い、これを順次繰り返す動的干渉測位方式により行うことをいう。なお、観測には、直接観測法と間接観測法がある。 （ｉ）直接観測法は、配信事業者で算出された補正データ等と移動局の観測データによる基線解析で得られた基線ベクトルを用いて、多角網を構成する方法である。なお、解析計算として補正データを配信事業者から受信し、受信機内で計算を行う方式と、観測データを解析処理事業者に送り、解析処理事業者内で計算を行う方式がある。 （ⅱ）間接観測法は、次のいずれかの方式により行うものとする。 １）２台同時観測方式による間接観測法は、配信事業者で算出された補正データ等又は面補正パラメータと２点の移動局で同時観測を行った観測データによる基線解析又は誤差バイアス量の補正処理で得られた２つの三次元直交座標差から移動局間の基線ベクトルを求めるものとする。この基線ベクトルを用いて、多角網を構成する方法である。 なお、解析計算として補正データを配信事業者から受信し、受信機内で計算を行う方式と、観測データを解析処理事業者に送り、解析処理事業者内で計算を行う方式がある。 ２）１台準同時観測方式による間接観測法は、配信事業者で算出された補正データ等又は面補正パラメータと移動局の観測データによる基線解析又は誤差バイアス量の補正処理を行う。その後、速やかに他方の移動局に移動して同様な観測を行い、基線解析又は誤差バイアス量の補正処理により得られた２つの三次元直交座標差から移動局間の基線ベクトルを求める。この基線ベクトルを用いて、多角網を構成する方法である。 なお、１台準同時観測方式を行う場合は、速やかに行うとともに、必ず復観測（同方向も可）を行い、重複による点検を実施する。解析計算として補正データを配信事業者から受信し、受信機内で計算を行う方式と、観測データを解析処理事業者に送り、解析処理事業者内で計算を行う方式がある。 （３）測標水準測量は、次のいずれかの方式により行うものとする。 ア　直接水準測量は、４級水準測量に準じて行うものとする。 イ　間接水準測量は、次のとおり行うものとする。 （ア）　器械高､反射鏡高及び目標高は、ミリメートル位まで測定するものとする。 （イ）間接水準測量区間の一端に２つの固定点を設け、鉛直角観測及び距離測	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th><th></th></tr>
<tr><td></td><td>2　点検は、国土交通省公共測量作業規程第２編基準点測量　第２章基準点測量　第５節観測　第38条（観測値の点検及び再測）～第39条（偏心要素の測定）による。</td><td></td><td>定を行うものとする。
（ウ）間接水準測量における環の閉合差の許容範囲は、３センチメートルに観測距離（キロメートル単位とする。）を乗じたものとする。ただし、観測距離が１キロメートル未満における許容範囲は３センチメートルとする。
（エ）鉛直角観測及び距離測定は、距離が５００メートル以上のときは１級基準点測量、距離が５００メートル未満のときは２級基準点測量に準じて行うものとする。ただし、鉛直角観測は３対回とし、できるだけ正方向及び反方向の同時観測を行うものとする。
（オ）間接水準測量区間の距離は、２キロメートル以下とする。

8　観測値について点検を行い、許容範囲を超えた場合は、再測するものとする。
<table><tr><th colspan="2">項目＼区分</th><th>１級基準点測量</th><th colspan="2">２級基準点測量</th><th>３級基準点測量</th><th>４級基準点測量</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>１級トータルステーション
セオドライ</td><td>２級トータルステーション
セオドライト</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">水平角観測</td><td>倍角差</td><td>15″</td><td>20″</td><td>30″</td><td>30″</td><td>60″</td></tr><tr><td>観測差</td><td>８″</td><td>10″</td><td>20″</td><td>20″</td><td>40″</td></tr><tr><td>鉛直角観測</td><td>高度定数の較差</td><td>10″</td><td>15″</td><td>30″</td><td>30″</td><td>60″</td></tr><tr><td rowspan="2">距離測定</td><td>１セット内の測定値の較差</td><td>２cm</td><td>２cm</td><td>２cm</td><td>２cm</td><td>２cm</td></tr><tr><td>各セットの平均値の較差</td><td>２cm</td><td>２cm</td><td>２cm</td><td>２cm</td><td>２cm</td></tr><tr><td>測標水準</td><td>往復観測値の較差</td><td>20mm√Ｓ</td><td>20mm√Ｓ</td><td>20mm√Ｓ</td><td>20mm√Ｓ</td><td>20mm√Ｓ</td></tr><tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="5">Ｓは観測距離（片道、km単位）とする。</td></tr></table>ＴＳ等による許容範囲は、次表を標準とする。
9　GPS による１級基準点測量に関しては、「東京都公共基準点測量作業規程」を適用するものとする。
10　与点に電子基準点のみを使用する場合には、国土地理院が定める「セミ・ダイナミック補正」を適用するものとする。</td><td>（修正）</td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		

ＧＰＳ観測による基線解析の結果は、ＦＩＸ解とする。

点検の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

11　基準点で直接に観測ができない場合は、偏心点を設け、偏心要素を測定し、許容範囲を超えた場合は再測するものとする。

（１）ＧＰＳ観測において、偏心要素のための零方向の視通が確保できない場合は、方位点を設置することができる。

（２）ＧＰＳ観測による方位点の設置距離は２００メートルとし、偏心距離の４倍以上を標準とする。なお、観測は第３７条第２項第二号の規定を準用する。

（３）偏心角の測定は、次表を標準とする。

偏心距離	機器及び測定方法	測定単位	点検項目・許容範囲
30㎝未満	偏心測定紙に方向線を引き、分度器によって偏心角を測定する。	1°	―――
30㎝以上 ２m未満	偏心測定紙に方向線を引き、計算により偏心角を算出する。	10′	―――
２m以上 10m未満	トータルステーション又はセオドライトを用いて、 ３７条を準用する	1′	倍角差120″ 観測差 90″
10m以上 50m未満		10″	倍角差60″ 観測差40″
50m以上 100m未満		1′	倍角差30″ 観測差20″
100m以上 250m未満			倍角差20″ 観測差10″

（４）偏心距離の測定は、次表を標準とする。

偏心距離	機器及び測定方法	測定単位	点検項目・許容範囲
30㎝未満	物差により測定する。	㎜	―――
30㎝以上 ２m未満	鋼巻尺により２読定、１往復を測定する。	㎜	往復の較差5㎜
２m以上 50m未満	トータルステーション又は測距儀を用いて、第３７条を準用する。	㎜	第３８条を準用する
50m以上			
備　　考	１．偏心距離が5㎜未満、かつ、辺長が1㎞を超す場合は偏心補正計算を省略できる。 ２．偏心距離が10m以下の場合は、傾斜補正以外の補正は省略できる。		

（５）本点と偏心点間の高低差の測定は、次表を標準とする。

偏心距離	機器及び測定方法	測定単位	点検項目・許容範囲

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th><th>　</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td>30㎝未満</td><td>独立水準器を用いて、偏心点を本点と同標高に設置する。</td><td>――――</td><td>――――</td></tr>
<tr><td rowspan="2">30㎝以上
100m未満</td><td>４級水準測量に準じて観測する。ただし、後視及び前視に同一標尺を用いて片道観測の測点数を１点とすることができる。</td><td>㎜</td><td>往復の較差20㎜√Ｓ</td></tr>
<tr><td>４級基準点測量の鉛直角観測に準じて測定する。ただし、正、反方向の鉛直角観測に代えて、器械高の異なる片方向による２対回の鉛直角観測とすることができる。</td><td>20″</td><td>高度定数の較差60″
高低差の正反較差10㎝</td></tr>
<tr><td rowspan="2">100m以上
250m未満</td><td>４級水準測量に準じて測定する。</td><td>㎜</td><td>復の較差20㎜ Ｓ</td></tr>
<tr><td>２～３級基準点測量の鉛直角観測に準じて測定する。</td><td>10″</td><td>高度定数の較差30″
高低差の正反較差15㎝</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="3">Ｓは、測定距離(㎞単位)とする 。</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>3.4.1
計算</td>
<td>第4節　計算及び整理
計算は、国土交通省公共測量作業規程第２編基準点測量　第２章基準点測量第６節計算　第40条（要旨）～第７節品質評価　第43条（平均計算）による。</td>
<td>3.4.1
計算</td>
<td>第４節 計算及び整理
基準点測量の計算は、距離、方向角、座標及び標高計算とする。
１　計算とは、新点の水平位置及び標高を求めるため、次に定めるところにより行うものとする。
（１）ＴＳ等による基準面上の距離の計算は、楕円体高を用いる。なお、楕円体高は、標高とジオイド高から求めるものとする。
（２）ジオイド高は、次の方法により求めた値とする。
ア　国土地理院が提供するジオイドモデルから求める方法
イ　アのジオイドモデルが構築されていない地域においては、ＧＰＳ観測と水準測量等で求めた局所ジオイドモデルから求める方法
（３）３級基準点測量及び４級基準点測量は、基準面上の距離の計算は楕円体高に代えて標高を用いることができる。この場合において経緯度計算を省略することができる。
２　計算は、「東京都公共測量作業規程付録６計算様式の計算式、又はこれと同精度若しくはこれを上回る精度を有することが確認できる場合は、当該計算式を使用することができる。また、計算結果の表示単位等は、次表のとおりとする。
<table>
<tr><th>区分
項目</th><th>直角座標※</th><th>経緯度</th><th>標高</th><th>ジオイド高</th><th>角度</th><th>辺長</th></tr>
<tr><td>単位</td><td>m</td><td>秒</td><td>m</td><td>m</td><td>秒</td><td>m</td></tr>
<tr><td>位</td><td>0.001</td><td>0.001</td><td>0.001</td><td>0.001</td><td>1</td><td>0.001</td></tr>
<tr><td>備 考</td><td colspan="6">※　平面直角座標系に規定する世界測地系に従う直角座標</td></tr>
</table>
（１）ＴＳ等で観測を行った標高の計算は、０．０１メートル位までとすることができる。
（２）ＧＰＳ観測における基線解析では、以下により実施することを標準とす</td>
<td>（修正）</td>
</tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		

る。

3　計算結果の表示単位等は、次表のとおりとする。

	単　位	位
基線ベクトル成分	m	0.001

（1）ＧＰＳ衛星の軌道情報は、放送暦を標準とする。

（2）スタティック法及び短縮スタティック法による基線解析では、原則としてＰＣＶ（Phase center variation）補正を行うものとする。

（3）気象要素の補正は、基線解析ソフトウェアで採用している標準大気によるものとする。

（4）スタティック法による基線解析では、基線長が１０キロメートル未満は１周波で行い、１０キロメートル以上は２周波で行うものとする。

（5）基線解析の固定点の経度と緯度は、固定点とする既知点の経度と緯度を入力し、楕円体高は、その点の標高とジオイド高から求め入力する。以後の基線解析は、これによって求められた値を順次入力するものとする。

（6）基線解析に使用する高度角は、観測時にＧＰＳ測量機に設定した受信高度角とする。

4　点検計算は、観測終了後に行うものとする。

ただし、許容範囲を超えた場合は、再測を行う等適切な措置を講ずるものとする。

（1）ＴＳ等観測

ア　すべての単位多角形及び次の条件により選定されたすべての点検路線について、水平位置及び標高の閉合差を計算し、観測値の良否を判定するものとする。

（ア）点検路線は、既知点と既知点を結合させるものとする。

（イ）点検路線は、なるべく短いものとする。

（ウ）すべての既知点は、1つ以上の点検路線で結合させるものとする。

（エ）すべての単位多角形は、路線の1つ以上を点検路線と重複させるものとする。

イ　ＴＳ等による点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。

		1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
結合多角・短路線	水平位置の閉合差	10cm+2cm$\sqrt{N}$ΣS	10cm +3cm$\sqrt{N}$S	15cm+5cm$\sqrt{N}$ΣS	15cm+10c$\sqrt{N}$ΣS
	標高の閉合差	20cm+5cmΣS/$\sqrt{N}$	20cm+10cmΣS/$\sqrt{N}$	20cm+15cmΣS/$\sqrt{N}$	20cm+30cmΣS/$\sqrt{N}$
単位多角形	水平位置の閉合差	1cm$\sqrt{N}$ΣS	1.5cm$\sqrt{N}$ΣS	2.5cm$\sqrt{N}$ΣS	5cm$\sqrt{N}$ΣS

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

	標高の閉合差	5cmΣS/√N	10cmΣS/√N	15cmΣS/√N	30cmΣS/√N
標高差の正反較差		30cm	20cm	15cm	10cm
備考		Nは辺数、ΣSは路線長（km）とする。			

（２）ＧＰＳ観測

ア　観測値の点検は、次のいずれかの方法により行うものとする。

（ア）点検路線は、異なるセッションの組み合わせによる最少辺数の多角形を選定し、基線ベクトルの環閉合差を計算する方法

（イ）重複する基線ベクトルの較差を比較点検する方法

（ウ）既知点が電子基準点のみの場合は、２点の電子基準点を結合する路線で、基線ベクトル成分の結合計算を行い点検する方法

イ　点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。

（ア）環閉合差及び各成分の較差の許容範囲

区分	許容範囲		適用
基線ベクトルの環閉合差	水平（ΔＮ、ΔＥ	20mm√N	Ｎ：辺数 ΔＮ：水平面の南北方向の閉合差 ΔＥ：水平面の東西方向の閉合差 ΔＵ：高さ方向の閉合差
	高さ（ΔＵ）	30mm√N	
重複する基本ベクトルの較差	水平（ΔＮ、ΔＥ）	20mm	
	高さ（ΔＵ）	30mm	

（イ）電子基準点のみの場合の許容範囲

区　分		許容範囲	適用
結合多角又は単路線	水平（ΔN、ΔE）	60mm＋20mm√N	Ｎ：辺数 ΔＮ：水平面の南北方向の閉合差 ΔＥ：水平面の東西方向の閉合差 ΔＵ：高さ方向の閉合差
	高さ（ΔＵ）	150mm＋30mm√N	

点検計算の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

５．平均計算は、次に定めるところにより行うものとする。

（１）既知点１点を固定するＧＰＳ測量機による場合の三次元網平均計算は、次のとおり行うものとする。

ア　仮定三次元網平均計算の重量（Ｐ）は、次のいずれかの分散・共分散行列の逆行列を用いるものとする。

（ア）水平及び高さの分散を固定値として求めた値

ただし、分散の固定値は、ｄＮ＝(0.004m)２ｄＥ＝(0.004m)２ｄＵ＝(0.007m)２ とする。

（イ）基線解析により求められた値。ただし、すべての基線の解析手法、解析時間が同じ場合に限る。

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		

イ　仮定三次元網平均計算による許容範囲は、次のいずれかによるものとする。

（ア）基線ベクトルの各成分による許容範囲は、次表を標準とする。

区分 / 項目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
基線ベクトルの各成分の残差	20㎜	20㎜	20㎜	20㎜
水平位置の閉合差	Δs ＝10㎝＋4㎝ Δs ：既知点の成果値と仮定三次元網平均計算結果から求めた距離 N：既知点までの最短辺数			
標高の閉合差	25㎝+4.5㎝$\sqrt{N}$を標準とする　　N：辺数			

（イ）方位角、斜距離、楕円体比高による場合の許容範囲は、次表を標準とする。

区分 / 項目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
方位角の残差	5秒	10秒	20秒	80秒
斜距離の残差	20㎜＋4×10-6D　　D：測定距離			
楕円体比高の残差	30㎜＋4×10-6D　　D：測距離			
水平位置の閉合差	Δs ＝10㎝＋4㎝ Δs ：既知点の成果値と仮定三次元網平均計算結果から求めた距離 N：既知点までの最短辺数			
標高の閉合差	25㎝+4.5㎝を標準とする　　N：辺数			

（２）既知点２点以上を固定する厳密水平網平均計算、厳密高低網平均計算及び簡易水平網平均計算、簡易高低網平均計算並びに三次元網平均計算は、次のとおり行うものとする。

ア　ＴＳ等観測

（ア）厳密水平網平均計算の重量（Ｐ）には、次の数値を用いるものとする。

（ｉ）ｍＳ＝10 ㎜

（ⅱ）γ＝５×10－６

（ⅲ）ｍｔ　（次表による）

１級基準点測量	２級基準点測量	３級基準点測量	４級基準点測量
1.8″	3.5″	4.5″	13.5″

（イ）厳密水平網平均計算の重量（Ｐ）はイを用い、簡易水平網平均計算及び簡易高低網平均計算を行う場合、方向角については各路線の観測点数の逆数、水平位置及び標高については、各路線の距離の総和（0.01キロメートル位までとする。）の逆数を重量（Ｐ）とする。

（ウ）厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算による各項目の許容範囲は、次表を標準とする。

	１級 基準点測量	２級基準点 測量	３級基準点 測量	４級基準点 測量

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th><th></th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>一方向の残差</td><td>12″</td><td>15″</td><td>———</td><td>———</td></tr>
<tr><td>距離の残差</td><td>８cm</td><td>10cm</td><td>———</td><td>———</td></tr>
<tr><td>単位重量の標準偏差</td><td>10″</td><td>12″</td><td>15″</td><td>20″</td></tr>
<tr><td>新点位置の標準偏差</td><td>10cm</td><td>10cm</td><td>10cm</td><td>10cm</td></tr>
<tr><td>高低角の残差</td><td>15″</td><td>20″</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>高低角の標準偏差</td><td>12″</td><td>15″</td><td>20″</td><td>30″</td></tr>
<tr><td>新点標高の標準偏差</td><td>20cm</td><td>20cm</td><td>20cm</td><td>20cm</td></tr>
</table>
（エ）簡易水平網平均計算及び簡易高低網平均計算による各項目の許容範囲 は、次表を標準とする。
<table>
<tr><th></th><th>３級基準点測量</th><th>４級基準点測量</th></tr>
<tr><td>路線方向角の残差</td><td>50″</td><td>120″</td></tr>
<tr><td>路線座標差の残差</td><td>30cm</td><td>30cm</td></tr>
<tr><td>路線高低差の残差</td><td>30cm</td><td>30cm</td></tr>
</table>
イ　ＧＰＳ観測
（ア）新点の標高決定は、次の方法によって求めた値により決定するものとする。
（ｉ）国土地理院が提供するジオイドモデルによりジオイド高を補正する方法
（ii）（ｉ）のジオイドモデルが構築されていない地域においては、ＧＰＳ観測と水準測量等により、局所ジオイドモデルを求めジオイド高を補正する方法
（イ）三次元網平均計算の重量（Ｐ）は、前項第一号の規定を準用する。
（ウ）三次元網平均計算による各項目の許容範囲は、次表を標準とする。
<table>
<tr><th>区分
項目</th><th>1級基準点測量</th><th>2級基準点測量</th><th>3級基準点測量</th><th>4級基準点測量</th></tr>
<tr><td>斜距離の残差</td><td>８cm</td><td>10cm</td><td>———</td><td>———</td></tr>
<tr><td>新点水平位置の標準偏差</td><td>10cm</td><td>10cm</td><td>10cm</td><td>10cm</td></tr>
<tr><td>新点標高の標準偏差</td><td>20cm</td><td>20cm</td><td>20cm</td><td>20cm</td></tr>
</table>
（３）平均計算に使用するプログラムは、計算結果が正しいものと確認されたものを使用するものとする。
（４）平均計算の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>3.4.2
品質評価</td><td>「品質評価」とは、基準点測量成果について、製品仕様書が規定するデータ品質を満足しているか評価する作業をいう。受託者は、品質評価手順に基づき品質評価を行い、品質評価表に取りまとめるものとする。評価の結果、品質要求を満足していない項目が発見された場合は、必要な調整を行うものとする。</td><td>3.4.2
品質評価</td><td>「品質評価」とは、基準点測量成果について、製品仕様書が規定するデータ品質を満足しているか評価する作業をいう。受託者（請負者）は、品質評価手順に基づき品質評価を実施するものとし、評価の結果、品質要求を満足していない項目が発見された場合は、必要な調整を行うものとする。</td><td>（修正）</td></tr>
<tr><td>3.4.3</td><td>基準点成果のメタデータは、製品仕様書に従いファイルの管理及び利用にお</td><td>3.4.3</td><td>基準点成果のメタデータは、製品仕様書に従いファイルの管理及び利用にお</td><td></td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th><th></th></tr>
<tr><td>メタデータの作成</td><td>いて必要となる事項について、作成するものとする。</td><td>メタデータの作成</td><td>いて必要となる事項について、作成するものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第5節　復旧測量</td><td></td><td>第５節 復旧測量</td><td></td></tr>
<tr><td>3.5.1
復旧測量</td><td>復旧測量は、国土交通省公共測量作業規程第２編基準点測量　第５章復旧測量　第99条（要旨）～第101条（基準点の復旧測量）による。</td><td>3.5.1
復旧測量</td><td>1　復旧測量とは、公共測量によって設置した基準点及び水準点の機能を維持するとともに保全するために実施する作業をいう。
2　復旧測量の作業区分及び作業内容は、次のとおりとする。
（１）「再設」とは、標識が亡失している場合に、再設置することをいう。
（２）「移転」とは、標識の現位置が保存上又は管理上不適当である場合に、当該標識の位置を変えて設置することをいう。
（３）「改測」とは、測量成果が現況に適合しなくなったと判断した場合に、現位置を変えることなく測量を行い、必要に応じてその測量成果を修正することをいう。
（４）「改算」とは、測量成果が現況に適合しなくなったと判断した場合に、改測を行わずに過去の観測値、資料等を用いて計算を行い、必要に応じて測量成果を修正することをいう。
再設、移転等を行った場合は、測量標新旧位置明細書を作成するものとする。
3　基準点の復旧測量は、再設、移転、改測又は改算により行うものとする。
再設、移転、改測又は改算による基準点の復旧測量には、第３節の規定を準用する。
移転による基準点の復旧測量は、次に定める方法により実施するものとする。
（１）ＴＳ等による偏心法
ア方向角を観測するために使用する既知点は、隣接の同級以上の基準点とする。
イ既知点の点検のため、既知点と移転する基準点間の高低差又は辺長の観測を行うものとする。
（２）ＧＰＳ観測による偏心法
ア　第３７条第２項第二号に定める観測方法のうち、スタティック法により、新点と旧点の同時観測を行い、移転量を求めるものとする。
イ　移転量の点検として、観測時間を前後半に分けた基線解析を行い、基線ベクトルの較差を点検する。全観測時間を用いて算出された移転量と前後半に分けた点検計算の各々の較差の許容範囲は、以下を標準とする。
<table><tr><td>基線ベクトルの較差</td><td>水平（ΔN，ΔＥ）</td><td>20㎜</td><td rowspan="2">ΔN ：水平面の南北方向の閉合差
ΔＥ ：水平面の東西方向の閉合差
ΔU ：高さ方向の閉合差</td></tr><tr><td></td><td>高さ（ΔU）</td><td>30㎜</td></tr></table>4　地震等において地殻変動が生じ、電子基準点を含む基本測量成果に異常をきたし、改測等が行われ成果が更新された場合、更新された基本測量成果を</td><td>（修正）</td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
			基に公共測量の旧観測値を用いて改算するものとする。この場合、改算は、現況に適合しなくなった成果が適切な計算処理で修正可能であることを確認の上、行うものとする。 5　級基準点の復旧測量に関しては、「東京都公共基準点測量作業規程」を適用するものとする。	
	第6節　成果		第６節 成果	
3.6.1 **成果等の整理**	1　基準点成果のメタデータは、製品仕様書に従いファイルの管理及び利用において必要となる事項について、作成するものとする。 2　成果の提出すべき成果品は、次のとおりとする。ただし、作業方法によっては、この限りでない。 （１）観測手簿　（データコレクターによる観測リスト等） （２）観測記簿　（３級・４級の場合は不要） （３）計算簿　（原本及び写し） （４）平均図　（原本及び写し） （５）基準点成果表　（原本及び写し） （６）点の記　（原本及び写し） （７）建標承諾書　（必要な場合のみ提出、原本及び写し） （８）測量標設置位置通知書 （９）基準点網図　（原本及び写し） (10）精度管理表 (11）品質評価表　（原本及び写し） (12）測量標の地上写真　（点の記に添付） (13）基準点現況調査報告書　（必要な場合のみ提出） (14）成果数値データ (15）点検測量簿 (16）メタデータ (17）各電子データ（オリジナルデータ及びSXF） (18）第三者機関の検定表　（原本及び写し） (19）その他の資料　（監督員の指示による）	3.6.1 成果等の整理	1　基準点成果のメタデータは、製品仕様書に従いファイルの管理及び利用において必要となる事項について、作成するものとする。 2　成果の提出すべき成果品は、次のとおりとする。 （１）観測手簿　（データコレクターによる観測リスト等） （２）観測記簿　（３級・４級の場合は不要） （３）計算簿　（原本及び写し） （４）平均図　（原本及び写し） （５）成果表　（原本及び写し） （６）点の記　（原本及び写し） （７）建標承諾書　（必要な場合のみ提出、原本及び写し） （８）基準点網図　（材質は監督員の指示による。） （９）同上出力図 (10）品質評価表　（原本及び写し） (11）測量標の地上写真　（点の記に添付） (12）基準点現況調査報告書　（必要な場合のみ提出 (13）成果数値データ (14）点検測量簿 (15）メタデータ (16）各電子データ（オリジナルデータ及びＳＸＦ） (17）第三者機関の検定表　（原本及び写し） (18）その他の資料　（監督員の指示による）	（修正） （修正） （追加） （修正） （削除） （追加） （修正） （修正） （修正） （修正） （修正） （修正） （修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th><th></th></tr>
<tr><td></td><td>第4章　水準測量
第1節　　一般事項</td><td></td><td>第4章 水準測量
第１節 一般事項</td><td></td></tr>
<tr><td>4.1.1
目的</td><td>水準測量は、水準点の最新の成果を基準として、作業区域内に仮水準点を設置し、既知点である基準点又は他の水準点の標高及び位置を測定し、各種事業に必要な資料を作成することを目的とする。</td><td>4.1.1
目的</td><td>水準測量は、水準点の最新の成果を基準として、作業区域内に仮水準点を設置し、既知点である基準点又は他の水準点の標高及び位置を測定し、各種事業に必要な資料を作成することを目的とする。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第2節　　製品仕様書の記載事項</td><td></td><td>第２節 製品仕様書の記載事項</td><td></td></tr>
<tr><td>4.2.1
製品仕様書</td><td>1　製品仕様書は当該水準測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データ内容及び構造、参照系、データ品質、データ品質評価手順、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。
2　製品仕様書の記載にあたっては、標準的な記載事例を参考とし、監督員が当該水準測量に適合するように各事項を記載するものとする。
なお、点番号に関しては、国土地理院で公表している記載事例においては、５桁以内の整数（integer）と規定しているが、漢字を使用する場合を想定し、点番号と同様に20文字以下（characterString）により定義するものとする。</td><td>4.2.1
製品仕様書</td><td>1　製品仕様書は当該水準測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データ内容及び構造、参照系、データ品質、データ品質評価手順、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。
2　製品仕様書の記載にあたっては、標準的な記載事例を参考とし、監督員が当該基準点測量に適合するように各事項を記載するものとする。
なお、点番号に関しては、国土地理院で公表している記載事例においては、５桁以内の整数（integer）と規定しているが、本都では漢字を使用する場合を想定し、点番号と同様に20文字以下（characterString）により定義するものとする。</td><td>（修正）</td></tr>
<tr><td></td><td>第3節　　測量作業</td><td></td><td>第３節 測量作業</td><td></td></tr>
<tr><td>4.3.1
作業内容</td><td>1　レベル等による水準測量は、既知点の種類、既知点間の路線長、観測の精度等に応じて、１級水準測量、２級水準測量、３級水準測量、４級水準測量及び簡易水準測量に区分するものとする。
2　１級水準測量により設置される水準点を１級水準点、２級水準測量により設置される水準点を２級水準点、３級水準測量により設置される水準点を３級水準点、４級水準測量により設置される水準点を４級水準点及び簡易水準測量により設置される水準点を簡易水準点という。
3　新設する水準点のうち永久標の設置にあたっては、座標を求めるものとする。
4　レベル等による水準測量は、次の２方式を標準とする。
（１）直接水準測量方式
（２）渡海（河）水準測量方式
直接に水準測量で結ぶことができない水準路線は、渡海（河）水準測量により連結するものとし、測量方法は、観測距離に応じて、次表により行うものとする。
<table><tr><td>測　量　方　法</td><td>観　測　距　離</td></tr><tr><td>交　　互　　法</td><td>1級水準測量は約300m以下とする。2～4級水準測量は約450m以下とする。</td></tr><tr><td>経　緯　儀　法</td><td>1～4級水準測量は約1km 以下とする。</td></tr><tr><td>俯 仰 ね じ 法</td><td>1～4級水準測量は約2km 以下とする。</td></tr></table></td><td>4.3.1
作業内容</td><td>1　水準測量は、既知点の種類、既知点間の路線長、観測の精度等に応じて、１級水準測量、２級水準測量、３級水準測量、４級水準測量及び簡易水準測量に区分するものとする。
2　１級水準測量により設置される水準点を１級水準点、２級水準測量により設置される水準点を２級水準点、３級水準測量により設置される水準点を３級水準点、４級水準測量により設置される水準点を４級水準点及び簡易水準測量により設置される水準点を簡易水準点という。
3　新設する水準点のうち永久標の設置にあたっては、位置を求めるものとする。
4　水準測量は、次の２方式を標準とする。
（１）直接水準測量方式
（２）渡海（河）水準測量方式
直接に水準測量で結ぶことができない水準路線は、渡海（河）水準測量により連結するものとし、測量方法は、観測距離に応じて、次表により行うものとする。
<table><tr><td>測量方法</td><td>観　　測　　距　　離</td></tr><tr><td>交互法</td><td>1級水準測量は約300m以下とする。2～4級水準測量は約450m以下とする。</td></tr><tr><td>経緯儀法</td><td>1～2級水準測量は約1㎞以下とする。</td></tr><tr><td>俯仰ねじ法</td><td>1～2級水準測量は約2㎞以下とする。</td></tr></table></td><td>（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）</td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th><th></th></tr>
<tr><td>4.3.2
高さの基準</td><td>高さの基準は、特記仕様書に定めのある場合を除き、原則として霊岸島量水標零位を基準とした標高（A.P.）を用いるものとする。
なお、成果表には、その旨を表示する。</td><td>4.3.2
高さの基準</td><td>高さの基準は、特記仕様書に定めのある場合を除き、原則として霊岸島量水標零位を基準とした標高（A．P．）を用いるものとする。
なお、成果表には、その旨を表示する。</td><td></td></tr>
<tr><td>4.3.3
使用する水準点及び成果</td><td>使用する水準点は、原則として東京都土木技術支援センターが設置する水準基標及び成果を使用する。
ただし、監督員の承諾を得て、他の水準点を使用することができる。
水準基標の成果は、毎年、東京都土木技術支援センターが発行する最新の「水準基標測量成果表」によることとする。</td><td>4.3.3
使用する水準点及び成果</td><td>使用する水準点は、原則として東京都土木技術支援・人材育成センターが設置している水準基標及び成果を使用する。
ただし、監督員の承諾を得て、他の水準点を使用することが出来る。
水準基標の成果は毎年、東京都土木技術支援・人材育成センターが発行する最新の「水準基標測量成果表」によることとする。</td><td>（修正）</td></tr>
<tr><td>4.3.4
水準測量既知点</td><td>1　既知点の種類及び既知点間の路線長は、次表を標準とする。
2　既知点の現況調査は、異常の有無等を確認し、基準点現況調査報告書を作成するものとする。
<table>
<tr><th>区分
項目</th><th>1級水準測量</th><th>2級水準測量</th><th>3級水準測量</th><th>4級水準測量</th><th>簡易水準測量</th></tr>
<tr><td>既知点の種類</td><td>電子基準点付属標
一等水準点
1級水準点</td><td>電子基準点付属標
一～二等水準点
1～2級水準点</td><td>電子基準点付属標
一～三等水準点
1～3級水準点</td><td>電子基準点付属標
一～三等水準点
1～4級水準点</td><td>電子基準点付属標
一～三等水準点
1～4級水準点</td></tr>
<tr><td>既知点間の路線長</td><td>150 ㎞以下</td><td>150 ㎞以下</td><td>50 ㎞以下</td><td>50 ㎞以下</td><td>50 ㎞以下</td></tr>
</table>
※既知点間の路線長は、規程の範囲内において精度を保持することのできる長さとする。</td><td>4.3.4
水準測量既知点</td><td>1　既知点の種類及び既知点間の路線長は、次表を標準とする。
2　既知点の現況調査は、異常の有無等を確認し、基準点現況調査報告書を作成するものとする。
<table>
<tr><th></th><th>1級水準測量</th><th>2級水準測量</th><th>3級水準測量</th><th>4級水準測量</th><th>簡易水準測量</th></tr>
<tr><td>既知点の種類</td><td>一等水準点
1級水準点</td><td>一～二等水準点
1～2級水準点</td><td>一～三等水準点
1～3級水準点</td><td>一～三等水準点
1～4級水準点</td><td>一～三等水準点
1～4級水準点</td></tr>
<tr><td>既知点間の路線長</td><td>150㎞以下</td><td>150㎞以下</td><td>50㎞以下</td><td>50㎞以下</td><td>50㎞以下</td></tr>
</table></td><td>（修正）
（修正）
（追加）</td></tr>
<tr><td>4.3.5
仮水準点の標識</td><td>仮水準点は、堅固な箇所に原則として金属鋲(頭部径38mm)を設けること。
なお、基準点測量の鉄筋コンクリート標杭等を仮水準点として兼用することができる。</td><td>4.3.5
仮水準点の標識</td><td>仮水準点は、堅固な箇所に原則として金属鋲(頭部径39㎜)を設けること。
なお、基準点測量の鉄筋コンクリート標杭等を仮水準点として兼用することができる。</td><td>（修正）</td></tr>
<tr><td>4.3.6
工程別作業区分及び順序</td><td>工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。
ただし、監督員が指示し、又は承認した場合は、一部省略することができる。
1　作業計画
2　選点
3　測量標の設置（永久標識等の設置）
4　観測
5　計算
6　品質評価
7　成果等の整理
8　第三者機関による成果検定</td><td>4.3.6
工程別作業区分及び順序</td><td>工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。
ただし、本都が指示し、又は承認した場合は、一部省略することができる。
1　作業計画
2　選点
3　測量標の設置（永久標識等の設置）
4　観測
5　計算
6　品質評価
7　成果等の整理
8　第三者機関による成果検定</td><td>（修正）</td></tr>
<tr><td>4.3.7</td><td>作業計画は、1.2.1 の規定によるほか、地形図上で新点の概略位置を決定</td><td>4.3.7</td><td>作業計画は、公共測量作業規程第１１条の規定によるほか、地形図上で新点</td><td>（修正）</td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th><th></th></tr>
<tr><td>作業計画</td><td>し、平均計画図を作成するものとする。</td><td>作業計画</td><td>の概略位置を決定し、平均計画図を作成するものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>4.3.8
選点</td><td>選点とは、平均計画図に基づき、現地において既知点の現況及び水準路線を調査するとともに、新点の位置を選定し、選点図及び平均図を作成する作業をいう。
水準測量の選点にあたっては、次の事項に留意すること。
1　新点は、後続作業における利用等を考慮し、適切な位置に選定するものとする。
2　新点の位置を選定したときは、その位置及び路線等を地形図に記入し、選点図を作成するものとする。
3　平均図及び水準路線図は、選点図に基づいて作成し、監督員の承認を得るものとする。</td><td>4.3.8
選点</td><td>水準測量の選点にあたっては、次の事項に留意すること。
1　平均計画図に基づき、現地において既知点の現況及び水準路線を調査するとともに、新点の位置を選定し、選点図及び平均図を作成する作業をいう。
2　新点は、後続作業における利用等を考慮し、適切な位置に選定するものとする。
3　新点の位置を選定したときは、その位置及び路線等を地形図に記入し、選点図を作成するものとする。
4　平均図は、選点図に基づいて作成し、計画機関の承認を得るものとする。</td><td>（追加）
（削除）
（修正）
（修正）
（修正）</td></tr>
<tr><td>4.3.9
水準点の標識</td><td>1　測量標識の設置とは、新点の位置に永久標識を設ける作業をいう。
また、４級水準点及び簡易水準点には、標杭を用いることができる。
2　監督員が所有権又は管理権を有する土地以外の土地に永久標識を設置しようとするときは、当該土地の所有者又は管理者から建標承諾書等により承諾を得なければならない。
3　永久標識の規格及び設置方法は、別図によるものとし、設置した永久標識については、写真等により記録するものとする。
4　永久標識の設置された水準点については、国土交通省公共測量作業規程第２編基準点測量　第２章基準点測量　第５節観測　第37条（観測の実施）に規定する観測方法又は単点観測法により座標を求め、成果数値データファイルに記載するものとする。
また、既知点の座標を求めた場合、当該点の管理者にその取り扱いを確認することができる。
（１）「単点観測法」とは、国土交通省公共測量作業規程第２編基準点測量　第２章基準点測量　第５節観測　第37条（観測の実施）に規定するネットワーク型ＲＴＫ法を用いて、単独で測点の座標を求めることをいう。
（２）単点観測法により水準点の座標を求める観測及び較差の許容範囲等は次のとおりとする。
ア　観測は、２セット行うものとする。１セット目の観測値を採用値とし、観測終了後、点検のための再初期化を行い２セット目の観測を行うものとする。ただし、２セット目の観測結果は点検値とする。
イ　観測回数及び較差の許容範囲は、次表を標準とする。</td><td>4.3.9
水準点の標識</td><td>1　測量標識の設置とは、新点の位置に永久標識を設ける作業をいう。
また、４級水準点及び簡易水準点には、標杭を用いることができる。
2　計画機関が所有権又は管理権を有する土地以外の土地に永久標識を設置しようとするときは、当該土地の所有者又は管理者から建標承諾書等により承諾を得なければならない。
3　永久標識の規格及び設置方法は、別図によるものとし、設置した永久標識については、写真等により記録するものとする。
4　永久標識の設置された点については、ネットワーク型ＲＴＫ－ＧＰＳ測量の単点観測等により座標を求め、成果表に記載するものとする。
また、既知点の座標を求めた場合、当該点の管理者にその取り扱いを確認することができる。
（１）「単点観測」とは、電子基準点等から、単独で測点の座標を求めることをいう。</td><td>（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（追加）
（追加）
（追加）
（追加）</td></tr>
</table>

使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲		備　　考
5衛星以上	ＦＩＸ解を得て	1　秒	ΔＮ	100	ΔＮ：水平面の南北成分の

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		

	から１０エポック以上を２セット		ΔＥ	mm	セット間較差 ΔＥ：水平面の東西成分のセット間較差 ただし、平面直角座標で比較することができる。

（３）成果数値データファイルには０．１メートル位まで記入するものとする。

（４）水準点で直接に観測ができない場合は、偏心点を設け、TS等により観測するものとする。

5　設置した永久標識については、点の記を作成するものとする。

4.3.10
機器

1　観測に使用する主要な機器は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上のものを標準とする。

機器	性能	摘要
1級レベル	国土交通省 公共測量作業規程 別表1による	1～4級水準測量
2級レベル		2～4級水準測量
3級レベル		3～4級水準測量 簡易水準測量
1級標尺		1～4級水準測量
2級標尺		3～4級水準測量
1級セオドライト		1～4級水準測量（渡海）
1級トータルステーション		1～4級水準測量（渡海）
測距儀		1～4級水準測量（渡海）
水準測量作業用電卓	——	——
箱尺		簡易水準測量

※渡海（河）水準測量でレベルを使用する場合は、気泡管レベル又は自動レベルとする。ただし、自動レベルは交互法のみとする。

2　1級水準測量では、気温20 度における標尺改正数が50μm/m 以下、かつⅠ号標尺とⅡ号標尺の標尺改正数の較差が30μm/m 以下の１級標尺を用いるものとする。

3　観測に使用する機器は、適宜、点検及び調整を行うものとする。

なお、観測による視準線誤差の点検調整における読定単位及び許容範囲は、次表を標準とする。

項目＼区分	1級レベル	2級レベル	3級レベル
読定単位	0.01mm	0.1mm	1mm
許容範囲	0.3mm	0.3mm	3mm

4　点検調整は、観測着手前に次の項目について行い、水準測量作業用電卓又

（２）成果数値データファイルには０．１メートル位まで記入するものとする。

（３）水準点で直接に観測ができない場合は、偏心点を設け、ＴＳ等により観測するものとする。

5　設置した永久標識については、点の記を作成するものとする。

4.3.10
機器

1　観測に使用する主要な機器は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上のものを標準とする。

機器	性能	摘要
1級レベル	別表1による	1級水準測量
2級レベル		2級水準測量
3級レベル		3～4級水準測量 簡易水準測量
1級標尺		1～2級水準測量
2級標尺		3～4級水準測量
1級セオドライト		1～2級水準測量（渡海）
1級トータルステーション		1～2級水準測量（渡海）
測距儀		1～2級水準測量（渡海）
水準測量作業用電卓		——
箱尺		簡易水準測量

※渡海（河）水準測量でレベルを使用する場合は、気泡管レベル又は自動レベルとする。ただし、自動レベルは交互法のみとする。

2　1級水準測量では、気温20 度における標尺改正数が50μm/m 以下、かつⅠ号標尺とⅡ号標尺との定数の格差が30μm/m 以下の１級標尺を用いるものとする。

3　観測に使用する機器は、適宜、点検及び調整を行うものとする。

なお、観測による視準線誤差の点検調整における読定単位及び許容範囲は、次表を標準とする。

項目＼区分	1級レベル	2級レベル	3級レベル
読定単位	0.01mm	0.1mm	1mm
許容範囲	0.3mm	0.3mm	3mm

4　点検調整は、観測着手前に次の項目について行い、水準測量作業用電卓又

（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th><th></th></tr>
<tr><td></td><td>は観測手簿に記録する。
ただし、１級水準測量及び２級水準測量では、観測期間中おおむね10日ごと行うものとする。
（１）気泡管レベルは、円形水準器及び主水準器軸と視準線との平行性の点検調整を行うものとする。
（２）自動レベル、電子レベルは、円形水準器及び視準線の点検調整並びにコンペンセータの点検を行うものとする。
（３）標尺付属水準器の点検を行うものとする。</td><td></td><td>は観測手簿に記録する。
ただし、１級水準測量及び２級水準測量では、観測期間中おおむね１０日ごと行うものとする。
（１）気泡管レベルは、円形水準器及び主水準器軸と視準線との平行性の点検調整を行うものとする。
（２）自動レベル、電子レベルは、円形水準器及び視準線の点検調整並びにコンペンセータの点検を行うものとする。
（３）標尺付属水準器の点検を行うものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>4.3.11
観測</td><td>1　観測は、水準路線図に基づき、次に定めるところにより行うものとする。
（１）直接水準測量
ア　観測は、標尺目盛及びレベルと後視又は前視標尺との距離（以下「視準距離」という。）を読定するものとする。
（ア）視準距離及び標尺目盛の読定単位は、次表を標準とする。なお、視準距離はメートル単位で読定するものとする。

<table>
<tr><th>区分
項目</th><th>1級水準測量</th><th>2級水準測量</th><th>3級水準測量</th><th>4級水準測量</th><th>簡易水準測量</th></tr>
<tr><td>視準距離</td><td>最大50m</td><td>最大60m</td><td>最大70m</td><td>最大70m</td><td>最大80m</td></tr>
<tr><td>読定単位</td><td>0.1mm</td><td>1mm</td><td>1mm</td><td>1mm</td><td>1mm</td></tr>
</table>

（イ）観測は、１視準１読定とし、標尺の読定方法は、次表を標準とする。
<table>
<tr><th rowspan="2">区分
項目</th><th colspan="2">１級水準測量</th><th colspan="2">２級水準測量</th><th>３～４級水準測量
簡易水準測量</th></tr>
<tr><th>気泡管レベル
自動レベル</th><th>電子レベル</th><th>気泡管レベル
自動レベル</th><th>電子レベル</th><th>気泡管レベル
自動レベル
電子レベル</th></tr>
<tr><td>1</td><td>後視小目盛</td><td>後　視</td><td>後視小目盛</td><td>後　視</td><td>後　視</td></tr>
<tr><td>2</td><td>前視小目盛</td><td>前　視</td><td>後視大目盛</td><td>後　視</td><td>前　視</td></tr>
<tr><td>3</td><td>前視大目盛</td><td>前　視</td><td>前視小目盛</td><td>前　視</td><td>――――</td></tr>
<tr><td>4</td><td>後視大目盛</td><td>後　視</td><td>前視大目盛</td><td>前　視</td><td>――――</td></tr>
</table>

イ　観測は、簡易水準測量を除き、往復観測とする。
ウ　標尺は、２本１組とし、往路と復路との観測において標尺を交換するものとし、測点数は偶数とする。
エ　１級水準測量においては、観測の開始時、終了時及び固定点到着時ごとに、気温を１度単位で測定するものとする。</td><td>4.3.11
観測</td><td>1　観測は、平均図等に基づき、次に定めるところにより行うものとする。
（１）　直接水準測量
ア　観測は、標尺目盛及びレベルと後視又は前視標尺との距離（以下「視準距離」という。）を読定するものとする。
（ア）視準距離及び標尺目盛の読定単位は、次表を標準とする。なお、視１準距離はメートル単位で読定するものとする。

<table>
<tr><th>区分
項目</th><th>1級水準測量</th><th>2級水準測量</th><th>3級水準測量</th><th>4級水準測量</th><th>簡易水準測量</th></tr>
<tr><td>視準距離</td><td>最大50m</td><td>最大60m</td><td>最大70m</td><td>最大70m</td><td>最大80m</td></tr>
<tr><td>読定単位</td><td>0.1mm</td><td>1mm</td><td>1mm</td><td>1mm</td><td>1mm</td></tr>
</table>

（イ）観測は、１視準１読定とし、標尺の読定方法は、次表を標準する。
<table>
<tr><th rowspan="2">区分
項目</th><th colspan="2">１級水準測量</th><th colspan="2">２級水準測量</th><th>３～４級水準測量
簡易水準測量</th></tr>
<tr><th>気泡管レベル
自動レベル</th><th>電子レベル</th><th>気泡管レベル
自動レベル</th><th>電子レベル</th><th>気泡管レベル
自動レベル
電子レベル</th></tr>
<tr><td>1</td><td>後視小目盛</td><td>後　視</td><td>後視小目盛</td><td>後　視</td><td>後　視</td></tr>
<tr><td>2</td><td>前視小目盛</td><td>前　視</td><td>後視大目盛</td><td>後　視</td><td>前　視</td></tr>
<tr><td>3</td><td>前視大目盛</td><td>前　視</td><td>前視小目盛</td><td>前　視</td><td>――――</td></tr>
<tr><td>4</td><td>後視大目盛</td><td>後　視</td><td>前視大目盛</td><td>前　視</td><td>――――</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

イ　観測は、簡易水準測量を除き、往復観測とする。
ウ　標尺は、２本１組とし、往路と復路との観測において標尺を交換するものとし、測点数は偶数とする。
エ　１級水準測量においては、観測の開始時、終了時及び固定点到着時ごとに、気温を１度単位で測定するものとする。
オ　視準距離は等しく、かつ、レベルはできる限り両標尺を結ぶ直線上に</td><td>（修正）

（修正）

（修正）</td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

オ　視準距離は等しく、かつ、レベルはできる限り両標尺を結ぶ直線上に設置するものとする。

カ　往復観測を行う水準測量において、水準点間の測点数が多い場合は、適宜固定点を設け、往路及び復路の観測に共通して使用するものとする。

キ　１級水準測量においては、標尺の下方20センチメートル以下を読定しないものとする。

ク　１日の観測は、水準点で終わることを原則とする。

なお、やむを得ず固定点で終わる場合は、観測の再開時に固定点の異常の有無を点検できるような方法で行うものとする。

（２）渡海（河）水準測量

ア　観測は、交互法､経緯儀法及び俯仰ねじ法のいずれかにより行うものとする。

イ　観測のセット数、読定単位等は、次表を標準とする。

項目＼測量方法		交互法	経緯儀法	俯仰ねじ法
観測距離（S）		0.3km（0.45km）まで	１km まで	２km まで
使用機器の性能		１級レベル １級標尺	１級トータルステーション １級セオドライト １級レベル、１級標尺（２級レベル）	俯仰ねじを有する １級レベル １級標尺
使用機器の数量		１式	２式	
観測条件		―――	両岸で同時観測	
目標板白線の太さ		40mm×S	―――	40mm×S
観測時間帯		観測地点の南中時前３時間、後４時間の間に行う		
セット数（ｎ）		60×S	80×S	
観測日数		ｎ／25	ｎ／40	
目標（標尺）の読定単位	自岸	0.1mm（１mm）	１″	0.1mm（１mm）
	対岸	１mm	１″ 距離１mm	俯仰ねじ目盛の1/10
計算単位	自岸器械高	―――	0.1mm（１mm）	―――
	対岸目標高	―――	0.1mm（１mm）	0.1mm（１mm）
高度定数の較差の許容範囲		―――	５″ （７″）	―――
距離の測定		―――	国土交通省公共測量作業規程第37条及び第38条を準用する	―――

設置するものとする。

カ　往復観測を行う水準測量において、水準点間の測点数が多い場合は、適宜固定点を設け、往路及び復路の観測に共通して使用するものとする。

キ　１級水準測量においては、標尺の下方２０センチメートル以下を読定しないものとする。

ク　１日の観測は、水準点で終わることを原則とする。

なお、やむを得ず固定点で終わる場合は、観測の再開時に固定点の異常の有無を点検できるような方法で行うものとする。

（２）渡海（河）水準測量

ア　観測は、交互法､経緯儀法及び俯仰ねじ法のいずれかにより行うものとする。

イ　観測のセット数、読定単位等は、次表を標準とする。

項目＼測量方法		交互法	経緯儀法	俯仰ねじ法
観測距離（Ｓ）		300m（450m）まで	１kmまで	２kmまで
使用機器の性能		１級レベル １級標尺	１級トータルステーション セオドライト １級レベル、１級標尺（２級レベル）	俯仰ねじを有する １級レベル １級標尺
使用機器の数量		１式	２式	
観測条件		―――	両岸で同時観測	
目標板白線の太さ		４cm×Ｓ	―――	４cm×Ｓ
観測時間帯		観測地点の南中時前３時間、後４時間の間に行う		
セット数（ｎ）		60×Ｓ	80×Ｓ	
観測日数		ｎ／25	ｎ／40	
目標（標尺）の読定単位	自岸	0.1mm（１mm）	１秒	0.1mm（１mm）
	対岸	１mm	１秒 距離（１mm）	俯仰ねじ目盛の1/10
計算単位	自岸器械高	―――	0.1mm（１mm）	―――
	対岸目標高	―――	0.1mm（１mm）	0.1mm（１mm）
高度角定数差の許容範囲		―――	５秒 （７秒）	―――
距離の測定		―――	第３７条及び第３８条を準用する	―――
観測方法		自岸標尺１回､対岸標尺５回､自岸標尺１回の順にそれぞれ１視準１読定行い、これを１セットとする。 １日の全観測セットの1/2を経過した時点で、レベルと標尺	対岸の観測は高度角観測により行い望遠鏡右及び左の位置で１視準１読定を１対回とする２対回の観測を行う。これを１セットとする。 自岸の観測は対岸観測（１セット）の前	自岸の標尺目盛を１視準１読定した後に、対岸目標板下段位置、レベルの水平位置、対岸目標板上段位置の３箇所の俯仰ねじ目盛を読み取り、再び、対岸目標板上段、レベルの水

（修正）

（修正）

（修正）

（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="5">新</th><th colspan="4">旧</th><th></th></tr>
<tr><td></td><td>観　測　方　法</td><td>自岸標尺１回、対岸標尺５回、自岸標尺１回の順にそれぞれ１視準１読定行い、これを１セットとする。１日の全セット数のほぼ中間で、レベル及び標尺を対岸に移し替えて同様の観測を行う。</td><td>対岸の観測は鉛直角観測により行い望遠鏡右及び左の位置で１視準１読定を１対回とする２対回の観測を行う。これを１セットとする。自岸の観測は対岸観測（１セット）の前後に渡海水準点に立てた標尺の任意２か所の目盛を視準し、鉛直角観測を行う。これを両岸において、同時に行う観測を１セットとする。１日のセット数は 20～60 セットを標準とする。全セット数のほぼ中間で両岸の器械及び標尺を入れ替え同様の観測を行う。</td><td>自岸の標尺目盛を１視準１読定した後に、対岸目標板下段位置、レベルの水平位置、対岸目標板上段位置の３か所の俯仰ねじ目盛を読み取り、再び、対岸目標板上段、レベルの水平位置、対岸目標板下段位置の観測を行う。これを両岸において、同時に行う観測を１セットとする。１日のセット数は 20～60 セットを標準とする。全セット数のほぼ中間で両岸の器械及び標尺を入れ替え同様の観測を行う。</td><td></td><td>を対岸に移
替えて同様の観測を行う。</td><td>後に渡海水準点に立てた標尺の任意2箇所の目盛を視準し、高度角測定を行う。これを両岸において、同時に行う観測を１セットとする。
１日のセット数は20～60セットを標準とする。
全セット数のほぼ中間で両岸の器械、標尺を入れ替え同様の観測を行う。</td><td>平位置、対岸目標板下段位置の観測を行う。これを両岸において、同時に行う観測を１セットとする。
１日のセット数は20～60セットを標準とする。
全セットのほぼ中間で両岸の器械、標尺を入れ替え同様の観測を行う。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>備　　考</td><td colspan="3">１．Ｓは、観測距離（km 単位）、観測日数欄の数字は１日当たりの標準セット数とする。
２．観測セット数及び日数の算定において、観測距離（km 単位）を小数点以下１位まで求め、乗算後の端数は切り上げて整数とする。
３．偶数セットの観測を行い、観測日数が１日に満たない場合は、１日に切り上げる。
４．表中の（ ）内は２～４級水準測量に適用する。</td><td></td><td></td><td colspan="3">１．Ｓは、観測距離(km単位)、観測日数欄の数字は1日あたりの標準セット数とする。
２．観測セット数及び日数の算定において、観測距離（km単位）を小数点以下1位まで求め、乗算後の端数は切り上げて整数とする。
３．偶数セットの観測を行い、観測日数が１日に満たない場合は、１日に切り上げる。
４．表中の（ ）内は２～４級水準測量に適用する。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">２　新設点の観測は、永久標識の設置後２４時間以上経過してから行うものとする。
３　１級水準測量、２級水準測量、３級水準測量及び４級水準測量の観測において、水準点及び固定点によって区分された区間の往復観測値の較差が、許容範囲を超えた場合は、再測するものとする。
（１）往復観測値の較差の許容範囲は、次表を標準とする。
（２）１級水準測量及び２級水準測量の再測は、同方向の観測値を採用しないものとする。</td><td colspan="4">２　新点の観測は、永久標識の設置後２４時間以上経過してから行うものとする。
３　１級水準測量、２級水準測量、３級水準測量及び４級水準測量の観測において、水準点及び固定点によって区分された区間の往復観測値の較差が、許容範囲を超えた場合は、再測するものとする。
（１）往復観測値の較差の許容範囲は、次表を標準とする。
（２）１級水準測量及び２級水準測量の再測は、同方向の観測値を採用しないものとする。
４　１級水準測量及び２級水準測量においては、隣接既知点間の検測を行うも</td><td>（修正）
（修正）</td></tr>
</table>

区分／項目	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量
往復観測値の較差	2.5mm√S	5mm√S	10mm√S	20mm√S
備考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。			

区分／項目	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量
往復観測値の較差	2.5mm√S	5mm√S	10mm√S	20mm√S
備考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。			

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th></th></tr>
<tr><td></td><td>4　１級水準測量及び２級水準測量においては、既知点と隣接する他の既設点間の検測を行うものとする。
　なお、検測における結果と前回の観測高低差、又は測量成果の高低差との較差の許容範囲は、次表を標準とする。また、検測は、片道観測を原則とする。
<table>
<tr><th>区　分
項　目</th><th>１級水準測量</th><th>２級水準測量</th></tr>
<tr><td>前回の観測高低差との較差</td><td>2.5mm√S</td><td>5mm√S</td></tr>
<tr><td>測量成果の高低差との較差</td><td colspan="2">15mm√S</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2">S は観測距離（片道、km 単位）とする。</td></tr>
</table>
</td><td></td><td>のとする。
　なお、検測における結果と前回の観測高低差との較差の許容範囲は、次表を標準とする。また、検測は、往復観測を原則とする。
<table>
<tr><th>区分
項目</th><th>１級水準測量</th><th>２級水準測量</th></tr>
<tr><td>前回の観測高低差との較差</td><td>2.5㎜　S</td><td>5㎜　S</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">S は観測距離（片道、㎞単位）とする。</td></tr>
</table>
</td><td>（修正）

（追加）</td></tr>
<tr><td></td><td>第4節　　計算及び整理</td><td></td><td>第４節 計算及び整理</td><td></td></tr>
<tr><td>4.4.1
計算及び整理</td><td>1　観測簿上の前視、後視の読取値及び水準差のそれぞれの和、距離の和は、水準路線ごとに求めるものとする。
2　計算は、次に定めるところにより行うものとする。
（１）標尺補正計算及び正規正標高補正計算（楕円補正）は、１級水準測量及び２級水準測量について行う。
　ただし、１級水準測量においては、正規正標高補正計算に代えて正標高補正計算（実測の重力値による補正）を用いることができる。また、２級水準測量における標尺補正計算は、水準点間の高低差が７０メートル以上の場合に行うものとし、標尺補正量は、気温２０度における標尺改正数を用いて計算するものとする。
（２）変動量補正計算は、地盤沈下調査を目的とする水準測量について、基準日を設けて行うものとする。
（３）計算は、4.3.11　1（１）ア（ア）の表の読定単位まで算出するものとする。
3　計算は、付録の計算式、又はこれと同精度若しくはこれを上回る精度を有することが確認できる場合は、当該計算式を使用することができるものとする。
4　点検計算は、観測終了後に行うものとする。点検計算の結果、許容範囲を超えた場合は、再測を行う等適切な措置を講ずるものとする。
（１）すべての単位水準環（新設水準路線によって形成された水準環で、その内部に水準路線のないものをいう。以下同じ。）及び次の条件により選定されたすべての点検路線について、環閉合差及び既知点から既知点までの閉合差を計算し、観測値の良否を判定するものとする。
ア　点検路線は、既知点と既知点を結合させるものとする。
イ　すべての既知点は、1 つ以上の点検路線で結合させるものとする。
ウ　すべての単位水準環は、路線の一部を点検路線と重複させるものとする。</td><td>4.4.1
計算及び整理</td><td>1　観測簿上の前視、後視の読取値及び水準差のそれぞれの和、距離の和は、水準路線ごとに求めるものとする。
2　計算は、次に定めるところにより行うものとする。
（１）標尺補正及び正規正標高補正計算（楕円補正）は、１級水準測量及び２級水準測量について行う。
　ただし、１級水準測量においては、正規正標高補正計算に代えて正標高補正計算（実測の重力値による補正）を用いることができる。また、２級水準測量における標尺補正計算は、水準点間の高低差が７０メートル以上の場合に行うものとし、補正量は、気温２０度における標尺改正数を用いて計算するものとする。
（２）変動量補正計算は、地盤沈下調査を目的とする水準測量について、基準日を設けて行うものとする。
（３）計算は、別表の読定単位まで算出するものとする。

3　計算は、付録の計算式、又はこれと同精度若しくはこれを上回る精度を有することが確認できる場合は、当該計算式を使用することができるものとする。
4　点検計算は、観測終了後に行うものとする。ただし、許容範囲を超えた場合は、再測を行う等適切な措置を講ずるものとする。
（１）すべての単位水準環（新設水準路線によって形成された水準環で、その内部に水準路線のないものをいう。以下同じ。）及び次の条件により選定されたすべての点検路線について、環閉合差及び既知点から既知点までの閉合差を計算し、観測値の良否を判定するものとする。
ア　点検路線は、既知点と既知点を結合させるものとする。
イ　すべての既知点は、1 つ以上の点検路線で結合させるものとする。
ウ　すべての単位水準環は、路線の一部を点検路線と重複させるものとする。</td><td>（修正）

（修正）

（修正）</td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th></th></tr>
<tr>
<td></td>
<td>（２）点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。
<table><tr><th>区分
項目</th><th>1級水準測量</th><th>2級水準測量</th><th>3級水準測量</th><th>4級水準測量</th><th>簡易水準測量</th></tr><tr><td>環閉合差</td><td>2mm√S</td><td>5mm√S</td><td>10mm√S</td><td>20mm√S</td><td>40mm√S</td></tr><tr><td>既知点から既知点までの閉合差</td><td>15mm√S</td><td>15mm√S</td><td>15mm√S</td><td>25mm√S</td><td>50mm√S</td></tr><tr><td>備考</td><td colspan="5">Sは観測距離（片道、km 単位）とする。</td></tr></table>
５　点検計算の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。
６　平均計算は、次に定めるところにより行うものとする。
（１）直接水準測量の平均計算は、距離の逆数を重量とし、観測方程式又は条件方程式を用いて行うものとする。
（２）直接水準測量と渡海（河）水準測量が混合する路線の平均計算は、標準偏差の二乗の逆数を重量とし、観測方程式又は条件方程式により行うものとする。
（３）平均計算による許容範囲は、次表を標準とする。
<table><tr><th>区分
項目</th><th>１級水準測量</th><th>２級水準測量</th><th>３級水準測量</th><th>４級水準測量</th><th>簡易水準測量</th></tr><tr><td>単位重量当たりの観測の標準偏差</td><td>２mm</td><td>５mm</td><td>10mm</td><td>20mm</td><td>40mm</td></tr></table>
７　平均計算に使用するプログラムは、計算結果が正しいものと確認されたものを使用するものとする。
８　平均計算の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>4.4.2
品質評価</td>
<td>水準点成果の品質評価は、3.4.2 の規定を準用する。</td>
<td>4.4.2
品質評価</td>
<td>水準点成果の品質評価は、第４４条の規定を準用する。</td>
<td>（修正）</td>
</tr>
<tr>
<td>4.4.3
メタデータの作成</td>
<td>水準点のメタデータの作成は、3.4.3 の規定を準用する。</td>
<td>4.4.3
メタデータの作成</td>
<td>水準点のメタデータの作成は、第４５条の規定を準用する。</td>
<td>（修正）</td>
</tr>
<tr>
<td>4.5.1
GNSS 標高測量</td>
<td>第5節　GNSS 標高測量
GNSS標高測量は、国土交通省公共測量作業規程第２編基準点測量　第４章GNSS標高測量　第１節要旨　第74条（要旨）～第８節成果等の整理　第98条（成果等）による。</td>
<td></td>
<td></td>
<td>（追加）</td>
</tr>
<tr>
<td>4.6.1
復旧測量</td>
<td>第6節　復旧測量
１　復旧測量とは、公共測量によって設置した基準点及び水準点の機能を維持するとともに保全するために実施する作業をいう。
２　復旧測量の作業区分及び作業内容は、次のとおりとする。
（１）「再設」とは、標識が亡失している場合に、再設置することをいう。</td>
<td>4.5.1
復旧測量</td>
<td>第５節 復旧測量
１　復旧測量とは、公共測量によって設置した基準点及び水準点の機能を維持するとともに保全するために実施する作業をいう。
２　復旧測量の作業区分及び作業内容は、次のとおりとする。
（１）「再設」とは、標識が亡失している場合に、再設置することをいう。</td>
<td>（修正）</td>
</tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th></th></tr>
<tr><td></td><td>（２）「移転」とは、標識の現位置が保存上又は管理上不適当である場合に、当該標識の位置を変えて設置することをいう。また、低下又は高上改埋も移転に含まれるものとする。
（３）「改測」とは、測量成果が現況に適合しなくなったと判断した場合に、現位置を変えることなく測量を行い、必要に応じてその測量成果を修正することをいう。
（４）「改算」とは、測量成果が現況に適合しなくなったと判断した場合に、改測を行わずに過去の観測値、資料等を用いて計算を行い、必要に応じて測量成果を修正することをいう。
再設、移転を行った場合は、測量標新旧位置明細書を作成するものとする。
３　水準点の復旧測量は、再設、移転、改測又は改算により行うものとする。
４　再設、移転、改測又は改算による水準点の復旧測量には、第３章の規定を準用する。
５　移転による水準点の復旧測量は、次に定める方法により実施するものとする。
（１）直接法
ア　新点に別の標識を埋設し、旧点と新点間について往復観測を行う。
ただし、旧点と新点間の観測を１点の測点数で行える場合は、前視、後視に同一標尺を用いて往路及び復路の測点数を１点とすることができる。
イ　往復観測値の較差の許容範囲は、次表を標準とする。
<table>
<tr><th>区分
項目</th><th>１級水準点</th><th>２級水準点</th><th>３～４級水準点</th></tr>
<tr><td>往復観測値の較差</td><td>5 ㎜√S</td><td>5 ㎜√S</td><td>20 ㎜√S</td></tr>
<tr><td>読　定　単　位</td><td>1 ㎜</td><td>1 ㎜</td><td>1 ㎜</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3">S は観測距離（片道、km 単位）とする。</td></tr>
</table>
（２）固定点法
ア　旧点と新点間に３点以上の固定点を設け、旧点と固定点間について往復観測を行うものとする。
イ　旧点の標識を新点の位置に埋設するものとする。
ウ　埋設後２４時間以上経過後、固定点と新点間について往復観測を行うものとする。
エ　固定点を経由して求めた各標高の較差の許容範囲は、次表を標準とする。
<table>
<tr><th>区分
項目</th><th>１級水準点</th><th>２級水準点</th><th>３～４級水準点</th></tr>
<tr><td>標　高　の　較　差</td><td>3 ㎜</td><td>3 ㎜</td><td>10 ㎜</td></tr>
</table>
</td><td></td><td>（２）「移転」とは、標識の現位置が保存上又は管理上不適当である場合に、当該標識の位置を変えて設置することをいう。
（３）「改測」とは、測量成果が現況に適合しなくなったと判断した場合に、現位置を変えることなく測量を行い、必要に応じてその測量成果を修正することをいう。
（４）「改算」とは、測量成果が現況に適合しなくなったと判断した場合に、改測を行わずに過去の観測値、資料等を用いて計算を行い、必要に応じて測量成果を修正することをいう。
再設、移転等を行った場合は、測量標新旧位置明細書を作成するものとする。
３　水準点の復旧測量は、再設、移転又は改測により行うものとする。
４　再設、移転又は改測による水準点の復旧測量には、第３章の規定を準用する。
５　移転による水準点の復旧測量は、次に定める方法により実施するものとする。
（１）直接法
ア　新点に別の標識を埋設し、旧点と新点間について往復観測を行う。
なお、観測に使用する標尺は旧点から新点間を測点数１点で取り付ける場合は、１本とする。
イ　往復測値の較差の許容範囲は、次表を標準とする。
<table>
<tr><th>区分
項目</th><th>１級水準点</th><th>２級水準点</th><th>3, 4 級
準点</th></tr>
<tr><td>往復観測値の較差</td><td>5 ㎜√ S</td><td>5 ㎜√ S</td><td>20㎜√ S</td></tr>
<tr><td>読　定　単　位</td><td>0. 1㎜</td><td>1 ㎜</td><td>1 ㎜</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3">S は観測距離（片道、㎞ 単位）とする。</td></tr>
</table>
（２）固定点法
ア　旧点と新点間に３点以上の固定点を設け、旧点と固定点間について往復b観測を行うものとする。
イ　旧点の標識を新点の位置に埋設するものとする。
ウ　埋設後２４時間以上経過後、固定点と新点間について往復観測を行うものとする。
エ　固定点を経由して求めた各標高の較差の許容範囲は、次表を標準とする。
<table>
<tr><th>区分
項目</th><th>１級水準点</th><th>２級水準点</th><th>3,4級
準点</th></tr>
<tr><td>往復観測値の較差</td><td>3 ㎜</td><td>3 ㎜</td><td>10㎜</td></tr>
</table>
</td><td>（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）</td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	読　定　単　位 | 1 mm | 1 mm | 1 mm		読　定　単　位 | 0.1mm | 1 mm | 1 mm	（修正）
	オ　許容範囲を超えた場合は、その原因を調査し、較差の少ない２個以上の平均値を採用するものとする。		オ　許容範囲を超えた場合は、その原因を調査し、較差の少ない２個以上の平均値を採用するものとする。	
	6　地殻変動その他の事由により、基本測量の測量成果が修正された場合には、修正された基本測量成果を基に改算するものとする。この場合、改算は、現況に適合しなくなった成果が適切な計算処理で修正可能であることを確認の上、行うものとする。この際、国土地理院から水準点用の標高補正パラメータファイルが提供された場合には、この補正パラメータを用いて成果を改算することができる。			（追加）
	第7節　　成果		第６節 成果	（修正）
4.7.1 **成果**	1　水準点のメタデータの作成は、3.4.3の規定を準用する。	4.6.1 **成果**	1　水準点のメタデータの作成は、第４５条の規定を準用する	（修正）
	2　成果の提出すべき成果品は、次のとおりとする。ただし、作業方法によっては、この限りでない。		2　成果の提出すべき成果品は、次のとおりとする。	（修正）
	（１）観測手簿		（１）観測手簿	
	（２）観測成果表及び平均成果表　（原本及び写し）		（２）観測成果表及び平均成果表　（原本及び写し）	
	（３）水準路線図　（原本及び写し）		（３）水準路線図　（材質は監督員の指示による。）	（修正）
			（４）同上出力図	（削除）
	（４）計算簿　（原本及び写し）		（５）計算簿　（原本及び写し）	（修正）
	（５）平均図　（原本及び写し）		（６）平均図　（原本及び写し）	（修正）
	（６）点の記　（原本及び写し）		（７）点の記　（原本及び写し）	（修正）
	（７）成果数値データ　（原本及び写し）		（８）成果数値データ　（原本及び写し）	（修正）
	（８）建標承諾書　（必要な場合のみ提出、原本及び写し）		（９）建標承諾書　（必要な場合のみ提出、原本及び写し）	（修正）
	（９）測量標設置位置通知書			（追加）
	(10) 測量標の地上写真　（点の記に添付）		(10) 測量標の地上写真　（点の記に添付）	
	(11) 基準点現況調査報告書　（必要な場合のみ提出）		(11) 基準点現況調査報告書　（必要な場合のみ提出）	
	(12) 精度管理表			（追加）
	(13) 品質評価表　（原本及び写し）		(12) 品質評価表　（原本及び写し）	（修正）
	(14) 点検測量簿		(13) 点検測量簿	（修正）
	(15) メタデータ		(14) メタデータ	（修正）
	(16) 各電子データ（オリジナルデータ及びＳＸＦデータ）		(15) 各電子データ（オリジナルデータ及びＳＸＦデータ）	（修正）
	(17) 第三者機関の検定表　（原本及び写し）		(16) 第三者機関の検定表　（原本及び写し）	（修正）
	(18) その他の資料　（監督員の指示による）		(17) その他の資料　（監督員の指示による）	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th><th></th></tr>
<tr><td></td><td>第5章　現地測量及び写真測量
第1節　　一般事項</td><td></td><td>第5章 現地測量(地形測量)
第１節 一般事項</td><td></td></tr>
<tr><td>5.1.1
目的</td><td>1　地形測量とは、数値地形図データ等を作成、修正する作業をいい、地図編集を含むものとする。
2　数値地形図データとは、地形、地物等に係る地図情報を位置、形状を表す属性データとして、計算処理が可能な形態で表現したものをいう。
3　本第５章は、国土交通省公共測量作業規程第３編地形測量及び写真測量第１章通則、第２章現地測量、第５章既成図数値化、第６章修正測量、第７章写真地図作成、第８章地図編集、第９章基盤地図情報の作成までを含むものとし、本第５章で規定していないものについては、国土交通省公共測量作業規程によるものとする。</td><td>5.1.1
目的</td><td>1　地形測量とは、数値地形図データ等を作成、修正する作業をいい、地図編集を含むものとする。
2　数値地形図データとは、地形、地物等に係る地図情報を位置、形状を表す属性データとして、計算処理が可能な形態で表現したものをいう。
3　本第５章は、都規程第３編地形測量及び写真測量第１章通則、第２章現地測量、第４章既成図数値化、第５章修正測量、第８章地図編集、第９章基盤地図情報の作成までを含むものとし、本第５章で規定していないものについては、都規程によるものとする。</td><td>（修正）</td></tr>
<tr><td>5.1.2
製品仕様書の記載事項</td><td>製品仕様書は当該地形測量及び写真測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データの内容及び構造、参照系、データ品質、データ品質評価手順、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。
特に空間データ製品仕様書の下記事項については、将来にわたって使用されるため、間違いのないよう注意して記載すること。
1　作成情報の「題名」、「作成者」
2　適用範囲識別</td><td>5.1.2
製品仕様書の記載事項</td><td>製品仕様書は当該地形測量及び写真測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データの内容及び構造、参照系、データ品質、データ品質評価手順、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。
特に空間データ製品仕様書の下記事項については、将来にわたって使用されるため、間違いのないよう注意して記載すること。
1　作成情報の「題名」、「作成者」
2　適用範囲識別</td><td></td></tr>
<tr><td>5.1.3
数値地形図データの位置精度</td><td>1　数値地形図データの位置精度及び地図情報レベルは、次表を標準とする。
<table>
<tr><th>地図情報レベル</th><th>水平位置の標準偏差</th><th>標高点の標準偏差</th><th>等高線の標準偏差</th></tr>
<tr><td>250</td><td>0.12m以内</td><td>0.25m以内</td><td>0.5m以内</td></tr>
<tr><td>500</td><td>0.25m以内</td><td>0.25m以内</td><td>0.5m以内</td></tr>
<tr><td>1000</td><td>0.70m以内</td><td>0.33m以内</td><td>0.5m以内</td></tr>
</table>
注記：デジタルにおいては縮尺の概念がないため、「地図情報レベル」となっている。
2　「地図情報レベル」とは、数値地形図データの地図表現精度を表し、数値地形図における図郭内のデータの平均的な総合精度を示す指標をいう。
3　地図情報レベルと地形図縮尺の関係は、次表のとおりとする。
<table>
<tr><th>地図情報レベル</th><th>地形図縮尺</th></tr>
<tr><td>250</td><td>1/250</td></tr>
<tr><td>500</td><td>1/500</td></tr>
<tr><td>1000</td><td>1/1000</td></tr>
</table></td><td>5.1.3
数値地形図データの位置精度</td><td>1　数値地形図データの位置精度及び地図情報レベルは、次表を標準とする。
<table>
<tr><th>地図情報レベル</th><th>水平位置の標準偏差</th><th>標高点の標準偏差</th><th>等高線の標準偏差</th></tr>
<tr><td>250</td><td>0.12m以内</td><td>0.25m以内</td><td>0.5m以内</td></tr>
<tr><td>500</td><td>0.25m以内</td><td>0.25m以内</td><td>0.5m以内</td></tr>
<tr><td>1000</td><td>0.70m以内</td><td>0.33m以内</td><td>0.5m以内</td></tr>
</table>
注記：デジタルにおいては縮尺の概念がないため、「地図情報レベル」となっている。
2　「地図情報レベル」とは、数値地形図データの地図表現精度を表し、数値地形図における図郭内のデータの平均的な総合精度を示す指標をいう。
3　地図情報レベルと地形図縮尺の関係は、次表のとおりとする。
<table>
<tr><th>地図情報レベル</th><th>地形図縮尺</th></tr>
<tr><td>250</td><td>1/250</td></tr>
<tr><td>500</td><td>1/500</td></tr>
<tr><td>1000</td><td>1/1000</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
<tr><td>5.1.4
測量方法</td><td>製品仕様書で定めた数値地形図データ等を作成するための測量方法は、国土交通省公共測量作業規程第３編地形測量及び写真測量　第２章現地測量　第１節要旨　第108条（要旨）から第９章基盤地図情報の作成　第９節成果等の整理　第360条（成果等）までの規定に示す方法に基づき実施する。ただし、国</td><td>5.1.4
測量方法</td><td>製品仕様書で定めた数値地形図データ等を作成するための測量方法は，都規程第83条から第338条までの規定に示す方法に基づき実施する。 ただし、都規程第３章空中写真測量及び第７章航空レーザ測量は除く。</td><td>（修正）</td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	土交通省公共測量作業規程第３編地形測量及び写真測量　第３章UAV写真測量及び第４章空中写真測量は除く。 　なお、国土交通省公共測量作業規程に定めのない機器及び作業方法を用いる場合は、得ようとする測量成果の種類、内容、構造、品質等を示す製品仕様書を定めて、監督員の承諾を得ること。		なお、都規程に定めのない機器及び作業方法を用いる場合は、得ようとする測量成果の種類、内容、構造、品質等を示す製品仕様書を定めて、監督員の承諾を得ること。	
5.1.5 **図式**	数値地形図データの図式は、国土交通省公共測量作業規程第３編地形測量及び写真測量　第１章通則　第４節図式　第107条（図式）を標準とするが、目的及び地図情報レベルに応じて適切なものを使用し、監督員の承諾を得ること。	5.1.5 **図式**	数値地形図データの図式は、都規程第82条を標準とするが、目的及び地図情報レベルに応じて適切なものを使用し、監督員の承諾を得ること。	（修正）
	第2節　　現地測量		第２節 現地測量	
5.2.1 **現地測量**	1　現地測量は、現地において、TS等又はGNSS測量機を用いて、又は併用して、地形、地物等を測定し、数値地形図データを作成する作業をいう。 2　TS以外のRTK法を用いる測量及びネットワーク型RTK法を用いる測量並びにTS等及びRTK法を併用する測量又はTS等及びネットワーク型RTK法を併用する測量方法を使用しようとする場合は、電波の受信状況及び周囲の基準点との整合性を検討し、監督員と協議すること。	5.2.1 **現地測量**	1　現地測量は、現地において、ＴＳ等による測量により地形、地物を測定し、数値地形図データを作成する作業を標準とする。 2　ＴＳ以外のＲＴＫ－ＧＰＳ法を用いる測量及びネットワーク型ＲＴＫ－ＧＰＳ法を用いる測量並びにＴＳ等及びＲＴＫ－ＧＰＳ法を併用する測量又はＴＳ等及びネットワーク型ＲＴＫ－ＧＰＳ法を併用する測量方法を使用しようとする場合は、電波の受信状況及び周囲の基準点との整合性を検討し、監督員と協議すること。	（修正） （修正）
5.2.2 **準拠する基準点**	現地測量は、４級基準点、簡易水準点又は、これと同等以上の精度を有する基準点に基づいて実施するが、点番号及び設置者を示し、監督員の承諾を得ること。	5.2.2 **準拠する基準点**	現地測量は、４級基準点、簡易水準点又は、これと同等以上の精度を有する基準点に基づいて実施するが、点番号及び設置者を示し、督監員の承諾を得ること。	（修正）
5.2.3 **数値地形図データの地図情報レベル**	数値地形図データの地図情報レベルは、原則として250、500、1000を標準とする。	5.2.3 **数値地形図データの地図情報レベル**	数値地形図データの地図情報レベルは、原則として250、500、1000を標準とする。	
	第3節　　工程別作業区分及び順序		第３節 工程別作業区分及び順序	
5.3.1 **工程別作業区分及び順序**	工程別作業及び順序は、次のとおりとする。 1　作業計画 2　基準点の設置 3　細部測量 4　数値編集 5　補備測量 6　数値地形図データファイルの作成 7　品質評価 8　成果等の整理	5.3.1 **工程別作業区分及び順序**	工程別作業及び順序は、次のとおりとする。ただし、監督員が指示し、又は承諾した場合は、一部を省略することができる。 1　作業計画 2　基準点の設置 3　細部測量 4　数値編集 5　数値地形図データファイルの作成 6　品質評価 7　成果等の整理	（修正） （追加）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th><th></th></tr>
<tr><td>5.3.2
機器及びシステム</td><td>地形測量に使用する機器及びシステムは、国土交通省公共測量作業規程第３編地形測量及び写真測量　第２章現地測量　第１節要旨　第112条（機器及びシステム）による。</td><td>5.3.2
機器及びシステム</td><td>地形測量に使用する機器及びシステムは、都規程第８７条によるものとし、次表のもの又は、これと同等のものを標準とする。

<table>
<tr><th>機　器</th><th>性　能</th><th>読 取 範 囲</th></tr>
<tr><td>１級トータルステーション</td><td rowspan="5">別表１によ</td><td rowspan="5">———</td></tr>
<tr><td>２級ト
タルステーション</td></tr>
<tr><td>３級トータルステーション</td></tr>
<tr><td>１級ＧＰＳ測量機</td></tr>
<tr><td>２級ＧＰＳ測量機</td></tr>
<tr><td>デジタイザ</td><td>分解能
0.1mm 以内
読取精度
0.3mm 以内</td><td>計測基図の図郭内の読取りが可能なこと</td></tr>
<tr><td>スキャナ</td><td>分解能
0.1mm 以内
読取精度
0.25%以内(任意の２点間)</td><td>計測基図の図郭内の読取りが可能なこと</td></tr>
<tr><td>自動製図機
（プリンタ等）</td><td>描画精度
0.1mm 以内
位置精度
0.2mm 以内</td><td>———</td></tr>
<tr><td>図形編
装置</td><td colspan="2">電子計算機及びスクリーンモニター、必要に応じてデジタイザで構成されるもの。</td></tr>
</table>
</td><td>（修正）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>１　ＧＰＳ測量機
ＲＴＫ－ＧＰＳ観測では観測中に地形や地物によってＧＰＳからの電波が遮断されることが多いため、短時間で初期化可能な１級ＧＰＳ測量機が望ましい。</td><td>（削除）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>２　デジタイザ、スキャナ、自動製図機（プリンタ等）、及び図形編集装置の性能デジタイザ、スキャナ、自動製図機（プリンタ等）、及び図形編集装置の使用に際しては、性能に十分注意をし、性能等が不明な場合は、機器の性能を示す証明書又は、記録書を提出すること。</td><td>（削除）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>３　図形編集装置
図形編集装置は、ワークステーション又はパーソナルコンピューターにCADのソフトが組み込まれた装置で、対話処理の機能を有し、地図データの追加、削除、修正等ができるもの。</td><td>（削除）</td></tr>
<tr><td>5.3.3
作業計画</td><td>作業計画は、1.2.1の規定によるほか、工程別に作成するものとする。また、工程毎に納期までに作業完了するよう人員、班編成について十分に検討する。</td><td>5.3.3
作業計画</td><td>作業計画は、工程毎に納期までに作業が完了するよう人員、班編成について十分に検討する。</td><td>（修正）</td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新

5.3.4 基準点の設置

1　現地測量に必要な基準点を設置する際の配点密度は、既設点を含め、下表を標準とする。ただし、長狭な地域については、延長と幅を考慮し、配点密度を定めるものとする。

10,000 ㎡あたりの配点密度			
地域 / 地図情報レベル	市 街 地	市街地近郊	山 地
250	7 点	6 点	7 点
500	6 点	5 点	6 点
1000	5 点	4 点	4 点

2　基準点の設置については、第3章基準点測量の規定を準用する。

第4節　　細部測量

5.4.1 細部測量

TS等又はGNSS測量機による細部測量

1　地上座標値は、ミリメートル単位とする。

2　次のいずれかの方法を用いる。

（1）オンライン方式

現地で、地形地物等の取得データを携帯型パソコンの図形処理機能を用いて、その場で図形表示しながら取得漏れ等を確認すると共に現地で概略の編集まで行っておく方法である。この方法には、電子平板方式を含む。

（2）オフライン方式

現地で地形地物等のデータ取得のみを行い、その後、取り込んだデータコレクタ内のデータを図形編集機に入力して図形処理する方法。

5.4.2 TS 点の設置

TS点の設置は、国土交通省公共測量作業規程第3編地形測量及び写真測量第2章現地測量　第4節細部測量　第2款TS点の設置　第116条（TS点の設置）～第119条（ネットワーク型RTK法によるTS点の設置）による。

旧

5.3.4 基準点の設置

1　現地測量に必要な基準点を設置する際は、配点密度を含め、下表を標準とする。ただし、長狭な地域については、延長と幅を考慮し、配点密度を定めるものとする。

10,000 ㎡あたの配点密度			
地域 / 地図情報レベル	市 街 地	市街地近郊	山 地
250	7 点	6 点	7 点
500	6 点	5 点	6 点
1000	5 点	4 点	4 点

2．　基準点の設置については、第2章基準点測量を準用する。

第4節 細部測量

5.4.1 細部測量

ＴＳ等による細部測量

1　地上座標値は、ミリメートル単位とする。

2　次のいずれかの方法を用いる。

(1)　オンライン方式

現地で、地形地物等の取得データを携帯型パソコンの図形処理機能を用いて、その場で図形表示しながら取得漏れ等を確認すると共に現地で概略の編集まで行っておく方法である。この方法には、電子平板方式を含む。

(2)　オフライン方式

現地で地形地物等のデータ取得のみを行い、その後、取り込んだデータコレクタないのデータを図形編集機に入力して図形処理する方法。

5.4.2 TS 点の設置

1　地形、地物等の状況により基準点にＴＳ等を整置して細部測量を行うことが困難な場合は、ＴＳ点を設置することができる。ただし、ＴＳ点の設置は、やむをえない場合の応急措置であるため、２次点以降の設置は、監督員の承諾をえること。

2　ＴＳ点は、基準点にＴＳ等を整置して放射法で２対回以上測定し、設置するものとする。

3　ＴＳ点の精度は、次表を標準とする。

精度 / 地図情報レベル	水平位置（標準偏差）	標高（標準偏差）
250	0.1m以内	0.1m以内
500	0.1m以内	0.1m以内
1000	0.1m以内	0.1m以内

（修正）	
（修正）	
（修正）	
（修正）	
（修正）	
（削除）	
（削除）	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
5.4.3 地形・地物等の測定	地形・地物等の測定は、国土交通省公共測量作業規程第３編地形測量及び写真測量　第２章現地測量　第４節細部測量　第３款地形、地物等の測定　第120条（要旨）～第123条（ネットワーク型RTK法による地形、地物等の測定）による。	5.4.3 地形・地物等の測定	１　ＴＳ等による地形、地物等の水平位置及び標高の測定は、基準点又はＴＳ点から放射法で直接測定することを原則とするが、現地状況により、支距法での測定も可とする。等高線データは、ＴＳ等から直接取得する。 ２　細部測量を実施した場合は、取得した数値地形図データについて編集 後に重要事項を確認するとともに必要部分を現地において測定するものとする。 ３　測定した座標値等には、原則として、その属性を表すための分類コードを付すものとする。 分類コードは、作業規程付録-７を標準とする。ただし、付録－７以外の図式は、別表-１を参考にその他のレイヤーに分けて作成する。 ただし、略コード等を用いた場合は、編集を行う際に誤りを生じないようにしなければならない。 ４　地形、地物等の測定は、次表を標準とする。	（修正） （削除） （削除） （削除）

地図情報レベル	機器、システム区分	水平角観測対回数	距離測定回数	放射距離の制限
500以下	トータルステーション2級	0.5	1	150m以内
	トータルステーション3級	0.5	1	100m以内
1000以上	トータルステーション2級	0.5	1	200m以内
	トータルステーション3級	0.5	1	150m以内

注記１：　水平角観測対回数0.5とは、望遠鏡正又は反により目標方向へ１回の観測を行うことをいう。

５　ＴＳ等による地形、地物等の測定は次のとおりとする。

（１）地形は、地性線及び標高値を測定し、図形編集装置によって等高線描画を行うものとする。

（２）標高点の密度は、地図情報レベルに４センチメートルを乗じた値を辺長とする格子に1 点を標準とし、標高点数値はセンチメートル単位で表示するものとする。

（３）細部測量では、地形、地物等の測定を行うほか、編集及び編集した図形の点検に必要な資料(以下本仕様書において「測定位置確認資料」という。)を作成する。なお、「測定位置確認資料」は、編集時や編集済みデータの点検に使用するため、取得資料の情報と編集項目を比較し易いように整理しておく。

（４）測定位置確認資料は、編集時に必要となる地名、建物等の名称のほか、取得したデータの結線のための情報等とし、次のいずれかの方法により作成するものとする。

・　現地において図形編集装置に地名、建物の名称、結線情報等を入力する方法

・　写真等で現況等を記録する方法

（５）補備測量は、図形データの点検を行い、取得もれや経年変化等による補

（削除）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
			完の必要がなければ省略することができるが、省略する場合は、監督院の承諾を得ること。 また、補備測量は、次のとおり行うものとする。 ア　現地において確認及び補備すべき事項は、次のとおりとする。 ・　編集作業で生じた疑問事項及び重要な表現事項 ・　編集困難な事項 ・　現地調査以降に生じた変化に関する事項 ・　境界及び注記 ・　各種表現対象物の表現の誤り及び脱落 イ　現地において実施する補備測量は、基準点、ＴＳ点及び編集済データに表現されている確実かつ明確な点に基づいて行うものとする。 ウ　補備測量の結果は、図形編集装置等の図形編集機能を用いて編集及び修正するものとする。	（削除）
			6　ノンプリズムの使用について 地形、地物等の状況により測定点に反射鏡の設置が困難であり、かつ、測定に高精度を要しない場合で、監督員が指示又は承諾した場合は、ノンプリズム測距儀を使用することができる。	
	第5節　数値編集		第５節 数値編集	
5.5.1 **数値編集**	数値編集については、国土交通省公共測量作業規程第３編地形測量及び写真測量　第２章現地測量　第５節数値編集　第124条（要旨）による。	5.5.1 **数値編集**	1　「数値編集」とは、現地測量で取得した地形、地物等のデータ種類と属性情報等を、数値地形図データ取得分類基準表（都規程付録-７）、図式規程、測定確認資料等に基づいて、図形編集装置で編集し、編集済データを作成する作業をいう。	（修正）
			2　数値地形図データ取得分類基準表 作業規程付録-7 を標準とする。ただし、付録７以外の図式は、別表―１を参考にその他のレイヤーに分けて作成する。	（削除）
5.5.2 **数値編集の点検**	数値編集の点検は、国土交通省公共測量作業規程第３編地形測量及び写真測量　第２章現地測量　第５節数値編集　第125条（数値編集の点検）による。	5.5.2 **数値編集の点検**	1　数値編集の点検は、編集済データ及びその出力図を用いてスクリーンモニター又は自動製図機等によるその出力図を用いて行うものとする。	（修正）
			2　編集済データの論理的矛盾等の点検は、点検プログラム等により行うものとする。	（削除）
	第6節　補備測量			
5.6.1 **補備測量**	補備測量は、国土交通省公共測量作業規程第３編地形測量及び写真測量　第２章現地測量　第６節補備測量　第126条（要旨）による。			（追加）
	第7節　数値地形図データファイルの作成			

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
5.7.1 **数値地形図データファイルの作成**	本節において「数値地形図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従って編集済データから数値地形図データファイルを作成し、「測量成果電子納品要領」に基づき電磁的記録媒体に記録する作業をいう。	5.5.3 **数値地形図データファイルの作成**	本節において「数値地形図データファイルの作成とは、製品仕様書に従って編集済データから数値地形図データファイルを作成し、「測量成果電子納品要領（案）」に基づき電磁的記録媒体に記録する作業をいう。	（修正）
	第8節　品質評価			
5.8.1 **品質評価**	1　数値地形図データファイルの品質評価は、3.4.2 の規定を準用する。	5.5.4 **品質評価**	1　数値地形図データファイルの品質評価は、都規程第４４条の規定を準用する。	（修正）
	2　作成した数値地形図データファイルが製品仕様書に規定する品質を満足しているか当該製品仕様書に定められた品質評価に基づいて、品質要素毎の品質評価を行わなければならない。製品仕様書に品質評価に関する具体的な手法等が定められていない場合は、地理情報標準（JPGIS）の標準手順に基づいて行う。品質要求基準を満たしていない場合は、要求を満足するように必要な調整を行うこと。 　点検結果は、国土交通省公共測量作業規程付録４の様式第２－１、２－２に基づいて品質評価表を作成する。		2　作成した数値地形図データファイルが製品仕様書に規定する品質を満足しているか当該製品仕様書に定められた品質評価に基づいて、品質要素毎の品質評価を行わなければならない。製品仕様書に品質評価に関する具体的な手法等が定められていない場合は、地理情報標準（ＪＰGIS）の標準手順に基づいて行う。品質要求基準を満たしていない場合は、要求を満足するように必要な調整を行うこと。 　点検結果は、都規程付録４の様式第２－１、２－２に基づいて品質評価表を作成する。	（修正）
	第9節　成果			
5.9.1 **メタデータの作成**	数値地形図データファイルメタデータの作成は3.4.3 の規定を準用する。	5.5.5 **成果等の整理**	メタデータの作成は、都規程第４５条の規定による。	（修正）
5.9.2 **成果等の整理**	成果等は、次号のとおりとする。 （１）数値地形図データファイル （２）品質評価表及び精度管理表 （３）メタデータ （４）地形図類 ポリエステルフィルム300 番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの） （５）出力図各 （６）その他の資料			（追加）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
6.1.1 適用事項	第6章　UAV 写真測量 第1節　　一般事項 本測量については、「国土交通省公共測量作業規程 第３編地形測量及び写真測量 第３章UAV写真測量」によるものとする。			（追加）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
7.1.1 適用事項	第7章　空中写真測量 第1節　　一般事項 本測量については、「国土交通省公共測量作業規程 第３編地形測量及び写真測量 第４章空中写真測量」によるものとする。			（追加）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
8.1.1 適用事項	第8章　三次元点群測量 第1節　　一般事項 本測量については、「国土交通省公共測量作業規程 第４編地形測量及び写真測量（三次元点群測量）」によるものとする。			（追加）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	第9章　路線測量 **第1節　　路線測量の細分**		**第6章 路線測量** 第１節 路線測量の細分	
9.1.1 **路線測量の細分**	路線測量は、次の各号に掲げる測量に細分する。 1　作業計画 2　線形決定 3　中心線測量 4　仮BM設置測量 5　縦断測量 6　横断測量 7　詳細測量 8　用地幅杭設置測量 9　その他	6.1.1 **路線測量の細分**	路線測量は、次の各号に掲げる測量に細分する。 1　作業計画 2　線形決定 3　中心線測量 4　仮ＢM設置測量 5　縦断測量 6　横断測量 7　詳細測量 8　用地幅杭設置測量 9　その他	
	第2節　　作業計画		第２節 作業計画	
9.2.1 **作業計画の作成**	作業計画は、1.2.1の規定によるほか、路線測量に必要な状況を把握し、路線測量の細分ごとに作成する。	6.2.1 **作業計画の作成**	作業計画は、第１章第２節第１項「作業計画書」によるほか、路線測量に必要な状況を把握し、路線測量の細分ごとに作成する。	（修正）
	第3節　　線形決定		第３節 線形決定	
9.3.1 **目的**	線形決定は、路線の地形測量により作成された地形図データファイルに、IPの位置を座標として定め、線形図データファイルを作成することを目的とする。	6.3.1 **目的**	線形決定は、路線の地形測量により作成された地形図データファイルに、ＩＰの位置を座標として定め、線形図データファイルを作成することを目的とする。	
9.3.2 **決定方法及び線形図データファイル作成**	線形決定は、地図情報レベル1000以下の地形図上において、設計条件及び現地の状況を勘案し、線形の諸条件を計算して行うものとする。 なお、設計に係わる条件点の座標値は、４級基準点以上の基準点に基づき放射法等により決定する。 詳細は国土交通省公共測量作業規程第5編応用測量　第2章路線測量　第3節線形決定　第640条（方法）によること。	6.3.2 **決定方法**	線形決定は、地図情報レベル１０００以下の地形図上において、設計条件及び現地の状況を勘案し、線形の諸条件を計算して行うものとする。 なお、設計に係わる条件点の座標値は、４級以上の基準点成果に基づき放射法等により決定する。	（修正）
		6.3.3 **線形図データファイル作成**	線形図データファイルは、既成の地形図データに、条件点及びＩＰ点の座標値を用い、曲線部については曲線の諸元を入力して作成する。 なお、データファイルを図化する際に、始点が左にくるようにデータファイルを作成する。	（削除）
9.3.3 **IP の設置**	IPの設置は、国土交通省公共測量作業規程第５編応用測量　第２章路線測量第３節線形決定　第641条（IPの設置）による。	6.3.4 **IP の設置**	現地に直接ＩＰを設置する場合は、次の各号により行うものとする。 1　線形決定により定められた座標値をもつＩＰ点は、４級基準点以上の基準点に基づき放射法等により設置する。 2　１によらないＩＰ点は、周囲の状況を勘案して、現地に直接設置するものとする。この場合においても、ＩＰ点の座標値は４級基準点以上の基準点に基づき決定するものとする。	（修正） （削除） （削除）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="3">新</th><th colspan="2">旧</th><th></th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3　ＩＰ点には、標杭（ＩＰ杭）を設け識別のため名称等を記入して、必要に応じて、引照点杭及び保護杭を設置する。
ＩＰ点には、次の木杭を設置するがこれによりがたいときは監督員の指示による。
ＩＰ点９㎝×９㎝×90cm
4　観測精度は次に定めるものとする。
<table><tr><th>区分</th><th>方法</th><th>較差の許容範囲</th></tr><tr><td>水平角観測</td><td>１対回</td><td>40”</td></tr><tr><td>距離測定</td><td>２回測定</td><td>5mm</td></tr></table></td><td>（削除）

（削除）</td></tr>
<tr><td>9.4.1
目的</td><td>第4節　　中心線測量
中心線測量は、主要点及び中心点を現地に設置し、線形地形図データファイルを作成することを目的とする。
主要点及び中心点の区分は、次表のとおりとする。
<table><tr><td colspan="2">名称</td><td>略号</td></tr><tr><td rowspan="10"></td><td>交点</td><td>IP</td></tr><tr><td>起点</td><td>BP</td></tr><tr><td>終点</td><td>EP</td></tr><tr><td>円曲線始点</td><td>BC</td></tr><tr><td>円曲線終点</td><td>EC</td></tr><tr><td>曲線の中点</td><td>SP</td></tr><tr><td>緩和曲線始点</td><td>BTC</td></tr><tr><td>緩和曲線終点</td><td>ETC</td></tr><tr><td>クロソイド曲線始点</td><td>KA</td></tr><tr><td>クロソイド曲線終点</td><td>KE</td></tr><tr><td colspan="2">中心点</td><td>———</td></tr></table></td><td>6.4.1
目的</td><td>第４節 中心線測量
中心線測量は、主要点及び中心点を現地に設置し、中心線線形図データを作成することを目的とする。
主要点及び中心点の区分は、次表のとおりとする。
<table><tr><td colspan="2">名称</td><td>略号</td></tr><tr><td rowspan="10"></td><td>交点</td><td>IP</td></tr><tr><td>起点</td><td>BP</td></tr><tr><td>終点</td><td>EP</td></tr><tr><td>円曲線始点</td><td>BC</td></tr><tr><td>円曲線終点</td><td>EC</td></tr><tr><td>曲線の中点</td><td>SP</td></tr><tr><td>緩和曲線始点</td><td>BTC</td></tr><tr><td>緩和曲線終点</td><td>ETC</td></tr><tr><td>クロソイド曲線始点</td><td>KA</td></tr><tr><td>クロソイド曲線終点</td><td>KE</td></tr><tr><td colspan="2">中心点</td><td>———</td></tr></table></td><td>（修正）</td></tr>
<tr><td>9.4.2
方法</td><td>方法は、国土交通省公共測量作業規程第５編応用測量　第２章路線測量　第４節中心線測量　第643条（方法）による。</td><td></td><td></td><td>（追加）</td></tr>
<tr><td>9.4.3
標杭の設置</td><td>1　標杭の設置は、国土交通省公共測量作業規程第５編応用測量　第２章路線測量　第４節中心線測量　第644条（標杭の設置）による。</td><td>6.4.2
方法及び標杭の設置</td><td>1　主要点の設置は、４級基準点以上の基準点等に基づき、放射法等により行い役杭を設ける。
また、中心点の設置は、４級基準点以上の基準点、前記の主要点に基づき、放射法等により行い中心杭を設ける。
2　中心点間隔は、次表を標準とする。
<table><tr><td colspan="2">種別</td><td>中心点間隔</td></tr><tr><td rowspan="2">道路</td><td>計画調査</td><td>100m又は50m</td></tr><tr><td>実施設計</td><td>20m</td></tr><tr><td>河川</td><td>計画調査</td><td>100m又は50m</td></tr></table></td><td>（修正）

（削除）</td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
			実施設計　20m又は50m 海岸　実施設計　20m又は50m	
			3　観測精度は、次に定めるものとする。 区分 方法 / 較差の許容 / 範囲 水平角観測 / 1対回 / 40” 距離測定 / 2回測定 / 5mm	（削除）
	2　中心点杭又は役杭が地形、障害物等のため所定の位置に設置出来ない場合には、その位置を明らかにする控杭を設置する。		4　中心点杭又は役杭には、識別のため名称等を記入する。 5　中心点杭又は役杭が地形、障害物等のため所定の位置に設置出来ない場合には、その位置を明らかにする控杭を設置する。	（削除）
		6.4.3 **中心点の標識**	中心点杭又は役杭は、次の木杭を設置する。 なお、これによりがたいときは監督員の指示による。 ＢＣ：ＥＣ点９㎝×９㎝×90cm ＳＰ：ＮＯ点６㎝×６㎝×60cm	（削除）
		6.4.4 **中心線線形図データファイル**	中心線線形図データファイルは、主要点及び中心点を線形図データに入力し作成する。	（削除）
9.4.4 **データの作成方法**	既成の線形図データファイルに別表－１，２により中心線、中心点、測点番号を設定し、基準点から中心点に対して、方向角、距離及び方向矢印を朱で表示するように入力し、また座標値を入力する。 なお、控え杭を打設した場合にも同様に入力する。	6.4.5 **データの作成方法**	既成の線形図データファイルに別表－１，２により中心線、中心点、測点番号を設定し、基準点から中心点に対して、方向角、距離及び方向矢印を朱で表示するように入力し、また座標値を入力する。 なお、控え杭を打設した場合にも同様に入力する。	
	第5節　仮 BM 設置測量		第５節 仮ＢＭ設置測量	
9.5.1 **目的**	「仮BM設置測量」とは、縦断測量及び横断測量に必要な水準点（以下「仮BM」という。）を現地に設置し、標高を定める作業をいう。	6.5.1 **目的**	仮ＢＭ設置測量は、縦断測量及び横断測量に必要な水準点（以下[仮ＢＭ]という）を現地に設置することを目的とする。	（修正）
9.5.2 **高さ及び設置方法**	1　高さの標示は特記仕様書に定める場合を除き、原則としてA.P.を用いるものとし、標杭（仮BM）を設けるものとする。 ただし、堅固な構造物を利用するときはこの限りではない。 2　水準測量は、平地においては３級水準測量により行い、山地においては４級水準測量により行う。	6.5.2 **高さ及び設置方法**	1　高さの標示は特記仕様書に定める場合を除き、原則としてＡ．Ｐ．を用いるものとし、標杭（仮ＢＭ）を設けるものとする。 ただし、堅固な構造物を利用するときはこの限りではない。 2　水準測量は、第４章「水準測量」の規定を適用する。	（修正）
	第6節　縦断測量		第６節 縦断測量	
9.6.1 **目的**	縦断測量は、水準測量の方法により、中心杭及び中心点の高さ並びに中心線上の地形の変化点の位置とその高さを測定し、縦断面図データファイルを作成することを目的とする。	6.6.1 **目的**	縦断測量は、水準測量の方法により、中心杭及び中心点の高さ並びに中心線上の地形の変化点の位置とその高さを測定し、縦断面図データファイルを作成することを目的とする。	
9.6.2	縦断面図データファイル作成にあたっては、中心点の標高を入力すること。	6.6.2	縦断図データファイル作成にあたっては、中心点の標高を入力すること。	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
データファイル作成・図化	なお、縦断面図データファイルを図化する際の縮尺は、縦は1/100を標準とし、これによりがたい場合は国土交通省公共測量作業規程を基に監督員と協議する。横は地形図と同一縮尺とする。	データファイル作成・図化	なお、縦断面図データファイルを図化する際の縮尺は、縦はレベル100を標準とし、横は地形図と同一縮尺とする。	
	第7節　横断測量		第７節 横断測量	
9.7.1 目的	横断測量は、中心杭等を基準にして、中心点における中心線の接線に対して直角方向の線上にある地形の変化点及び地物について、中心点からの距離及び地盤高を測定し、横断面図データファイルを作成することを目的とする。	6.7.1 目的	横断測量は、中心杭の位置で中心線の接線に対して直角方向の地形及び地物の変化点の位置と高さを測定し、横断面図データファイルを作成することを目的とする。	（修正）
9.7.2 データファイル作成・図化	横断面図データファイル作成にあたっては、中心点の地盤高を入力するものとし、幅杭の付近地の地盤高の入力については、監督員の指示によるものとする。 なお、横断面図データファイルを図化する際の縮尺は、縦・横とも1/100を標準とする。また、国土交通省公共測量作業規程第５編応用測量　第２章路線測量　第７節横断測量　第651条（方法）10項では横断面図の縮尺は縦断面図の縦の縮尺と同一を標準としている。	6.7.2 データファイル作成・図化	横断面図データファイル作成にあたっては、中心点の地盤高を入力するものとし、幅杭の付近地の地盤高の入力については、監督員の指示によるものとする。 なお、横断面図データファイルを図化する際の縮尺は、縦・横とも1／100とする。	（修正）
	第8節　詳細測量		第８節 詳細測量	
9.8.1 目的	詳細測量は、主要な構造物の詳細設計に必要な地形図データファイル、縦断面図データファイル、及び横断面図データファイルを作成することを目的とする。	6.8.1 目的	詳細測量は、主要な構造物の詳細設計に必要な地形図データファイル、縦断面図データファイル、及び横断面図データファイルを作成することを目的とする。	
9.8.2 方法	1　地形図データファイルの作成については、第５章「地形測量及び写真測量」の規定を適用する。 2　縦断面図データファイルの作成については、本章第６節「縦断測量」の規定を適用する。 3　横断面図データファイルの作成については、本章第７節「横断測量」の規定を適用する。 4　横断測量の方法は、国土交通省公共測量作業規程第５編応用測量　第２章路線測量　第７節横断測量の規定を準用し、観測は平地においては４級水準測量、山地においては簡易水準測量又は国土交通省公共測量作業規程第５編応用測量　第２章路線測量　第７節横断測量の間接水準測量に準じて行うものとする。	6.8.2 方法	1　地形図データファイルの作成については、第５章「地形測量」又は第６章「数値地形測量（ＴＳ地形測量）」の規定を適用する。 2　縦断面図データファイルの作成については、本章第６節「縦断測量」の規定を適用する。 3　横断面図データファイルの作成については、本章第７節「横断測量」の規定を適用する。	（修正） （追加）
9.8.3 図化	1　地形図データファイルを図化する際の、縮尺は１/250以上、縦断面図の横の縮尺は地形図の縮尺と同一、縦の縮尺は1/100を標準とする。 2　横断面図の縮尺は、縦断面図の縦の縮尺に合わせることを標準とする。	6.8.3 図化	1　地形図データファイルを図化する際の、縮尺は１/250以上、縦断面図の横の縮尺は地形図の縮尺と同一、縦の縮尺は1/100を標準とする。 2　横断面図の縮尺は、縦断面図の縦の縮尺に合わせることを標準とする。	
	第9節　用地幅杭設置測量		第９節 用地幅杭設置測量	
9.9.1	用地幅杭設置測量は、本章第４節「中心線測量」のデータに基づき、用地幅	6.9.1	用地幅杭設置測量は、本章第４節「中心線測量」のデータに基づき、用地幅	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
目的	杭点座標値を算出し、位置を確定して現地に設置することを目的とする。	目的	杭点座標値を算出し、位置を確定して現地に設置することを目的とする。	
9.9.2 測量作業の精度	幅杭設置位置の許容誤差の限度は、次のとおりとする。 1　既成市街地±0.5cm 2　都市近郊及び耕地±1.0cm 3　原野及び森林±3.0cm ただし、測設左右対象幅杭間の距離を検測し、計画幅員が確保されていることを確認すること。	6.9.2 測量作業の精度	幅杭設置位置の許容誤差の限度は、次のとおりとする。 1　既成市街地±0.5cm 2　都市近郊及び耕地±1.0cm 3　原野及び森林±3.0cm ただし、測設左右対象幅杭間の距離を検測し、計画幅員が確保されていることを確認すること。	
9.9.3 方法	1　用地幅杭設置測量は、中心点等から中心線に対して直角方向の用地幅杭点座標値を計算し、それに基づいて、近傍の４級基準点以上の基準点、主要点、中心点等から放射法等により用地幅杭を設置して行うものとする。設置した標杭には、測点番号、中心杭等からの距離等を表示する。 2　委託者の指示により、前項に規定する以外の位置に用地幅杭点を設置する場合は、その点の座標値を計算し、放射法等により行うものとする。 3　用地幅杭設置測量の観測は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。 （１）TS等を用いる場合は、国土交通省公共測量作業規程第5編応用測量　第2章路線測量　第3節線形決定　第641条（IPの設置）第２項第一号の規定を準用する。 （２）キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、国土交通省公共測量作業規程第5編応用測量　第2章路線測量　第3節線形決定　第640条（方法）第３項第二号から第四号まで、第４項及び第５項の規定を準用する。 4　用地幅杭点間の距離は、用地幅杭点座標値に基づき、計算により求める。			（追加）
9.9.4 位置計算	1　中心点成果及び計算の諸条件に基づき、幅杭各々の位置の座標並びに中心点からの方向及び距離等を算出する。 2　曲線箇所における幅杭位置の計算は、道路曲線部の境界線設定法（参考資料－１参照）または河川曲線部の境界線設定法（参考資料－３参照）によること。	6.9.3 位置計算	1　中心点成果及び計算の諸条件に基づき、幅杭各々の位置の座標並びに中心点からの方向及び距離等を算出する。 2　曲線箇所における幅杭位置の計算は、道路曲線部の境界線設定法（参考資料－１参照）または河川曲線部の境界線設定法（参考資料－３参照）によること。	
9.9.5 測設方法	1　現地測設は、４級以上の基準点、主要点、中心点等から放射法等により測設する。 なお、地形障害等により所定の位置に測設できないときは、プラス幅杭を測設すること。 2　幅杭は、別表－３を参照のうえ、杭、鋲等を設置することを原則とするが、これによりがたい場合には、監督員の指示に従うこと。 なお、杭頭部には、測量杭標示法（別表－３参照）により表示すること。	6.9.4 測設方法	1　現地測設は、４級以上の基準点、主要点、中心点等から放射法等により測設する。 なお、地形障害等により所定の位置に測設できないときは、プラス幅杭を測設すること。 2　幅杭は、木杭(60×60×600㎜)を設置することを原則とするが、これによりがたい場合には、監督員の指示に従うこと。 なお、杭頭部には、測量杭表示法（別表－３参照）により表示すること。	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th><th></th></tr>
<tr><td>9.9.6
用地幅杭点間測量</td><td>用地幅杭点間測量は、隣接する用地幅杭点間全辺について距離を現地で測定し、幅杭測量の計算値と用地幅杭点間距離とを比較することにより行うものとする。
なお、較差の許容範囲は次表を標準とする。
<table><tr><td></td><td>平地</td><td>山地</td><td>備考</td></tr><tr><td>20m 未満</td><td>10mm</td><td>20mm</td><td rowspan="2">S は点間距離の計算値</td></tr><tr><td>20m 以上</td><td>S/2000</td><td>S/1000</td></tr></table>ただし、測設左右対象幅杭間の距離を検測し、計画幅員が確保されていることを確認すること。</td><td>6.9.5
用地幅杭点間測量</td><td>用地幅杭点間測量は、隣接する用地幅杭点間全辺について距離を現地で測定し、幅杭測量の計算値と用地幅杭点間距離とを比較することにより行うものとする。</td><td>（修正）</td></tr>
<tr><td>9.9.7
幅杭線形図データファイル作成</td><td>既成の中心線線形図データファイルに、計画幅員の線、幅杭位置及び幅杭No.を入力すること。
また、基準点、中心点、幅杭点及びIP点等の座標値を入力し、一覧表にして表示できるように作成すること。</td><td>6.9.6
幅杭線形図データファイル作成</td><td>既成の中心線線形図）データファイルに、計画幅員の線、幅杭位置及び幅杭No. を入力すること。
また、基準点、中心点、幅杭点及びＩＰ点等の座標値を入力し、一覧表にして表示できるように作成すること。</td><td>（修正）</td></tr>
<tr><td>9.9.8
幅杭打設点図データファイル作成</td><td>幅杭線形図データファイルに、別表－１，２により計画幅員の線、幅杭位置、及び幅杭No.を入力し、各関連位置を明確にしておき、中心点又は基準点から幅杭に対し方向角、距離及び方向矢印を朱にて入力し、座標値を入力すること。
なお、プラス幅杭を打設した場合には、幅杭と同様に入力すること。</td><td>6.9.7
幅杭打設点図データファイル作成</td><td>幅杭線形図データファイルに、別表－１，２により計画幅員の線、幅杭位置、及び幅杭№を入力し、各関連位置を明確にしておき、中心点又は基準点から幅杭に対し方向角、距離及び方向矢印を朱にて入力し、座標値を入力すること。
なお、プラス幅杭を打設した場合には、幅杭と同様に入力すること。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第10節　品質評価</td><td></td><td>第１０節 品質評価</td><td></td></tr>
<tr><td>9.10.1
品質評価</td><td>路線測量成果の品質評価は、3.4.2 の規定を準用する。</td><td>6.10.1
品質評価</td><td>路線測量成果の品質評価は、第３章第４節２項の規定を準用する。</td><td>（修正）</td></tr>
<tr><td></td><td>第11節　成果</td><td></td><td>第１１節 成果</td><td></td></tr>
<tr><td>9.11.1
メタデータの作成</td><td>路線測量成果のメタデータの作成は、3.4.3 の規定を準用する。</td><td>6.11.1
メタデータの作成</td><td>路線測量成果のメタデータの作成は、第３章第４節３項の規定を準用する。</td><td>（修正）</td></tr>
<tr><td>9.11.2
成果品の提出</td><td>提出すべき成果品は、次のとおりとする。
〔① 線形決定〕
（１）計算簿　（原本及び写し）
（２）線形図(出力図)
ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）
（３）点検測量簿
（４）精度管理表（条件点測量）
（５）出力図</td><td>6.11.2
成果品の提出</td><td>提出すべき成果品は、次ぎのとおりとする。
〔① 線形決定〕
（１）計算簿　（原本及び写し）
（２）線形図(出力図)
ポリエステルフィルム300番

（３）点検測量簿
（４）精度管理表　（様式第12）（条件点測量）
（５）出力図</td><td>（修正）

（修正）

（修正）</td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	（６）線形決定報告書　（設計条件、現地の状況、線形の諸条件） （７）線形図データファイル 〔② IPの設置〕 （１）計算簿　（原本及び写し） （２）点の記　（原本及び写し）（様式第4準用） （３）精度管理表　（IP点） （４）引照点図　（原本及び写し）（引照点設置の場合） 〔③ 中心線測量〕 （１）観測簿 （２）計算簿　（原本及び写し） （３）中心線形図(出力図) ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの） （４）中心杭打設点図(出力図) ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの） （５）点検測量簿 （６）精度管理表 品質評価表 （７）引照点図　（原本及び写し）（引照点設置の場合） （８）点の記（主要点のみ）　（原本及び写し）（様式第４準用） （９）同上写し（出力図）各 (10) 線形地形図データファイル 〔④ 仮BM設置測量〕 （１）観測簿 （２）計算簿　（原本及び写し） （３）成果表　（原本及び写し） （４）点の記　（原本及び写し)(様式第３） （５）精度管理表　（様式第7水準測量用を準用）品質評価表 （６）メタデータ 〔⑤ 縦断測量〕 （１）観測簿 （２）縦断面図（出力図） ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの） （３）点検測量簿		（６）線形決定報告書　（設計条件、現地の状況、線形の諸条件） （７）線形図データファイル 〔② ＩＰの設置〕 （１）計算簿　（原本及び写し） （２）点の記　（原本及び写し）（様式第4準用） （３）精度管理表　（様式第13）　（ＩＰ点） （４）引照点図　（原本及び写し）（引照点設置の場合） 〔③ 中心線測量〕 （１）観測簿 （２）計算簿　（原本及び写し） （３）中心線形図(出力図) ポリエステルフィルム300番 （４）中心杭打設点図(出力図) ポリエステルフィルム300番 （５）点検測量簿 （６）精度管理表 品質評価表 （７）引照点図　（原本及び写し）（引照点設置の場合） （８）点の記（主要点のみ）　（原本及び写し）（様式第４準用） （９）同上写し（出力図）各 (10) 中心線線形図データファイル (11)引照点図 〔④ 仮ＢＭ設置測量〕 （１）観測簿 （２）計算簿　（原本及び写し） （３）成果表　（原本及び写し） （４）点の記　（原本及び写し)(様式第３） （５）精度管理表　（様式第10水準測量用を準用）品質評価表 （６）メタデータ 〔⑤ 縦断測量〕 （１）観測簿 （２）縦断面図（出力図） ポリエステルフィルム300番 （３）点検測量簿	（修正） （修正） （修正） （修正） （修正） （削除） （修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	（４）精度管理表　（様式第9）品質評価表 （５）同上写し（出力図） （６）縦断面図データファイル 〔⑥ 横断測量〕 （１）観測簿 （２）横断面図(出力図) ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの） （３）点検測量簿 （４）精度管理表　（様式第10）品質評価表 （５）(出力図) （６）横断面図データファイル 〔⑦ 詳細測量〕 （１）観測簿 （２）詳細平面図(出力図) ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）　（縮尺1/250 以上） （３）縦断面図(出力図) ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの） （４）横断面図(出力図) ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの） （５）精度管理表 品質評価表　（様式第8及び第9、第10を準用） （６）同上写し（出力図） （７）詳細平面図データファイル ※詳細測量は、線状構造物の主要な交差点及び重要な構造物設置場所等において、一般に使用する地形図(レベル250、レベル500)では設計上の支障をきたし、より詳細な地形図を必要とする場合に実施するものとし、地形図、縦断面図及び横断面図を大縮尺によって作成する際に適用する。 〔⑧ 用地幅杭設置測量〕 （１）観測簿 （２）計算簿　（原本及び写し） （３）幅杭打設点図(出力図) ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）		（４）精度管理表　（様式第15）品質評価表 （５）同上写し（出力図） （６）縦断面図データファイル 〔⑥ 横断測量〕 （１）観測簿 （２）横断面図(出力図) ポリエステルフィルム300番Ａ1判 （３）点検測量簿 （４）精度管理表　（様式第16）品質評価表 （５）(出力図) （６）横断面図データファイル 〔⑦ 詳細測量〕 （１）観測簿 （２）詳細平面図(出力図)（ポリエステルフィルム300番）縮尺1/250 以上 （３）縦断面図(出力図)（ポリエステルフィルム300番） （４）横断面図(出力図)（ポリエステルフィルム300番） （５）精度管理表 品質評価表 （様式第11及び第15、第16を準用） （６）同上写し（出力図）） （７）詳細平面図データファイル ※詳細測量は、線状構造物の主要な交差点及び重要な構造物設置場所等において、一般に使用する地形図(レベル250、レベル500)では設計上の支障をきたし、より詳細な地形図を必要とする場合に実施するものとし、地形図、縦断面図及び横断面図を大縮尺によって作成する際に適用する。 〔⑧ 用地幅杭設置測量〕 （１）観測簿 （２）計算簿　（原本及び写し） （３）幅杭打設点図(出力図) ポリエステルフィルム300番(レベル250)	（修正） （修正） （修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	（４）幅杭線形図 ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの） （５）精度管理表　（様式第11）品質評価表 （６）同上写し（出力図）		（４）幅杭線形図 ポリエステルフィルム （５）精度管理表　（様式第17）品質評価表 （６）同上写し（出力図）	（修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	第10章　深浅測量 **第1節　深浅測量**		**第7章 深浅測量** 第１節 深浅測量	
10.1.1 **適用の範囲**	本節は、深浅測量に関する一般的事項を取扱うものとする。	7.1.1 **適用の範囲**	本節は、深浅測量に関する一般的事項を取扱うものとする。	
10.1.2 **測量準備**	受託者は、測量を実施するに当たり、必要な計画・準備を行わなければならない。	7.1.2 **測量準備**	受託者は、測量を実施するに当たり、必要な計画・準備を行わなければならない。	
10.1.3 **基準点測量**	受託者は、測量に用いる基準点として、東京都港湾局及び海上保安庁海洋情報部（以下、「海洋情報部」という。）等の既設点を用いなければならない。 ただし、やむ得ない事由により前述の既設点が使用できない場合は、次の方法により必要な基準点を決定してもよい。 1　主要基準点は、国土地理院の三角点、多角点、電子基準点及び公共測量に基づく三角点及び多角点を基準として用いなければならない。 2　深浅測量に必要な補助基準点は、主要基準点を基準としなければならない。 3　主要基準点の測定は、三角測量、多角測量又はGNSS測量によらなければならない。また、補助基準点の測定は、三角測量、多角測量若しくはGNSS測量、又は前方交会法若しくは後方交会法によらなければならない。 ただし、後方交会法の場合は、主要基準点からの位置の線を併用しなければならない。 4　三角測量の辺長計算は、２個以上の三角形を使用するか又は既知辺を含む三角形で計算するものとする。算出した辺長を用いて座標計算を行うものとする。 なお、座標値の較差は、次のとおりとする。 主要基準点：30cm 以内 補助基準点：50cm 以内 5　多角測量は、節点に既知点を含んで行い、座標計算を行うものとする。 なお、座標値の閉合差は、次のとおりとする。 主要基準点：30cm 以内 補助基準点：50cm 以内 6　GNSSの観測方法は、２点の同時観測による干渉法とし、既知点に結合するように行い、座標計算するものとする。 なお、座標値の較差は、次のとおりとする。 主要基準点：15cm 以内 補助基準点：25cm 以内 7　交会法の座標計算は、３か所以上の基準点を用いて行なければならない。 なお、座標値の較差は、次のとおりとする。 主要基準点：30cm 以内	7.1.3 **基準点測量**	受託者は、測量に用いる基準点として、東京都港湾局及び海上保安庁海洋情報部（以下、「海洋情報部」という。）等の既設点を用いなければならない。 ただし、やむ得ない事由により前述の既設点が使用できない場合は、次の方法により必要な基準点を決定してもよい。 1　主要基準点は、国土地理院の三角点、多角点、電子基準点及び公共測量に基づく三角点及び多角点を基準として用いなければならない。 2　深浅測量に必要な補助基準点は、主要基準点を基準としなければならない。 3　主要基準点の測定は、三角測量、多角測量又はＧＰＳ測量によらなければならない。また、補助基準点の測定は、三角測量、多角測量若しくはＧＰＳ測量、又は前方交会法若しくは後方交会法によらなければならない。 ただし、後方交会法の場合は、主要基準点からの位置の線を併用しなければならない。 4　三角測量の辺長計算は、２個以上の三角形を使用するか又は既知辺を含む三角形で計算するものとする。算出した辺長を用いて座標計算を行うものとする。 なお、座標値の較差は、次のとおりとする。 主要基準点：３０㎝　以内 補助基準点：５０㎝　以内 5　多角測量は、節点に既知点を含むものとし、座標計算を行うものとする。 なお、座標値の閉合差は、次のとおりとする。 主要基準点：３０㎝以内 補助基準点：５０㎝以内 6　ＧＮＳＳの観測方法は、２点の同時観測による干渉法とし、既知点に結合するように行い、座標計算するものとする。 なお、座標値の較差は、次のとおりとする。 主要基準点：１５㎝以内 補助基準点：２５㎝以内 7　交会法の座標計算は、３か所以上の基準点を用いて行なければならない。 なお、座標値の較差は、次のとおりとする。 主要基準点：３０㎝　以内 補助基準点：５０㎝　以内	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	補助基準点：50cm 以内 8　測量機器は、必要な精度を考慮して選定したものを用いるものとする。 なお、GNSSを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督員に提出し、承諾を得なければならない。		8　測量機器は、必要な精度を考慮して選定するものとする。	（修正）
10.1.4 簡易検潮等	1　受託者は、東京都東京港建設事務所、気象庁晴海検潮所（海上保安庁リアルタイム験潮データ）及び特記仕様書に定める既設の検潮所を使用して、検潮するものとする。 2　受託者は、検潮所の新設を行う場合、図面及び特記仕様書に定める検潮器の設置位置、機種及び方法により検潮しなければならない。	7.1.4 簡易検潮等	1　受託者は、東京都東京港建設事務所、気象庁晴海検潮所（海上保安庁リアルタイム験潮データ）及び特記仕様書に定める既設の検潮所を使用して、検潮するものとする。 2　受託者は、検潮所の新設を行う場合、図面及び特記仕様書に定める検潮器の設置位置、機種及び方法により検潮しなければならない。	
10.1.5 水深測量	1　検潮 （1）受託者は、図面及び特記仕様書に定める既設の検潮所を使用して、検潮しなければならない。 （2）受託者は、次により検潮しなければならない。 ア　検潮記録を利用する場合は、機器の作動状況、基準面等を調査するものとする。 イ　検潮記録の縮率、潮高伝達の遅れ等に起因する潮高の誤差は、検潮器と副標との比較観測（相次ぐ高低潮を含む連続観測を２回以上）によって、これを求め、補正するものとする。 ウ　検潮器の自記ペンの示す時刻の遅速及び副標との潮高比較を１日１回以上観測して記録する。 （3）受託者は、特記仕様書の定めにより検潮基準面と基本水準標との高低差を求めるための水準測量を行うものとする。 ア　T.P.との関係を求める場合は、使用したG.S.B.M.の公表平均成果年度を明記する。 イ　水準測量成果図には関係する各固定点間の高低差値を明記する。 2　最低水面及び平均水面 受託者は、最低水面及び平均水面を示す値が存在しないか又は存在してもその値の確認が必要な場合（地盤変動等により基本水準標の標高が不確定と思われる場合等）には、長期間にわたって観測を行っている測量地に近い検潮所（基準検潮所）と測量地検潮所との一定の期間の平均水面と比較して測量地検潮所の平均水面を求め、この面から海上保安庁海洋情報部ホームページ（https://www1.kaiho.mlit.go.jp）に掲げられたＺｏ区分帯によるＺｏを減じた面を最低水面とするものとする。 ＤＬ＝Ａｏ’－ Ｚｏ Ａｏ’=A1’+(Ａｏ-A1) ここでＤＬ　：最低水面 Ａｏ　：基準検潮所の平均水面	7.1.5 水深測量	1．検潮 （1）受託者は、図面及び特記仕様書に定める既設の検潮所を使用して、検潮しなければならない。 （2）受託者は、次により検潮しなければならない。 （ア）検潮記録を利用する場合は、機器の作動状況、基準面等を調査するものとする。 （イ）検潮記録の縮率、潮高伝達の遅れ等に起因する潮高の誤差は、検潮器と副標との比較観測（相次ぐ高低潮を含む連続観測を２回以上）によって、これを求め、補正するものとする。 （ウ）検潮器の自記ペンの示す時刻の遅速及び副標との潮高比較を１日１回以上観測して記録する。 （3）受託者は、特記仕様書の定めにより検潮基準面と基本水準標との高低差を求めるための水準測量を行うものとする。 （ア）Ｔ．Ｐ．との関係を求める場合は、使用したＧ．Ｓ．Ｂ．Ｍ．の公表平均成果年度を明記する。 （イ）水準測量成果図には関係する各固定点間の高低差値を明記する。 2．最低水面及び平均水面 受託者は、最低水面及び平均水面を示す値が存在しないか又は存在してもその値の確認が必要な場合（地盤変動等により基本水準標の標高が不確定と思われる場合等）には、長期間にわたって観測を行っている測量地に近い検潮所（基準検潮所）と測量検潮所との一定の期間の平均水面と比較して測量検潮所の平均水面を求め、この面から海上保安庁ホームページ(http:www.kaiho.mlit.go.jp)に掲げられたＺｏ区分帯によるＺｏを減じた面を最低水面とするものとする。 ＤＬ＝Ａｏ’－ Ｚｏ Ａｏ’=A1’+(Ａｏ-A1) ここでＤＬ　：最低水面 Ａｏ　：基準検潮所の平均水面	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
Ａｏ’：測量地検潮所の平均水面 Ａ1　：基準検潮所の短期平均水面 Ａ1’：測量地検潮所の短期平均水面 Ｚｏ　：平均水面から最低水面までの値 3　水深測量 （1）受託者は、図面及び特記仕様書に定める区域について水深測量を行うものとする。 （2）海上測位 ア　受託者は、特記仕様書の定めにより測量船の誘導及び海上測位を行うものとする。 イ　受託者は、海上位置測量に使用する機器は衛星測位機等とし、海上測位位置の精度は、特級水域では±２ｍ、１ａ級水域及び１ｂ級水域では±５ｍを確保できるものを使用しなければならない。 ウ エ　受託者は、海上測位位置の線の交角を30°～150°の範囲内に収めなければならない。 オ　受託者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定しなければならない。 （3）測深 ア　測深機器 受託者は、音響測深機（単素子、多素子、スワス音響測深機含む）及び航空レーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用機器の性能は、水路測量業務準則施行細則（保水海第13号（昭和58年4月27日）制定、保海沿第72号（令和6年8月5日全部改正））を準用するものとする。 なお、特記仕様書に定めがなく、上記の音響測深機により難い場合は、測量に先立ち監督員に測深方法の承諾を得なければならない。	Ａｏ’：測量地検潮所の平均水面 Ａ1　：基準検潮所の短期平均水面 Ａ1’：基準検潮所の短期平均水面 Ｚｏ　：平均水面から最低水面までの値 ３．水深測量 （1）受託者は、図面及び特記仕様書に定める区域について水深測量を行うものとする。 （2）海上測位 ア　受託者は、特記仕様書の定めにより測量船の誘導及び海上測位を行うものとする。 イ　受託者は、海上位置測量に使用する機器は六分儀、経緯儀、測距儀、衛星潮位機等とし、海上測位位置の精度は、特級水域では±２ｍ、１ａ級水域及び１ｂ級水域では±５ｍを確保できるものを使用しなければならない。 ウ　受託者は、海上測位位置の線の交角を３０°～１５０°の範囲内に収めなければならない。 エ　受託者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定しなければならない。 （3）測深 ア　測深機器 受託者は、音響測深機（単素子、多素子、スワス音響探査機含む）及びレーダー探査機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は次表に示す性能以上のものとする。 なお、特記仕様書に定めがなく、上記の音響測深機により難い場合は、測量に先立ち監督員に測深方法の承諾を得なければならない。 音響測深機の性能（水深１００ｍ以浅） 項　目 / 性　能 シングルビーム音響測深機（多素子音響測探機を含む） 仮定音速度：１５００ｍ／ｓ 発振周波数：９０～２３０ｋＨｚ(31ｍ未満) ３０～２３０ｋＨｚ(31ｍ～100ｍ) 送受波器の指向角：半減半角８°以下 紙送り速度：２０mm／min 以上 最小目盛：０．２ｍ以下 マルチビーム（浅海用）音響測深機 仮定音速度：１５００ｍ／ｓ 発振周波数：３６～４５５ｋＨｚ レンジ分解能：５ｃｍ以下 測深ビーム方式：クロスファンビーム 測深ビーム幅：1.5 度以下×1.5 度以下	（修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
			インターフェロメトリ音響測深機 発振周波数：１００～５００ｋＨｚ レンジ分解能：５ｃｍ以下 仮定音速度：１５００ｍ／ｓ 受信素子数：４個以上 ＊スワス音響探査機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式（インターフェロメトリ）音響測深機（受信素子数が４個以上のものに限る。）で船体に固定して使用するものをいう。 イ　測深及び水深改正 （ア）　受託者は、音響測深機によって得られた水深値について潮位、音速度、吃水等により諸改正を行わなければならない。 （イ）　受託者は、音響測深機の機械的誤差及び水中音波速度の変化等による改正量をバーチェック法若しくは音速度計により求めなければならない。 ただし、これらによることができな場合は、水温、塩分等の測定を行って海水中の音速度を算出しなければならない。バーチェック法以外の方法による場合でも喫水の確認は行わなければならない。 （ウ）受託者は、バーチェック等若しくは音速度計を１日１回測深海域の最深部で行うものとする。ただし、アナログ記録で処理する時は音響測深機のベルト及びペンの調整又はそれらの交換を行った場合は、その都度バーチェックを行わなければならない。 （エ）受託者は、バーチェック法による場合は、バーをを深度３０ｍまでは２ｍごと、３０ｍ以深は５ｍごとに行い、上げ下げの平均値から改正値を求めなければならない。 ウ　作業条件 受注者は、海面が平穏で視界が良好な作業条件で測深作業を行わなければならない。 （４）測深間隔 受託者は、図面及び特記仕様書に定める測深間隔で測深しなければならない。 ４．測量結果の整理及び解析 受託者は、特記仕様書の定めにより観測記録の整理及び解析を行なわなければならない。	
	イ　測深及び水深改正 （ア）受託者は、音響測深機によって得られた水深値について潮位、音速度、喫水等により諸改正を行わなければならない。 （イ）受託者は、音響測深機の機械的誤差及び水中音波速度の変化等による改正量をバーチェック法若しくは音速度計により求めなければならない。 ただし、これらによることができない場合は、水温、塩分等の測定を行って海水中の音速度を算出しなければならない。バーチェック法以外の方法による場合でも喫水の確認は行わなければならない。 （ウ）受託者は、バーチェック法等による水中音速度の測定を１日１回、測深海域の最深部で行うものとする。ただし、アナログ記録で処理する時は音響測深機のベルト及びペンの調整又はそれらの交換を行った場合は、その都度バーチェックを行わなければならない。 （エ）受託者は、バーチェック法による場合は、バーを深度30mまでは2mごと、30m以深は5mごとに行い、上げ下げの平均値から改正値を求めなければならない。 ウ　作業条件 受託者は、海面が平穏で視界が良好な作業条件で測深作業を行わなければならない。 （４）測深間隔 受託者は、図面及び特記仕様書に定める測深間隔で測深しなければならない。 4　測量結果の整理及び解析 受託者は、特記仕様書の定めにより観測記録の整理及び解析を行なわなければならない。			（修正） （修正） （修正） （修正） （修正）
10.1.6	1　受託者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数	7.1.6	1　受託者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
成果	及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。 2　受託者は、次に掲げる内容を記載した報告書、測深図を作成し、資料とともに監督員に提出しなければならない。 （1）報告書 ア　件名 イ　測量場所 ウ　測量期間 エ　測量区域図 オ　測量機器 カ　測定方法 キ　地形解析結果 ク　測量結果と考察 （2）図面 ア　測深図（原図） （3）資料 ア　航跡図（原図） イ　測定帳簿（測角簿、測距簿、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、基準点計算簿） ウ　測定記録（音響測深記録、検潮記録、電波又はGNSS測位記録）	成果	及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。 2　受託者は、次に掲げる内容を記載した報告書、測深図を作成し、資料とともに監督員に提出しなければならない。 （1）　報告書 ア　件名 イ　測量箇所 ウ　測量期間 エ　測量区域図 オ　測量機器 カ　測定方法 キ　地形解析結果 ク　測量結果と考察 （2）　図面 ア　測深図（原図） （3）　資料 ア　航跡図（原図） イ　測定帳簿（測角簿、測距簿、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、基準点計算簿） ウ　測定記録（音響測深記録、電波又はＧＮＳＳ測位記録）	（修正） （修正）
10.1.7 照査	1　受託者は、照査技術者により照査を行うものとする。 2　照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。 （1）調査方針及び調査内容の適切性 （2）測定記録と計算結果の整合性 （3）測定記録と図面表現の整合性 （4）既存資料、計画資料等との整合性 （5）成果物の適切性	7.1.7 照査	1．受託者は、照査技術者により照査を行うものとする。 2．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。 (1)　調査方針及び調査内容の適切性 (2)　測定記録と計算結果の整合性 (3)　測定記録と図面表現の整合性 (4)　既存資料、計画資料等との整合性 (5)　成果物の適切性	
	第2節　　水路測量		第２節　水路測量	
10.2.1 適用の範囲	本節は、海洋情報部と東京都港湾局等が共同で実施する水路測量及びこれに準ずる測量に関する一般的事項を取扱うものとする。	7.2.1 適応の範囲	本節は、海上保安庁海洋情報部と東京都港湾局等が共同で実施する水路測量及びこれに準ずる測量に関する一般的事項を取扱うものとする。	（修正）
10.2.2 測量準備	測量準備は、10.1.2測量準備を適用する。	7.2.2 測量準備	測量準備は、７－１－２測量準備を適応する。	（修正）
10.2.3 基準点測量	1　基準点測量は、10.1.3基準点測量を適用するものとする。 2　最低水面及び平均水面は、10.1.5水深測量、２最低水面及び平均水面を適用するものとする。	7.2.3 基準点測量	1　基準点測量は、７－１－３基準点測量を適用するものとする。 2　最低水面及び平均水面は、７－１－５水深測量、２．最低水面及び平均水面を適用するものとする。	（修正） （修正）
10.2.4	簡易検潮等は、10.1.4簡易検潮等を適用する。	7.2.4	簡易検潮等は、７－１－４簡易検潮等を適用する。	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th><th></th></tr>
<tr><td>簡易検潮等

10.2.5
水深測量</td><td>1　検潮
検潮は、10.1.5水深測量、１検潮を適用する。
2　受託者は、図面及び特記仕様書に定める区域の水深測量を行わなければならない。
3　海上測位は、10.1.5水深測量、３水深測量、（２）海上潮位を適用するものとする。
4　測深
（１）測深機器
受託者は、水路測量業務準則（保水測第47号（昭和57年10月1日）制定、保海技第56号（令和6年8月5日全部改正））第11条に基づく測深機器により測深を行うものとする。なお、使用機器の性能は、水路測量業務準則施行細則によるものとする。

（２）測深及び水深改正</td><td>簡易検潮等

7.2.5
水深測量</td><td>1　検潮
検潮は、７－１－５水深測量、１．検潮を適用する
2　受託者は、図面及び特記仕様書に定める区域の水深測量を行わなければならない。
3　海上測位は、７－１－５水深測量、３．水深測量、（２）海上潮位を適用するものとする。
4　測深
（１）　深機器
受託者は、音響測深機（単素子、多素子、スワス音響探査機含む）及びレーダー探査機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は次表に示す性能以上のものとする。

音響測深機の性能（水深１００ｍ以浅）
<table><tr><th>項　　目</th><th>性　　能</th></tr><tr><td colspan="2">シングルビーム音響測深機（多素子音響測探機を含む）</td></tr><tr><td>仮定音速度</td><td>１５００ｍ／ｓ</td></tr><tr><td>発振周波数</td><td>９０～２３０ｋＨｚ（31ｍ未満）
３０～２３０ｋＨｚ（31ｍ～100ｍ）</td></tr><tr><td>送受波器の指向角</td><td>半減半角８°以下</td></tr><tr><td>紙送り速度</td><td>２０㎜／min 以上</td></tr><tr><td>最小目盛</td><td>０．２ｍ以下</td></tr><tr><td colspan="2">マルチビーム（浅海用）音響測深機</td></tr><tr><td>仮定音速度</td><td>１５００ｍ／ｓ</td></tr><tr><td>発振周波数</td><td>３６～４５５ｋＨｚ</td></tr><tr><td>レンジ分解能</td><td>５ｃｍ以下</td></tr><tr><td>測深ビーム方式</td><td>クロスファンビーム</td></tr><tr><td>測深ビーム幅</td><td>1.5度以下×1.5度以下</td></tr><tr><td colspan="2">インターフェロメトリ音響測深機</td></tr><tr><td>発振周波数</td><td>１００～５００ｋＨｚ</td></tr><tr><td>レンジ分解能</td><td>５ｃｍ以下</td></tr><tr><td>仮定音速度</td><td>１５００ｍ／ｓ</td></tr><tr><td>受信素子数</td><td>４個以上</td></tr></table>＊スワス音響探査機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式（インターフェロメトリ）音響測深機（受信素子数が４個以上のものに限る。）で船体に固定して使用するものをいう。

（２）　測深及び水深改正</td><td></td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	測深及び水深改正は、次に示す事項のほか、10.1.5水深測量、３水深測量、（３）測深、イ 測深及び水深改正を適用する。 また、潮位資料は海上保安庁海洋情報部水路部所管の芝浦検潮所の資料を使用するものとする。 ア　受託者は、直下測深値を採用しなければならない。 ただし、斜測深の斜角度が５°以内の場合は、斜測深の測深値を採用することができるものとする。 イ　受託者は、音波のカバーする範囲を拡大するため斜測深を使用することができるものとする。その場合送受波器の斜角度は２０°を超えてはならない。 ウ　受託者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定するものとする。 エ　受託者は、斜測深の記録上、掘下げ水深より浅い箇所のある傾向を認めた場合は、直下測深により再度測深しなければならない。		測深及び水深改正は、次に示す事項のほか、７－１－５水深測量、３水深測量、（３）測深、イ　測深及び水深改正を適用する。 また、潮位資料は海上保安庁海洋情報部水路部所管の芝浦検潮所の資料を使用するものとする。 ア　受託者は、直下測深値を採用しなければならない。 ただし、斜測深の斜角度が５°以内の場合は、斜測深の測深値を採用することができるものとする。 イ　受託者は、音波のカバーする範囲を拡大するため斜測深を使用することができるものとする。その場合送受波器の斜角度は２０°を超えてはならない。 ウ　受託者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定するものとする。 エ　受託者は、斜測深の記録上、浅い箇所のある傾向を認めた場合は、直下測深により再度測深しなければならな。	（修正） （修正）
	（３）作業条件は、10.1.5水深測量、３水深測量、（３）測深、ウ 作業条件を適用するものとする。		（３）　作業条件は、７－１－５・３水深測量(3)測深ウを適用するものとする。	（修正）
	（４）音響測深の異常記録 受託者は、音響測深記録上で付近の海底より突起しているもの又は、濃度が異なるもの（以下、これらを「異常記録」という。）がある場合、次の措置を講じなければならない。 ア　異常記録が浮遊物、機械的雑音又は海底突起物であるかを確認するため、再度測深するものとする。 イ　異常記録が海底突起物の場合は、最浅部の水深と位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。 ウ　海底から突起していないが、濃度が異なる場合は、その位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。 エ　次の事項に該当する場合は、再測、判別等の処理を省略できるものとする。 （ア）比高が0.5m以下のもの。 （イ）局所的な凹部に存在し、その水深が周囲の海底より深いもの。		（４）　音響測深の異常記録 受託者は、音響測深記録上で付近の海底より突起しているもの又は、濃度が異なるもの（以下、これらを「異常記録」という。）がある場合、次の措置を講じなければならない。 ア　異常記録が浮遊物、機械的雑音又は海底突起物であるかを確認するため再度測深するものとする。 イ　異常記録が海底突起物の場合は、最浅部の水深と位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。 ウ　海底から突起していないが、濃度が異なる場合は、その位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。 エ　次の事項に該当する場合は、再測、判別等の処理を省略できるものとする。 （ア）　比高が０．５ｍ以下のもの。 （イ）　その最浅部が計画水深より深いもの。 （ウ）　局所的な凹部に存在し、その水深が周囲の海底より深いもの。	（修正） （削除）
	5　測深線間隔 （１）受託者は、水路測量における測定又は調査の方法に関する告示（平成14年4月1日海上保安庁告示第102号、令和6年3月21日海上保安庁告示第17号一部改正）に示す水域の区分毎に測深範囲を満足するように測深線間隔をとらなければならない。		5　船間隔及び未測深幅 ア　受託者は、水域の区分毎に下表に示す未測深幅を満足するように測深線間隔を取らなければならない。 未測深幅 水域の区分 / 使用機器 / 未測深幅（底質が砂又は泥質の場合 / 底質が岩盤質の場合）	（修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		

<table>
<tr><td colspan="3">特　級</td><td>多素子音響測深機又はスワス音響測深機</td><td colspan="2">0m</td></tr>
<tr><td rowspan="3">一ａ級</td><td colspan="2" rowspan="3"></td><td>単素子音響測深機</td><td>２ｍ</td><td rowspan="3">左記の１／２</td></tr>
<tr><td>多素子音響測深機(素子数が２つのものに限る。)</td><td>３ｍ</td></tr>
<tr><td>その他の機器</td><td>６ｍ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">一ｂ級</td><td rowspan="3">航路、泊地及びその付近</td><td>単素子音響測深機</td><td>８ｍ</td><td rowspan="4">左記の１／２</td></tr>
<tr><td>多素子音響測深機(素子数が２つのものに限る。)</td><td>１２ｍ</td></tr>
<tr><td>その他の機器</td><td>２５ｍ</td></tr>
<tr><td>その他水域</td><td>全ての機器</td><td>５０ｍ又は水深の３倍の内大きい値</td></tr>
</table>

「航路、泊地及びその付近」とは次の水域をいう。

水路測量における測定又は調査の方法に関する告示（平成 21 年 3 月 31 日海上保安庁告示第 110 号）

（ア）「水域区分　特級」の「水域　一号から四号」のいずれかに該当する水域

（イ）②係留施設（岸壁、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋、物揚場及び船揚場、シーバース）の前面及びその付近。

「その他の機器」は多素子音響測深機（２子以外)、スワス音響測深機又はレーザー測深機（1b 級に限る。）

イ　受託者は、構造物、障害物等の撤去跡の測量の場合、撤去されたことを確認できる測深線間隔を設定しなければならない。

ウ　受託者は、係船岸前面を測量する場合、未測深幅を防舷材前面から１ｍ以内となるように測深しなければならない。

エ　受託者は、測深結果から判断して監督員が最浅部の確認が必要と認めた場合、さらに密な測深を行なわなければならない。

オ　受託者は、測量船の蛇行のため未測深幅が「未測深幅」の規定量を越えた場合、再度測量しなければならない。

6　測量結果の整理及び解析

受託者は、特記仕様書の定めにより測量結果を次に示す項目での整理及び解析を行うものとする。

なお、これによらない場合は測量に先立って監督員の承諾を得なければならない。

1　航跡図の整理

受託者は、１０cm 間隔の格子点、水深測量に必要な基準点、海上測位点及び測深線を記入し、航跡図を作成するものとする。

(1) 海上測位点は、「・」又は「〇」で示し、実線で結ぶものとする。

（修正）

（修正）

（２）受託者は、構造物、障害物等の撤去跡の測量の場合、撤去されたことを確認できる測深線間隔を設定しなければならない。

（３）受託者は、係船岸前面を測量する場合、未測深幅を防舷材前面から１ｍ以内となるように測深しなければならない。

（４）受託者は、測深結果から判断して監督員が最浅部の確認が必要と認めた場合、さらに密な測深を行なわなければならない。

（５）受託者は、測量船の蛇行のため未測深幅が「未測深幅」の規定量を越えた場合、再度測量しなければならない。

6　測量結果の整理及び解析

受託者は、特記仕様書の定めにより測量結果を次に示す項目での整理及び解析を行うものとする。

なお、これによらない場合は測量に先立って監督員の承諾を得なければならない。

（１）航跡図の整理

受託者は、10cm 間隔の格子点、水深測量に必要な基準点、海上測位点及び測深線を記入した航跡図を作成するものとする。

ア　海上測位点は、「・」又は「○」で示し、実線で結ぶものとする。

イ　海上測位点の記入誤差は、0.5 mm以内とする。

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	ウ　航跡図の縮尺は、測量原図と同一とする。 （２）水深測定資料の整理 ア　受託者は、図面及び特記仕様書に定める水深線を音響測深記録紙上に引き、浅所又は深所の有無を確認しなければならない。 なお、浅所が確認された場合は、監督員に通知しなければならない。 イ　受託者は、浅い水深を優先に記録の読みとりを行い、読みとり間隔は、航跡図上10mmごととする。 ウ　受託者は、掘り下げ境界の海底地形を明確に把握できるよう掘り下げ区域の周辺の水深を密に読みとらなければならない。 （３）地形解析 受託者は、測深図に基づき等深線を描画し、底質判別資料と対比して地形解析を行なければならない。 （４）測深図（原図） ア　受託者は、特記仕様書に定める縮尺の図面及び測量海域の海図と同縮尺の図面の２通りを作成しなければならない。 イ　受託者は、原則、メルカトル図法により作図しなければならない。 ウ　受託者は、測深海域周辺の基準点を記入し、経緯度値及び平面直角座標系座標値を図面四隅の格子点に記入しなければならない。 （５）デジタル測量成果 受託者は、水路測量等で得られた水深、海岸線、等深線等の情報を位置及びその他の属性として構成されたデータファイルであるデジタル測量成果を作成しなければならない。 ア　水深については、経緯度水深ファイルとする。 イ　水深以外の地物については、国際水路機関が定める地理空間情報の基準に準拠した地物ファイルとする。		(2) 海上測位点の、記入誤差は、0．5 ㎜以内とする。 (3) 航跡図の縮尺は、測量原図と同一とする。 2　水深測定資料の整理 (1)　受託者は、図面及び特記仕様書に定める水深線を音響測深記録紙上に引き、浅所又は深所の有無を確認しなければならない。 なお、浅所が確認された場合は、監督員に通知しなければならない。 (2)　受託者は、浅い水深を優先に記録の読みとりを行い、読みとり間隔は、航跡図上１０㎜ごととする。 (3)　受託者は、掘り下げ境界の海底地形を明確に把握できるよう掘り下げ区域の周辺の水深を密に読みとらなければならない。 3　地形解析 受託者は、測深図に基づき等深線を描画し、底質判別資料と対比して地形解析を行なければならない。 4　測深図（原図） (1)　受託者は、特記仕様書に定める縮尺の図面及び測量海域の海図と同縮尺の図面の２通りを作成しなければならない。 (2)　受託者は、横メルカトール図法により作図しなければならない。 (3)　受託者は、用紙に厚さ0．075 ㎜以上のプラスチックシートを用い、図積は監督員の承諾を得なければならない。 (4)　受託者は、測深海域周辺の基準点を記入し、経緯度値及び平面直角座標系座標値を図面四隅の格子点に記入しなければならない。	（修正） （削除） （追加）
10.2.6 **関連調査**	水路測量に際して、水路業務関連法令により必要となる付属調査を実施する。 水路測量に伴う調査については、現場条件により決定する。（底質判別、浮泥層調査、岸線測量等）	7.2.6 **関連調査**	水路測量に際して、水路業務関連法令により、必要となる付属調査を実施する。 水路測量に伴う調査については、現場条件により決定する。（底質判別、浮泥層調査、岸線測量等）	
10.2.7 **成果**	1　受託者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。 2　受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書及び図面を作成し、資料とともに監督員に提出しなければならない。 （１）報告書 ア　件名	7.2.7 **成果**	1 受託者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。 2 受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書及び図面を作成し、資料とともに監督員に提出しなければならない。 （１）報告書 ア　件名	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	イ　測量場所 ウ　測量期間 エ　測量区域図 オ　測量機器 カ　測定方法 キ　地形解析結果（岸線測量を実施した場合） ク　測量結果と考察 （２）図面 ア　測深図（原図） イ　測深図（海図と同縮尺）（水路測量の場合） （３）測量成果 ア　デジタル測量成果 イ　経緯度表※１ ウ　水路測量標等記事※１ エ　検潮所基準測定成果（基本水準標の設置、高さの改定をした場合）※４ オ　基準面決定簿 カ　メタ情報記録 （４）測量資料 ア　測定図（航跡図、原点図※１、岸測図※２、測深図※３、側傍測深図、水深原稿図、拡大水深原稿図等） イ　測定帳簿（測角簿※３、測距簿※３、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、原点計算簿※１、岸測簿※２等） ウ　測定記録（音響測深記録、電波又はGNSS測位記録、検潮記録等） ※１　基準点測量を実施した場合。 ※２　岸線測量を実施した場合。 ※３　GNSSを使用する場合は不要。 ※４　検潮器を設置した場合。		イ　測量箇所 ウ　測量期間 エ　測量区域図 オ　測量機器 カ　測定方法 キ　地形解析結果 ク　測量結果と考察 （２）　図面 ア　測深図（原図） イ　測深図（海図と同縮尺） ウ　側傍水深図、経緯度表地点表示図、検潮所基準測定結果、基準面決定簿 （３）　資料 ア　測定図（航跡図、原点図、岸測図、測深図、側傍測深図、水深原稿図、拡大水深原稿図） イ　測定帳簿（測角簿、測距簿、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、原点計算簿、岸測簿） ウ　測定記録（音響測深記録、電波又はＧＰＳ測位記録、検潮記録）	（修正） （修正） （修正） （削除） （追加） （修正） （修正） （修正） （修正） （追加） （追加） （追加）
10.2.8 照査	１　受託者は、照査技術者により照査を行わなければならない。 ２　照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。 （１）調査方針及び調査内容の適切性 （２）測定記録と計算結果の整合性 （３）測定記録と図面表現の整合性 （４）既存資料、計画資料等との整合性 （５）成果物の適切性	7.2.8 照査	１　受託者は、照査技術者により照査を行わなければならない。 ２　照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。 (1)調査方針及び調査内容の適切性 (2)測定記録と計算結果の整合性 (3)測定記録と図面表現の整合性 (4)既存資料、計画資料等との整合性 (5)成果物の適切性	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	第11章　用地測量 **第1節　　一般事項**		**第８章 用地測量** 第１節 一般事項	
11.1.1 **目的**	「用地測量」とは、事業計画に基づき土地及び境界等について調査測量し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成することを目的とする。	8.1.1 **目的**	「用地測量」とは、事業計画に基づき土地及び境界等について調査測量し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成することを目的とする。	
	第2節　　用地測量の細分		第２節 用地測量の細分	
11.2.1 **用地測量の細分**	用地測量は、次に掲げる測量等に細分するものとする。 用地測量の作業は、既成平面図及び第３章「基準点測量」及び第９章第９節「用地幅杭設置測量」等の成果に基づいて行うものとする。 1　作業計画 2　資料・権利調査 3　境界検討図作成 4　公共用地境界の確認立会 5　民有地、借地権境界等の確認立会 6　境界の標示 7　境界の測量 8　用地境界仮杭設置 9　境界点間測量 10　面積の計算 11　作図・データファイルの作成	8.2.1 **地測量の細分**	用地測量は、次に掲げる測量等に細分するものとする。 用地測量の作業は、既成平面図及び第３章「基準点測量」及び第７章第９節「用地幅杭設置測量」等の成果に基づいて行うものとする。 1　作業計画 2　資料・権利調査 3　境界検討図作成 4　公共用地境界の確認立会 5　民有地、借地権境界等の確認立会 6　境界の表示 7　境界の測量 8　用地境界仮杭設置 9　境界点間測量 10　面積の計算 11　作図・データファイルの作成	（修正） （修正）
11.2.2 **作業計画**	作業計画は、1.2.1の規定によるほか、用地測量に必要な状況を把握し、用地測量の細分ごとに作成するものとする。	8.2.2 **作業計画**	作業計画は、第１章第２節第１項「作業計画書」によるほか、用地測量に必要な状況を把握し、用地測量の細分ごとに作成するものとする。	（修正）
11.2.3 **資料・権利調査**	1　法務局出張所等（登記所）における資料調査は、次のように行うものとする。 なお、閲覧等の申請用紙は、参考資料－５を参照。 （１）法務局出張所備付け地図（公図）（以下、本章において「地図」という。）に基づき測量区域及びその周辺の地図を転写すること。 なお、法務局出張所で複写した地図(旧公図も含む)は、公図等転写連続図作成後に、資料整理簿に、ファイルすること。 （２）道路、水路その他で地図上に着色してあるものは、公図等転写連続図にもそれと同色をもって着色すること。 （３）地図の接続部分は、その記載どおり転写し、接続部分を合致させる目的等をもって訂正しないこと。 （４）公図等転写連続図は、土地登記簿等と照合し、町名、地番、地目、地積及び土地所有者氏名を記入し、脱落その他不都合のないように詳細に調査し、公図等転写連続図の余白に調査年月日、法務局出張所名及び調査員氏名を明記すること。 （５）公図等転写連続図、土地登記簿等により現地を照合して、道路、河川等	8.2.3 **資料・権利調査**	1　法務局出張所（登記所）における資料調査は、次のように行うものとする。 なお、閲覧等の申請用紙は、参考資料－５を参照。 （１）法務局出張所備付け地図（公図）（以下、本章において「地図」という。）に基づき測量区域及びその周辺の地図を転写すること。 なお、法務局出張所で複写した地図(旧公図も含む)は、地図写し連続図作成後に、資料整理簿に、ファイルすること。 （２）道路、水路その他で地図上に着色してあるものは、地図写にもそれと同色をもって着色すること。 （３）地図の接続部分は、その記載どおり転写し、接続部分を合致させる目的等をもって訂正しないこと。 （４）地図写し連続図は、土地登記簿等と照合し、町名、地番、地目、地積及び土地所有者氏名を記入し、脱落その他不都合のないように詳細に調査し、地図写し連続図の余白に調査年月日、法務局出張所名及び調査員氏名を明記すること。	（修正） （修正） （修正） （修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	の線形が公図等転写連続図と異なる場合又は不明なときは、監督員とともに旧土地台帳、旧地図（旧公図）、閉鎖登記簿、地積測量図、土地所在図等を法務局出張所で調査すること、あるいは、都税事務所又は市町村役場備付けの固定資産税課税台帳及び課税台帳付属地図等を参考に照合すること。		（５）地図写、土地登記簿等により現地を照合して、道路、河川等の線形が地図写と異なる場合又は不明なときは、監督員とともに旧土地台帳、旧地図（旧公図）、閉鎖登記簿、地積測量図、土地所在図等を法務局出張所で調査すること、あるいは、都税事務所又は市町村役場備付けの固定資産税課税台帳及び課税台帳付属地図等を参考に照合すること。	
	（６）公図等転写連続図から第二原図を作成し、道路、河川等の計画幅員線(地図の形状に部分的にスライドして描画)を破線で朱書きし作成すること。			（修正）
	（７）登記簿謄本、登記事項証明書等の交付を受ける際は、監督員が指示する登記申請用紙(参考資料－５)により法務局出張所へ申請すること。		（６）地図写し連続図から第二原図を作成し、道路、河川等の計画幅員線(地図の形状に部分的にスライドして描画)を破線で朱書きし作成すること。	（修正）
	（８）土地登記簿謄書(様式第13)は登記簿謄本、登記事項証明書等に基づき、土地所在、地番、不動産番号、地目、土地所有者の住所及び氏名等を調査確認のうえ、作成し提出すること。		（７）土地登記簿謄本又は登記事項証明書の交付を受ける際は、監督員が指示する登記申請用紙(参考資料－５)により法務局出張所へ申請すること。	（修正）
	なお、監督員が指示する場合には、その土地の沿革等を調査すること。		（８）土地登記簿謄書(様式第19)は土地登記簿又は登記事項証明書に基づき、土地所在、地番、不動産番号、地目、土地所有者の住所及び氏名等を調査確認のうえ、作成し提出すること。	（修正）
	（９）借地権等調書(様式第14)は借地権、抵当権、地上権(土地登記簿乙区記載)等の所有権以外の権利も調査のうえ、作成し提出すること。		なお、監督員が指示する場合には、その土地の沿革等を調査すること。	（修正）
	（10）用地(編入土地)に関する土地等の登記簿謄本、登記事項証明書は、町名別、地番順に資料整理簿に、製本(ファイル等)すること。		（９）借地権等調書(様式第20)は借地権、抵当権、地上権(土地登記簿乙区記載)等の所有権以外の権利も調査のうえ、作成し提出すること。	（修正）
	（11）境界の確認・復元の資料として、調査範囲内の地積測量図の転写を行い公図等転写連続図等に地積測量図の有無がわかるように表示すること。		（10）用地(編入土地)に関する土地等の土地登記簿謄本又は登記事項証明書は、町名別、地番順に資料整理簿に、製本(ファイル等)すること。	（修正）
	なお、地積測量図は資料整理簿に製本（ファイル等）すること。		（11）境界の確認・復元の資料として、調査範囲内の地積測量図の転写を行い地図写し連続図等に地積測量図の有無がわかるように表示すること。	（修正）
	２　道路、河川等の買収丈量図、公共用地の境界図等の資料調査は、「関係資料一覧表」（参考資料－４）等を参考に次のものについて行い、収集した資料は、「公図等転写連続図」等に資料の色別凡例（様式見本第3）を作成のうえ表示すること。		なお、地積測量図は資料整理簿に製本（ファイル等）すること。	
	なお、資料は資料整理簿に製本(ファイル等)すること。		２　道路、河川等の買収丈量図、公共用地の境界図等の資料調査は、「関係資料一覧表」（参考資料－４）等を参考に次のものについて行い、収集した資料は、「地図写し連続図」等に資料の色別凡例（様式見本第3）を作成のうえ表示すること。	
	（１）告示図書（建設局、公文書館、区市町村等）		なお、資料は資料整理簿に製本(ファイル等)すること。	
	（２）道路、河川等の買収丈量図（建設局、公文書館、区市町村等）		（１）告示図書（港湾局、建設局、公文書館、区市町村等）	
	（３）土地境界図、道路区域標示図、河川区域図（各建設事務所、区市町村等）		（２）道路、河川等の買収丈量図（港湾局、建設局、公文書館、区市町村等）	（修正）
	（４）土地区画整理事業、土地改良事業、耕地整理事業、震災・戦災復興土地区画整理事業の確定図（建設局、公文書館、区市町村等）		（３）土地境界図（港湾局臨海開発部、港湾経営部、建設局各建設事務所、区市町村等）	（修正）
	（５）地籍調査成果		（４）土地区画整理事業、土地改良事業、耕地整理事業、震災・戦災復興土地区画整理事業の確定図（港湾局、公文書館、区市町村等）	（修正）
	３　権利の調査は次のように行うものとする。		（５）埋立免許図書（港湾局、建設局、公文書館、区市町村等）	
	（１）登記されている所有権者及びその他の権利者について、現住所、電話番号等を、現地での面談またはその他の方法で聞き取り調査を行うこと。		３　権利の調査は次のように行うものとする。	（修正）
	（２）登記されていない権利者（借地権、小作権等）の有無及びその氏名、住		（１）　登記されている所有権者及びその他の権利者について、現住所、電話番号等を、現地またはその他の方法で調査を行うこと。	
			（２）　登記されていない権利者（借地権、小作権等）の有無及びその氏名、住所、電話番号等の聞き取り調査を行い、所有権者にその権利について確	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	所、電話番号等の聞き取り調査を行い、所有権者にその権利について確認を行うこと。 4　前１，２項の調査及び前３項の調査、確認作業が済み次第「立会依頼状発送簿」(様式第16)を作成し、提出すること。 5　資料整理簿の作成 調査した資料は、「公図等転写連続図」等に資料別の色別凡例（様式見本第３）を作成し番号又は符号を付して、本用地測量作業中の利用が容易で、保管にも適した整理製本（ファイル等）を行うこと。		認を行うこと。 4　前１，２項の調査及び前３項の調査、確認作業が済み次第「立会依頼状発送簿」(様式第22)を作成し、提出すること。 5　資料整理簿の作成調査した資料は、「地図写し連続図」等に資料別の色別凡例（様式見本第３）を作成し番号又は符号を付して、本用地測量作業中の利用が容易で、保管にも適した整理製本（ファイル等）を行うこと。	（修正）
11.2.4 **公共用地境界の確認立会及び復元測量**	1　本都管理の道路、河川等の国有公共用地境界の確認は、「建設局事業に伴う国土交通省所管国有財産の用地測量における道路、河川及び公園等の区域の境界確認事務取扱要領(平成17年2月25日付16建総技第307号)」（以下「要領」という。）に基づくものとする。 また、「要領」に基づき確認された境界図は「区域図」という。 2　前1項に基づかない他の公共物管理者の公共用地境界の確認は、各々の管理者の指示に従い処理するものとする。 なお、「要領」に基づかない他の公共物管理者の公共用地の境界図は、「土地境界図」という。 3　受託者は、「要領」に基づく申請及びその他の公共物管理者等への申請に伴う資料の作成を行うこと。 4　収集した資料に基づき、境界線の現地調査測量を行い、境界点を座標値化し、丈量図の線、道路告示線、境界確定線等を色別に記載した「境界検討図(地図情報レベル250)」（様式見本第4）を作成する。そして、監督員及び公共物管理者に検討経過の説明と協議を行い、監督員の指示に従い境界の確認立会の準備を行うこと。 なお、境界検討図は資料整理簿に製本（ファイル等）すること。 5　境界立会の依頼状等は、本都等において、土地所有者に発送する。 6　立会に際し、受託者は立会の補助を行い、立会証明書等（各提出先別の処理様式）に土地所有者から署名捺印を受領する作業の補助を行うこと。 7　境界立会後、「境界点点の記」(様式第４）を作成すること。	8.2.4 **公共用地境界の確認立会及び復元測量**	1　本都管理の道路、河川等の国有公共用地境界の確認は、「建設局事業に伴う国土交通省所管国有財産の用地測量における道路、河川及び公園等の区域の境界確認事務取扱要領(平成１７年２月２５日付１６建総技第３０７号)」（以下「要領」という。）に基づくものとする。 また、「要領」に基づき確認された境界図は「区域図」という。 2　前1項に基づかない他の公共物管理者の公共用地境界の確認は、各々の管理者の指示に従い処理するものとする。 なお、「要領」に基づかない他の公共物管理者の公共用地の境界図は、「土地境界図」という。 3　受託者（請負者）は、「要領」に基づく申請及びその他の公共物管理者等への申請に伴う資料の作成を行うこと。 4　収集した資料に基づき、境界線の現地調査測量を行い、境界点の座標値化したものに基づき、「境界検討図(地図情報レベル250)」（様式見本第4）に丈量図線、道路告示線、境界確定線等の色別の記載により作成し、監督員及び公共物管理者に検討経過の説明と協議を行い、監督員の指示に従い境界の確認立会の準備を行うこと。 なお、境界検討図は資料整理簿に製本（ファイル等）すること。 5　境界立会の依頼状等は、本都等において、土地所有者に発送する。 6　立会に際し、受託者（請負者）は立会の補助を行い、立会確認書（各提出先別の処理様式）に土地所有者から署名捺印を受領する作業の補助を行うこと。 7　境界立会後、「境界点点の記」(様式第４）を作成すること。	（修正） （修正） （修正）
11.2.5 **民有地（民・民）借地権等境界確認立会及び復元測量**	1　民有地（民・民）借地権、地上権等の境界は、各々の土地権利者と立会のうえ、一筆ごとに確認する。また、一筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとに確認すること。 なお、受託者は立会の補助を行い、借地権等境界立会確認書（様式第17）等に権利者から署名捺印を受領する作業の補助を行うこと。 2　一筆の土地の一部に現況が異なる土地（宅地と道路等）がある場合は、その現況ごとに確認すること。 3　受託者は、境界立会に先立ち、収集した資料の法務局出張所保管の地積測	8.2.5 **民有地（民・民）借地権等境界確認立会及び復元測量**	1　民有地（民・民）借地権、地上権等の境界は、各々の土地権利者と立会のうえ、一筆ごとに確認する。また、一筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとに確認すること。 なお、受託者（請負者）は立会の補助を行い、借地権等境界立会確認書（様式第23）等に権利者から署名捺印を受領する作業の補助を行うこと。 2　一筆の土地の一部に現況が異なる土地（宅地と道路等）がある場合は、その現況ごとに確認すること。 3　受託者（請負者）は、境界立会に先立ち、収集した資料の法務局出張所保	（修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	量図等に基づき、地権者の了承を得たうえで、境界標識の有無、資料に基づく境界の復元等の現況調査測量を行い、境界立会の準備を行うこと。 なお、立会の際は、立会の補助を行うこと。 4　境界立会の依頼状等は、本都において土地所有者並びに借地権所有者等に「境界確認のための立会依頼」（様式第15）を発送する。 なお、「立会依頼状発送簿」（様式第16）を作成すること。 5　借地権等の権利者がある場合には、借地権等境界立会確認書（様式第17）等に、確認付近の平面図（原則として地図情報レベル250）等を事前に作成し、確認した境界点及び境界点の種類、点の記等を記入の上、土地所有者、借地権等の権利者から署名（自筆）捺印を受領する作業の補助を行うこと。 なお、欄外に担当事務所、課、担当職員名を記入し、備考欄に立会年月日を記入すること。 6　民有地及び借地権等の「境界点点の記」（様式第４）については、各境界の箇所を作成すること。 なお、「境界点点の記」は境界点毎に着脱が容易なファイルを使用して製本すること。		管の地積測量図等に基づき、地権者の了承を得たうえで、境界標識の有無、資料に基づく境界の復元等の現況調査測量を行い、境界立会の準備を行うこと。 なお、立会の際は、立会の補助を行うこと。 4　境界立会の依頼状等は、本都において土地所有者並びに借地権所有者等に「境界確認のための立会依頼」（様式第21）を発送する。 なお、「立会依頼状発送簿」（様式第22）を作成すること。 5　借地権等の権利者がある場合には、借地権等境界立会確認書（様式第23）等に、確認付近の平面図（原則として地図情報レベル250）等を事前に作成し、確認した境界点及び境界点の種類、点の記等を記入の上、土地所有者、借地権等の権利者から署名（自筆）捺印を受領する作業の補助を行うこと。 なお、欄外に担当事務所、課、担当職員名を記入し、備考欄に立会年月日を記入すること。 6　民有地及び借地権等の「境界点点の記」（様式第４）については、各境界の箇所を作成すること。 なお、「境界点点の記」は境界点毎に着脱が容易なファイルを使用して製本すること。	（修正） （修正）
11.2.6 **境界の標示**	1　それぞれの境界の確認にあたっては、利害関係人が全員一致で認めた次の箇所に、プラスチック杭（4.5×4.5×45cm）又は金属鋲（頭部径1.5cm）等永久性を有し、かつ容易に移動しない境界標を設置し、境界を標示すること。 なお、既存の境界標がある場合は、測量杭標示法(別表－３)による着色を行うこと。 （１）公共用地境界 （２）民有地（民・民）境界 （３）借地権境界 （４）地上権境界 2　公共用地、民有地（民・民）、借地権境界点等を示す標識の頭部には、測量杭標示法(別表－３)による着色を行うこと。 3　公共用地、民有地（民・民）、借地権等の境界を確認した時は、境界点に一連番号を付し、境界の復元作業が円滑にできるよう整理すること。 4　各境界点の写真は、確認立会後の境界点と近接する地物等との状況がわかるように撮影し、境界点点の記（様式第４）に貼付すること。	8.2.6 **境界の表示**	1　それぞれの境界の確認にあたっては、利害関係人が全員一致で認めた次の箇所に、プラスチック杭（4.5×4.5×45cm）又は金属鋲（頭部径1.5cm）等永久性を有し、かつ容易に移動しない境界標を設置し、境界を表示すること。 なお、既存の境界標がある場合は、測量杭表示法(別表－３)による着色を行うこと。 （１）公共用地境界 （２）民有地（民・民）境界 （３）借地権境界 （４）地上権境界 2　公共用地、民有地（民・民）、借地権境界点等を示す標識の頭部には、測量杭表示法(別表－３)による着色を行うこと。 3　公共用地、民有地（民・民）、借地権等の境界を確認した時は、境界点に一連番号を付し、境界の復元作業が円滑にできるよう整理すること。 4　各境界点の写真は、確認立会後の境界点と近接する地物等との状況がわかるように撮影し、境界点点の記（様式第４）に貼付すること。	（修正）
11.2.7 **境界測量**	1　境界測量は、現地において確認された公共用地境界及び民有地境界、借地権等の境界、一筆地内でも現況地目の異なる境界(宅地と道路等)、及び残地等の境界を測量する作業をいう。 2　境界測量は、第３章「基準点測量」の４級基準点以上の基準点に基づき、	8.2.7 **境界測量**	1　境界測量は、現地において確認された公共用地境界及び民有地境界、借地権等の境界、一筆地内でも現況地目の異なる境界(宅地と道路等)、及び残地等の境界を測量する作業をいう。 2　境界測量は、第３章「基準点測量」の４級基準点以上の基準点に基づき、	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	TS等を用い、放射法等により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づいて行うこと。 （１）補助基準点には原則としてプラスチック杭（7×7×60㎝）または、木杭（6×6×60㎝）を設置すること。現地の状況がプラスチック杭または木杭を設置できないときは、金属鋲あるいは刻印とすることができる。 （２）「境界点観測簿」「境界点座標計算書」「境界点成果表」を提出すること。 （３）補助基準点は、基準点から辺長100ｍ以内、節点は１点以内の開放多角測量等により設置する。 （４）補助基準点測量を実地した場合は、「補助基準点観測簿」「補助基準点計算書」「補助基準点成果表」を提出すること。 3　境界測量は、地番別及び国有地（無地番）別、借地別、用途別に行うこと。 なお、現況の道路、河川等の部分についても、筆別、国有地（無地番）別、敷地民有地別等に整理し、筆別あるいは、画地別の境界の座標値を算出すること。 4　各境界点の座標値による、筆別、画地別の境界点間距離の計算を行い「座標による境界点間距離計算書」を作成すること。 5　境界点間測量による各境界点間距離と座標による境界点間距離とその比較を行うために「境界測量精度管理表」（様式第12）を作成し、提出すること。 なお、較差の許容範囲は、11.2.11面積の計算第３項による。 6　公共用地及び民有地等の境界立会完了後、「境界点点の記」（様式第４）は各確認された箇所を作成すること。また、目印となる背景を入れて、境界点の写真を撮影すること。		ＴＳ等を用い、放射法により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づいて行うこと。 （１）補助基準点には原則としてプラスチック杭（7×7×60㎝）または、木杭（6×6×60㎝）を設置すること。現地の状況がプラスチック杭または木杭を設置できないときは、金属鋲あるいは刻印とすることができる。 （２）「境界点観測簿」「境界点座標計算書」「境界点成果表」を提出すること。 （３）補助基準点は、基準点から辺長50ｍ以内、節点は１点以内の開放多角測量等により設置する。 （４）補助基準点測量を実地した場合は、「補助基準点観測簿」「補助基準点計算書」「補助基準点成果表」を提出すること。 3　境界測量は、地番別及び国有地（無地番）別、借地別、用途別に行うこと。 なお、現況の道路、河川等の部分についても、筆別、国有地（無地番）別、敷地民有地別等に整理し、筆別あるいは、画地別の境界の座標値を算出すること。 4　各境界点の座標値による、筆別、画地別の境界点間距離の計算を行い「座標による境界点間距離計算書」を作成すること。 5　境界点間測量による各境界点間距離と座標による境界点間距離とその比較を行うために「境界測量精度管理表」（様式第18）を作成し、提出すること。 なお、較差の許容範囲は、本節第11項「面積の計算」の第３号による。 6　公共用地及び民有地等の境界立会完了後、「境界点点の記」（様式第４）は各確認された箇所を作成すること。また、目印となる背景を入れて、境界点の写真を撮影すること。	（修正） （修正）
11.2.8 用地境界仮杭設置	1　計画幅員線と次の境界線が交わる箇所には関係人の了解を得て現地に標示すること。 （１）公共用地境界 （２）民有地（民・民）境界 （３）借地権境界 （４）地上権境界 2　用地境界仮杭設置は、前1項の(1)(2)(3)(4)の境界線と、計画幅員線上との交点計算等で求めた座標値に基づいて、４級基準点以上の基準点、主要点、中心点等から放射法等により設置する。ただし、やむを得ない場合は11.2.7境界測量第２項と同様の方法により補助基準点に基づいて行うことができる。 なお、補助基準点測量を実地した場合は、「補助基準点観測簿等」、「補助基準点測量計算書」、「補助基準点成果表」を提出すること。 3　設置する標杭（プラスチック杭、木杭、金属鋲、刻み）等の区分及び構造	8.2.8 用地境界仮杭設置	1　計画幅員線と次の境界線が交わる箇所には関係人の了解を得て現地に表示すること。 （１）公共用地境界 （２）民有地（民・民）境界 （３）借地権境界 （４）地上権境界 2　用地境界仮杭設置は、前1項の(1)(2)(3)(4)の境界線と、計画幅員線上との交点計算等で求めた座標値に基づいて、４級基準点以上の基準点、主要点、中心点等から放射法等により設置する。ただし、やむを得ない場合は本節第７項「境界測量」第２号と同様の方法により補助基準点に基づいて行うことができる。 なお、補助基準点測量を実地した場合は、「補助基準点観測簿等」、「補助基準点測量計算書」、「補助基準点成果表」を提出すること。 3　設置する標杭（プラスチック杭、木杭、金属鋲、刻み）等の区分及び構造	（修正） （修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	物が支障となり、計算された箇所への設置が困難な場合は、監督員と協議のうえ設置箇所又は標示方法を決めること。 4　前３号の監督員との協議後、基準点、主要点、中心点から用地境界仮杭設置のための測設計算を行い、「用地境界測設計算書」を作成し提出すること。		物が支障となり、計算された箇所への設置が困難な場合は、監督員と協議のうえ設置個所又は表示方法を決めること。 4　前３号の監督員との協議後、基準点、主要点、中心点から用地境界仮杭設置のための測設計算を行い、「用地境界測設計算書」を作成し提出すること。	
11.2.9 用地平面測量	第５章「地形測量及び写真測量」を準用すること。	8.2.9 用地平面測量	第５章「現地測量（地形測量）」を準用すること。	（修正）
11.2.10 境界点間測量	1　境界点間測量とは、一筆又は一画地の隣接する境界点間、又は境界点と用地境界点（用地境界仮杭を設置した点）との距離を全辺について現地で測定し、境界測量で計算された距離と比較することにより行うこと。 2　境界点間測量は、11.2.7境界測量、11.2.8用地境界仮杭設置の作業終了後で、11.2.11面積の計算の作業着手前に行うこと。 3　境界点間測量は、次の方法により行うこと。 （１）境界点間距離を直接測量する方法 （２）TS等の対辺測定機能を用いる方法 （３）境界点を観測（放射法により）した基準点でない他の基準点から境界点の座標を求め、その座標値により算出した距離と比較する方法。 4　「境界点間距離観測簿」は、①直接測距、②TSによる測距、③基準点からの放射法にわけて整理し、③放射法により測定した場合は、「境界点座標計算書」及び「境界点間距離計算書」、「境界点成果表」を提出すること。	8.2.10 境界点間測量	1　境界点間測量とは、一筆又は一画地の隣接する境界点間、又は境界点と用地境界点（用地境界仮杭を設置した点）との距離を全辺について現地で測定し、境界測量で計算された距離と比較することにより行うこと。 2　境界点間測量は、本節第７項「境界測量」、本節第８項「用地境界仮杭設置」の作業終了後で、本節第11項「面積の計算」の作業着手前に行うこと。 3　境界点間測量は、次の方法により行うこと。 （１）境界点間距離を直接測量する方法 （２）ＴＳ等の対辺測定機能を用いる方法 （３）境界点を観測（放射法により）した基準点でない他の基準点から境界点の座標を求め、その座標値により算出した距離と比較する方法。 4　「境界点間距離観測簿」は、①直接測距、②ＴＳによる測距、③基準点からの放射法にわけて整理し、③放射法により測定した場合は、「境界点座標計算書」及び「境界点間距離計算書」、「境界点成果表」を提出すること。	（修正）
11.2.11 面積の計算	1　面積の計算は、境界測量及び用地境界仮杭点の成果と境界点間測量の点検を行った後に、11.2.7境界測量の第１項及び第３項で整理された1筆または1画地毎に数値三斜法と座標法により行い、「数値三斜面積計算書」と「座標面積計算書」を作成し、提出すること。 なお、数値三斜法と座標法による面積については、後記６号項(1)(2)により照査するものとする。 2　数値三斜法は三角形の底辺と垂線の長さを座標値により算出し、小数点以下4けたを切捨て、㎜位により面積を計算するものとする。 3　境界辺長は、座標値による計算辺長値と実測値との差が、実測値の1／5,000以内であるときは、計算辺長値を決定値とする。 ただし、辺長がすでに決まった数値をもち、計算辺長値と定まった数値との差及び実測値と定まった数値との差が、ともに定まった数値の1／3,000以内であるときには、定まった数値を境界辺長値とする。 4　三斜の表示単位及びけた数は、次のとおりとする。 （１）底辺、垂線長ｍ単位小数点以下3けた （２）境界辺長ｍ単位小数点以下3けた （３）乗積及び合計㎡単位小数点以下6けた	8.2.11 面積の計算	1　面積の計算は、境界測量及び用地境界仮杭点の成果と境界点間測量の点検を行った後に、本節第７項「境界測量」の１号及び３号で整理された1筆または1画地毎に数値三斜法と座標法により行い、「数値三斜面積計算書」と「座標面積計算書」を作成し、提出すること。 なお、数値三斜法と座標法による面積については、後記６号項(1)(2)により照査するものとする。 2　数値三斜法は三角形の底辺と垂線の長さを座標値により算出し、小数点以下4けたを切捨て、㎜位により面積を計算するものとする。 3　境界辺長は、座標値による計算辺長値と実測値との差が、実測値の1／5,000以内であるときは、計算辺長値を決定値とする。 ただし、辺長がすでに決まった数値をもち、計算辺長値と定まった数値との差及び実測値と定まった数値との差が、ともに定まった数値の1／3,000以内であるときには、定まった数値を境界辺長値とする。 4　三斜の表示単位及びけた数は、次のとおりとする。 （１）底辺、垂線長ｍ単位小数点以下3けた （２）境界辺長ｍ単位小数点以下3けた （３）乗積及び合計㎡単位小数点以下6けた	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	（４）面積㎡単位小数点以下6けたないし7けた 5　座標法による面積計算は、直角座標法によること。 6　座標法によって算出した面積と数値三斜法によって算出した面積との差が次の範囲内であるときは、数値三斜法によって算出した面積を決定面積とする。 　ただし、数値三斜法により算出した面積と、座標法による面積が下記の範囲を越える場合は、底辺及び垂線のmm位の切捨て、切上げを考慮してmm位の調整を行うこと（座標面積を超えない範囲で調整を行なうこと）。 （１）座標面積1筆500㎡未満は、0.02㎡以内 （２）座標面積1筆500㎡以上は、座標面積の1／25,000以内 7　各筆の用地及び借地等の面積の算出が完了したときは、土地調書(様式第18）、土地計算書(様式第19）、借地権等調書（様式第18を準用）を作成すること。		（４）面積㎡単位小数点以下6けたないし7けた 5　座標法による面積計算は、直角座標法によること。 6　座標法によって算出した面積と数値三斜法によって算出した面積との差が次の範囲内であるときは、数値三斜法によって算出した面積を決定面積とする。 　ただし、数値三斜法により算出した面積と、座標法による面積が下記の範囲を越える場合は、底辺及び垂線のmm位の切捨て、切上げを考慮してmm位の調整を行うこと（座標面積を超えない範囲で調整を行なうこと）。 （１）座標面積1筆500㎡未満は、0.02㎡以内 （２）座標面積1筆500㎡以上は、座標面積の1／25,000以内 7　各筆の用地及び借地等の面積の算出が完了したときは、土地調書(様式第24）、土地計算書(様式第25）、借地権等調書（様式第24を準用）を作成すること。	（修正）
	第3節　　作図・データファイルの作成		第３節 作図・データファイルの作成	
11.3.1 **公図等転写連続図**	公図等転写連続図の方向は、原則として道路の起点及び河川の下流を左端におくこと。 また、公図等転写連続図写図（第二原図）に計画線を朱色の破線で記入すること。	8.3.1 **地図写し連続図**	地図写し連続図の方向は、原則として道路の起点及び河川の下流を左端におくこと。 また、地図写し連続図写図（第二原図）に計画線を朱色の破線で記入すること。	（修正）
11.3.2 **用地実測図（丈量図）**	1　用地測量の成果を図面にまとめたものが用地実測図(丈量図)であり、用地実測図データファイルは境界点の座標値等を用いて作成する。 （１）「用地実測図原図」(色別で製図) 　別表－１，２用地測量の線色、線号を用いて製図したもの。 （２）「用地実測図写図」(黒色) 　別表－１，２参照。 2　用地実測図の求積は、筆別、借地別、用途別、国有地（無地番）別に作図する。 　なお、現況の道路、河川等の内に敷地民有地等がある場合も同様とする。 3　用地実測図は、第５章第５節「数値編集」及び別表－１，２に準じて作成すること。 　なお、用地実測図は原則として、道路の起点及び河川の下流を左端におくこと。 4　用地実測図は、次の項目を標準とする。 （１）基準点及び境界点〔公共用地、民有地（民・民）、借地、地上権等〕の位置、座標値、点名、標杭の種類及び境界線 （２）中心線及びNo.点の位置、座標値、点名、標杭の種類 （３）幅杭線及び幅杭点の位置、座標値、点名、標杭の種類 （４）面積計算表 （５）各筆の地番、不動産番号、地目、現況地目、画地及び残地の面積、土地	8.3.2 **用地実測図（丈量図）**	1　用地測量の成果を図面にまとめたものが用地実測図(丈量図)であり、用地実測図データファイルは境界点の座標値等を用いて作成する。 （１）「用地実測図原図」(色別で製図) 　別表－１，２用地測量の線色、線号を用いて製図したもの。 （２）「用地実測図写図」(黒色) 　別表－１，２参照。 2　用地実測図の求積は、筆別、借地別、用途別、国有地（無地番）別に作図する。 　なお、現況の道路、河川等の内に敷地民有地等がある場合も同様とする。 3　用地実測図は、第５章第５節「数値編集」及び別表－１，２に準じて作成すること。 　なお、用地実測図は原則として、道路の起点及び河川の下流を左端におくこと。 （１）基準点及び境界点〔公共用地、民有地（民・民）、借地、地上権等〕の位置、座標値、点名、標杭の種類及び境界線 （２）中心線及び№点の位置、座標値、点名、標杭の種類 （３）幅杭線及び幅杭点の位置、座標値、点名、標杭の種類 （４）面積計算表 （５）各筆の地番、不動産番号、地目、現況地目、画地及び残地の面積、土地	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	所有者並びに借地人等氏名 （６）境界辺長 （７）隣接地の地番、不動産番号及び境界の方向線 （８）借地境界 （９）用地取得線 （10）方位 （11）基準点、中心点、幅杭点、境界点〔公共用地、民有地（民・民）、借地・地上権並びに計画幅員線と公共用地境界、民有地（民・民）境界、借地・地上権境界と交わる点〕の座標値を整理し一覧表にして余白に記入する。 （12）区市町村名、町丁名及び大字、字名、並びに行政境界線 ５　用地実測図原図の色別は、原則として次のとおりとする。 （１）区市町村名、町丁名、地番、筆界線土 地所有者氏名、借地権者氏名、残地・・・・・・・・・・・・・・・・・黒 （２）土地（編入土地）の三斜及び数字　・・・・・・・・・・・・・・・朱 （３）借地界線及び借地の土地（編入土地）の三斜並びに数字　・・・・・青 （４）計画線内の国有地（無番地）の所有者名及び三斜並びに数字　・・・黒 （５）現況の道路、河川等の筆界線及び敷地民有地等の三斜並びに数字・・黒 ６　用地実測図原図及び用地実測図写図には、表題部（図面の名称、縮尺、測量区域、測量完成年月、測量計画・作業機関名等）を記入すること。		所有者並びに借地人等氏名 （６）境界辺長 （７）隣接地の地番、不動産番号及び境界の方向線 （８）方位 （９）基準点、幅杭点、境界点〔公共用地、民有地（民・民）、借地・地上権並びに計画幅員線と公共用地境界、民有地（民・民）境界、借地・地上権境界と交わる点〕の座標値を整理し一覧表にして余白に記入する。 （10）区市町村名、町丁名及び大字、字名、並びに行政境界線 （11）用地実測図原図の色別は、原則として次のとおりとする。 ア　区市町村名、町丁名、地番、筆界線 土地所有者氏名、借地権者氏名、残地　・・・・・・・・・・・・・・・・・黒 イ　土地（編入土地）の三斜及び数字　・・・・・・・・・・・・・・・・・朱 ウ　借地界線及び借地の土地（編入土地）の三斜並びに数字　・・・・・・青 エ　計画線内の国有地（無番地）の所有者名及び三斜並びに数字　・・・・黒 オ　現況の道路、河川等の筆界線及び敷地民有地等の三斜並びに数字・・・黒 （12）用地実測図原図及び用地実測図写図には、表題部（図面の名称、縮尺、測量区域、測量完成年月、測量計画・作業機関名等）を記入すること。	 （追加） （追加） （修正）
11.3.3 **土地計算及び土地調書**	面積は、㎡単位、小数点以下６けたないし７けたを算出し、小数点以下２けたで整理すること。 １　土地計算書（様式第19）は、計画線内の面積計算を筆別、借地別、用途別、国有地（無番地）別に作成すること。 なお、現況の道路、河川等の区域内に敷地民有地等が有る場合も同様に作成すること。 ２　土地調書（様式第18）は、土地計算書、登記簿謄本または登記事項証明書及び本章第２節第３項「資料・権利調査」の結果に基づき、筆別、借地別、用途別、国有地（無番地）別に整理すること。 なお、現況の道路、河川等の区域内に敷地民有地等が有る場合も同様に整理すること。	**8.3.3** **土地計算及び土地調書**	面積は、㎡単位、小数点以下６けたないし７けたを算出し、小数点以下２けたで整理すること。 １　土地計算書（様式第25）は、計画線内の面積計算を筆別、借地別、用途別、国有地（無番地）別に作成すること。 なお、現況の道路、河川等の区域内に敷地民有地等が有る場合も同様に作成すること。 ２　土地調書（様式第24）は、土地計算書、登記簿謄本または登記事項証明書及び本章第２節第３項「資料・権利調査」の結果に基づき、筆別、借地別、用途別、国有地（無番地）別に整理すること。 なお、現況の道路、河川等の区域内に敷地民有地等が有る場合も同様に整理すること。	（修正） （修正）
11.3.4 **「区域図」土地境界図**	１　「区域図」の作成方法は、「要領」の土地境界図（様式第９）により作成し提出すること。 ２　「要領」に基づかない他の公共用地管理者の「土地境界図」の作成は、監督員及び提出先と協議のうえ作成すること。 ３　区域図は既成の幅杭線形図（地図情報レベル250）等から不要の地番、所有者名等を抹消のうえ写図（第二原図）を作成し、境界点測量の成果に基づき、境界点、境界点番号、（K1・K2…Kn)、境界点間距離（小数点以下2	**8.3.4** **「区域図」土地境界図**	１　「区域図」の作成方法は、「要領」の土地境界図（様式第９）により作成し提出すること。 ２　「要領」に基づかない他の公共用地管理者の「土地境界図」の作成は、監督員及び提出先と協議のうえ作成すること。 ３　区域図は既成の幅杭線形図（地図情報レベル250）等から不用の地番、所有者名等を抹消のうえ写図（第二原図）を作成し、境界点測量の成果に基づき、境界点、境界点番号、（K1・K2…Kn)、境界点間距離（小数点以下2	 （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	けた）、土地地番、土地所有者名、境界点成果表、引照点成果表及び基準点成果表を黒色で仕上げるものとする。 4　「区域図、土地境界図の総括図」は既成の幅杭線形図から写図（第二原図）を作成し、区域図(要領)・土地境界図及び既存の公共用地境界図等の公共用地境界の全点、境界点番号(名称)、境界点間距離(小数以下2けた)、地番、土地所有者名、境界点成果表、引照点成果表及び基準点成果表を黒色で仕上げるものとする。		けた）、土地地番、土地所有者名、境界点成果表、引照点成果表及び基準点成果表を黒色で仕上げるものとする。 4　「区域図、土地境界図の総括図」は既成の幅杭線形図から写図（第二原図）を作成し、区域図(要領)・土地境界図及び既存の公共用地境界図等の公共用地境界の全点、境界点番号(名称)、境界点間距離(小数以下2けた)、地番、土地所有者名、境界点成果表、引照点成果表及び基準点成果表を黒色で仕上げるものとする。	
11.3.5 **用地平面図（現況重ね図）**	1　用地平面図（現況重ね図）は、既成の幅杭線形図データファイルを写図（第二原図）し、現地において次の事項を調査して作成すること。 （１）基準点及び境界点〔公共用地、民有地（民・民）、借地、地上権等〕並びに土地の筆界線（一点鎖線）及び借地境界・地上権境界線（破線） （２）各筆の地番、不動産番号、地目 （３）現況地目 （４）土地所有者及び借地人等氏名 （５）土地境界点及び幅杭点の位置並びに点名（境界点の凡例は別表－２参照） （６）建物、工作物等 （７）道路名、河川・水路名等 （８）図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル及び座標系、測量年月日、計画機関名称及び作業機関名称 （９）行政界、市区町村の名称、大字、字の名称又は町、丁の名称 （10）用地幅杭点及び用地境界点の位置並びに用地取得線 （11）その他監督員に指示された事項 （12）①基準点、②中心点、③幅杭点、④境界点〔公共用地、民有地（民・民）、借地・地上権等〕、⑤計画幅員線と公共用地境界、民有地（民・民）境界、借地・地上権境界と交わる点の座標値を整理し、一覧表にして余白に記入する。なお、既成の幅杭線形図の中の不要文字、数字等は抹消すること。 2　既成の幅杭線形図と現地が相違し、修正・補足を要するものがある場合には、既成の幅杭線形図データファイルを写図（第二原図）し修正すること。 3　用地平面図（現況重ね図）は、所定の作業完了後に用地実測図（丈量図）と照合し、厳密に点検すること。	8.3.5 **用地平面図(現況重ね図)**	1　用地平面図（現況重ね図）は、既成の幅杭線形図データファイルを複製し、現地において次の事項を調査して作成すること。 （１）基準点及び境界点〔公共用地、民有地（民・民）、借地、地上権等〕並びに土地の筆界線（一点鎖線）及び借地境界・地上権境界線（破線） （２）各筆の地番、不動産番号、地目 （３）現況地目 （４）土地所有者及び借地人等氏名 （５）土地境界点及び幅杭点の位置並びに点名（境界点の凡例は別表－２参照） （６）①基準点、②幅杭点、③境界点〔公共用地、民有地（民・民）、借地・地上権等〕、④計画幅員線と公共用地境界、民有地（民・民）境界、借地・地上権境界と交わる点の座標値を整理し、一覧表にして余白に記入する。 なお、既成の幅杭線形図の中の不用文字、数字等は抹消すること。 2　既成の幅杭線形図と現地が相違し、修正・補足を要するものがある場合には、既成の幅杭線形図データファイルを複製し修正すること。 3　用地平面図（現況重ね図）は、所定の作業完了後に用地実測図（丈量図）と照合し、厳密に点検すること。	（修正） （追加） （追加） （追加） （追加） （追加） （追加） （追加） （修正） （修正）
	第4節　　品質評価		第４節 品質評価	
11.4.1 **品質評価**	用地測量成果の品質評価は、3.4.2の規定を準用する。	8.4.1 **品質評価**	用地測量成果の品質評価は、第３章第４節第２項の規定を準用する。	（修正）
	第5節　　メタデータの作成		第５節 メタデータの作成	
11.5.1	用地測量成果のメタデータの作成は、3.4.3の規定を準用する。	8.5.1	用地測量成果のメタデータの作成は、第３章第４節第３項の規定を準用す	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
メタデータの作成	第6節　成果	メタデータの作成	第６節 成果	
11.6.1 成果の提出	1　提出すべき成果品は、次のとおりとする。 〔① 資料・権利調査〕 （１）土地登記簿調書(様式第13)　(原本及び写し) （２）借地権等調書(様式第14)　(原本及び写し) （借地権者等がある場合のみ） （３）土地登記簿謄本または登記事項証明書 （４）資料整理簿(地積測量図及び土地境界図等)　(様式見本第３) （５）公図等転写連続図 ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの） （６）公図等転写連続図写図 出力図 〔② 公共用地境界確認及び復元測量〕 （１）境界検討図 1部(縮尺1/250)境界の色別整理及び境界点(予定)成果等の記入（様式見本第４） （２）立会依頼状発送簿(様式第16) （３）区域確認書(要領様式第３)　(「要領」に基づくもの) （４）公共用地境界確認書（写し） （「要領」に基づかない他の公共用管理者の指示様式） （５）境界点点の記（様式第４）　(公共用地) 〔③ 民有地(民・民)借地権等の確認立会及び復元測量〕 （１）立会依頼状発送簿（様式第16） （２）借地権等境界立会確認書（様式第17） （３）境界点点の記(様式第４)　(民有地及び借地権等) 〔④ 境界の標示〕 （１）各境界点(公共用地、借地権等)の写真（境界点点の記に貼付） 〔⑤ 境界測量〕 （１）境界点観測簿 （２）境界点座標計算書 （３）境界点成果表 （４）座標による境界点間距離計算書 （５）精度管理表（様式第12） （６）補助基準点観測簿 （７）補助基準点計算書	8.6.1 成果の提出	1　提出すべき成果品は、次のとおりとする。 〔① 資料・権利調査〕 （１）土地登記簿調書(様式第19)　(原本及び写し) （２）借地権等調書(様式第20)　(原本及び写し) （借地権者等がある場合のみ） （３）土地登記簿謄本または登記事項証明書 （４）資料整理簿(地積測量図及び土地境界図等)　(様式見本第３) （５）地図写し連続図 ポリエステルフィルム300番（片面マット） （６）地図写し連続図写図 出力図 〔② 公共用地境界確認及び復元測量〕 （１）境界検討図 1部(縮尺1/250)境界の色別整理及び境界点(予定)成果等の記入（様式見本第４） （２）立会依頼状発送簿(様式第22) （３）区域確認書(要領様式第３)　(「要領」に基づくもの) （４）公共用地境界確認書（写し） （「要領」に基づかない他の公共用管理者の指示様式） （５）境界点点の記（様式第４）　(公共用地) 〔③ 民有地(民・民)借地権等の確認立会及び復元測量〕 （１）立会依頼状発送簿（様式第22） （２）借地権等境界立会確認書（様式第23） （３）境界点点の記(様式第４)　(民有地及び借地権等) 〔④ 境界の表示〕 （１）各境界点(公共用地、借地権等)の写真（境界点点の記に貼付） 〔⑤ 境界測量〕 （１）境界点観測簿 （２）境界点座標計算書 （３）境界点成果表 （４）座標による境界点間距離計算書 （５）精度管理表（様式第18） （６）補助基準点観測簿 （７）補助基準点計算書	 （修正） （修正） （修正） （修正） （修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	（８）補助基準点成果表 〔⑥ 用地境界仮杭設置〕 （１）計画幅員線と境界線の交点座標計算書 （２）用地境界測設計算書 （３）補助基準点観測簿 （４）補助基準点測量計算書 （５）補助基準点成果表 （６）境界点点の記（様式第４）		（８）補助基準点成果表 〔⑥ 用地境界仮杭設置〕 （１）計画幅員線と境界線の交点座標計算書 （２）用地境界測設計算書 （３）補助基準点観測簿 （４）補助基準点測量計算書 （５）補助基準点成果表	 （追加）
	〔⑦ 境界点間測量〕 （１）境界点間距離観測簿 （２）境界点座標計算書（他の成果品と重複する場合は省略） （３）境界点間距離計算書　（他の成果品と重複する場合は省略） （４）境界点成果表　（他の成果品と重複する場合は省略） 〔⑧ 面積の計算〕 （１）座標面積計算書 （２）数値三斜面積計算書		〔⑦ 境界点間測量〕 （１）境界点間距離観測簿 （２）境界点座標計算書（他の成果品と重複する場合は省略） （３）境界点間距離計算書　（他の成果品と重複する場合は省略） （４）境界点成果表　（他の成果品と重複する場合は省略） 〔⑧ 面積の計算〕 （１）座標面積計算書 （２）数値三斜面積計算書	
	〔⑨ 作図・データファイルの作成〕 （１）公図等転写連続図写図(第二原図) ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）(計画線を朱書(破線)仕上げ) （２）用地実測図原図（地図情報レベル250） ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）(色別で作成) （３）用地実測図写図（地図情報レベル250） ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）(黒色) （４）座標面積計算書 （５）土地調書（清書原稿、 写し） （６）区域図（地図情報レベル250） ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの） （７）土地境界図 提出先別(必要な場合のみ提出) （８）区域図・土地境界図の総括図（地図情報レベル250） ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの） （９）用地平面図（現況重ね図）（地図情報レベル250）		〔⑨ 作図・データファイルの作成〕 （１）地図写し連続図写図(第二原図) ポリエステルフィルム300番(片面マット)（計画線を朱書(破線)仕上げ） （２）用地実測図原図（地図情報レベル250） ポリエステルフィルム 300番(片面マット)（色別で製図） （３）用地実測図写図（地図情報レベル250） ポリエステルフィルム 300番(片面マット)（黒色） （４）土地計算書 （５）土地調書（清書原稿、 写し） （６）区域図（地図情報レベル250） ポリエステルフィルム300番(片面マット) （７）土地境界図 提出先別(必要な場合のみ提出) （８）区域図・土地境界図の総括図（地図情報レベル250） ポリエステルフィルム300番(片面マット) （９）用地平面図（現況重ね図）（地図情報レベル250）	 （修正） （修正） （修正） （修正） （修正） （修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）（黒色で作成） （10）用地平面図（現況重ね図）写図（地図情報レベル250） ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）（黒色） （11）用地平面図（現況重ね図）縮小版（地図情報レベル500） ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの） （12）複写図 （13）用地実測図データファイル （14）用地平面図データファイル 〔⑩ 品質評価〕 （１）品質評価表 〔⑪メタデータの作成〕 （１）メタデータ 2　計算書、観測簿等は、系統的かつ綿密に製本すること。 3　公図等転写連続図（地積測量図、土地境界図等）、土地登記簿調書、借地権等調書及び境界検討図等は、境界立会に先だって資料整理簿として、本都に提出すること。		ポリエステルフィルム300番(片面マット)（黒色で製図） （10）用地平面図（現況重ね図）写図（地図情報レベル250） ポリエステルフィルム300番(片面マット)（黒色） （11）用地平面図（現況重ね図）縮小版（地図情報レベル500） ポリエステルフィルム300番(片面マット) （12）複写図 （13）用地実測図データファイル （14）用地平面図データファイル 〔⑩ 品質評価〕 （１）品質評価表 〔⑪メタデータの作成〕 （１）メタデータ 2　計算書、観測簿等は、系統的かつ綿密に製本すること。 3　地図写連続図（地積測量図、土地境界図等）、土地登記簿調書、借地権等調書及び境界検討図等は、境界立会に先だって資料整理簿として、本都に提出すること。	（修正） （修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	第12章　道路台帳測量 **第1節　　一般事項**		**第9章 道路台帳測量** 第１節 一般事項	
12.1.1 **目的**	道路台帳測量は、道路法第28条及び同法施行規則第４条の２「道路台帳」に基づき、道路に関する基礎的事項を把握し、次の三種類の図書（各々の図面及び調書）を作成する。また、これら道路台帳により、広く道路管理行政に活用するために道路台帳測量を行う。 1　道路台帳平面図(道路の現況と道路区域線)及び調書 2　地下埋設物台帳平面図(主な占用物件の種類と位置)及び調書 3　道路敷地構成図(道路区域と敷地の構成）及び調書 なお、事業施行者が道路の新設または拡幅等を行った際は、道路台帳を作成または補正し、道路管理者へ適切に引継ぎを行う。	9.1.1 目的	道路台帳は、道路法第28条及び同法施行規則第4条の2「道路台帳」に基づき、道路に関する基礎的事項を総括して把握し、体系的にまとめた財産台帳的性格を有するもので、本都では、その目的別に次の三種類の図書を基本として、これに関連する各々の図面及び調書を作成し、広く道路管理行政に活用するために、道路台帳測量を行うものである。 1　道路台帳平面図(道路の現況と道路区域線)及び調書 2　地下埋設物台帳平面図(主な占用物件の種類と位置)及び調書 3　道路敷地構成図(道路区域と敷地の構成）及び調書	（修正）
	第2節　　作業		第２節 作業	
12.2.1 **作業**	この測量では、次の作業を行う。 1　基準点測量（第3節より） 2　水準測量（第4節より） 3　縦断測量（第5節より） 4　横断測量（第6節より） 5　道路台帳平面図及び調書の作成（第7節及び第9節より） 6　道路台帳平面図及び調書の補正（第8節及び第9節より） 7　地下埋設物台帳平面図及び調書の作成（第10節及び第11節より） 8　地下埋設物台帳平面図及び調書の補正（第12節より） 9　試験掘成果による図化作業（第13節より） 10　残置物件に係るしゅん功図及び調書の作成（第14節より） 11　道路敷地構成図及び調書の作成・補正（第15節より） 作業内容等については、標準仕様書及び「道路台帳作成要領」による。	9.2.1 作業	この測量では、次の作業を行う。 1　基準点測量 2　水準測量 3　縦断測量 4　横断測量 5　道路台帳平面図の作成 6　道路区域線調査測量 7　道路台帳平面図の補正 8　道路台帳調書の作成及び補正 9　地下埋設物台帳平面図の作成 10　地下埋設物台帳調書の作成 11　地下埋設物台帳平面図及び調書の補正 12　試験掘成果による図化作業 13　残置物件成果による図化作業 14　道路敷地調査測量	（修正） （修正） （修正） （修正） （修正） （削除） （修正） （削除） （修正） （修正） （修正） （修正） （修正） （追加）
	第3節　　基準点測量		第３節 基準点測量	
12.3.1 **作業方法等**	この測量を実施するにあたっては、第２章「測量一般」及び第３章「基準点測量」に準じて行うものとする。だだし、成果品のうち、基準点網図には、道路台帳の図郭線及び図郭番号を記入する。	9.3.1 作業方法等	この測量を実施するにあたっては、第2章「測量一般」及び第3章「基準点測量」に準じて行うものとする。だだし、成果品のうち、基準点網図には、道路台帳の図郭線及び図郭番号を記入する。	
12.3.2 **標識の設置及び構造**	公共基準点の設置は、屋上埋設、地下埋設、コンクリート杭埋設、構造物上埋設として別図－１（５）～（８）のとおりとし、金属標の構造は（９）のとおりとする。 ２級基準点は、金属標（SUSφ75）の設置を原則とする。			（追加）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	３級基準点は、鉄筋コンクリート標杭（150×150×900mm）の埋設を原則とする。 ただし、２級基準点より直接視準ができるものについては原則として、鉄筋コンクリート標杭（150×150×600mm）を側塊、蓋掛けの地下埋設形式により設置する。			
12.3.3 成果品の提出	測量成果は第三者機関の検定を受け、検定後に基準点管理者に「東京都道公共基準点測量完了報告書」（参考資料－８）を提出し、確認を受けること。 提出する成果品は、第３章「基準点測量」によること。			（追加）
	第4節　　水準測量		第４節 水準測量	
12.4.1 作業方法等	作業方法、成果品等については第４章「水準測量」に準じて行うものとする。	9.4.1 作業方法等	作業方法、成果品等については第4章「水準測量」に準じて行うものとする。	
	第5節　　縦断測量		第５節 縦断測量	
12.5.1 作業方法等	1　縦断測量は、縦断こう配５％以上の箇所について行うものとする。 ただし、監督員が必要と認め特に指示した箇所については、道路の縦断こう配の状況如何にかかわらず測定するものとする。 また、縦断測量箇所を道路台帳平面図に坂の起終点及びこう配を記入する。 2　測量は、道路の中心線位置に沿って行い、その間隔は20ｍを標準とし、こう配の変化点も測定する。 3　測量の結果は、縮尺縦1/100、横1/500の縦断面図にとりまとめるものとする。 4　縦断面図は、起点を左側に描き、次の事項を記入する。 （１）道路台帳平面図番号 （２）路線名及び都道の整理番号並びに坂の名称 （３）坂の起終点(坂の起点は路線の起点側) （４）こう配(パーセント) （５）調製年月	9.5.1 作業方法等	1　縦断測量は、縦断こう配5%以上の箇所について行うものとする。 ただし、監督員が必要と認め特に指示した箇所については、道路の縦断こう配の状況如何にかかわらず測定するものとする。 また、縦断測量箇所を道路台帳平面図に坂の起終点及びこう配を記入する。 2　測量は、道路の中心線位置に沿って行い、その間隔は20ｍを標準とし、こう配の変化点も測定する。 3　測量の結果は、縮尺縦1/100、横1/500の縦断面図にとりまとめるものとする。 4　縦断面図は、起点を左側に描き、次の事項を記入する。 （１）道路台帳平面図番号 （２）路線名及び都道の整理番号並びに坂の名称 （３）坂の起終点(坂の起点は路線の起点側) （４）こう配(パーセント) （５）調製年月	
12.5.2 成果の提出	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。	9.5.2 成果の提出	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。	
	第6節　　横断測量		第６節 横断測量	
12.6.1 作業方法等	1　横断測量は、原則として道路境界線より左右５ｍまでを測量範囲とする。 また、横断測量箇所を道路台帳平面図に記入する。 2　横断測量は、次の箇所について行う。 （１）立体交差部の中心位置	9.6.1 作業方法等	1　横断測量は、原則として道路境界線より左右5mまでを測定範囲とする。 また、横断測量箇所を道路台帳平面図に記入する。 2　横断測量の測定個所は、次のとおりとする。 （１）立体交差部の中心位置	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	（２）坂の起終点位置 （３）横断地盤の起伏の著しい箇所 ３　横断測量の結果は、縮尺1/100の横断面図にとりまとめるものとし、路線の起点から終点に向かって図化する。 ４　横断面図は、次の事項を記入する （１）道路台帳平面図番号 例）11号88番 （２）路線名及び都道の整理番号 （３）沿道測量範囲の地形、地物 （４）舗装種別の記号 （５）測定地先の街区番号または不動産地番 （６）調製年月		（２）坂の起終点位置 （３）横断地盤の起伏の著しい箇所で特に監督員の指示する箇所 ３　横断測量の結果は、縮尺1/100の横断面図にとりまとめるものとし、路線の起点から終点に向かって図化する。 ４　横断面図は、次の事項を記入する （１）道路台帳平面図番号 例）１１号８８番 （２）路線名及び都道の整理番号 （３）沿道測量範囲内の地形、地物 （４）舗装種別の記号 （５）測定地先の街区番号または不動産地番 （６）調製年月	
12.6.2 **成果の提出**	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。	9.6.2 **成果の提出**	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。	
	第7節　道路台帳平面図の作成		第７節 道路台帳平面図の作成	
12.7.1 **目的**	この作業は、管理する道路の構造、兼用工作物、占用物件、その他道路管理上の基礎的事項を総括して把握するために行うもので、第5章「地形測量及び写真測量」の方法によるもののほか次の各項による。	9.7.1 **目的**	この作業は、管理する道路の構造、兼用工作物、占用物件、その他道路管理上の基礎的事項を総括して把握するために行うもので、第5章「地形測量」の方法によるもののほか次の各項による。	（修正）
12.7.2 **図面の縮尺及び区画割**	１　この測量における図面の縮尺は、1/500とする。 ２　道路台帳平面図の区画割は、平面直角座標IX系及びＸIV系(小笠原支庁管内)を用い、東西500m、南北350mの区画より成り立っている。	9.7.2 **図面の縮尺及び区画割**	１　この測量における図面の縮尺は、1/500とする。 ２　道路台帳平面図の区画割は、平成14年1月10日国土交通省告示第9号)による平面直角座標IX系(東経139度50分、北緯36度0分)及びＸIV系(小笠原支庁管内)の原点を用い、東西500m、南北350mの区画より成り立っている。	（修正）
12.7.3 **平面測量の範囲**	この測量の範囲は、原則として市街地地区は当該道路区域内及びその外側５mを標準とし、取付け道路については20mまで、山岳、農村地区については周辺の地形、地物の状況により場所が特定できる範囲を測量する。 この測量の主な対象物は、以下のとおりである。 （１）道路本体 （２）道路附属物 （３）占用物件 （４）地物	9.7.3 **平面測量の範囲**	この測量の範囲は、原則として市街地地区は当該道路区域内及びその外側5mを標準とし、取付け道路については20mまで、山岳、農村地区については周辺の地形、地物の状況により場所が特定できる範囲を測量する。 この測量の主な対象物は、以下のとおりである。 （１）道路本体 （２）道路附属物 （３）占用物件 （４）地物	
12.7.4 **図面用紙**	道路台帳平面図に使用する用紙は、「道路台帳作成要領」を参照のこと。	9.7.4 **図面用紙**	道路台帳平面図に使用する用紙は、ポリエステルフィルム300番以上（片面マット76cm×109cm）を使用する。	（修正）
12.7.5 **図化作業**	道路台帳平面図には、次の事項を記入する。なお、記入方法については「道路台帳一般図式及び凡例」による。	9.7.5 **図化作業**	道路台帳平面図には、次の事項を記入する。	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	（１）道路の種類及び路線名、都道の整理番号並びに終点方向への矢印 （２）区市町村名、町、丁目、字名及び都県界、市区町村界、字・町・丁界等の境界線並びに街区番号及び不動産地番 （３）他の道路管理者及び他の建設事務所との管理境界線 （４）車道の幅員が0.5m以上変化する箇所の、車道幅員、歩道幅員及び全幅員等		（１）道路の種類及び路線名、都道の整理番号並びに終点方向への矢印 （２）区市町村名、町、丁目、字名及び都県界、市区町村界、字・町・丁界等の境界線並びに街区番号及び不動産地番 （３）他の道路管理者及び他の建設事務所との管理境界線 （４）車道の幅員が0.5m以上変化する箇所の、車道幅員、歩道幅員及び全幅員等	
			（５）立体交差の桁下高	（削除）
	（５）自動車交通不能区間		（６）自動車交通不能区間	
	（６）曲線半径(30m未満のもの)		（７）曲線半径(30m未満のもの)	
	（７）縦断こう配(5%以上のもの)		（８）縦断こう配(5%以上のもの)	
	（８）舗装の種別		（９）舗装の構造	（修正）
	（９）トンネル、歩行者専用地下道(平面図は地上部及び地下部を作成)、新交通(モノレール等)、橋及び渡船施設並びにこれらの名称		(10）トンネル、歩行者専用地下道(ワンデーストリート等道路の立体的区域路線、平面図は地上部と地下部で各1枚作成)、新交通(モノレール等)、橋及び渡船施設並びにこれらの名称	（修正）
	(10）道路元標、道路地点標、測量基準点［三角点、公共基準点、水準基標］、境界標、こま止、街灯、標識、ガードレール等主な道路の附属物		(11）道路元標、道路地点標、測量基準点［三角点、公共基準点、水準基標］、境界標、こま止、街灯、標識、ガードレール等主な道路の附属物	
	(11）電柱、ポスト、電話ボックス等主な路上占用物件		(12）電柱、ポスト、電話ボックス等主な路上占用物件	
	(12）当該道路の沿道の地物及びその名称、公共建物、主要施設の名称		(13）当該道路の沿道の地物及びその名称、公共建物、主要施設の名称	
	(13）軌道、鉄道及びこれらの名称		(14）)軌道、鉄道及びこれらの名称	
	(14）歩行者専用地下道の場合は、告示の横断面図（縮尺1/100～1/500）登載箇所をしゅん功図等から地下部分を道路台帳平面図に図化し、躯体の標高、寸法等の必要数値(m単位、小数点以下2けた）を記入する。		(15）歩行者専用地下道の立体的区域の場合、告示の横断面図（縮尺1/100～1/500）登載箇所をしゅん工図等から地下部分を道路台帳平面図に図化し、躯体の標高、寸法等の必要数値(m単位、小数点以下2けた）を記入する。 なお、道路の立体的区域の道路区域線及び道路区域幅員の記入方法は、第8節道路区域線調査測量による。	（修正） （修正）
	(15）新交通(モノレール等)路線は、道路の地上部の道路形状は実線(モノレール橋脚部分も含む)で表示し、上空の構造物の線形は破線で表示する。 なお、軌道敷のみが道路区域の場合は、軌道敷を実線で表示し、軌道部分等の主な箇所の横断面図(縮尺1/100～1/500）を、道路台帳平面図の１枚に１箇所図化する。 また、地上部から躯体の天端部分の標高、寸法等の必要数値(m単位、小数点以下２けた）をしゅん功図等から記入する。		(16）新交通(モノレール等)路線は、道路の地上部の道路形状は実線(モノレール橋脚部分も含む)で表示し、上空の構造物の線形は破線で表示する。 なお、軌道敷のみが道路区域の場合は、軌道敷を実線で表示し、軌道部分等の主な箇所の横断面図(縮尺1/100～1/500）を、道路台帳平面図の1枚に1箇所図化する。 なお、地上部から躯体の天端部分の標高、寸法等の必要数値(m単位、小数点以下2けた）をしゅん工図等から記入する。	（修正）
	(16）縦断測量箇所は一点鎖線、横断測量箇所は二点鎖線でそれぞれ朱色にて表示する。		(17）縦断測量箇所及び横断測量箇所の表示	
	(17）その他の主要な地物		(18）その他の主要な地物	（修正）
	(18）調製年月、補正年月、再製年月を「道路台帳一般図式及び凡例」で定められた位置に記入する。 再製とは、ポリエステルフィルム等を電子データに置き換えて作成した場合等に記入する。		(19）調製年月、補正年月、再製年月を原図の左上に記入する。 再製とは、アルミケント紙原図をポリエステルフィルムに又は、ポリエステルフィルムを電子データに置き換えて作成した場合等に記入する	（追加）
	(19）構造による幅員を記入する。記入方法は「道路台帳作成要領」による。			

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
12.7.6 道路区域線及び幅員の記入	1　道路区域線は第15節「道路敷地構成図及び調書の作成・補正」の成果に基づき記入する。 2　道路区域線の記入は「道路台帳平面図等の電子納品の手引」に定められた色（橙色）で正描する。 3　道路区域幅員は第15節「道路敷地構成図及び調書の作成・補正」の成果に基づき記入する。なお道路敷地調査測量が未実施箇所については、現況幅員を黒色で記入する。	9.7.6 道路区域線の記入	1　原則として、第8節「道路区域線調査測量」及び第15節「道路敷地調査測量」の成果に基づき記入する。 2　道路区域線の記入は赤系色で正描する。	（修正） （修正） （追加）
12.7.7 電子データ（CAD データ等）	1　道路台帳平面図は、「道路台帳平面図等の電子納品の手引」を参照のこと。	9.7.7 写図及び電子データ（CAD データ）	1　道路台帳平面図より、縮尺1/500の写図(第二原図)を作成する。 2　写図(第二原図)は、ポリエステルフィルム300番（両面マット）に黒色で裏焼き作成し、76cm×109 cmに仕上げる。 ※原図が電子データ（CAD化）の場合は、写図は不用とする。 3　道路台帳平面図は、CADデータ（SXF-P21）で作成し、PDFも作成する。 4　CD-R等1枚に１図郭ごとに作成し、道路台帳平面図等の記載事項をレイヤーごとに分けて作成する。	（修正） （削除） （削除） （削除）
		9.7.8 マイクロフィルム	1　道路台帳平面図は、縮率30分の1のマイクロフィルム紙カード（以下「アパーチュアカード」という）を作成する。 2　マイクロフィルム撮影方法及び品質は、ＪＩＳ Ｂ7187-1997「16㎜及び35㎜銀－ゼラチンマイクロフィルム撮影方法」による。 3　アパーチュアカードは、「図面用35㎜マイクロフィルム紙カードの品質」による。 4　アパーチュアカードは黄色系とし、1枚ずつカード全体用のシートカバーに入れる。	（削除）
		9.7.9 縮図	1　道路台帳平面図より縮尺1/1000の縮図を作成する。 2　縮図は、ポリエステルフィルム300番(片面マット・インクジェット対応)Ａ2判とする。	（削除）
		9.7.10 道路台帳索引図への追記	新たに構築された道路については、既成の索引図に線形等を追加記入する。	（削除）
12.7.8 成果の提出	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。	9.7.11 成果の提出	成果の提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。	
			第８節 道路区域線調査測量	
		9.8.1 目的	この作業は、都の管理する道路のうち道路の区域の境界線(以下「道路区域線」という。)に関係する資料を収集し、これに基づいて現地を調査し、道路区域線を道路台帳平面図に記入するものである。	（削除）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
		9.8.2 **作業**	この測量は、次の作業による。 1　関係資料の調査収集 2　現地調査 3　道路区域線の検討及び仮記入図の作成 4　道路区域線仮記入位置の現地確認 5　道路区域線の記入 6　道路区域幅員の記入 7　整理	（削除）
		9.8.3 **関係資料の調査収集**	1　この作業は、道路区域線検討の基礎となるものであり、資料の調査収集は「関係資料一覧表」(参考資料－4)等により行う。 なお、調査範囲は監督員の指示による。 2　道路台帳平面図複写図及び収集した資料に基づき現地調査を行う。 3　調査した資料は、「地図写し連続図」等に資料別の色別凡例（様式見本第3参考）を作成し、番号または符号を付けて、本測量作業中の利用が容易で、保管にも適したファイル等で整理製本を行う	（削除）
		9.8.4 **現地調査**	1　道路幅員及び辺長等の調査 2　境界標の調査 3　収集した資料と現地調査との照査	（削除）
		9.8.5 **道路区域線の検討及び仮記入図の作成**	収集した資料及び現場調査した結果に基づき、道路台帳平面図複写図上に道路区域線を検討し仮記入する。仮記入図(縮尺1/500以上)は、告示線(赤色)、用地実測図線(青色)、境界確定線(橙色)、地図（公図）検討の区域線（黒色）を色別に記載し作成する。	（削除）
		9.8.6 **道路区域線の仮記入位置の現地標示**	仮記入の道路台帳平面図複写図上に基づき、現地に道路区域の境界点を鋲、赤色鉛筆等により標示する。 なお、境界点点の記を作成する。	（削除）
		9.8.7 **道路区域線の記入**	1　道路区域線記入位置の決定は、道路区域決定(変更)及び供用開始の告示、並びに現地確認の結果に基づき道路管理者が行う。 2　道路区域線記入位置が決定したのちに、道路台帳平面図上に正確丁寧に道路区域線の内側(道路側)が境界になるように、赤茶系色で正描する。	（削除）
		9.8.8 **道路区域幅員の記入**	1　道路区域幅員の記入位置は原則として、区域決定(変更)及び供用開始の告示がされた範囲を測定し、道路区域の主な変化点ごとにｍ単位、小数点以下2けたとし、3けた以下切捨てで記入する。 なお、同一平面図で、区域幅員に変化のない場合は、その路線の起点側、終点側2箇所に記入する。	（削除）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
			2　道路が立体区域の場合、道路台帳平面図に、区域決定等の告示に基づき道路区域幅員を道路の上下、左右の必要箇所にm単位、小数点以下2桁とし、3桁以下切捨てで記入する。	
		9.8.9 整理	道路区域線記入完了後、関係する資料を整理する。	（削除）
		9.8.10 成果の提出	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。	（削除）
	第8節　道路台帳平面図の補正		第９節 道路台帳平面図の補正	
12.8.1 目的	道路台帳平面図の補正とは、道路区域の変更(告示)、又は改修工事等に伴い現地の状況が変化し、図形が現況に適合しなくなった箇所について測量を行い平面図を補正することをいう。	9.9.1 目的	道路台帳平面図の補正とは、道路区域の変更(告示) 又は改修工事等に伴い現地の状況が変化し、図形が現況に適合しなくなった箇所について測量を行い平面図を補正することをいう。	
12.8.2 作業	道路台帳平面図の複写図により現地調査を行い、変化している箇所及び沿道区域について、道路台帳平面図の補正を行う。補正方法は、第7節「道路台帳平面図の作成」に準じて行うほか、次の各号により作業を行うものとする。 （１）現地調査及び基準点の点検 （２）基準点測量 （３）現地補足測量 （４）道路台帳平面図の補正 （５）道路台帳縦断面図・同横断面図の補正 （６）都道幅員管理図の作成 （７）法定調書の補正 （８）マーキング図の作成（必要に応じて）	9.9.2 作業	1　道路台帳平面図の複写図により現地調査を行い、変化している箇所及び沿道区域について、道路台帳平面図(原図)の補正を行う。補正方法は、第7節「道路台帳平面図の作成」に準じて行うほか、次の各号により作業を行うものとする。 （１）現地調査及び基準点の点検 （２）基準点測量 （３）現地補足測量 （４）道路台帳平面図の補正 （５）道路縦横断面図の補正 （６）道路台帳平面図マイクロフィルムの作成 （７）道路台帳平面図縮図の作成 （８）道路台帳平面図複写図の作成 （９）都道幅員管理図の作成 (10）法定調書の補正 (11）マーキング図の作成（必要に応じて）	（修正） （修正） （削除） （削除） （削除）
12.8.3 補正の方法	1　補正測量を行う箇所の基準点は、従前の基準点の成果を使用することを原則とする。 ただし、成果が利用できない場合は、監督員の指示に従う。 2　補正の年月を「道路台帳一般図式及び凡例」に定められた位置に記入する。 3　補正測量によって補正される平面図は、道路台帳平面図及び地下埋設物台帳平面図とする。	9.9.3 補正の方法	1　この測量により補正完了した図面を補正原図といい、補正原図となるべき図面(補正しないままの原図）を補正素図という。 2　補正測量を行う箇所の基準点は、従前の基準点の成果を使用することを原則とする。 ただし、成果が利用できない場合は、監督員の指示に従う。 3　補正の年月を原図の左上に記入する。 4　補正測量によって補正される平面図は、道路台帳平面図(原図)及び地下埋設物台帳平面図とする。 5　道路台帳平面図は、CADデータ（SXF-P21）で作成し、PDFも作成する。	（削除） （修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	4　道路台帳平面図は、CAD（SXF-P21）及びPDFデータを作成する。当該図郭の電子データがない場合は、ポリエステルフィルム等の原図をスキャニングしそのデータをCADでトレースして元となる電子データを作成する。電子データの作成は、「道路台帳平面図等の電子納品の手引き」を参照のこと。		当該図郭の電子データがない場合は、ポリエステルフィルム等の原図をスキャニングしそのデータをCADでトレースして元となる電子データ（ラスターデータのベクトル化）を作成する。（ラスターデータのベクトル化）その際、図郭等と道路台帳平面図用タイトル、地下埋設物平面図用タイトル、道路敷地構成図用タイトルもレイヤーを分けて作成する。	
12.8.4 成果の提出	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。	9.9.4 成果の提出	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。	
	第9節　道路台帳調書の作成及び補正		第１０節 道路台帳調書の作成及び補正	
12.9.1 目的	道路台帳調書は、道路を路線別、区市町村別、舗装種別、道路幅員別等に把握するために作成するものである。	9.10.1 目的	この作業は、都の管理する道路の敷地面積、構造物等を区市町村別路線別に整理のうえ、規定の調書を作成及び補正し道路の管理業務及び整備計画に活用するために行うものである。	（修正）
12.9.2 作業	この作業は、次のとおり行う。 1　現地調査及び測量 2　道路の延長面積の測定、計算及び検算 3　求積図及びPDFの作成 4　調書の作成 （１）実延長面積調書(区間別、道路種別)緑色用紙 （２）実延長面積調書集計表(路線別、区市町村別)橙色用紙 （３）歩道幅員別調書 （４）道路現況調査表 （５）道路施設現況台帳 なお、(1)～(3)の各調書はアクセスデータを作成（補正）し、補正済みのアクセスデータ及び修正したもの（A3判カラー）を成果品とする。詳細は「道路台帳作成要領」による。	9.10.2 作業	この作業は、次のとおり行う。 1　現地調査及び測量 2　道路の延長面積の測定、計算及び検算 3　求積原図の作成 4　同上複写図の作成 5　調書の作成 (1)　実延長面積調書(区間別、道路種別)緑色用紙 (2)　実延長面積調書集計表(路線別、区市町村別)橙色用紙 (3)　歩道幅員別調書 (4)　道路現況調査表 (5)　道路施設現況調書	（修正） （削除） （修正） （追加）
12.9.3 求積図	求積図とは、道路台帳平面図より区間ごとに求積測定を行うために作成した図面をいう。	9.10.3 求積原図	求積原図とは、道路台帳平面図より道路面積等の求積測定に必要な地形について、作成したものをいう。	（修正）
12.9.4 求積区間の設定	求積区間の設定は、原則として以下による。 1　行政界及び管理界 2　重用区間 3　交差点(国道と都道、都道と都道の交差) 4　橋りょう、トンネル、踏切 5　道路区域幅員が著しく変化する箇所 6　実延長面積調書で定める車道幅員区分	9.10.4 求積区間の設定	求積区間の設定は、原則として以下による。 1　行政界及び管理界 2　重用区間 3　交差点(国道と都道、都道と都道の交差) 4　橋りょう、トンネル、踏切 5　道路区域幅員が著しく変化する箇所 6　実延長面積調書で定める車道幅員区分	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	7　車道幅員が変化せず、求積区間が数百メートルにも及ぶ場合でも200メートル程度で区間を設定する。		7　車道幅員が変化せず、求積区間が数百メートルにも及ぶ場合でも200メートル程度で区間を設定する。	
12.9.5 **延長面積測定の方法**	道路の延長、幅員、面積、その他の測定は、求積図によって行うものとし、座標法による。 求積図より計算された延長、面積等の値に誤りがあってはならない。再計算を施す等点検を必ず行う。	9.10.5 **延長面積測定の方法**	道路の延長、幅員、面積、その他の測定は、求積原図によって行うものとし、座標法による。 求積原図より計算された延長、面積等の値に誤りがあってはならない。なお、再計算を施す等点検を必ず行う。（例、道路台帳平面図及び原図と重ねるなど点検を必ず行う。）	（修正）
12.9.6 **延長面積測定の順序**	1　測定順序は、次のとおりとする。 （1）区間ごとの道路区域の全体面積の求積 （2）車道、歩道、中央帯、路肩、側溝、法敷、駐車場、材料置場、交通島、緑地帯、等構造別に求積 （3）（2）における各々の面積の合計が（1）において求めた全面積に等しくなるように調整しなくてはならない。 2　求積図は、路線別に「実延長面積調書」に整理し、記載等については、「道路台帳作成要領」による。	9.10.6 **延長面積測定の順序**	1　測定順序は、次のとおりとする。 （1）区間ごとの道路区域の全体面積の求積 （2）車道、歩道、中央帯、路肩、側溝、法敷、駐車場、材料置場、交通島、緑地帯、等構造別に求積 （3）(2)における各々の面積の合計が(1)において求めた全面積に等しくなるように調整しなくてはならない 2　求積原図は、路線別に整理する。 3　求積複写図は、求積原図を複写し、路線別に区分けし、「実延長面積調書」に整理する。 4　前項により整理した実延長面積調書の表紙及び背見出しには路線名、区市町村名の文字を記載するものとし、その記載方法は監督員の指示による。	（修正） （削除） （削除）
12.9.7 **補正**	1　補正は既存の数値をもとに増減を行う。 2　この作業の成果である図面及び調書は路線別に調製し、区市町村別に整理する。なお、同一建設事務所管内において複数の区市町村にまたがる場合は、その路線の集計を行う。 3　現地調査は、道路台帳平面図の複写図により現地との相違について、調査するとともに小規模の変更箇所にあっては測量を行い、図面を補正しなくてはならない。 ただし、補正する箇所については監督員と十分打合せのうえ、その指示による。	9.10.7 **補正**	1　補正は既存の数値をもとに増減を行う。 2　この作業の成果である図面及び調書は路線別に調製し、区市町村別に整理する。なお、同一建設事務所管内において複数の区市町村にまたがる場合は、その路線の集計を行う。 3　現地調査は、道路台帳平面図の複写図により現地との相違について、調査するとともに小規模の変更箇所にあっては測量を行い、図面を補正しなくてはならない。 ただし、補正する箇所については監督員と十分打合せのうえ、その指示による。	
12.9.8 **道路現況調査表及び道路施設現況台帳の作成**	道路現況調査表は、道路現況調査要領(建設局道路管理部)、道路施設現況台帳は、道路施設現況調査提要(国土交通省道路局)に基づき作成する。	9.10.8 **道路現況調査表及び道路施設現況調書の作成**	道路現況調査表は、道路現況調査要領(建設局道路管理部)、道路施設現況調書は、道路施設現況調査提要(国土交通省道路局)に基づき作成する。	（修正）
12.9.9 **成果の提出**	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。	9.10.9 **成果の提出**	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	第10節　地下埋設物台帳平面図の作成		第１１節 地下埋設物台帳平面図の作成	
12.10.1 **目的**	この作業は、道路の主な占用物件を総括的に把握し、地下埋設物に係る事故の防止及び占用関係事務の円滑化を図るために行うものである。	9.11.1 **目的**	この作業は、道路の主な占用物件を総括的に把握し、地下埋設物に係る事故の防止及び占用関係事務の円滑化を図るために行うものである。	
12.10.2 **平面図（現況図）の作成**	１　道路台帳平面図に記載する地形、地物のうち必要な事項を図化し、地下埋設物台帳平面図(現況図）を電子データ（CADデータ等）で作成する。 ２　平面図(現況図）には次の事項を記入する。 （１）区市町村名、町、丁目、字名、道路の区域線、街区番号及び不動産地番 （２）道路の種類及び路線名、都道の整理番号並びに終点方向への矢印は、当該道路に沿って道路区域外に記入する。 （３）橋りょう名 （４）公共建物及び主要施設の名称 （５）道路と相互に効用を兼ねる工作物のうち堤防及び軌道 （６）河川及び水路 （７）他の道路管理者及び他の建設事務所との管理境界線及び管理者名 （８）家屋、生垣、側溝、雨水桝、植樹桝等、ただし、着色しない。	9.11.2 **平面図（現況図）の作成**	１　道路台帳平面図に記載する地形、地物のうち必要な事項を図化し、地下埋設物台帳平面図(現況図）を電子データ（CADデータ）で作成する。 ２　平面図(現況図）には次の事項を記入する。 （１）区市町村名、町、丁目、字名、道路の区域線、街区番号及び不動産地番 （２）道路の種類及び路線名、都道の整理番号並びに終点方向への矢印は、当該道路に沿って道路区域外に記入する。 （３）橋りょう名 （４）公共建物及び主要施設の名称 （５）道路と相互に効用を兼ねる工作物のうち堤防及び軌道 （６）河川及び水路 （７）他の道路管理者及び他の建設事務所との管理境界線及び管理者名 （８）家屋、生垣、側溝、雨水桝、植樹桝等、ただし、着色しない。	（修正）
12.10.3 **記載する占用物件等**	記載する占用物件等の種類、内容及び着色は、「道路台帳平面図等の電子納品の手引」による。	9.11.3 **記載する占用物件等**	記載する占用物件等の例及び着色 （１）水道（青色）……配水管、制水弁室、泥吐室、量水器室、空気弁室、排気(水）弁室等、消火栓等 （２）工業用水（コバルト色）……配水管、制水弁室、泥吐室、量水器室、空気弁室、排気(水）弁室等 （３）下水道（茶色）……下水管、人孔、特殊人孔、光ファイバー等 （４）ガス（緑色）……ガス管、気送室、ガバナー(整圧器室)、バルブボックス、防塵気室、自記圧力計塔、バルブ等 （５）通信（赤色）……ケーブル、人孔、手孔、電柱(立上り柱のみ)、ピラーボックス(変圧器)、電話ボックス、特殊人孔、洞道、光ファイバー等 （６）電力（橙色）……ケーブル、人孔、手孔、電柱・街路灯(立上り柱のみ)、変圧器、配電箱(塔)、特殊人孔、洞道、換気道孔等 （７）警視庁（橙色）……ケーブル、人孔、信号機(立上り柱のみ)、点滅信号灯(立上り柱のみ）等 （８）消防……防火水槽等 （９）道路管理者……街路灯用地下埋ケーブル、排水管、共同溝、キャブ、電線共同溝、自治体管路等 (10）その他（黄色）……地下鉄、歩行者専用地下道、地下駐車場、温水管、油送管等供給管は原則として80㎜未満は記入しない。また、下水の取付管は車道横断管以外記入しない。 ただし、通信ケーブル等の重要な物件はすべて記入する。	（修正）
12.10.4	各占用者から提出されたしゅん功図は実際に埋設された状態の実測図面であ	9.11.4	各占用者から提出されたしゅん功図は実際に埋設された状態の実測図面であ	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
しゅん功図及び管理図等の資料調査・内容検討	って、現地との差異があってはならない。そのためにも、各占用者が備え付けてある管理図を閲覧し、参考にする。なお、残置物件についても入念に調査する。 また、しゅん功図や管理図から本支管又は供給管かを判断をし、さらに管径が内径か外径か判断し、内径であれば管厚を調べ外径を決定する。 なお、現地の露出物等を参考にして、しゅん功図が設計図か出来形図かを判定し、さらに埋設位置等も事前調査する。	しゅん功図及び管理図等の資料調査・内容検討	って、現地との差異があってはならない。そのためにも、各占用者が備え付けてある管理図を閲覧し、参考にする。なお、残置物件についても入念に調査する。 次に、しゅん功図及び管理図の占用物件が地下埋設物台帳平面図に記入できるかどうかを検討する。例えば二社の占用物件が同じ埋設位置になった場合には、平面図に記入することができないため、現地を調査したり占用者に問い合せのうえ、国土交通省公共測量作業規程―地図編集の「編集素図の作成」により、必要最小限の図上の転位は許されるものとして、図化作業に当たる。 また、しゅん功図や管理図から本支管又は供給管かを判断をし、さらに管径が内径か外径か判断し、内径であれば管厚を調べ外径を決定しなければならない。 なお、現地の露出物等を参考にして、しゅん功図が設計図か出来形図かを判定し、さらに埋設位置等も事前調査する。	
12.10.5 占用物件等の記入作業	1　地下埋設物の埋設位置等については、人孔、手孔（ハンドホール）、制水弁等が路面上に現れた占用物件により現地確認をすることを原則とする。 2　占用物件は、それぞれの占用者別に色分けして記入する。 3　OF（埋設位置の距離）は近い方の道路区域線又は道路端の構造物から地下埋設物の中心までをいう。DP（土被り）は地表から地下埋設物の中心の上端までの深さである。埋設年次はAD（西暦４桁）で記入する。 4　旗上げの表示線は、平面図の東西方向の図郭線に平行とし、表示線の上に各占用者の色別で、占用者名、管種の記号、地下埋設物の外径又は形状、埋設位置(OF、DP)、埋設年次を書き入れる。 5　共同溝、電線共同溝、キャブ、地下鉄、歩行者専用地下道、地下駐車場、洞道等については、旗上げによらず、原則として占用物件の中心に形状寸法と当該図面中の最小土被り及びその位置を記入する。なお、共同溝及びキャブについては、当該図面中1箇所の横断面図を記載する。 6　当該道路の線形が図郭線に接している場合は、旗上げが図郭線外に出ても差支えない。図郭線外に書きにくい場合は、余白に別途記載する。 7　横断測量箇所を表示する。 8　地下埋設物の線形、その他が不明のために接続させる目的をもって線形に折線を作ってはならない。また、既に記入してある線に対して着色の濃淡があってはならない。 9　立体交差部の橋りょうに添架物がある場合は、別途、余白に横断面図（縮尺適宜）を記載する。 10　残置物件等の地下埋設物がある場合は、位置を明記し、旗上げにより占用企業者、種類及び形状寸法等を記入する。 また、試験堀箇所については、試験堀箇所に青紫色の二点鎖線で表記し、年度別の整理番号を記載する。 11　調製、または補正の年月を「道路台帳一般図式及び凡例」の定められた位	9.11.5 占用物件等の記入作業	1　地下埋設物の埋設位置等については、人孔、手孔（ハンドホール）、制水弁等が路面上に現れた占用物件により現地確認をすることを原則とする。 2　占用物件は、それぞれの占用者別に色分けして記入する。 3　ＯＦ（埋設位置の距離）は近い方の道路区域線又は境界ブロック等から地下埋設物の中心までをいう。ＤＰ（土被り）は地表から地下埋設物の中心の上端までの深さである。埋設年次はＡＤ（西暦）で下2けたを記入する。 4　旗上げの表示線は、平面図の東西方向の図郭線に平行とし、表示線の上に各占用者の色別で、占用者名、管種の記号、地下埋設物の外径又は形状、埋設位置（ＯＦ、ＤＰ）、埋設年次を書き入れる。 5　共同溝、電線共同溝、キャブ、地下鉄、歩行者専用地下道、地下駐車場、洞道等については、旗上げによらず、原則として占用物件の中心に形状寸法と当該図面中の最小土被り及びその位置を記入する。なお、共同溝及びキャブについては、当該図面中1箇所の横断面図を記載する。 6　当該道路の線形が図郭線に接している場合は、旗上げが図郭線外に出ても差支えない。図郭線外に書きにくい場合は、余白に別途記載する。 7　横断測量箇所を表示する。 8　地下埋設物の線形、その他が不明のために接続させる目的をもって線形に折線を作ってはならない。また、既に記入してある線に対して着色の濃淡があってはならない。 9　立体交差部の橋りょうに添架物がある場合は、別途、余白に横断面図（縮尺適宜）を記載する。 10　残置物件等の地下埋設物がある場合は、位置を明記し、旗上げにより占用企業者、種類及び形状寸法等を記入する。 なお、地下埋設物が輻輳ふくそうし、その位置の記入が困難な場合は、残置物件の範囲を線引（紫色）するとともに年度別の整理番号を記載する。 11　調製、または補正の年月を原図左上に記入すること。	（修正） （修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	置に記入する。			
12.10.6 図面の縮尺及び区画割	12.7.2「図面の縮尺及び区画割」による。	9.11.6 図面の縮尺及び区画割	本章第７節第２項「図面の縮尺及び区画割」による。	（修正）
12.10.7 電子データ（CAD データ等）	電子データの作成は、「道路台帳平面図等の電子納品の手引き」を参照のこと。	9.11.7 図面用紙及び電子データ（CADデータ）		（追加）
			1　地下埋設物台帳平面図に使用する用紙は、ポリエステルフィルム300番以上(片面マット・インクジェット対応）76cm×109cmとする。	（削除）
			2　地下埋設物台帳平面図は、CADデータ（SXF-P21）で作成し、PDFも作成する。	（削除）
			3　CD-R等1枚に１図郭ごとに作成し、地下埋設物台帳平面図等の記載事項をレイヤーごとに分けて作成する。	（削除）
12.10.8 地下埋設物横断測量	1　地下埋設物横断測量は、地表や地下の埋設物の横断的状態を知るために行うもので、地表上はもちろん地下埋設物の種別、管径、条数、土被り等を調査測量する。	9.11.8 地下埋設物横断測量	1　地下埋設物横断測量は、地表や地下の埋設物の横断的状態を知るために行うもので、地表上はもちろん地下埋設物の種別、管径、条数、土被り等を調査測量する。	
			2　横断測量の結果は、縮尺1/100の横断面図にとりまとめるものとする。	（削除）
	2　横断測量の結果は横断面図に取りまとめるものとし、次の事項を記入する。		3　横断面図に次の事項を記入する。	（修正）
	（１）道路台帳平面図番号		（１）道路台帳平面図番号	
	（２）路線名及び都道整理番号		（２）路線名及び都道整理番号	
	（３）沿道測量範囲内の地形･地物		（３）沿道測量範囲内の地形･地物	
	（４）舗装種別		（４）舗装種別	
	（５）測量地先の街区番号及び不動産地番		（５）測量地先の街区番号及び不動産地番	
	（６）調製年月			（追加）
				（追加）
	3　横断面図の縮尺及びその他の仕様は、「道路台帳作成要領」による。		4　横断面図用紙の大きさは、A3判とし、ポリエステルフィルム300番（青色方眼・両面マット）を使用する。	（削除）
		9.11.9 アパーチュアカード	本章第７節第１０項「マイクロフィルム」による。 なお、カードの色は青色系、試験堀しゅん功図のカードは緑色系とする。	（削除）
12.10.9 整理	しゅん功図及び管理図の写しを年度別・占用者別に整理し、関係資料としてまとめる。保管期限は、原則３年とする。	9.11.10 整理	しゅん功図及び管理図の写しを占用者別に整理し、関係資料としてまとめる。	（修正）
12.10.10 成果の提出	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。	9.11.11 成果の提出	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	第11節　地下埋設物台帳調書の作成		第１２節 地下埋設物台帳調書の作成	
12.11.1 **目的**	この作業は、地下埋設物台帳平面図より地下埋設物件を調査し、形状寸法及び延長を確認し、規定の調書を作成するものである。	9.12.1 **目的**	この作業は、地下埋設物台帳平面図より地下埋設物件を調査し、形状寸法及び延長を確認し、規定の調書を作成するものである。	
12.11.2 **調書の作成**	1　調書は、地下埋設物台帳調書総計と地下埋設物台帳調書で構成される。 2　調書に記載する数値は、しゅん功図等から測定する。管路の条数がある場合でも、その条数ののべ延長はとらない。 3　埋設延長はｍ単位とし、小数点以下は四捨五入する。 4　地下埋設物の条数、管径(外径)、延長、露出物、埋設年次、その他を記入する。 5　調書総計で道路延長とは、実延長をいう。	9.12.2 **調書の作成**	1　調書は、地下埋設物台帳調書総計と地下埋設物台帳調書で構成される。 2　調書に記載する数値は、地下埋設物台帳平面図上で測定する。管路の条数がある場合でも、その条数ののべ延長はとらない。 3　埋設延長はｍ単位とし、小数点以下は四捨五入する。 4　地下埋設物の条数、管径(外径)、延長、露出物、埋設年次、その他を記入する。 5　調書総計で道路延長とは、実延長をいう。	（修正）
12.11.3 **整理**	調書は、区市町村別に１冊を作成する。内訳は、占用者毎に調書を作成し、これを台帳平面図ごとの路線別に整理する。整理された地下埋設物台帳調書をもとにして調書総計を作成する。総計は各占用者毎に１枚作成し、内訳は路線別、外径別等に整理する。なお、区市町村別の各占用者別一覧表も作成する。	9.12.3 **整理**	調書は、区市町村別に１冊を作成する。内訳は、占用者毎に調書を作成し、これを台帳平面図ごとの路線別に整理する。整理された地下埋設物台帳調書をもとにして調書総計を作成する。総計は各占用者毎に１枚作成し、内訳は路線別、外径別等に整理する。なお、区市町村別の各占用者別一覧表も作成する。	
12.11.4 **成果の提出**	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。	9.12.4 **成果の提出**	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。	
	第12節　地下埋設物台帳平面図及び調書の補正		第１３節 地下埋設物台帳平面図及び調書の補正	
12.12.1 **目的**	各占用者の提出するしゅん功図等に基づき、現地を調査し、新設、入替、撤去箇所等について地下埋設物台帳平面図及び調書を補正するものである。	9.13.1 **目的**	各占用者の提出するしゅん功図等に基づき、現地を調査し、新設、入替、撤去箇所等について地下埋設物台帳平面図及び調書を補正するものである。	
12.12.2 **しゅん功図の内容検討及び現地調査**	1　各占用者が提出するしゅん功図〔「地下埋設物に係るしゅん功図等の作成要領」(東京都建設局道路管理部)に基づき作成したもの〕と地下埋設物台帳平面図を照合し、埋設物件の関連について内容の検討をする。 2　検討の結果、埋設物の位置や既設物件と新設物件の接合及び既設、新設撤去の関連が不適合と認められた場合は、監督員に申し出たうえで、占用者の管理図の閲覧や、詳細な現場調査により、綿密な検討をし精度を高める。	9.13.2 **しゅん功図の内容検討及び現地調査**	1　各占用者が提出するしゅん功図〔「地下埋設物に係るしゅん功図等の作成要領」(東京都建設局道路管理部)に基づき作成したもの〕と地下埋設物台帳平面図を照合し、埋設物件の関連について内容の検討をする。 2　検討の結果、埋設物の位置や既設物件と新設物件の接合及び既設、新設撤去の関連が不適合と認められた場合は、監督員に申し出たうえで、占用者の管理図の閲覧や、詳細な現場調査により、綿密な検討をし精度を高める。	
12.12.3 **図面の修正作業**	1　新設は、管路等を線引し、旗上げをし、必要事項を記入する。 2　撤去は、既設管及び付属する旗上げを消去する。 3　入替で、形状、外径、種類等が全く変更ないときは図化作業の必要はない。 ただし、埋設位置の変化があり得るので、線引き、旗上げ記載事項等の照合、修正を行う。 4　入替等の場合に、しゅん功図に既設管が実在しているのに台帳に記載され	9.13.3 **図面の修正作業**	1　新設は、管路等を線引し、旗上げをし、必要事項を記入する。 2　撤去は、既設管及び付属する旗上げを消去する。 3　入替で、形状、外径、種類等が全く変更ないときは図化作業の必要はない。 ただし、埋設位置の変化があり得るので、線引き、旗上げ記載事項等の照合、修正を行う。 4　入替等の場合に、しゅん功図に既設管が実在しているのに台帳に記載され	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	ていない場合は、確認できる範囲を図化し、旗上げし、各事項の記載を行う。 5　管径は、すべて外径で表示する。 　しゅん功図と現地が相違する場合は、必要と認められれば、所管部署において占用者に対し、しゅん功図の修正を行わせる。 6　残置物件等の地下埋設物がある場合は、位置を明記し、旗上げにより、占用企業者、種類、形状寸法等を記入する。 　また、試験堀箇所については、試験堀箇所に青紫色の二点連鎖で表記し、年度別の整理番号を記載する。 7　道路台帳平面図の補正に併せて地形地物も補正する。 8　町丁目名に変更があった場合は補正を行う。 9　電子データ（CADデータ）がある場合は、必要事項を補正し作図を行う。その後、完成した図面からPDFファイルも作成する。当該図郭の電子データがない場合は、道路台帳補正測量時と同様の取扱いとし、「道路台帳平面図等の電子納品の手引」に沿って新たに作成する。		ていない場合は、確認できる範囲を図化し、旗上げし、各事項の記載を行う。 5　管径は、すべて外径で表示する。 　しゅん功図と現地が相違する場合は、必要と認められれば、本都において占用者に対し、しゅん功図の修正を行わせる。 6　残置物件等の地下埋設物がある場合は、位置を明記し、旗上げにより、占用企業者、種類、形状寸法等を記入する。 　なお、地下埋設物が輻輳し、その位置の記入が困難な場合は、残置物件の範囲を線引（紫色）するとともに、年度別の整理番号を記載する。 7　電子データ（CADデータ）がある場合は、必要事項を補正し作図を行う。その後、完成した図面からPDFファイルも作成する。その際、紙等に印字した時に正しく出力されるようにする。当該図郭の電子データ（CADデータ）はあるが、地下埋設物台帳平面図の電子データがない場合は、ポリエステルフィルム等の地下埋設物台帳平面図をスキャニングし、CADソフトでトレースを行い、得られた電子データを既存の道路台帳平面図の電子データに合成し、上記と同様に必要な補正を行った後作業を行う。 　当該図郭の電子データがない場合は、道路台帳補正測量時と同様の取扱いとする。	（修正） （修正） （追加） （追加） （修正）
12.12.4 **調書の補正作業**	既に作成してある地下埋設物台帳調書の総計及び各調書の補正を行う。各調書の補正は、該当する欄に赤字で補正数値を添え書きし補正する。また赤字で補正した箇所を新規の用紙に補正後の数値を黒字で書込み、補正数値以外はそのまま転記し、新たに作成した調書に差替える。	9.13.4 **調書の補正作業**	既に作成してある地下埋設物台帳調書の総計及び各調書の補正を行う。各調書の補正は、該当する欄に赤字で補正数値を添え書きし補正する。また赤字で補正した箇所を新規の用紙に補正後の数値を黒字で書込み、補正数値以外はそのまま転記し、新たに作成した調書に差替える。	
12.12.5 **地下埋設物横断面図の補正作業**	地下埋設物台帳平面図を補正した場合は、既存の地下埋設物横断面図も補正する。	9.13.5 **地下埋設物横断面図の補正作業**	地下埋設物台帳平面図を補正した場合は、既存の地下埋設物横断面図も補正する。	
12.12.6 **整理**	しゅん功図及び管理図の写しを占用者別に整理し、関係資料としてまとめる。	9.13.6 **整理**	しゅん功図及び管理図の写しを占用者別に整理し、関係資料としてまとめる。	
12.12.7 **成果の提出**	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。保管期限は、原則３年とする。	9.13.7 **成果の提出**	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。	（修正）
	第13節　試験掘成果による図化作業		第１４節 試験掘成果による図化作業	
12.13.1 **目的**	試験掘で得た成果を保存することにより、地下埋設物の位置を正確に把握し、事故防止に役立てるものである。	9.14.1 **目的**	試験掘で得た成果を保存することにより、地下埋設物の位置を正確に把握し、事故防止に役立てるものである。	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
12.13.2 試験掘の資料	各占用者から試験掘資料の提出を受けた場合は、地下埋設物台帳平面図に必要に応じ試験掘箇所を記入し、提出された資料は年度別の整理番号を付して保存する。 保存期間は、原則３年とする。	9.14.2 試験掘の資料	資料は、各占用者から提出された以下のものである。 1　案内図(位置図)及び同マイクロフィルム 2　平面図及び同マイクロフィルム 3　断面図及び同マイクロフィルム 4　試験掘しゅん功調書 5　道路台帳索引図	(修正)
		9.14.3 図化作業	地下埋設物台帳平面図に試験掘箇所を記入する。	(削除)
		9.14.4 試験掘成果の整理	それぞれの資料には、年度別の整理番号を付ける。	(削除)
		9.14.5 成果の提出	成果品は、道路台帳作成要領による。	(削除)
	第14節　残置物件に係るしゅん工図及び調書の作成			
12.14.1 目的	地下埋設物のうち、占用物件としての機能を有しない残置管類や、占用工事による残地仮設物の正確な位置を把握することにより、事故防止に寄与する。			(追加)
12.14.2 資料作成	資料の作成は、「地下埋設物に係るしゅん功図等の作成要領」（東京都建設局道路管理部）による。地下埋設物台帳平面図への記入は、残置管類は「道路台帳一般図式及び凡例」(p1-5,2-5)によるほか、残地仮設物はその平面形状の概略を記入する。道路管理者工事による残地仮設物等についても、同様に平面図に記入する。			(追加)
	第15節　道路敷地構成図及び調書の作成・補正		第15節 道路敷地調査測量	
12.15.1 目的	この作業は、道路区域線を確認し、区域内の道路敷地の構成を地番別、所有者別に分析し、その実態を的確に把握するため、図面(縮尺1/500)及び調書を作成する。また、現地においては、所定の位置に境界標を設置し、実測による座標値を与え、道路区域を明確にし、道路管理の円滑化をはかることを目的とする。	9.15.1 目的	この作業は、道路区域線を確認し、区域内の道路敷地の構成を地番別、所有者別に分析し、その実態を的確に把握するため、図面(縮尺1/500)及び調書を作成する。また、現地においては、所定の位置に境界標を設置し、実測による座標値を与え、道路区域を明確にし、道路管理の円滑化をはかることを目的とする。	
12.15.2 作業	この作業は、次のとおり行う。 1　関係資料の調査収集 2　現地調査 3　基準点測量及び基準点標識の設置 4　素図作成 5　道路区域の検討	9.15.2 作業	この作業は、次のとおり行う。 1　関係資料の調査収集 2　基準点標識の設置及び基準点測量 3　素図作成 4　道路区域の検討	 (追加) (修正)

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	6　境界点の現地標示 7　道路区域等の確認立会い 8　境界標の設置 9　境界点測量 10　境界点点の記の写真撮影 11　道路敷地構成図及び調書の作成 12　道路台帳平面図の及び調書の補正 13　道路敷地構成図及び調書の補正		5　境界点の現地標示 6　道路区域等の確認立会い 7　境界標の設置 8　境界点測量 9　境界点の写真撮影及び点の記の作成 10　道路敷地構成図及び調書の作成 11　道路台帳平面図及び調書の補正 12　道路敷地構成図及び調書の補正	（修正）
12.15.3 **関係資料の調査収集**	1　この作業は、道路区域を検討するための資料をもれなく調査し、区域内の敷地構成を把握するものであり、「関係資料一覧表」、及び「道路台帳作成要領」等により閲覧、調査、収集する。なお、調査範囲は、監督員の指示による。	9.15.3 **関係資料の調査収集**	1　この作業は、道路区域を検討するための資料をもれなく調査し、区域内の敷地構成を把握するものであり、「関係資料一覧表」(参考資料－4)等により閲覧、調査、収集する。なお、調査範囲は、監督員の指示による。	（修正）
	2　調査した資料は、「公図等転写連続図」等に資料別の色別凡例（様式見本第３参考）を作成し番号または符号を付して、測量作業中の利用が容易で、保管にも適したファイル等で整理製本を行う。		2　調査した資料は、「地図写し連続図」等に資料別の色別凡例（様式見本第３参考）を作成し番号または符号を付して、測量作業中の利用が容易で、保管にも適したファイル等で整理製本を行う。	（修正）
12.15.4 **現地調査**	1　道路幅員及び辺長等の調査 （１）区域決定等の公示（丈量図）について、素図（詳細は12.15.6素図作成を参照）上で検討を行う。 （２）丈量図がない場合は、「道路台帳作成要領」による。 2　境界標の調査 当該道路に設置されている境界標について調査し、土地境界図、道路区域証明等と比較検討のうえ素図に記入する。 3　収集した資料と現地調査との照査 現地踏査は、道路区域を検討した素図及び収集した資料により、現況の道路線との整合性に関し、入念に行う。			（追加）
12.15.5 **基準点測量及び基準点標識の設置**	基準点測量は、第3章「基準点測量」に準じて行い、基準点標識の設置等は、本章第３節によること。	9.15.4 **基準点標識設置及び基準点測量**	基準点標識の設置等は、第3章「基準点測量」に準じて行う。	（修正）
12.15.6 **素図作成**	素図とは、現地測量に基づき作成した平面図（新規に作成した道路台帳平面図）の写しをいう。素図には、道路敷地構成図を調製する時点での最新版として必要な補正を施しておく必要がある。	9.15.5 **素図作成**	素図とは、道路台帳平面図をポリエステルフィルム300番以上に複写した平面図をいう。素図には、道路敷地構成図を調製する時点での最新版として必要な補正を施しておく必要がある。 なお、道路台帳平面図原図の補正が必要な場合は、素図作成前に補正する。	（修正）
12.15.7 **道路区域等の検**	1　この作業は、道路敷地構成図を調製するうえで、基礎的役割をもつ重要なものであり、収集した資料及び道路台帳平面図複写図等に基づき資料と現地	9.15.6 **道路区域の検討**	1　この作業は、道路敷地構成図を調製するうえで、基礎的役割をもつ重要なものであり、収集した資料及び道路台帳平面図複写図等に基づき資料と現地	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
討	との整合性を図り、道路の区域等に関し、次の事項を入念に調査、検討する。 （１）道路を構成する敷地(国有地、公有地、敷地民有地等）及びその地番、筆界、地目、地積等の把握 （２）隣接土地の境界線の把握 （３）道路区域の検討 土地の境界図、区域証明等の資料により、その境界を復元したうえで、境界点、境界と思われる標識や道路の構造物(縁石、側溝その他）等を現地で実測し、各点に実測座標値を与え、幅員、辺長等を算出し、各種資料との再検討を行う。 区域線検討図(縮尺1/500以上)は、用地実測図(丈量図)線、道路告示線、境界確定線の色別の記載により作成する。（道路台帳作成要領及び様式見本第４用地測量検討図参照） 2　道路区域線の位置の決定は、受託者と打合せを綿密にした上で、都担当者が行う。 3　境界標設置予定位置の確認は、現地及び区域検討図上で行う。		との整合性を図り、道路の区域等に関し、次の事項を入念に調査、検討する。 （１）道路を構成する敷地(国有地、公有地、敷地民有地等）及びその地番、筆界、地目、地積等の把握 （２）隣接土地の境界線の把握 （３）道路区域の検討 土地の境界図、区域証明等の資料により、その境界を復元したうえで、境界点、境界と思われる標識や道路の構造物(縁石、側溝その他）等を現地で実測し、各点に実測座標値を与え、幅員、辺長等を算出し、各種資料との再検討を行う。 区域線検討図(縮尺1/500以上)は、用地実測図(丈量図)線、道路告示線、境界確定線の色別の記載(様式見本第４用地測量検討図)により作成する。 2　区域線検討図を基に、道路区域線の位置の決定は、受託者（請負者）の測量した結果の説明を受け道路管理者が行う。 3　境界標設置予定位置の確認は、現地及び区域検討図上で行う。	（修正） （修正）
12.15.8 境界点の現地標示	予定した道路区域線に基づき、現地に仮境界点を赤鉛筆等にて標示する。	9.15.7 境界点の現地標示	予定した道路区域線に基づき、現地に仮境界点を赤鉛筆等にて標示する。	
12.15.9 道路区域等の確認立会い	1　立会依頼書は、東京都建設事務所又は関係機関から発送もしくは受託者が関係人に直接届けることとする。 2　委託者又は受託者は隣接土地所有者と必要に応じて現地立会いを行い、道路区域確認書を受け取る。未分筆地等についても、隣接土地との境界の確認を併せて行う。	9.15.8 道路区域等の確認立会い	1　立会い依頼書は、東京都建設事務所又は関係機関から発送もしくは受託者（請負者）が現地にて手渡しで行う。 2　本都又は受託者（請負者）は隣接土地所有者と必要に応じて現地立会いを行い、道路区域確認書を受け取る。未分筆地等についても、隣接土地との境界の確認を併せて行う。	（修正） （修正）
12.15.10 境界標の設置	1　境界点測量に先立ち、確認された境界点に原則として鉄筋コンクリート境界標杭を設置〔道路構造上不可能な場合(U字溝、桝等）は、道路境界鋲、刻印等を設置〕する。 2　境界標は、直線部分においては原則として40ｍ程度の間隔に設置し、変化点(公道との交会点及び屈曲点)については全箇所に設置する。ただし、所定の位置に設置不可能な場合は監督員の指示による。	9.15.9 境界標の設置	1　境界点測量に先立ち、確認された境界点に原則として鉄筋コンクリート境界標杭を設置〔道路構造上不可能な場合(U字溝、桝等）は、道路境界鋲、刻印等を設置〕する。 2　境界標は、変化点(公道との交会点及び屈曲点)について全箇所に設置する。 ただし、所定の位置に設置不可能な場合は監督員の指示による。	（修正）
12.15.11 境界点測量	1　境界標設置後、境界点の点間距離と道路区域幅員は、㎜単位まで直接測定する。 2　座標計算の結果、点間距離、道路区域幅員等が直接測定値と１㎝以上の差異を生じたときは、再測量を行う。 3　座標値は、ｍ単位、小数点以下３けたとし、４けたを四捨五入する。点間	9.15.10 境界点測量	1　境界標設置後、境界点の点間距離と道路区域幅員は、㎜単位まで直接測定する。 2　座標計算の結果、点間距離、道路区域幅員等が直接測定値と1㎝以上の差異を生じたときは、再測量を行う。 3　座標値は、ｍ単位、小数点以下3けたとし、4けたを四捨五入する。点間距	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	距離はｍ単位、小数点以下４けたとし、４けたを切り捨てる。 4　未分筆の土地(当該道路と道路区域外の民有地等が一筆となっている土地)については、一筆測量を行い、実測座標値により求積する。 5　点の記は、2.3.3「点の記」に準じて作成する。 6　境界点番号は路線別及び測量委託毎に起点から終点に向かって右回りに一連番号を付ける。		離はｍ単位、小数点以下3けたとし、4けたを切り捨てる。 4　未分筆の土地(当該道路と道路区域外の民有地等が一筆となっている土地)については、一筆測量を行い、実測座標値により求積する。 5　点の記は、第２章第２節第３項「点の記」に準じて作成する。 6　境界点番号は路線別及び測量委託毎に起点から終点に向かって右回りに一連番号を付ける。	（修正）
12.15.12 **境界点点の記写真撮影**	1　境界点の出来形写真を全箇所について撮影する。 2　設置埋標施工状況写真は20箇所につき１箇所の割合で撮影する。	9.15.11 **境界点、点の記写真撮影**	1　境界点の出来型写真を全箇所について撮影する。 2　設置埋標施工状況写真は20箇所につき1箇所の割合で撮影する。	
12.15.13 **道路敷地構成図及び調書の作成**	前項の成果をもとに道路敷地構成図及び調書をCAD（SXF-P21）及びPDFデータで作成する。 道路敷地構成図及び調書の作成 （以下は参考例であり、詳細は道路台帳作成要領による） 1　道路区域内の敷地構成 区域内のすべての敷地について、筆界線、地番、無番地の種類（道A、道B、水A）等を記入する。筆界線は、別に定めるものを除き、一点鎖線(黒色)で表示する。 2　沿道の土地 道路と隣接する土地については、筆界の方向線及び地番等を前項1に準じて記入する。 3　道路区域線 確認された道路区域線の内側(道路側）が境界になるように記入する。区域線(橙色)は実線とする。 なお、現地立会いした結果、隣接土地所有者の確認が得られなかった場合でも実線で表示し、経過については、区域線検討図もしくは、立会い記録等に注記しておく。 4　境界標 境界標の位置、境界点番号、境界標の種類の記入 5　道路区域幅員及び点間距離 道路区域幅員の記入位置は、「道路台帳作成要領」による。 点間距離は、すべて区域外に記入し、道路区域幅員及び点間距離は座標計	9.15.12 **道路敷地構成図及び調書の作成**	前項の成果をもとに道路敷地構成図及び調書を電子データ（CADデータ）で作成する。また、電子データ（CADデータ）は、道路台帳平面図の補正の場合に準じて行う。 道路敷地構成図(原図)及び調書の作成 〔① 調書の種類〕 （１）敷地構成所有者別調書 （２）境界標調書 （３）未分筆調書 （４）基準点成果表 1　道路区域内の敷地構成 区域内のすべての敷地について、筆界線、地番、無番地の種類（道A、道B、水A）等を記入する。筆界線は、別に定めるものを除き、一点鎖線(黒色)で表示する。 2　沿道の土地 道路と隣接する土地については、筆界の方向線及び地番等を前項1. に準じて記入する。 3　道路区域線 確認された道路区域線の内側(道路側）が境界になるように正描する。区域線(朱色)は実線とする。なお、道路台帳平面図の道路区域線は、赤茶系色につき注意する。 なお、現地立会いした結果、隣接土地所有者の確認が得られなかった場合でも実線で表示し、経過については、区域線検討図もしくは、立会い記録等に注記しておく。 4　境界標 境界標の位置、境界点番号、境界標の種類の記入 5　道路区域幅員及び点間距離 道路区域幅員の記入位置は、道路区域の主な変化点とする。 なお、同一平面図上で、区域幅員に変化のない場合は、その道路の起点	（修正） （修正） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	算値とし、記入する数値はｍ単位、小数点以下２けたとし、３けた以下切捨てとする。 6　敷地民有地等 （１）分筆済みの敷地の筆界線の表示方法 当該敷民の土地の筆界線は、一点鎖線(赤色)で記入する。 また、筆内に敷民と表示する。 （２）未分筆地の筆界線は、破線、各点は赤色とし、黒色一点鎖線と重複させない。 また、筆内に未分筆地の種類(敷民、国公有地等の場合は、所有者名)を、地番は「○○の内」と表示する。 測定番号は、１から始まる番号とする。ただし、区域の境界点と併用する場合は黒色とし、番号は、区域の境界点の番号とする。 （３）敷地民有地、国公有地等の別を例示のように赤色で記載する。 例）　敷民．○○省．○○市等 7　地番は、黒色で表示する。 8　各図面の敷地構成所有者別調書に路線の認定、区域決定（区域変更）、供用開始の年月日と告示番号を記入する。 9　道路敷地構成図の調製、または補正の年月を「道路台帳一般図式及び凡例」に定められた位置に記入する。 10　調書の作成 上記の図化作業終了後、余白となる部分に下記の各種調書の内、必要な調書を記入する。調書が余白に収まらない場合は、新たなレイヤーに記入する。書式や記載例については、「道路台帳一般図式及び凡例」による。 ただし、当該路線の敷地調査測量が完了する時は、総合計の欄を設け、調査済みの面積の総集計を行う。 〔① 調書の種類〕 （１）　敷地構成所有者別調書 （２）　境界標調書 （３）　未分筆調書 （４）　基準点成果表		側、終点側2箇所に記入する。 点間距離は、すべて区域外に記入し、道路区域幅員及び点間距離は座標計算値とし、記入する数値はｍ単位、小数点以下2けたとし、3けた以下切捨てとする。 6　敷地民有地等 （１）分筆済みの敷地の筆界線の表示方法 当該敷民の土地の筆界線は、一点鎖線(赤色)で記入する。 また、筆内に敷民と表示する。 （２）未分筆地の筆界線は、破線、各点は赤色とし、黒色一点鎖線と重複させない。 また、筆内に未分筆地の種類(敷民、国公有地等の場合は、所有者名)を、地番は「○○の内」と表示する。 測定番号は、1から始まる番号とする。ただし、区域の境界点と併用する場合は黒色とし、番号は、区域の境界点の番号とする。 （３）　敷地民有地、国公有地等の別を例示のように赤色で記載する。 例）　敷民．○○省．○○市等 7　地番は、黒色で表示する。 8　各図面の敷地構成所有者別調書に路線の認定、区域決定（区域変更）、供用開始の年月日と告示番号を記入する。 9　道路敷地構成図の調製、または補正の年月を原図左上に記入する。 10　調書の作成 上記の図化作業終了後、下記の各種調書の内、必要な調書を同一素図に記入する。なお、調書記入の余白がない場合、他の路線を消去することが原則であるが、やむを得ない場合には、同一メッシュの素図(路線を消去)を作成し調書を記入する。 ただし、当該路線の敷地調査測量が完了する時は、総合計の欄を設け、調査済みの面積の総集計を行う。 〔① 調書の種類〕 （１）敷地構成所有者別調書 （２）境界標調書 （３）未分筆調書 （４）基準点成果表	（修正） （修正）
12.15.14 **道路台帳平面図の補正**	この作業は、敷地構成図を作成する場合、道路台帳平面図も作成・補正を行う。 補正の事項は次のとおりである。 1　道路区域線の補正又は新規記入 「道路台帳平面図等の電子納品の手引」に定められた色（橙色）で記入する。	**9.15.13** **道路台帳平面図の補正**	補正の事項は次のとおりである。 1　道路区域線の補正又は新規記入	（追加） （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	2　道路区域幅員、境界標の位置及び番号の記入 記入位置は「道路台帳作成要領」による。 道路が立体区域の場合、道路台帳平面図に、区域決定等の告示に基づき道路区域幅員を道路の上下、左右の必要箇所にｍ単位、小数点以下２けたとし、３けた以下切捨てで記入する。 3　敷地民有地の記入		2　道路区域幅員、境界標の位置及び番号の記入 3　敷地民有地の記入	（修正）
		9.15.14 **アパーチュアカード**	本章第７節第８項「マイクロフィルム」による。 なお、カードの色は桃色系とする。	（削除）
		9.15.15 **縮図**	本章第７節第９項「縮図」による。	（削除）
12.15.15 **整理**	整理簿は、年度、件名、路線名を背見出しとし、この調査により収集した資料及び成果品を一括整理する。	9.15.16 **整理**	整理簿は、年度、件名、路線名を背見出しとし、この調査により収集した資料及び成果品を一括整理する。	
12.15.16 **成果の提出**	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。	9.15.17 **成果の提出**	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。	
12.15.17 **道路敷地構成図及び調書の補正に伴う成果の提出**	平面図及び調書等の内容については、「道路台帳一般図式及び凡例」による。提出すべき成果品は、「道路台帳作成要領」による。	9.15.18 **道路敷地構成図及び調書の補正**	大規模な補正については、前項の作業により行うこととし、地番、土地所有者名等の記載事項の修正程度のものは、既存の図面により行って差支えない。 ※ 成果品の提出 平面図及び調書等の内容については、「道路台帳一般図式及び凡例」による。提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	第13章　管理境界標杭設置 **第1節　　一般事項**		**第10章 管理境界標杭設置** 第１節 一般事項	
13.1.1 **目的**	管理境界標杭設置は、局が管理する事業用地の境界標杭について、既存の木杭等に変えて、鉄筋コンクリート境界標杭等の標識を設置することを目的とする。	10.1.1 **目的**	管理境界標杭設置は、局が管理する事業用地の境界標杭について、既存の木杭等に変えて、鉄筋コンクリート境界標杭等の標識を設置することを目的とする。	
	第2節　　測量作業		第２節 測量作業	
13.2.1 **資料調査**	東京都が貸与する下記の資料の調査、点検を行うものとする。 1　用地実測図(丈量図)写 2　公共用地境界総括図 3　境界点座標計算書及び面積計算書 4　境界点点の記 5　基準点計算書 6　その他必要図書	10.2.1 **資料調査**	東京都が貸与する下記の資料の調査、点検を行うものとする。 1　用地実測図(丈量図)写 2　公共用地境界総括図 3　境界点座標計算書及び面積計算書 4　境界点点の記 5　基準点計算書 6　その他必要図書	
13.2.2 **境界点と基準点の点検**	既存の境界点及び境界標識設置に用いる基準点等の変位について点検するものとする。	10.2.2 **境界点と基準点の点検**	既存の境界点及び境界標識設置に用いる基準点等の変位について点検するものとする。	
13.2.3 **測設計算**	1　測設に用いる基準点等と、境界点との座標値から当該2点間の距離と方向角を求めるものとする。 2　計算の単位は次のとおりとする。 （1）距離は、m単位、小数点以下3けたまで表示する。 （2）方向角は、秒単位まで表示する。	10.2.3 **測設計算**	1　測設に用いる基準点等と、境界点との座標値から当該2点間の距離と方向角を求めるものとする。 2　計算の単位は次のとおりとする。 （1）距離は、m単位、小数点以下3けたまで表示する。 （2）方向角は、秒単位まで表示する。	
13.2.4 **現地標示**	1　現地の測設は、原則として放射法によるものとする。 2　境界点は、それぞれの点間距離を測定して、規定の距離と比較点検し、較差は、1/3000以内とする。	10.2.4 **現地標示**	1　現地の測設は、原則として放射法によるものとする。 2　境界点は、それぞれの点間距離を測定して、規定の距離と比較点検し、較差は、1/3000以内とする。	
13.2.5 **立会い**	1　監督員の指示に従い、本都所有の用地実測図(丈量図)、用地平面図（現況重ね図）、境界点点の記、立会確認書(私有境界他)、境界確認資料(公共用地境界)等を準備し、立会いに備えるものとする。 2　境界点の確認の為の立会い依頼は、私有地、公共用地ともに、本都において関係人に発送する。 3　境界標識設置位置立会いの期日に、関係人とともに立会いを行い、それぞれの位置を確認するものとする。 4　確認後直ちに、その場で関係人に管理境界標杭設置立会確認書(様式第21等)へ署名、捺印を求めることとするが、この作業は、本都において行う。	10.2.5 **立会い**	1　督員の指示に従い、本都所有の用地実測図(丈量図)、用地平面図（現況重ね図）、境界点点の記、立会確認書(私有境界他)、境界確認資料(公共用地境界)等を準備し、立会いに備えるものとする。 2　界点の確認の為の立会い依頼は、私有地、公共用地ともに、本都において関係人に発送する。 3　界標識設置位置立会いの期日に、関係人とともに立会いを行い、それぞれの位置を確認するものとする。 4　認後直ちに、その場で関係人に管理境界標杭設置立会確認書(様式第33等)へ署名、捺印を求めることとするが、この作業は、本都において行う。	（修正） （修正） （修正） （修正）
13.2.6	1　境界点の位置には、所定の標識を設置するものとする。また矢印標識の場	10.2.6	1　界点の位置には、所定の標識を設置するものとする。また矢印標識の場	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
標識の設置	合、矢印方向（向き）については、監督員と協議をする。 2　標識設置にあたっては、コンクリート根固を行うものとする。 3　標識設置後、必要な点検を行うものとする。 4　標識設置後、「境界点点の記」(様式第4)を作成する。なお、目印となる背景を入れて、標識の地上写真を撮影するものとする。 5　測設図は、用地平面図（現況重ね図）等をもとに作成し、方位・町・丁目・地番及び標識の種別を記入するものとする。	標識の設置	合、矢印方向（向き）については、監督員と協議をすること。 2　識設置にあたっては、コンクリート根固を行うものとする。 3　識設置後、必要な点検を行うものとする。 4　識設置後、「境界点点の記」(様式第4)を作成すること。なお、目印となる背景を入れて、標識の地上写真を撮影するものとする。 5　設図は、用地平面図（現況重ね図）等をもとに作成し、方位・町・丁目・地番及び標識の種別を記入するものとする。	（修正） （修正） （修正） （修正）
	第3節　成果		第３節 成果	
13.3.1 成果の提出	提出すべき品は、次のとおりとする。 1　測設計算書（原本及び写し） 2　測設図 3　複写図 4　「境界点点の記」(様式第4) 5　データファイル	10.3.1 成果の提出	提出すべき品は、次のとおりとする。 1　測設計算書（原本及び写し） 2　測設図（ポリエステルフィルム300番 ） 3　複写図 4　「境界点点の記」(様式第4) 5　データファイル	 （修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th><th></th></tr>
<tr><td></td><td>第14章　事業施行に伴う公示用図書の作成
第1節　　一般事項</td><td></td><td>第11章 事業施行に伴う公示用図書の作成
第１節 一般事項</td><td></td></tr>
<tr><td>14.1.1
目的</td><td>事業施行に伴う区域決定及び区域変更並びに供用開始に必要な図面、資料を作成することを目的とする。</td><td>11.1.1
目的</td><td>事業施行に伴う区域決定及び区域変更並びに供用開始に必要な図面、資料を作成することを目的とする。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第2節　　作業内容</td><td></td><td>第２節 作業内容</td><td></td></tr>
<tr><td>14.2.1
作業内容</td><td>1　公示用図書の作成の作業は、東京都が貸与する既成用地実測図(丈量図)、現況重ね図等の資料及び境界点座標に基づいて行う。
2　作業内容は次のとおりとする。
（１）位置図(案内図)作成
（２）用地実測図（丈量図）への着色等の作業及び用地実測図写図（出力図）作成の作業
（３）土地調書の作成
（４）用地平面図出力図への着色等の作業
（５）地図（公図）等転写連続図への着色作業及び法務局出張所等（登記所）の調査作業
（６）公示用略図の作成
（７）データファイルの作成</td><td>11.2.1
作業内容</td><td>1　公示用図書の作成の作業は、既成用地実測図(丈量図)、現況重ね図等の資料及び境界点座標に基づいて行うこと。
2　作業内容は次のとおりとする。
（１）位置図(案内図)作成
（２）用地実測図（丈量図）陽画焼への着色等の作業及び用地実測図写図（出力図）作成の作業
（３）土地調書の作成
（４）用地平面図出力図への着色等の作業
（５）公図等転写連続図陽画焼への着色作業及び法務局出張所の調査作業
（６）公示用略図の作成
（７）データファイルの作成</td><td>（修正）

（修正）</td></tr>
<tr><td></td><td>第3節　　区域決定・区域変更</td><td></td><td>第３節 区域決定・区域変更</td><td></td></tr>
<tr><td>14.3.1
位置図（案内図）</td><td>東京都が提供した管内図に、都道となるべき部分(編入区域)を赤色、路線の一部を廃止する場合はその部分(廃止区域)を黄色で表示し、色別凡例を記入する。</td><td>11.3.1
位置図（案内図）</td><td>提供された管内図に、都道となるべき部分を赤色、路線の一部を廃止する場合はその部分を黄色で表示し、色別凡例を記入すること。</td><td>（修正）</td></tr>
<tr><td>14.3.2
用地実測図（丈量図）</td><td>東京都が貸与した用地実測図(丈量図)を出力し、次の作業を行う。
1　都道となるべき部分(編入区域)を赤枠、赤着色、廃止すべき部分(廃止区域)を黄枠、黄着色で表示する。
2　道路区域線を赤色線で表示する。
3　道路区域幅員(座標計算値)の主なる変化点及び隅切り部分等に赤矢印を記入し、赤色でｍ単位、小数点以下２けた(３けた以下原則切捨て)まで表示する。
4　道路中心線とその延長をｍ単位、小数点以下２けた(３けた以下原則切捨て)まで赤色で表示する。
5　他の公共施設の範囲、管理者ごとに色分け表示する。
6　色別凡例等を記入する。
<table><tr><td>区分</td><td>赤道・区市町村道</td><td>水路</td><td>畦畔</td><td>その他</td></tr><tr><td>色</td><td>茶</td><td>水色</td><td>黄緑</td><td>適宜</td></tr></table>7　立体的区域とそれ以外が混在する場合は、立体的区域部分にハッチ（参考資料１１参考例３参照）をかける。</td><td>11.3.2
用地実測図（丈量図）</td><td>貸与の用地実測図(丈量図)を出力し、次の作業を行うこと。
1　都道となるべき部分を赤枠、赤着色、廃止すべき部分を黄枠、黄着色で表示する。
2　道路区域線を赤色線で表示する。
3　道路区域幅員(座標計算値)の主なる変化点及び隅切り部分等に赤矢印を記入し、赤色でｍ単位、小数点以下2けた(3けた以下原則切捨)まで表示する。
4　道路中心線とその延長をｍ単位、小数点以下2けた(3けた以下原則切捨て)まで赤色で表示する。
5　他の公共施設の範囲、管理者ごとに色分けする。
6　色別凡例等を記入すること。
<table><tr><td>区分</td><td>赤道・区市町村道</td><td>水路</td><td>畦畔</td><td>その他</td></tr><tr><td>色</td><td>茶</td><td>水色</td><td>黄緑</td><td>適宜</td></tr></table>7　立体的区域とそれ以外が混在する場合は、立体的区域部分にハッチ（参考資料１１参考例５参照）をかけること。</td><td>（修正）
（修正）

（修正）
（修正）

（修正）</td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th><th></th></tr>
<tr><td>14.3.3
編入土地調書
（土地調書）</td><td>用地実測図(丈量図)の成果に基づき次の作業を行う。
1　編入土地調書(土地調書・様式第18)、編入土地面積計算書(土地計算書・様式第19または座標面積計算書・様式見本第７）を作成する。
2　都道となるべき部分(編入区域)について筆毎に作成する。
3　他の公共施設については、管理者毎に作成する。
4　立体区域とそれ以外を区別する。</td><td>11.3.3
編入土地調書
（土地調書）</td><td>用地実測図(丈量図)の成果に基づき次の作業を行うこと。
1　編入土地調書(土地調書・様式第24)、編入土地面積計算書(土地計算書・様式第25)を作成する。
2　都道となるべき部分について筆毎に作成する。
3　他の公共施設については、管理者毎に作成する。
4　立体区域とそれ以外を区別すること。</td><td>(修正)
(修正)
(修正)
(修正)</td></tr>
<tr><td>14.3.4
用地平面図（現況重ね図）</td><td>東京都が貸与した用地平面図(現況重ね図)を出力し、次の作業を行う。
1　都道となるべき部分(編入区域)を赤枠、赤着色、廃止すべき部分(廃止区域)を黄枠、黄着色で表示する。
2　道路区域線を赤色線で表示する。
3　道路区域幅員(座標値計算)の主なる変化点及び隅切り部分等に赤矢印を記入し、赤色でｍ単位、小数点以下2けた(3けた以下原則切捨て)まで表示する。なお、用地平面図実測図(丈量図)と同一箇所に記入する。
4　道路中心線とその延長をｍ単位、小数点以下2けた(3けた以下原則切捨て)まで赤色で表示する。
5　色別凡例等を記入する。
<table><tr><td>区分</td><td>赤道・区市町村道</td><td>水路</td><td>畦畔</td><td>その他</td></tr><tr><td>色</td><td>茶</td><td>水色</td><td>黄緑</td><td>適宜</td></tr></table>6　立体的区域とそれ以外が混在する場合は、立体的区域部分にハッチ（参考資料１１参考例３参照）をかける。</td><td>11.3.4
用地平面図（現況重ね図）</td><td>貸与の用地平面図(現況重ね図)を出力し、次の作業を行うこと。
1　都道となるべき部分を赤枠、赤着色、廃止すべき部分を黄枠、黄着色で表示する。
2　道路区域線を赤色線で表示する。
3　道路区域幅員(座標値計算)の主なる変化点及び隅切り部分等に赤矢印を記入し、赤色でｍ単位、小数点以下2けた(3けた以下原則切捨て)まで表示する。なお、用地平面図実測図(丈量図)と同一箇所に記入すること。
4　道路中心線とその延長をｍ単位、小数点以下2けた(3けた以下原則切捨て)まで赤色で表示する。
5　色別凡例等を記入すること。
<table><tr><td>区分</td><td>赤道・区市町村道</td><td>水路</td><td>畦畔</td><td>その他</td></tr><tr><td>色</td><td>茶</td><td>水色</td><td>黄緑</td><td>適宜</td></tr></table>6　立体的区域とそれ以外が混在する場合は、立体的区域部分にハッチ（参考資料１１参考例５参照）をかけること。</td><td>(修正)
(修正)
(修正)
(修正)
(修正)
(修正)</td></tr>
<tr><td>14.3.5
公図等転写連続図（地図写）</td><td>東京都が貸与した地図（公図）等転写連続図(地図等写)を出力し、次の作業を行う。
1　都道となるべき部分(編入区域)を赤枠、赤着色、廃止すべき部分(廃止区域)を黄枠、黄着色で表示する。
2　道路区域線を赤色線で表示する。
3　色別凡例等を記入する。
<table><tr><td>区分</td><td>赤道・区市町村道</td><td>水路</td><td>畦畔</td><td>その他</td></tr><tr><td>色</td><td>茶</td><td>水色</td><td>黄緑</td><td>適宜</td></tr></table>4　立体的区域とそれ以外が混在する場合は、立体的区域部分にハッチ（参考資料１１参考例３参照）をかける。</td><td>11.3.5
公図等転写連続図（地図写）</td><td>貸与の公図等転写連続図(地図写)を出力し、次の作業を行うこと。
1　都道となるべき部分を赤枠、赤着色、廃止すべき部分を黄枠、黄着色で表示する。
2　道路区域線を赤色線で表示する。
3　色別凡例等を記入すること。
<table><tr><td>区分</td><td>赤道・区市町村道</td><td>水路</td><td>畦畔</td><td>その他</td></tr><tr><td>色</td><td>茶</td><td>水色</td><td>黄緑</td><td>適宜</td></tr></table>4　立体的区域とそれ以外が混在する場合は、立体的区域部分にハッチ（参考資料１１参考例５参照）をかけること。</td><td>(修正)
(修正)
(修正)
(修正)
(修正)
(修正)</td></tr>
<tr><td>14.3.6
公示用略図</td><td>参考資料－11「公示用略図の作成要領」（建設局道路管理部）による。</td><td>11.3.6
公示用略図</td><td>参考資料－11「公示用略図の作成要領」（建設局道路管理部）を参照すること。</td><td>(修正)</td></tr>
<tr><td>14.3.7</td><td>区域決定(区域変更)調書（様式第22）を作成する。</td><td>11.3.7</td><td>区域決定(区域変更)調書（様式第34）を作成すること。</td><td>(修正)</td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
区域決定（区域変更）調書		区域決定（区域変更）調書		
14.3.8 立体的区域部分の縦横断面図	都道となるべき立体的区域部分(編入立体的区域)を赤枠・赤着色で、廃止すべき立体的区域部分(廃止立体的区域)を黄枠・黄着色で表示し、立体的区域の範囲をT.P.（東京平均海面）及びA.P.（霊岸島量水標零位）を併記し記入する。なお、原則として道路構造物を図中に示し、凡例を記入する。横断面図は、最小、最大箇所及び代表的な箇所とする。	11.3.8 立体的区域部分の縦横	都道となるべき立体的区域部分を赤枠・赤着色で、廃止すべき立体的区域部分を黄枠・黄着色で表示し、立体的区域の範囲をTP（東京平均海面）及びAP（霊岸島量水標零位）を併記し記入すること。なお、原則として道路構造物を図中に示し、凡例を記入すること。横断面図は、最小、最大箇所及び代表的な箇所とする。	（修正）
	第4節　供用開始		第４節 供用開始	
14.4.1 位置図（案内図）	東京都が提供した管内図に、供用開始する部分を赤色で表示する。	11.4.1 位置図（案内図）	提供された管内図に、供用開始する部分を赤色で表示する。	（修正）
14.4.2 用地平面実測図（丈量図）	東京都が貸与した用地実測図(丈量図)に基づき次の作業を行う。 1　用地実測図(丈量図)より写図を作成し、写図の旧土地所有者名、旧地番を( )で囲み、法務局出張所等（登記所）調査の権原取得後の土地所有者名、新地番及び都道隣接地番を黒色で記入する。 2　出力図に供用開始部分を赤枠、赤着色で表示する。 3　出力図に道路区域線を赤色線で表示する。 4　作成した写図(出力図)に道路区域幅員(座標計算値でｍ単位、小数点以下２けた〔３けた以下原則切捨て〕)の主なる変化点及び隅切り部分等に区域変更告示等資料を照査のうえ、赤矢印を記入し出力図に赤色で表示する。 5　写図（出力図)に道路中心線の延長をｍ単位、小数点以下2けた(3けた以下原則切捨て)まで黒色で記入し、出力図に赤色で表示する。 6　写図に他の公共施設の範囲、管理者名を黒色にて記入し、出力図に色別で記入する。 7　写図に補正年月日、色別凡例等必要事項を記入する。	11.4.2 用地平面実測図（丈量図）	貸与の用地実測図原図(丈量図原図)に基づき次の作業を行うこと。 1　用地実測図原図(丈量図原図)より写図(第二原図ポリエステルフィルム300番裏焼)を作成し、写図の旧土地所有者名、旧地番を( )で囲み、登記所調査の権原取得後の土地所有者名、新地番及び都道隣接地番を黒墨にて記入すること。 2　出力図に供用開始部分を赤枠、赤着色で表示する。 3　出力図に道路区域線を赤色線で表示する。 4　作成した写図(出力図)に道路区域幅員(座標計算値でｍ単位、小数点以下2けた〔3けた以下原則切捨て〕)の主なる変化点及び隅切り部分等に区域変更告示等資料を照査のうえ、黒色にて矢印を記入し陽画焼に赤色で表示する。 5　写図（出力図)に道路中心線の延長をｍ単位、小数点以下2けた(3けた以下原則切捨て)まで黒色で記入し、出力図に赤色で表示する。 6　写図に他の公共施設の範囲、管理者名を黒色にて記入し、出力図に色別で記入する。 7　写図に補正年月日、色別凡例等必要事項を記入すること。	（修正） （修正） （修正） （修正）
14.4.3 供用開始土地調書	1　権原取得後の供用開始土地調書(土地調書・様式第18)、供用開始土地面積計算書(土地計算書・様式第19または座標面積計算書・様式見本第７)を作成する。 ただし、数値三斜法で面積を算出し、従前の土地計算書（参考）により区域決定・区域変更をしている場合には、面積の整合を図ること。 2　法務局出張所(登記所)の土地登記簿を調査し、権原取得後の土地所有者名を確認し筆毎に作成する。 3　他の公共施設について管理者毎に作成する。	11.4.3 供用開始土地調書	1　権原取得後の供用開始土地調書(土地調書・様式第24)、供用開始土地面積計算書(土地計算書・様式第25)を作成する。 2　法務局出張所(登記所)の土地登記簿を調査し、権原取得後の土地所有者名を確認し筆毎に作成する。 3　他の公共施設について管理者毎に作成する。	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th><th></th></tr>
<tr><td>14.4.4
用地平面図</td><td>東京都が貸与した工事しゅん功図等を出力し、次の作業を行う。
1　供用開始部分を赤枠、赤着色で表示する。
2　道路区域線を赤色線で表示する。
3　道路区域幅員(座標値計算)の主なる変化点及び隅切り部分等に赤矢印を記入し、赤色でm単位、小数点以下2けた(3けた以下原則切捨て)まで表示する。なお、用地平面実測図写図(出力図)と同一箇所に記入する。
4　色別凡例等を記入する。
<table><tr><td>区分</td><td>赤道・区市町村道</td><td>水路</td><td>畦畔</td><td>その他</td></tr><tr><td>色</td><td>茶</td><td>水色</td><td>黄緑</td><td>適宜</td></tr></table></td><td>11.4.4
用地平面図</td><td>貸与の工事しゅん功図等を出力し、次の作業を行うこと。
1　供用開始部分を赤枠、赤着色で表示する。
2　道路区域線を赤色線で表示する。
3　道路区域幅員(座標値計算)の主なる変化点及び隅切り部分等に赤矢印を記入し、赤色でm単位、小数点以下2けた(3けた以下原則切捨て)まで表示する。なお、用地平面実測図写図(出力図)と同一箇所に記入すること。
4　色別凡例等を記入すること。
<table><tr><td>区分</td><td>赤道・区市町村道</td><td>水路</td><td>畦畔</td><td>その他</td></tr><tr><td>色</td><td>茶</td><td>水色</td><td>黄緑</td><td>適宜</td></tr></table></td><td>（修正）

（修正）

（修正）</td></tr>
<tr><td>14.4.5
地図(公図)等転写連続図</td><td>1　東京都が貸与した地図等写を基に法務局出張所等(登記所)の土地登記簿、公図(地図)等により権原取得後の土地所有者、地番、地目、筆界線を調査(外業)し、地図(公図)等転写連続図(地図等写)には町名、地番、地目、筆界線、地積及び土地所有者名を記入し作成する。なお、都道区域外についても同様に2筆程度写図し、調査年月日、法務局出張所名等を原図に記入する。
2　出力図に供用開始部分を赤枠、赤着色で表示する。
3　道路区域線を赤色線で表示する。
4　色別凡例等を記入する。
<table><tr><td>区分</td><td>赤道・区市町村道</td><td>水路</td><td>畦畔</td><td>その他</td></tr><tr><td>色</td><td>茶</td><td>水色</td><td>黄緑</td><td>適宜</td></tr></table></td><td>11.4.5
公図等転写連続図（地図）</td><td>1　貸与の地図写を基に法務局出張所(登記所)の土地登記簿、公図(地図)等により権原取得後の土地所有者、地番、地目、筆界線を調査(外業)し、公図等転写連続図(地図写)には町名、地番、地目、筆界線、地積及び土地所有者名を記入し作成すること。なお、都道区域外についても同様に2筆程度写図し、調査年月日、法務局出張所名等を原図に記入すること。
2　出力図に供用開始部分を赤枠、赤着色で表示する。
3　道路区域線を赤色線で表示する。
4　色別凡例等を記入すること。
<table><tr><td>区分</td><td>赤道・区市町村道</td><td>水路</td><td>畦畔</td><td>その他</td></tr><tr><td>色</td><td>茶</td><td>水色</td><td>黄緑</td><td>適宜</td></tr></table></td><td>（修正）

（修正）

（修正）</td></tr>
<tr><td>14.4.6
公示用略図</td><td>参考資料－11「公示用略図の作成要領」（建設局道路管理部）による。</td><td>11.4.6
公示用略図</td><td>参考資料－11「公示用略図の作成要領」（建設局道路管理部）を参照すること。</td><td></td></tr>
<tr><td>14.4.7
しゅん功道路引継調書</td><td>貸与された同調書の記載事項のとおり、しゅん功道路引継調書（様式見本第5）に清書する。</td><td>11.4.7
しゅん功道路引継調書</td><td>貸与された同調書の記載事項のとおり、しゅん功道路引継調書（様式見本第7）に清書すること。</td><td>（修正）</td></tr>
<tr><td>14.4.8
地目変更調書</td><td>供用開始する区間内の土地で、地目が公衆用道路になっていないものについて地目変更調書（様式見本第６）を作成する。</td><td>11.4.8
地目変更調書</td><td>供用開始する区間内の土地で、地目が公衆用道路になっていないものについて地目変更調書（様式見本第10）を作成すること。</td><td>（修正）</td></tr>
<tr><td></td><td>第5節　　成果</td><td></td><td>第５節 成果</td><td></td></tr>
<tr><td>14.5.1
成果の提出（区域決定・区域変更）</td><td>区域決定・区域変更の提出すべき成果品は次のとおりとする。
1　位置図(案内図) 縮尺1/30,000以上
2　用地実測図（丈量図）出力図 縮尺1/250
3　編入土地調書(土地調書・様式第18) 原本及び写し
4　編入土地面積計算書(土地計算書・様式第19または座標面積計算書・様式見本第７）原本及び写し</td><td>11.5.1
成果の提出（区域決定・区域変更）</td><td>区域決定・区域変更の提出すべき成果品は次のとおりとする。
1　位置図(案内図) 縮尺1/30,000程度
2　用地実測図出力図（丈量図出力図） 縮尺1/250以上
3　編入土地調書(土地調書・様式第24) 原本及び写し
4　編入土地面積計算書(土地計算書・様式第25)原本及び写し</td><td>
（修正）
（修正）
（修正）
（修正）</td></tr>
</table>

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	5　用地平面図(現況重ね図) 出力図 縮尺1/250 6　地図(公図)等写出力図 縮尺1/600または1/500 7　公示用略図 A4判 8　区域決定(区域変更)調書(様式第22) 9　データファイル作成		5　現況平面図(現況重ね図) 出力図 縮尺1/250以上 6　地図写出力図 縮尺1/600または1/500 7　公示用略図 ポリエステルフィルム300番（両面マット）A4判 8　区域決定(区域変更)調書(様式第34) 9　データーファイル作成	(修正) (修正) (修正) (修正) (修正)
14.5.2 **成果の提出（供用開始）**	供用開始の提出すべき成果品は次のとおりとする。 1　位置図(案内図) 縮尺1/30,000以上 2　用地平面実測図出力図 縮尺1/250 3　供用開始土地調書(土地調書・様式第18) 原本及び写し 4　供用開始土地面積計算書(土地計算書・様式第19または座標面積計算書・様式見本第７）原本及び写し 5　工事平面図（完成型の平面図）出力図 縮尺1/250 6　地図(公図)等転写連続図（地図等写）出力図 縮尺1/600又は1/500 7　公示用略図 A4判 8　竣功道路引継調書 A3判 （様式見本第５） 9　地目変更調書 A4判 10　データファイル作成	11.5.2 **成果の提出（供用開始）**		(追加)

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	第15章　道路位置指定 **第1節　一般事項**		**第12章 道路位置指定** 第１節　一般事項	
15.1.1 **目的**	臨港道路等に接する敷地所有者が建物の新築及び改築を行う場合、建築基準法の確認を必要とし、同法第４２条の道路に接していなければならない。 しかし、臨港道路は同法第４２条第１項第１号から第４号の道路に該当しないため同項第５号の道路位置指定を当該区で受けなければならない。 本章は、このために必要な図面、添付書類等を作成することを目的とする。	12.1.1 **目的**	臨港道路等に接する敷地所有者が建物の新築及び改築を行う場合、建築基準法の確認を必要とし、同法第４２条の道路に接していなければならない。 しかし、臨港道路は同法第４２条第１項第１号から第４号の道路に該当しないため同項第５号の道路位置指定を当該区で受けなければならない。 本章は、このために必要な図面、添付書類等を作成することを目的とする。	
	第2節　作業		第２節　作業	
15.2.1 **作業内容**	受託者は、次に示す図面及び書類等を作成するものとする。 なお、図面の縮尺は指定長により適宜定めるものとする。 建築士会が指定する道路位置指定申請図 1　付近見取図 2　地籍図 3　公図写し 4　道路横断図 5　舗装構成図 6　構造図 7　承諾書 その他申請に必要な添付書類	12.2.1 **作業内容**	受託者は、次に示す図面及び書類等を作成するものとする。 なお、図面の縮尺は指定長により適宜定めるものとする。 建築士会が指定する道路位置指定申請図 1　付近見取図 2　地籍図 3　公図写し 4　道路横断図 5　舗装構成図 6　構造図 7　承諾書 その他申請に必要な添付書類	
15.2.2 **付近見取図**	付近見取図は、付近の鉄道の駅を含めた範囲を表示するものとする。	12.2.2 **付近見取図**	付近見取図は、付近の鉄道の駅を含めた範囲を表示するものとする。	
15.2.3 **地籍図**	地籍図は、申請地、隣地及び対面地の土地所有者の氏名（建物があるときは、その建物）、番地、指定長及び幅員を表示するものとする。 また、起点、終点及び曲点は、それぞれ〇印で表示するものとする。	12.2.3 **地籍図**	地籍図は、申請地、隣地及び対面地の土地所有者の氏名（建物があるときは、その建物）、番地、指定長及び幅員を表示するものとする。 また、起点、終点及び曲点は、それぞれ〇印で表示するものとする。	
15.2.4 **公図写し**	公図写しは、申請区の法務局の公図を表示するものとする。	12.2.4 **公図写し**	公図写しは、申請区の法務局の公図を表示するものとする。	
15.2.5 **道路横断図**	道路横断図は、車道、歩道及び排水桝等を図化し、各幅及び全幅を記入するものとする。	12.2.5 **道路横断図**	道路横断図は、車道、歩道及び排水桝等を図化し、各幅及び全幅を記入するものとする。	
15.2.6 **舗装構成図**	舗装構成図は、車道及び歩道の舗装構成を図化し、各厚さを記入するものとする。	12.2,6 **舗装構成図**	舗装構成図は、車道及び歩道の舗装構成を図化し、各厚さを記入するものとする。	
15.2.7 **構造図**	構造図は、排水桝、境界杭等を図化し、寸法を記入するものとする。	12.2.7 **構造図**	構造図は、排水桝、境界杭等を図化し、寸法を記入するものとする。	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
15.2.8 **承諾書**	承諾書は、次に示す要領で作成するものとする。 1　権利者別に氏名及び現住所を記入し、登録された印鑑による承諾印を押印する。 2　承諾年月日は、関係権利者全員の承諾を得た日とする。 3　親権者、法定代理人及び公有地管理者のある場合は、これらの資格を権利別欄に記載する。 承諾を必要とする範囲は次のとおりとする。 4　道路となる土地、道路に沿接する敷地又はそれらの土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者。 5　仮登記権者（ただし、売買契約書等、権利の移行を明確に表す書類を添付された場合を除く。） 6　全同物件の場合には、全権利者。 7　既存道路（私道）に接続する場合は、その既存道路の接続部分の関係権利者。	12.2.8 **承諾書**	承諾書は、次に示す要領で作成するものとする。 1　権利者別に氏名及び現住所を記入し、登録された印鑑による承諾印を押印する。 2　承諾年月日は、関係権利者全員の承諾を得た日とする。 3　親権者、法定代理人及び公有地管理者のある場合は、これらの資格を権利別欄に記載する。 承諾を必要とする範囲は次のとおりとする。 4　道路となる土地、道路に沿接する敷地又はそれらの土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者。 5　仮登記権者（ただし、売買契約書等、権利の移行を明確に表す書類を添付された場合を除く。） 6　全同物件の場合には、全権利者。 7　既存道路（私道）に接続する場合は、その既存道路の接続部分の関係権利者。	
15.2.9 **添付書類**	添付書類は、次のとおりとする。 印鑑証明書（道路となる土地、道路に沿接する敷地又はそれらの土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者。） 土地・家屋登記簿謄本（道路となる土地、道路に沿接する土地及び道路に沿接する土地に存在する建物の登記簿謄本。）	12.2.9 **添付書類**	添付書類は、次のとおりとする。 印鑑証明書（道路となる土地、道路に沿接する敷地又はそれらの土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者。） 土地・家屋登記簿謄本（道路となる土地、道路に沿接する土地及び道路に沿接する土地に存在する建物の登記簿謄本。）	
15.2.10 **現地立会**	発注者と関係権利者が区域境を確認するために現地立会を行う。 この際、受託者は、監督員の指示のある場合、説明の資料及び記録の作成に協力をするものとする。	12.2.10 **現地立会**	発注者と関係権利者が区域境を確認するために現地立会を行う。 この際、受託者は、監督員の指示のある場合、説明の資料及び記録の作成に協力をするものとする。	
15.2.11 **境界標の設置**	受託者は、確認された境界点にコンクリート杭を設置するものとする。 杭の設置が不可能な場合には、鋲、刻み等を設置する。	12.2.11 **境界標の設置**	受託者は、確認された境界点にコンクリート杭を設置するものとする。 杭の設置が不可能な場合には、鋲、刻み等を設置する。	
15.2.12 **成果の提出**	提出すべき成果品は次のとおりとする。 道路位置指定申請図（和紙）　1部 同上コピー　権利者の数 その他申請に必要な書類　一式	12.2.12 **成果の提出**	提出すべき成果品は次のとおりとする。 道路位置指定申請図（和紙）　1部 同上コピー　権利者の数 その他申請に必要な書類　一式	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	管理技術者資格表 （業務／資格内用） 測量士：測量 ○／深浅測量：深浅測量 ○／水路測量 ○／備考：但し、測量士資格取得後８年以上の経験を有する者又は測量士補資格取得後12年以上の経験を有し測量士の資格を有した者 港湾海洋調査士：深浅測量 ○（「総合」部門／「深浅測量」部門） ｼﾋﾞﾙｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞﾏﾈｰｼﾞｬ：深浅測量 ○／水路測量 ○（「港湾及び空港」部門／「河川、砂防及び海岸・海洋」部門 ※1）／但し、港湾関係の実務経験が３年以上ある者 水路測量技術：深浅測量 ○／水路測量 ○（「１級（沿岸）」／「１級（港湾）」） ※1　海岸に関する業務のみ適用		主任技術者及び照査技術者資格表 （業務／資格内用） 港湾海洋調査士：深浅測量 ○（「総合」部門／「深浅測量」部門）／但し、「総合」部門については「深浅測量」、「底質調査」、「底質調査（分析）」の経験者とし、「深浅測量」、「底質調査」を除く／備考：但し、港湾関係の実務経験が３年以上ある者 ｼﾋﾞﾙｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞﾏﾈｰｼﾞｬ：深浅測量 ○／水路測量 ○（「港湾及び空港」部門／「河川、砂防及び海岸・海洋」部門）／但し、港湾関係の実務経験が３年以上ある者 水路測量技術：深浅測量 ○／水路測量 ○（「１級（沿岸）」／「１級（港湾）」）／但し、測量士資格取得後８年以上の経験を有する者又は測量士補資格取得後12年以上の経験を有し測量士の資格を有した者 測量士：測量 ○／但し、港湾関係の実務経験が大学卒者に５年以上、専門学校卒者は８年以上ある者 港湾海洋調査士：深浅測量 ○／備考：但し、「総合」部門については「深浅測量」、「底質調査」、「底質調査（分析）」の経験者とし、「深浅測量」、「底質調査」を除く ｼﾋﾞﾙｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞﾏﾈｰｼﾞｬ：深浅測量 ○／水路測量 ○（「港湾及び空港」部門／「河川、砂防及び海岸・海洋」部門）／但し、港湾関係の実務経験が３年以上ある者 水路測量技術：深浅測量 ○／水路測量 ○（「１級（沿岸）」／「１級（港湾）」）／但し、測量士資格取得後８年以上の経験を有する者又は測量士補資格取得後12年以上の経験を有し測量士の資格を有した者 測量士：測量 ○／但し、港湾関係の実務経験が大学卒者に５年以上、専門学校卒者は８年以上ある者 港湾海洋調査士：深浅測量 ○／備考：但し、「総合」部門については「深浅測量」、「底質調査」、「底質調査（分析）」の経験者とし、「深浅測量」、「底質調査」を除く	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

別表ー1

縮尺 1／250 図面図式

区分	線号	線の幅(太さ)
線の種類	1号線	0.05mm
	2号線	0.10mm
	3号線	0.15mm
	4号線	0.20mm
	5号線	0.25mm
	6号線	0.30mm
	8号線	0.40mm
	10号線	0.50mm

区分	種別	線色	図式	線号
家屋	木造	黒	2 木造	3
	同無壁舎	黒	木造	3
	モルタル	黒	モ 2	3
	ｺﾝｸﾘｰﾄ	黒	コ 2	6
	レンガ	黒	レ 2	6
	石造	黒	石 3	6
	土蔵	黒	土	6
	タタキ	黒		3
擁壁	ﾌﾞﾛｯｸ(直)	黒		3
	ﾌﾞﾛｯｸ(傾)	黒		3
	ｺﾝｸﾘｰﾄ(直)	黒		3
	ｺﾝｸﾘｰﾄ(傾)	黒		3
	石積(直)	黒		3
	石積(傾)	黒		3
構囲	簡易塀	黒		4
	ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	黒		6
	さく	黒		3
	生垣	黒		3
	鉄柵	黒		3
	人工斜面	黒		3

区分	種別	線色	図式	線号
鉄道	鉄道	黒		8
	モノレール	黒		8
道路施設	永久橋	黒		6
	木橋	黒		3
	徒橋	黒		6
	側溝U字	黒		3
	側溝U字蓋	黒		3
	側溝L字	黒		3
小物体	門	黒		8
	鳥居	黒		8
	記念碑	黒		6
	高塔	黒		3
	石段	黒		6
	地下道入り口	黒		3
	公衆便所	黒	W.C	3
	プール	黒	プール	3
	墓地	黒		3
	井戸	黒		3
	煙突	黒		3
	消火栓	黒	Ⓕ	3
	電気孔	黒	Ⓔ	3
	電話孔	黒	Ⓣ	3
	ガス孔	黒	Ⓖ	3
	上水孔	黒	Ⓦ	3
	下水孔	黒	Ⓣ	3

別表ー1

縮尺 1／250 図面図式

区分	線号	線の幅(太さ)
線の種類	1号線	0.05mm
	2号線	0.10mm
	3号線	0.15mm
	4号線	0.20mm
	5号線	0.25mm
	6号線	0.30mm
	8号線	0.40mm
	10号線	0.50mm

区分	種別	線色	図式	線号
家屋	木造	黒	2 木造	3
	同無壁舎	黒	木造	3
	モルタル	黒	モ 2	3
	ｺﾝｸﾘｰﾄ	黒	コ 2	6
	レンガ	黒	レ 2	6
	石造	黒	石 3	6
	土蔵	黒	土	6
	タタキ	黒		3
擁壁	ﾌﾞﾛｯｸ(直)	黒		3
	ﾌﾞﾛｯｸ(傾)	黒		3
	ｺﾝｸﾘｰﾄ(直)	黒		3
	ｺﾝｸﾘｰﾄ(傾)	黒		3
	石積(直)	黒		3
	石積(傾)	黒		3
構囲	簡易塀	黒		4
	ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	黒		6
	さく	黒		3
	生垣	黒		3
	鉄柵	黒		3
	人工斜面	黒		3

区分	種別	線色	図式	線号
鉄道	鉄道	黒		8
	モノレール	黒		8
道路施設	永久橋	黒		6
	木橋	黒		3
	徒橋	黒		6
	側溝U字	黒		3
	側溝U字蓋	黒		3
	側溝L字	黒		3
小物体	門	黒		8
	鳥居	黒		8
	記念碑	黒		6
	高塔	黒		3
	石段	黒		6
	地下道入り口	黒		3
	公衆便所	黒	W.C	3
	プール	黒	プール	3
	墓地	黒		3
	井戸	黒		3
	煙突	黒		3
	消火栓	黒	Ⓕ	3
	電気孔	黒	Ⓔ	3
	電話孔	黒	Ⓣ	3
	ガス孔	黒	Ⓖ	3
	上水孔	黒	Ⓦ	3
	下水孔	黒	Ⓣ	3

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新

区分	種別	線色	図式	線号	区分	種別	線色	図式	線号
小物体	防護柵	黒		3	境界	都道府県	黒		2・8
	電力柱	黒		3		区市町村界	黒		8
	電話柱	黒		3		大字・町丁目界	黒		6
	信号機	黒		3	基準点等	三角点	黒		3
	火災報知機	黒		3		東京都公共基準点及び公共基準点1級	黒		2
	交通標識	黒		3		2級基準点	黒		2・3
	バス停留所	黒		3		水準点	黒		2
植生等	独立広葉樹	黒		2		3級基準点	黒		2
	独立針葉樹	黒		2		4級基準点	黒		2
	畑	黒		2		補助基準点	黒		2
	水田	黒		2		縦横線	黒		2
	桑畑	黒		2	路線測量	中心点	黒		3
	茶畑	黒		2		IP点	黒		3
	果樹園	黒		2		中心線	黒		2
	その他樹木畑	黒		2		計画幅杭	黒		2
	荒地	黒		2		〃	黒		2
	牧草地	黒		2		〃	黒		2
	芝地	黒		2		〃	黒		2
	園庭	黒		2		計画幅員線	黒		4
	駐車場	黒	(駐)	2	用地測量	用地境界点	黒		2
	空き地	黒	(空)	2		三斜線の底辺	指定色		2
	広葉樹	黒		2		三斜線の高さ	指定色		2
	針葉樹	黒		2		公共用地境界線	指定色		3
	竹林	黒		2		筆界線	指定色		3
	植生界	黒		3		借地界等の線	青		3
	耕地界	黒		3		残地三斜線の底辺	黒		2
水部	湖沼	黒	W	3		残地三斜線の高さ	黒		2
	流水方向	黒		3					

注　1. 東京都公共測量標準図式参照
　　2. 道路台帳については、別に定める道路台帳一般図式及び凡例によること。

旧

区分	種別	線色	図式	線号	区分	種別	線色	図式	線号
小物体	防護柵	黒		3	境界	都道府県	黒		2・8
	電力柱	黒		3		区市町村界	黒		8
	電話柱	黒		3		大字・町丁目界	黒		6
	信号機	黒		3	基準点等	三角点	黒		3
	火災報知機	黒		3		東京都公共基準点及び公共基準点1級	黒		2
	交通標識	黒		3		2級基準点	黒		2・3
	バス停留所	黒		3		水準点	黒		2
植生等	独立広葉樹	黒		2		3級基準点	黒		2
	独立針葉樹	黒		2		4級基準点	黒		2
	畑	黒		2		補助基準点	黒		2
	水田	黒		2		縦横線	黒		2
	桑畑	黒		2	路線測量	中心点	黒		3
	茶畑	黒		2		IP点	黒		3
	果樹園	黒		2		中心線	黒		2
	その他樹木畑	黒		2		計画幅杭	黒		2
	荒地	黒		2		〃	黒		2
	牧草地	黒		2		〃	黒		2
	芝地	黒		2		〃	黒		2
	園庭	黒		2		計画幅員線	黒		4
	駐車場	黒	(駐)	2	用地測量	用地境界点	黒		2
	空き地	黒	(空)	2		三斜線の底辺	指定色		2
	広葉樹	黒		2		三斜線の高さ	指定色		2
	針葉樹	黒		2		公共用地境界線	指定色		3
	竹林	黒		2		筆界線	指定色		3
	植生界	黒		3		借地界等の線	青		3
	耕地界	黒		3		残地三斜線の底辺	黒		2
水部	湖沼	黒	W	3		残地三斜線の高さ	黒		2
	流水方向	黒		3					

注　1. 東京都公共測量標準図式参照
　　2. 道路台帳については、別に定める道路台帳一般図式及び凡例によること。

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

別表－２

図面の符号

区分	種別	符号	凡例	備考
地形測量等	２級基準点	C	C１，C２	
	３級基準点	A	A１，A２	
	４級基準点	B	B１，B２	
	補足基準点	出発基準点の枝番号	A１－１ A１－２	
	既知基準点	従前の符号及び番号		
	水準基標	基標番号	京１，芝３	※水準基標測量成果表（センター）より
	仮水準点	BM.	BM. １ BM. ２	
中心線測量	中心点	NO.（何番目の点かを数字で付す）	NO. １ NO. ２	
	中心線の交点（ＩＰ点）	ＩＰ.（何番目の交点かを数字で付す）	ＩＰ. １ ＩＰ. ２	
	中心線曲線部の起　点	ＢＣ.（何番目の曲線かを数字で付す）	ＢＣ. １ ＢＣ. ２	
	〃　〃　終　点	ＥＣ.（〃　〃　〃）	ＥＣ. １ ＥＣ. ２	
	〃　〃　中間点	ＳＰ.（〃　〃　〃）	ＳＰ. １ ＳＰ. ２	
用地幅杭設置測量	幅員点（幅杭）　右　側	ＲＮＯ.（何番目の点かを数字で付す）	ＲＮＯ. １ ＲＮＯ. ２	
	〃（〃）　左　側	ＬＮＯ.（〃　〃　〃）	ＬＮＯ. １ ＬＮＯ. ２	
	曲線部幅員点右側起点	ＲＢＣ.（何番目の曲線かを数字で付す）	ＲＢＣ. １ ＲＢＣ. ２	
	〃　〃左側〃	ＬＢＣ.（〃　〃　〃）	ＬＢＣ. １ ＬＢＣ. ２	
	〃　〃右側終点	ＲＥＣ.（〃　〃　〃）	ＲＥＣ. １ ＲＥＣ. ２	
	〃　〃左側〃	ＬＥＣ.（〃　〃　〃）	ＬＥＣ. １ ＬＥＣ. ２	
	〃　〃右側折点	Ｒ（何番目の曲線と何番目の折点かを付す）	Ｒ１－１ Ｒ１－２	
	〃　〃左側〃	Ｌ（〃　〃　〃　〃）	Ｌ１－１ Ｌ１－２	
	隅切点　右　側	ＲＣ	ＲＣ１ ＲＣ２	
	〃　左　側	ＬＣ	ＬＣ１ ＬＣ２	
用地測量	公私境界点	Ｋ	Ｋ１，Ｋ２	
	民々　〃	Ｍ	Ｍ１，Ｍ２	
	借地権等　〃	Ｓ	Ｓ１，Ｓ２	
	計算上の境界点右　側	ＲＰ	ＲＰ１ ＲＰ２	
	〃　〃左　側	ＬＰ	ＬＰ１ ＬＰ２	
	〃　〃	Ｐ	Ｐ１，Ｐ２	

別表－２

図面の符号

区分	種別	符号	凡例	備考
地形測量等	２級基準点	C	C１，C２	
	３級基準点	A	A１，A２	
	４級基準点	B	B１，B２	
	補足基準点	出発基準点の枝番号	A１－１ A１－２	
	既知基準点	従前の符号及び番号		
	水準基標	基標番号	京１，芝３	※水準基標測量成果表（センター）より
	仮水準点	BM.	BM. １ BM. ２	
中心線測量	中心点	NO.（何番目の点かを数字で付す）	NO. １ NO. ２	
	中心線の交点（ＩＰ点）	ＩＰ.（何番目の交点かを数字で付す）	ＩＰ. １ ＩＰ. ２	
	中心線曲線部の起　点	ＢＣ.（何番目の曲線かを数字で付す）	ＢＣ. １ ＢＣ. ２	
	〃　〃　終　点	ＥＣ.（〃　〃　〃）	ＥＣ. １ ＥＣ. ２	
	〃　〃　中間点	ＳＰ.（〃　〃　〃）	ＳＰ. １ ＳＰ. ２	
用地幅杭設置測量	幅員点（幅杭）　右　側	ＲＮＯ.（何番目の点かを数字で付す）	ＲＮＯ. １ ＲＮＯ. ２	
	〃（〃）　左　側	ＬＮＯ.（〃　〃　〃）	ＬＮＯ. １ ＬＮＯ. ２	
	曲線部幅員点右側起点	ＲＢＣ.（何番目の曲線かを数字で付す）	ＲＢＣ. １ ＲＢＣ. ２	
	〃　〃左側〃	ＬＢＣ.（〃　〃　〃）	ＬＢＣ. １ ＬＢＣ. ２	
	〃　〃右側終点	ＲＥＣ.（〃　〃　〃）	ＲＥＣ. １ ＲＥＣ. ２	
	〃　〃左側〃	ＬＥＣ.（〃　〃　〃）	ＬＥＣ. １ ＬＥＣ. ２	
	〃　〃右側折点	Ｒ（何番目の曲線と何番目の折点かを付す）	Ｒ１－１ Ｒ１－２	
	〃　〃左側〃	Ｌ（〃　〃　〃　〃）	Ｌ１－１ Ｌ１－２	
	隅切点　右　側	ＲＣ	ＲＣ１ ＲＣ２	
	〃　左　側	ＬＣ	ＬＣ１ ＬＣ２	
用地測量	公私境界点	Ｋ	Ｋ１，Ｋ２	
	民々　〃	Ｍ	Ｍ１，Ｍ２	
	借地権等　〃	Ｓ	Ｓ１，Ｓ２	
	計算上の境界点右　側	ＲＰ	ＲＰ１ ＲＰ２	
	〃　〃左　側	ＬＰ	ＬＰ１ ＬＰ２	
	〃　〃	Ｐ	Ｐ１，Ｐ２	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

別表－３

測量杭標示法（その１）

（単位 ： ㎜）

区　分	標　識　の　名　称	標識頭部の着色の色別	標　識　の　種　別	
			原則とするもの	指示によるもの
基準点測量	３　級　基　準　点	黄　色	鉄筋コンクリート杭 （120×120×900 又は120×120×600）	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ杭の長さ
				木　杭 （90×90×900）
				金　属　鋲 （しんちゅう製） （φ75×80）
	４　級　基　準　点	黄　色	プラスチック杭 （70×70×600）	鉄筋コンクリート杭 （120×120×900 又は120×120×600） 金　属　鋲 （φ15×50～100）
	補　助　基　準　点	黄　色	プラスチック杭 （45×45×600）	金　属　鋲 （φ15×50～100）
水準測量	仮　水　準　点	赤　色	金　属　鋲 （φ38×33）	金　属　鋲 （φ14～20×60～61）
中心点測量	Ｉ　Ｐ　点	赤　色	木　杭 （90×90×900）	金　属　鋲 （φ15×50～100）
	ＥＣ，ＢＣ　点	赤　色	木　杭 （90×90×900）	金　属　鋲 （φ15×50～100）
	上記以外のＮｏ点	赤　色	木　杭 （60×60×600）	金　属　鋲 （φ15×50～100）
用地幅杭設置測量	幅　杭	橙　色	木　杭 （60×60×600）	金　属　鋲 （φ15×50～100）
用地測量	公共用地境界点	赤　色	プラスチック杭 （45×45×450）	金　属　鋲 （φ15×50～100）
	民有地（民・民）境界点	白　色		
	借地権等境界点	青　色		

（注）１　木杭で標識を設置する場合は、頭部に傘釘（φ13×38）を設置すること。
　　２　プラスチック杭を設置する場合は、頭部の平らなものを使用し釘打ちをすること。
　　３　標識とその埋設構造の参考例を別図－１に示す。

（次ページにつづく）

別表－３

測量杭表示法（その１）

（単位 ： ㎜）

区　分	標　識　の　名　称	標識頭部の着色の色別	標　識　の　種　別	
			原則とするもの	指示によるもの
基準点測量	３　級　基　準　点	黄　色	鉄筋コンクリート杭 （120×120×900）	木　杭 （90×90×900）
				金　属　鋲 （しんちゅう製） （φ75×80）
	４　級　基　準　点	黄　色	プラスチック （70×70×600）	鉄筋コンクリート杭 （120×120×900） 金　属　鋲 （φ15×50～100）
	補　助　基　準　点	黄　色	木　杭 （45×45×600）	金　属　鋲 （φ15×50～100）
水準測量	仮　水　準　点	赤　色	金　属　鋲 （φ39×40）	
中心点測量	Ｉ　Ｐ　点	赤　色	木　杭 （90×90×900）	金　属　鋲 （φ15×50～100）
	ＥＣ，ＢＣ　点	赤　色	木　杭 （90×90×900）	金　属　鋲 （φ15×50～100）
	上記以外のＮＯ点	赤　色	木　杭 （60×60×600）	金　属　鋲 （φ15×50～100）
用地幅杭設置測量	幅　杭	橙　色	木　杭 （60×60×600）	金　属　鋲 （φ15×50～100）
用地測量	公共用地境界点	赤　色	プラスチック杭 （45×45×450）	金　属　鋲 （φ15×50～100）
	民有地（民・民）境界点	白　色		
	借地権等境界点	青　色		

（注）１　木杭で標識を設置する場合は、頭部に傘釘（φ13×38）を設置すること。
　　２　プラスチック杭を設置する場合は、頭部の平らなものを使用し釘打ちをすること。
　　３　標識とその埋設構造の参考例を別図－１に示す。

（次ページにつづく）

（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

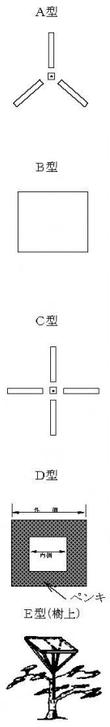
新	旧	

別表－３　続き

測量杭標示法（その２）

（単位：㎜）

区分	標識の名称	標識頭部の着色の色別	標識の種別	
			原則とするもの	指示によるもの
空中写真測量	対空標識	原則 白色 状況 黄色 黒色	A型 B型 C型 D型 E型(樹上)	



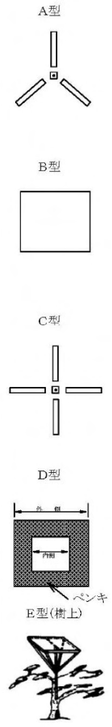
（注）４　対空標識の材質は、耐水性ベニア板又は化学合成板とする。建物の屋上等に設置する場合は、ペンキで直接表示することも可とする。

別表－３　続き

測量杭表示法（その２）

（単位：㎜）

区分	標識の名称	標識頭部の着色の色別	標識の種別	
			原則とするもの	指示によるもの
空中写真測量	対空標識	原則 白色 状況 黄色 黒色	A型 B型 C型 D型 E型(樹上)	



（注）４　対空標識の材質は、耐水性ベニア板又は化学合成板とする。建物の屋上等に設置する場合は、ペンキで直接表示することも可とする。

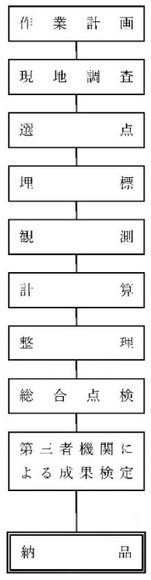
（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

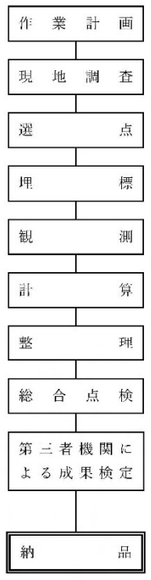
新	旧	

別表－４　各種測量の標準作業工程

（1）　基準点測量作業工程図

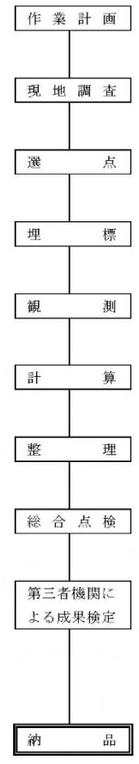


（2）　水準測量作業工程図

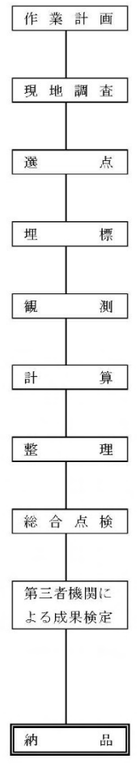


別表－４　各種測量の標準作業工程

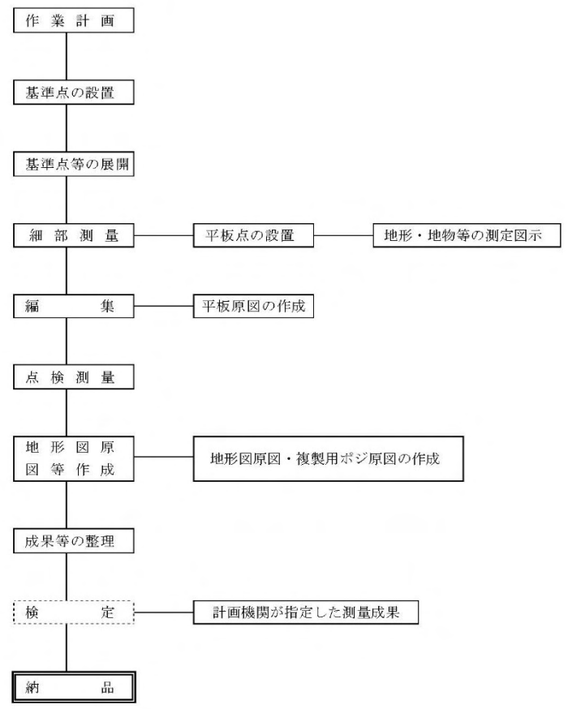
（1）　基準点測量作業工程図



（2）　水準測量作業工程図



東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

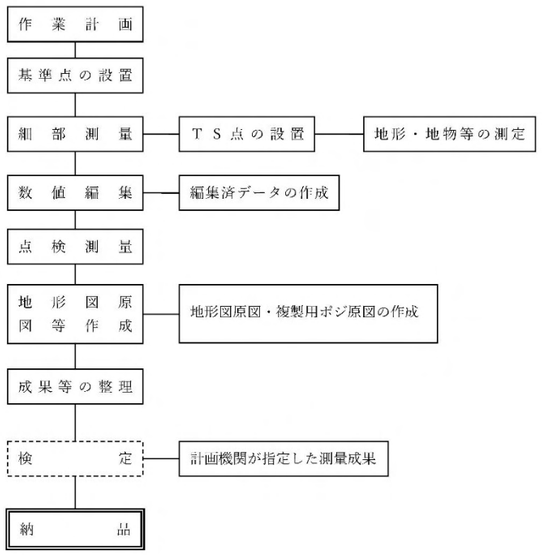
新		旧		
			(3) 地形測量作業工程図 イ　平板を用いる方法  - 126 -	（削除）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

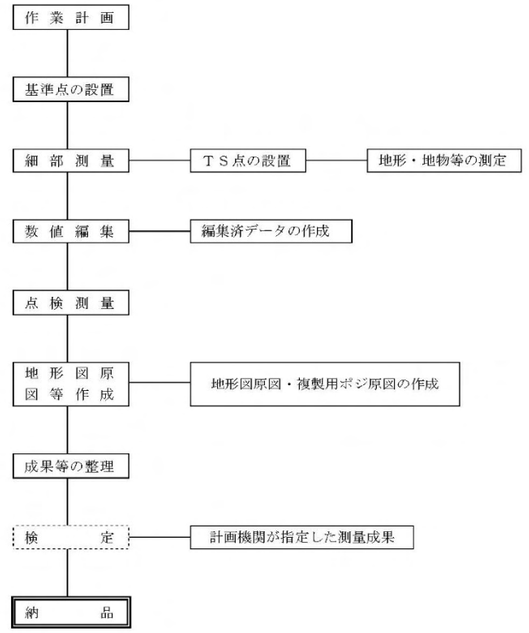
新	旧	

(3)　地形測量作業工程図

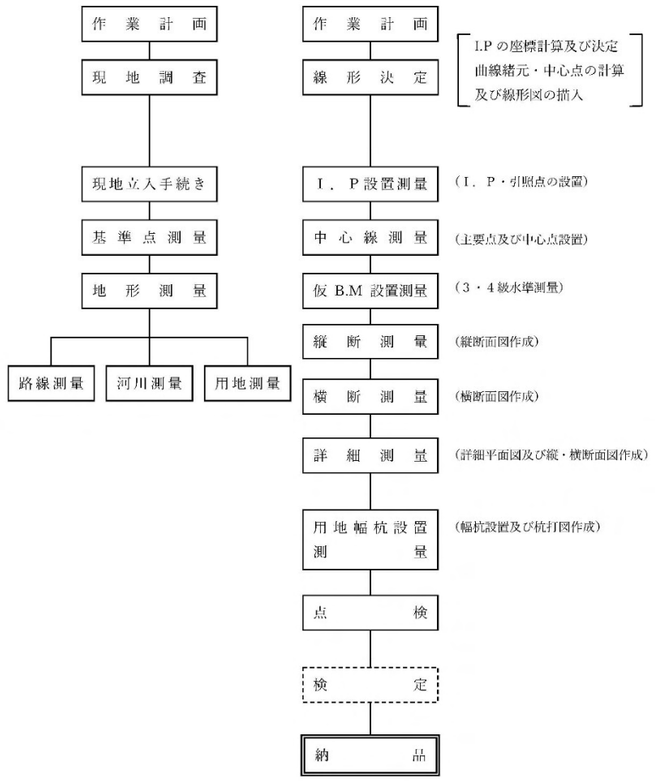
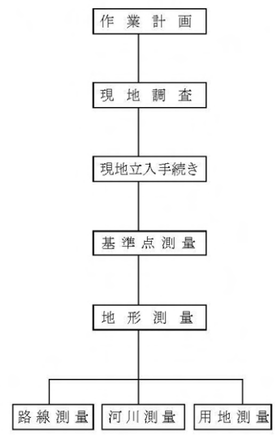
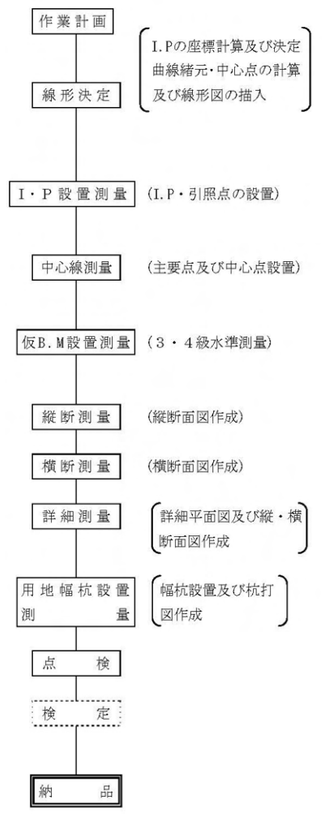
イ　ＴＳ等を用いる方法



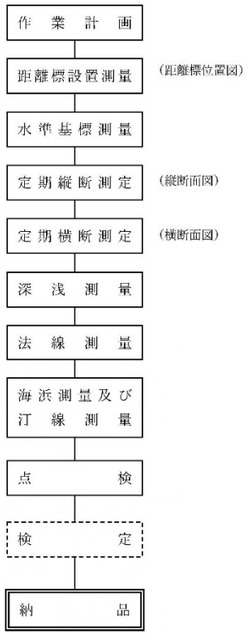
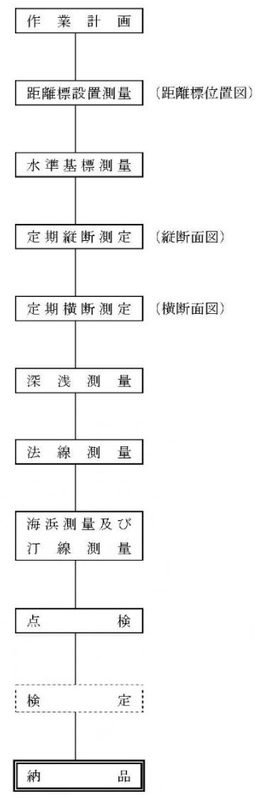
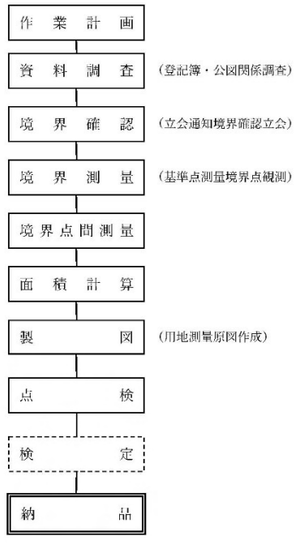
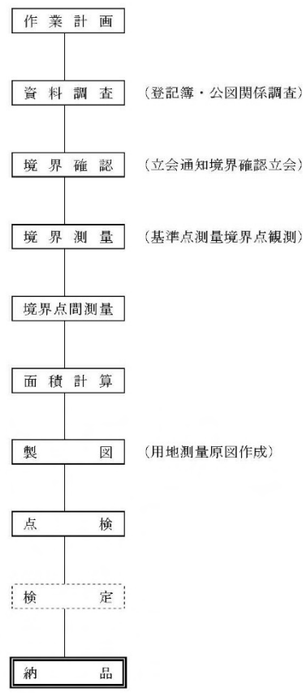
ロ　ＴＳ等を用いる方法



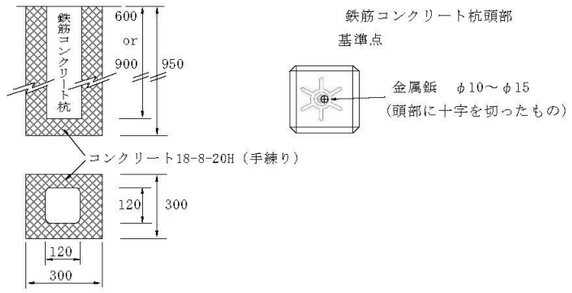
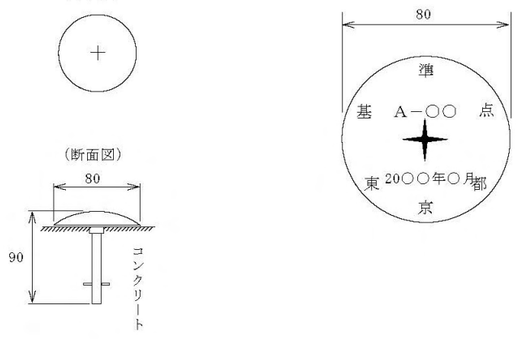
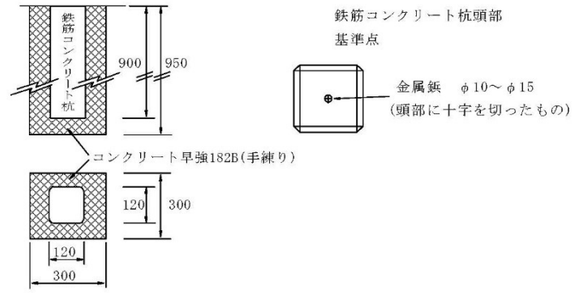
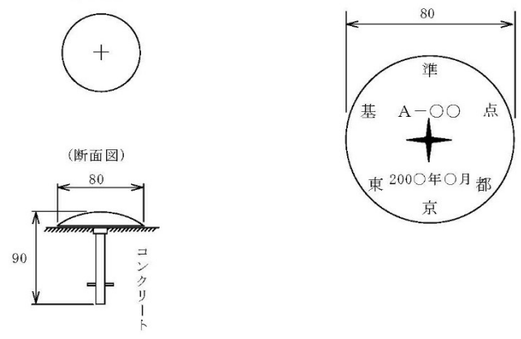
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	(4)　応用測量作業工程図  (5)　路線測量作業工程図 		(4)　応用測量作業工程図  (5)　路線測量作業工程図  - 128 -	

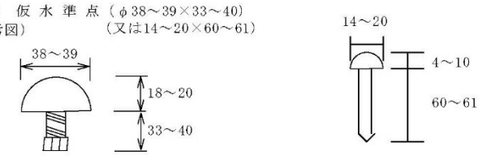
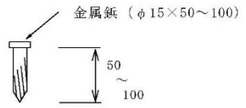
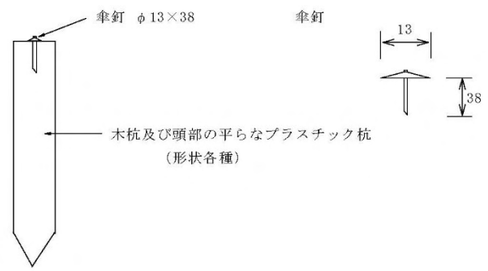
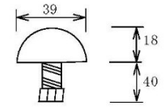
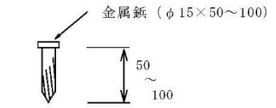
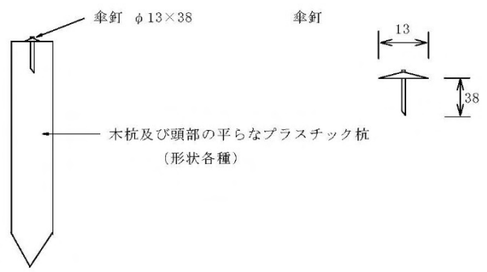
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	(6)　河川測量作業工程図  		(6)　河川測量作業工程図  	
	(7)　用地測量作業工程図  		(7)　用地測量作業工程図  	

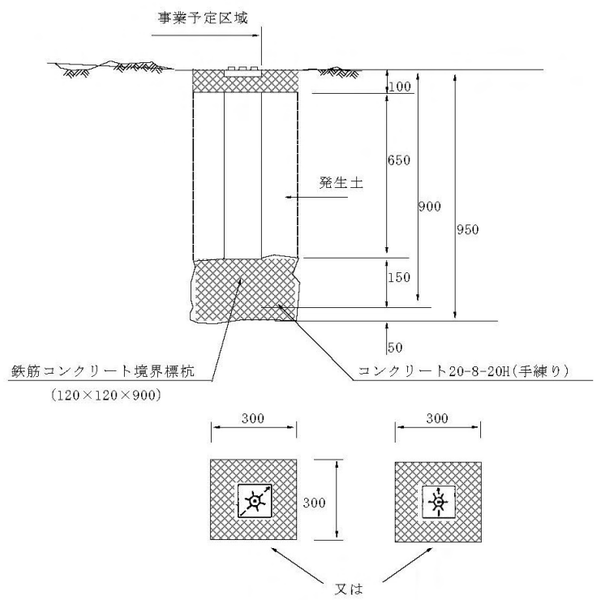
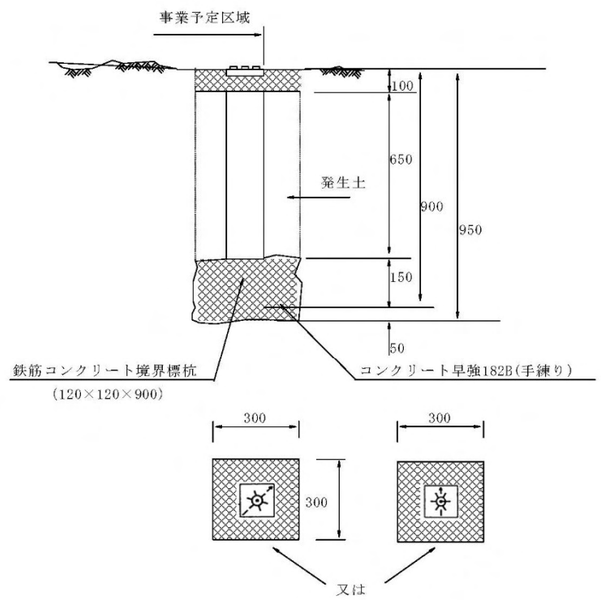
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
別図－１ (1)　鉄筋コンクリート杭（120×120×900）又は120×120×600）  (2)　金　属　標 ①　基　準　点（φ80×90） （平面図）  	別図－１ (1)　鉄筋コンクリート杭（120×120×900）  (2)　金　属　鋲 ①　基　準　点（φ80×90） （平面図）  	（修正）

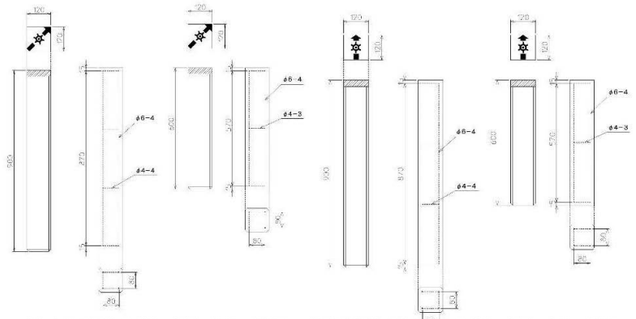
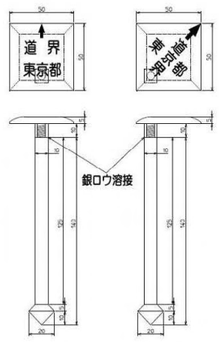
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	② 仮 水 準 点（φ38～39×33～40） （参考図）　（又は14～20×60～61）  ③ そ の 他（φ15×50～100）  (3) 木杭及びプラスチック杭（各種）  		② 仮 水 準 点（φ39×40）  ③ そ の 他（φ15×50～100）  (3) 木杭及びプラスチック杭（各種）  - 131 -	（修正）

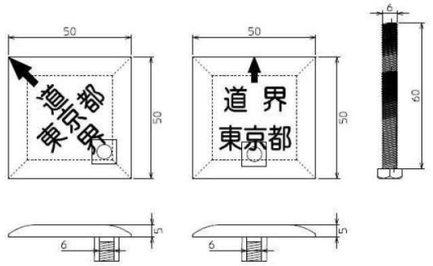
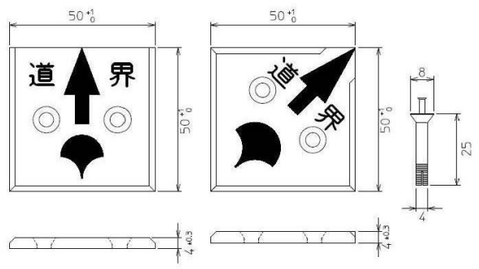
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	(4)　管理境界標杭設置図（土中）及び境界標（各種）  		(4)　管理境界標杭設置図（土中）  - 132 -	（修正）

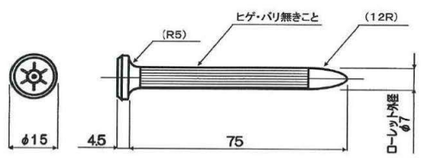
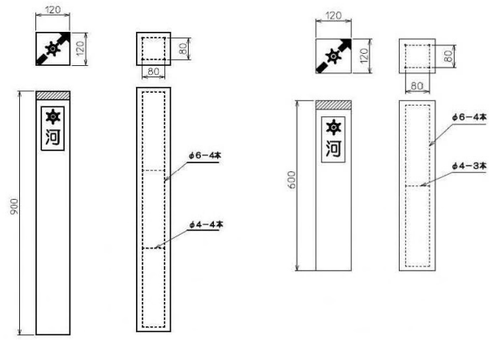
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	【道路】 ①　東京都境界標  ※ 土中の場合は 120×120×900 を使用し、頭部が固定できる場合は 120×120×600 を使用する。 ②　東京都道路境界鋲(バリアフリー鋲) バリアフリー鋲用ボルト 6×10×148 			（追加）

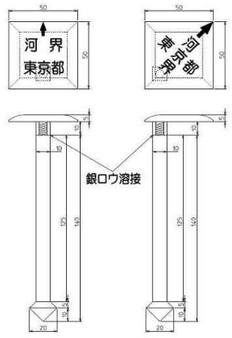
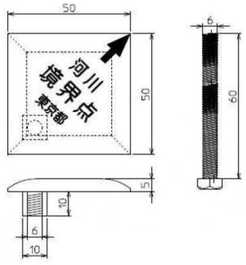
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	③　東京都道路境界鋲(バリアフリー鋲) 六角ボルト M6×60mm （参　考）  ④　アルミプレート （参　考）  			（追加）

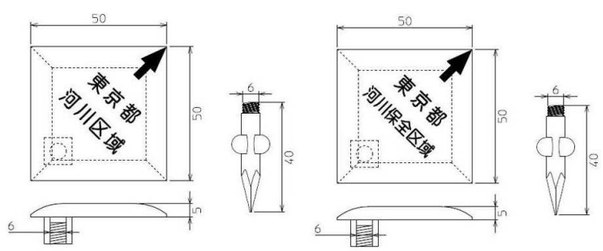
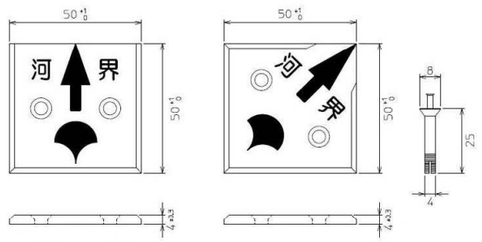
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	⑤　境界鋲(都庁マーク入り) （参　考）  ※材質　SWCH45K ※表面処理　クロメート ※マーク色　赤色 ※寸法単位　mm ※図面上に寸法のない文字サイズ、形状は実際のものとは多少異なりますのでご了承下さい 【河川】 ①　東京都境界標  ※　土中の場合は 120×120×900 を使用し、頭部が固定できる場合は 120×120×600 を使用する。			（追加）

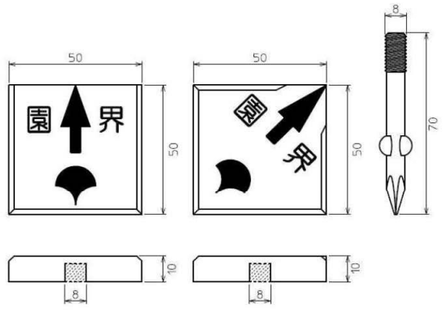
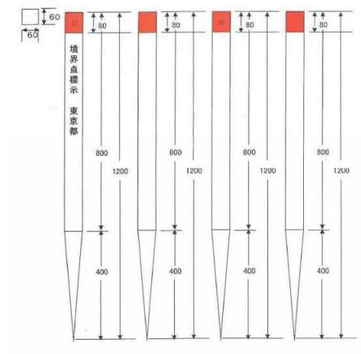
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	② 東京都道路境界鋲(バリアフリー鋲) バリアフリー鋲用ボルト 6×10×148  ③ 東京都道路境界鋲(バリアフリー鋲) 六角ボルト M6×60mm (参　考)  			(追加)

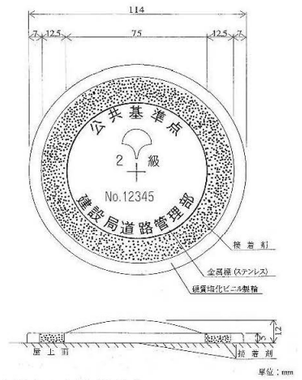
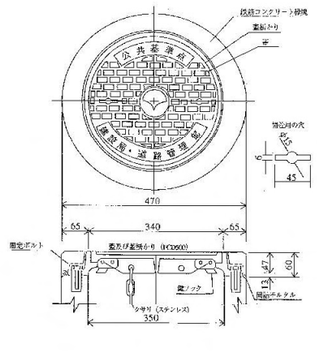
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	④ 東京都道路境界鋲(バリアフリー鋲) 河川区域、河川保全区域 先とがりボルト M6×40mm （参　考）  ⑤　アルミプレート （参　考）  			（追加）

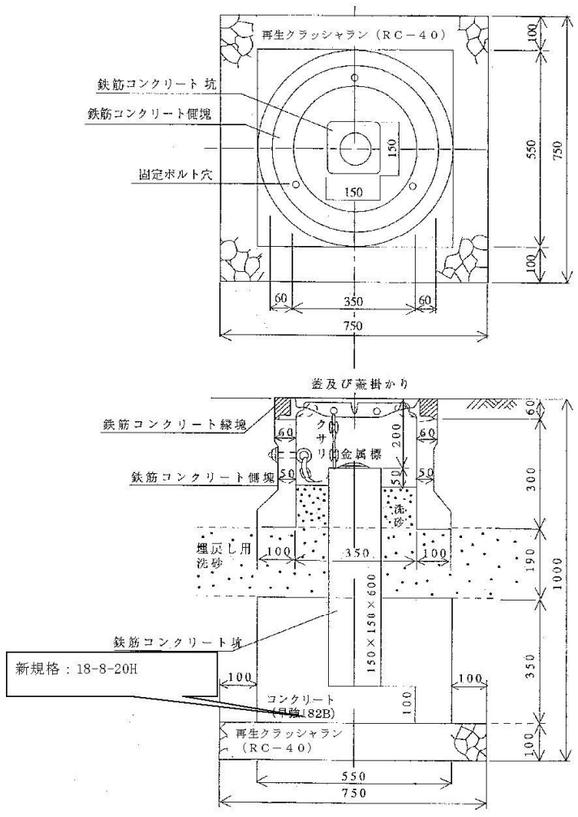
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	【公園】 ①　アルミプレート （参　考）  ②　エタプロンＫ１２０ （参　考） エタプロンK120(参考図) エタプロン K－120 （赤キャップ）  			（追加）

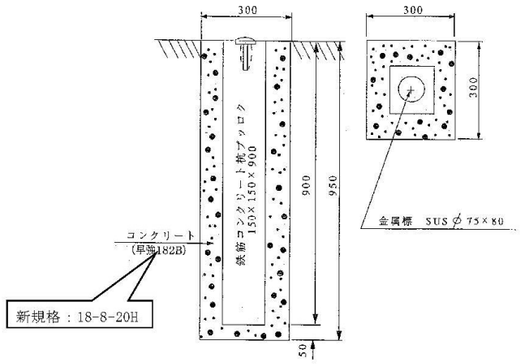
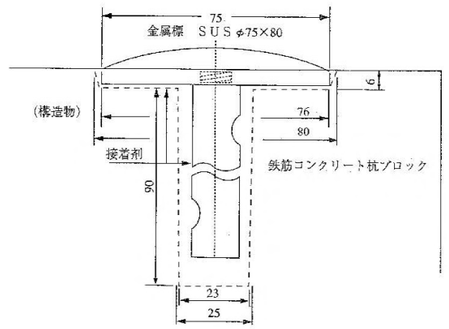
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	(5) ２級基準点標設置工 標準構造図 （屋上埋設）  単位：mm (6) ２、３級基準点標設置工 標準構造図 （地下埋設） ① 蓋構造図  単位：mm			（追加）

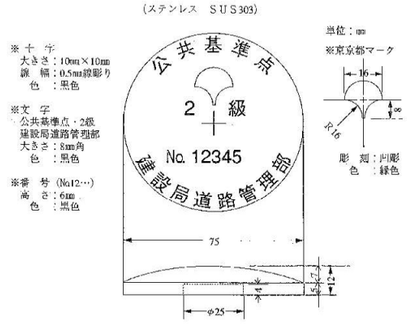
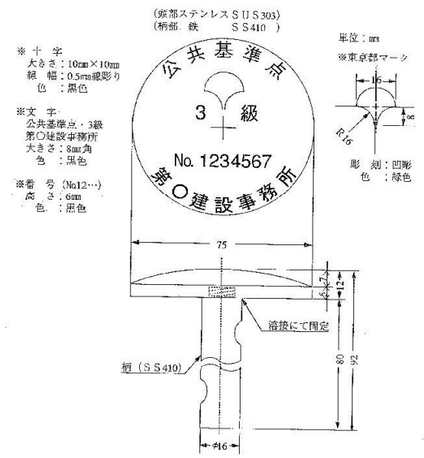
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	② 躯体構造図  単位：mm			（追加）

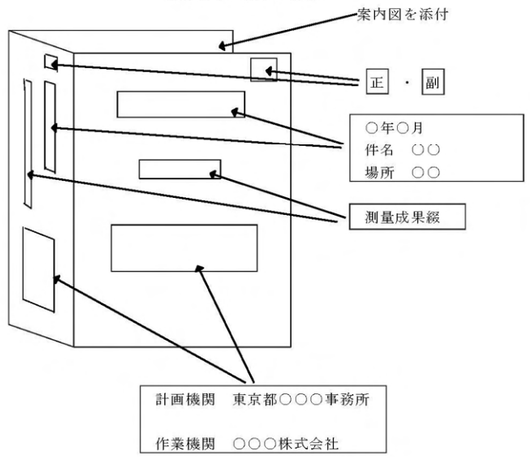
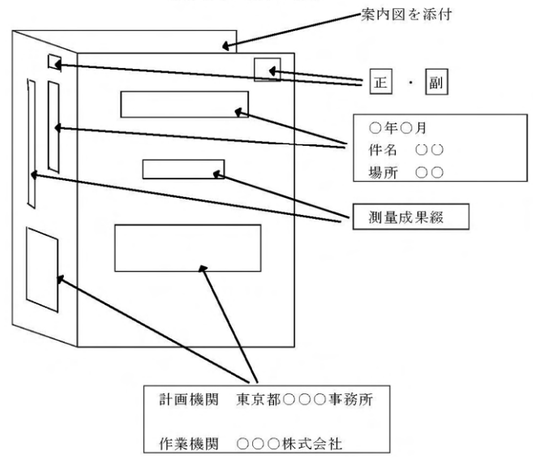
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	(7) ３級基準点標設置工 標準構造図 （コンクリート杭埋設）  単位：mm (8) ３級基準点標設置工 標準構造図 （構造物上埋設）  単位：mm			（追加）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	(9) 金属標　構造図 ① 2級（屋上点）  ② 3級（地上点）  			（追加）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	別図－２ 計算書等の製本の規格  ※　各記載内容の上に保護シールを貼ること。 ※　背表紙は縦書きとする。 ※　案内図は表紙の裏等に添付すること。		別図－２ 計算書等の製本の規格  ※　各記載内容の上に保護シールを貼ること。 ※　背表紙は縦書きとする。 ※　案内図は表紙の裏等に添付すること。 － 133 －	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

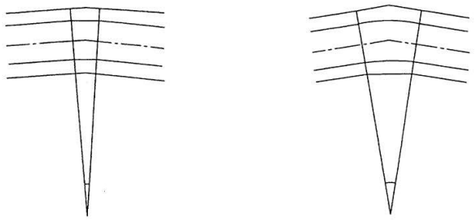
新	旧	

参考資料－１

道路曲線部の境界線設定方法

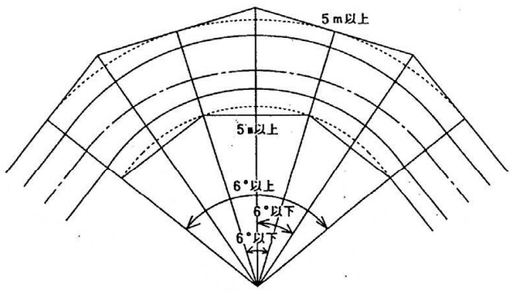
(1)　交角０～３°未満
用地境界線はそのままとする。

(2)　交角３以上６°未満
内側はＢＣ、ＥＣを結ぶ直線を挿入する。



０～３°　　３～６°

(3)　交角６°以上
外側は外接する直線、内側は適当数に分割した曲線上の点を結ぶ個数の直線とする。
ただし、一つの直線が曲線中心となす角度は６°以下とし、一辺の長さ５ｍ以上とするが、半径が小さく５ｍに満たない場合は角度を適宜増大する。

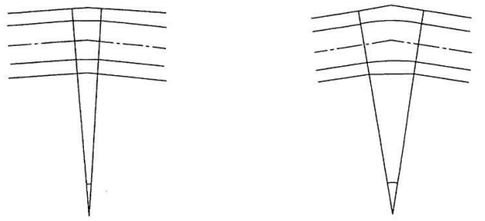


参考資料－１

道路曲線部の境界線設定方法

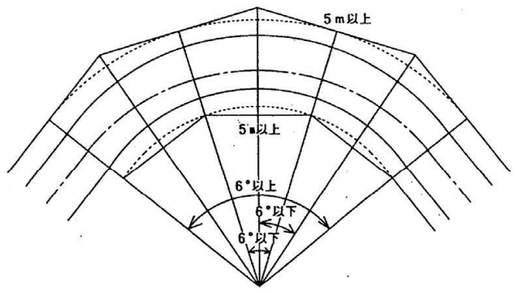
(1)　交角０～３°未満
用地境界線はそのままとする。

(2)　交角３以上６°未満
内側はＢＣ、ＥＣを結ぶ直線を挿入する。



０～３°　　３～６°

(3)　交角６°以上
外側は外接する直線、内側は適当数に分割した曲線上の点を結ぶ個数の直線とする。
ただし、一つの直線が曲線中心となす角度は６°以下とし、一辺の長さ５ｍ以上とするが、半径が小さく５ｍに満たない場合は角度を適宜増大する。



東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

道路曲線部の境界線設定法の説明

(1) 交角（０～３未満）の場合

用地境界線はそのままとする。

この場合、内側歩道の狭巾及び外側歩道の拡巾が、最も増大するのは３° の場合なので、これを示せば下表のとおりである。

中心半径	内側、外側、両歩道の狭巾及び拡巾					
	巾員 歩道	11m	15m	18m	22m	25m
道路巾員の１０倍の時	内　側	3.6cm	4.9cm	5.9cm	7.2cm	8.1cm
	外　側	4.0cm	5.4cm	6.5cm	7.9cm	9.0cm

(2)　交角（３以上～６未満）の場合

内側においてＢＣ及びＥＣの点を結ぶ直線を挿入し、外側はそのままとし、用地境界線とする。

この場合、内外側歩道の拡巾が最も増大するのは６の場合なので、これを示せば下表のとおりである。

中心半径	内側、外側、両歩道の狭巾及び拡巾					
	巾員 歩道	11m	15m	18m	22m	25m
道路巾員の１０倍の時	内　側	14.3cm	19.5cm	23.4cm	28.6cm	32.5cm
	外　側	15.9cm	21.6cm	25.9cm	31.7cm	36.0cm

(3)　交角（６以上）の場合

内側、外側曲線の分割数は $n = \frac{I}{6^\circ}$ をもって算出し、端数の生ずるときは（ｎ＋１）をもって分割数とし、その分割点を結ぶ直線を用地境界線とする。

分割角度は $\frac{I}{n}$ 又は $\frac{I}{n+1}$ にて算出する。

外側、外側曲線のＢＣ、ＥＣ及び内側曲線の分割線との交点を切点とする外接直線を結び用地境界線とする。 ゆえに(2)の連続と見なすことができ、内外側歩道の拡巾の最大となる場合は、前記(2)の表をそのまま適用することができる。

ただし1つの直線が曲線線中心となす角度は６° 以下とし、一辺の長さ5.0m以上限度とする。

例外として半径が小さくて、一辺の長さが 5.0mに満たない場合は、角度を適宜増大することができる。

道路曲線部の境界線設定法の説明

(1) 交角（０～３未満）の場合

用地境界線はそのままとする。

この場合、内側歩道の狭巾及び外側歩道の拡巾が、最も増大するのは３° の場合なので、これを示せば下表のとおりである。

中心半径	内側、外側、両歩道の狭巾及び拡巾					
	巾員 歩道	11m	15m	18m	22m	25m
道路巾員の１０倍の時	内　側	3.6cm	4.9cm	5.9cm	7.2cm	8.1cm
	外　側	4.0cm	5.4cm	6.5cm	7.9cm	9.0cm

(2)　交角（３以上～６未満）の場合

内側においてＢＣ及びＥＣの点を結ぶ直線を挿入し、外側はそのままとし、用地境界線とする。

この場合、内外側歩道の拡巾が最も増大するのは６の場合なので、これを示せば下表のとおりである。

中心半径	内側、外側、両歩道の狭巾及び拡巾					
	巾員 歩道	11m	15m	18m	22m	25m
道路巾員の１０倍の時	内　側	14.3cm	19.5cm	23.4cm	28.6cm	32.5cm
	外　側	15.9cm	21.6cm	25.9cm	31.7cm	36.0cm

(3)　交角（６以上）の場合

内側、外側曲線の分割数は $n = \frac{I}{6^\circ}$ をもって算出し、端数の生ずるときは（ｎ＋１）をもって分割数とし、その分割点を結ぶ直線を用地境界線とする。

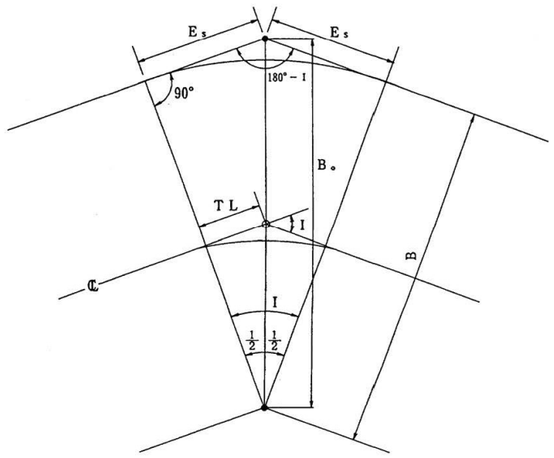
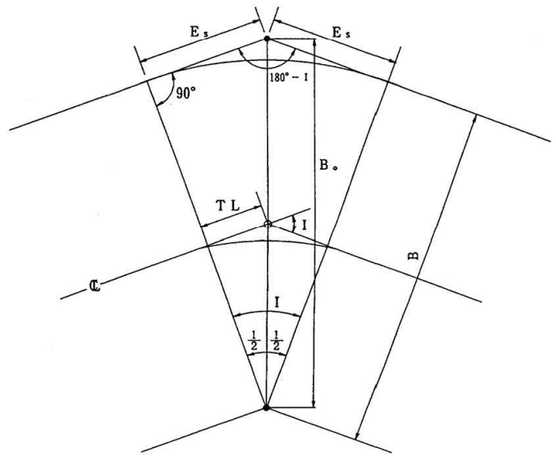
分割角度は $\frac{I}{n}$ 又は $\frac{I}{n+1}$ にて算出する。

外側、外側曲線のＢＣ、ＥＣ及び内側曲線の分割線との交点を切点とする外接直線を結び用地境界線とする。 ゆえに(2)の連続と見なすことができ、内外側歩道の拡巾の最大となる場合は、前記(2)の表をそのまま適用することができる。

ただし1つの直線が曲線線中心となす角度は６° 以下とし、一辺の長さ5.0m以上限度とする。

例外として半径が小さくて、一辺の長さが 5.0mに満たない場合は、角度を適宜増大することができる。

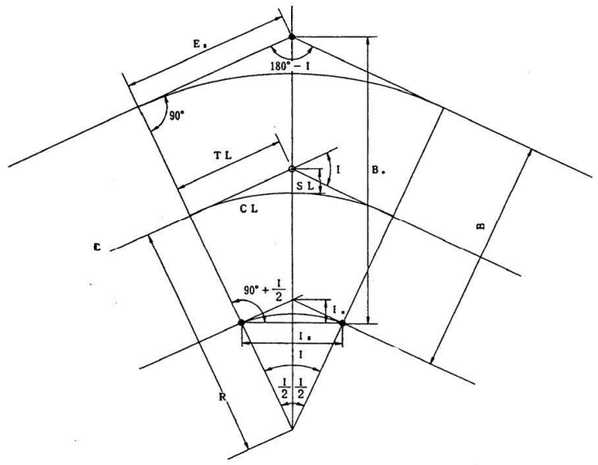
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	（イ）　（0°～3°未満）の場合  Es＝B・tan（I／2）＝2・TL Bo＝B・sec（I／2） TL＝B／2tan（I／2）		（イ）　（0°～3°未満）の場合  Es＝B・tan（I／2）＝2・TL Bo＝B・sec（I／2） TL＝B／2tan（I／2） －136－	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

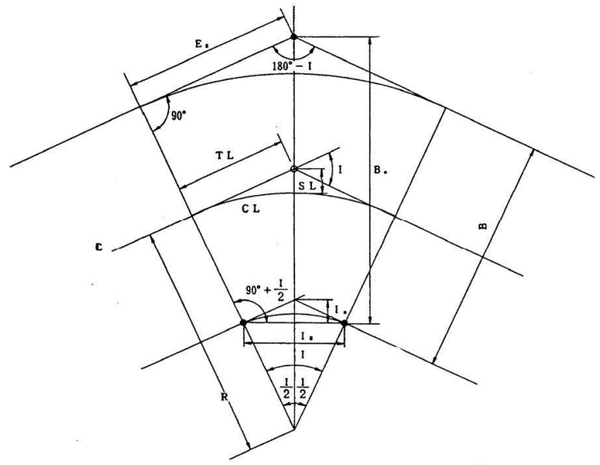
（ロ）　（3°～6°未満）の場合



ＴＬ＝Ｒ・tan（Ｉ／２）
ＣＬ＝２π／360°・Ｒ・Ｉ°
　　＝Ｉ／Ｐ・Ｒ・Ｉ°
ＳＬ＝Ｒ・｛sec（Ｉ／２）－１｝
（ただし
　ρ＝180°／π＝57.2958（１rad.の角度）
　∴　１／ρ＝0.0174533）

Ｅｓ＝（Ｒ＋Ｂ／２）・tan（Ｉ／２）
Ｉｓ＝２・（Ｒ－Ｂ／２）・sin（Ｉ／２）
Ｉｘ＝（Ｒ－Ｂ／２）・｛sec（Ｉ／２）－cos（Ｉ／２）｝
Ｂｏ＝（Ｒ＋Ｂ／２）sec（Ｉ／２）－（Ｒ－Ｂ／２）cos（Ｉ／２）

（ロ）　（3°～6°未満）の場合



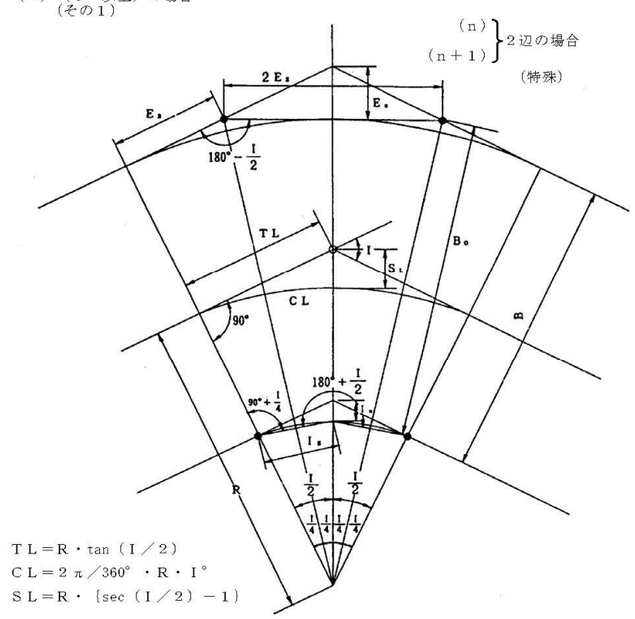
ＴＬ＝Ｒ・tan（Ｉ／２）
ＣＬ＝２π／360°・Ｒ・Ｉ°
　　＝Ｉ／Ｐ・Ｒ・Ｉ°
ＳＬ＝Ｒ・｛sec（Ｉ／２）－１｝
（ただし
　ρ＝180°／π＝57.2958（１rad.の角度）
　∴　１／ρ＝0.0174533）

Ｅｓ＝（Ｒ＋Ｂ／２）・tan（Ｉ／２）
Ｉｓ＝２・（Ｒ－Ｂ／２）・sin（Ｉ／２）
Ｉｘ＝（Ｒ－Ｂ／２）・｛sec（Ｉ／２）－cos（Ｉ／２）｝
Ｂｏ＝（Ｒ＋Ｂ／２）sec（Ｉ／２）－（Ｒ－Ｂ／２）cos（Ｉ／２）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

（ハ）（6°以上）の場合
（その1）



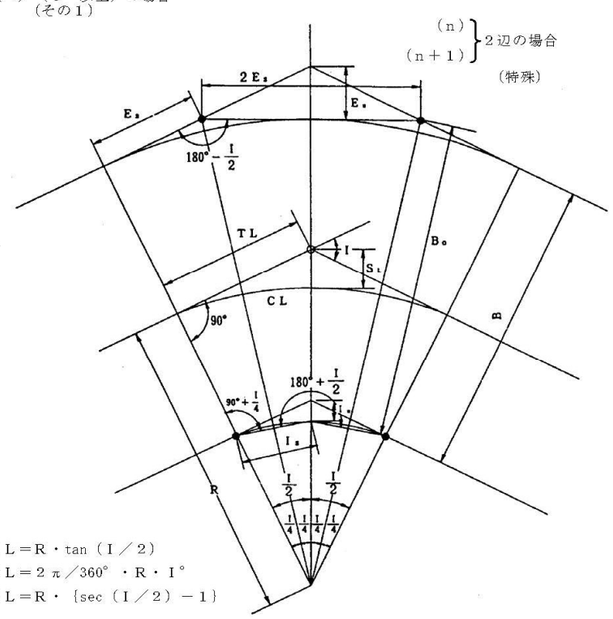
TL＝R・tan（I／2）
CL＝2π／360°・R・I°
SL＝R・｛sec（I／2）－1｝

$L_x = (R - B/2) \cdot \{\sec(I/2) - 1\}$
$I_s = 2 \cdot (R - B/2) \cdot \sin(I/4)$

$E_s = (R + B/2) \cdot \tan(I/4)$
$E_x = (R + B/2) \cdot \{\sec(I/2) - 1\}$

$B_0 = (R + B/2) \cdot \sec(I/4) - (R - B/2) \cdot \cos(I/4)$

（ハ）（6°以上）の場合
（その1）



TL＝R・tan（I／2）
CL＝2π／360°・R・I°
SL＝R・｛sec（I／2）－1｝

$L_x = (R - B/2) \cdot \{\sec(I/2) - 1\}$
$I_s = 2 \cdot (R - B/2) \cdot \sin(I/4)$

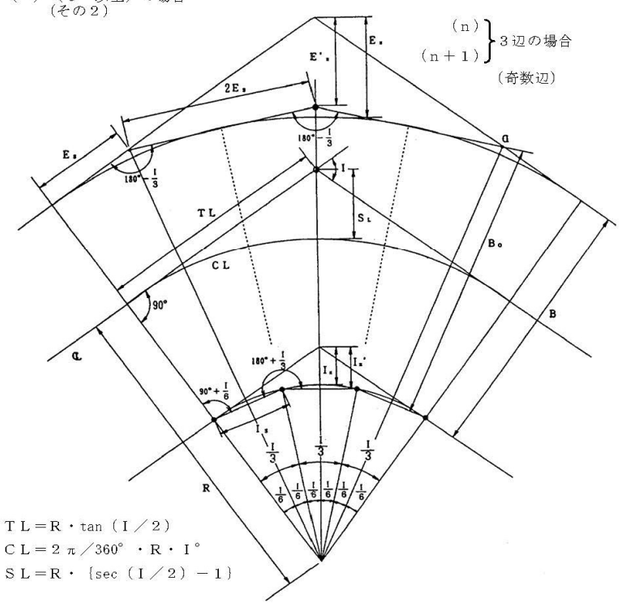
$E_s = (R + B/2) \cdot \tan(I/4)$
$E_x = (R + B/2) \cdot \{\sec(I/2) - 1\}$

$B_0 = (R + B/2) \cdot \sec(I/4) - (R - B/2) \cdot \cos(I/4)$

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

（ハ）（6°以上）の場合
（その2）



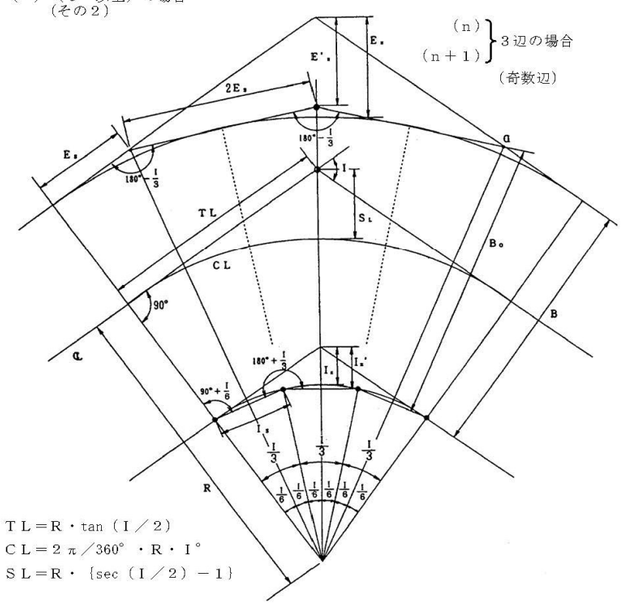
TL＝R・tan（I／2）
CL＝2π／360°・R・I°
SL＝R・｛sec（I／2）－1｝

Ix ＝（R－B／2）・｛sec（I／2）－1｝
Ix′＝（R－B／2）・｛sec（I／2）－cos（I／6）｝
Is ＝2・（R－B／2）・sin（I／6）

Es ＝（R＋B／2）・tan（I／6）
Ex ＝（R＋B／2）・｛sec（I／2）－1｝
Ex′＝（R＋B／2）・｛sec（I／2）－sec（I／6）｝

B。＝（R＋B／2）・sec（I／6）－（R－B／2）・cos（I／6）

（ハ）（6°以上）の場合
（その2）



TL＝R・tan（I／2）
CL＝2π／360°・R・I°
SL＝R・｛sec（I／2）－1｝

Ix ＝（R－B／2）・｛sec（I／2）－1｝
Ix′＝（R－B／2）・｛sec（I／2）－cos（I／6）｝
Is ＝2・（R－B／2）・sin（I／6）

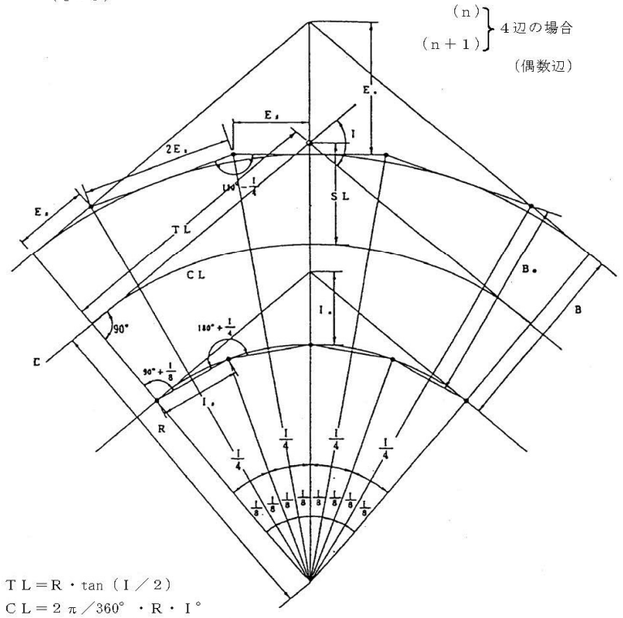
Es ＝（R＋B／2）・tan（I／6）
Ex ＝（R＋B／2）・｛sec（I／2）－1｝
Ex′＝（R＋B／2）・｛sec（I／2）－sec（I／6）｝

B。＝（R＋B／2）・sec（I／6）－（R－B／2）・cos（I／6）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

（ハ）（6°以上）の場合
（その3）

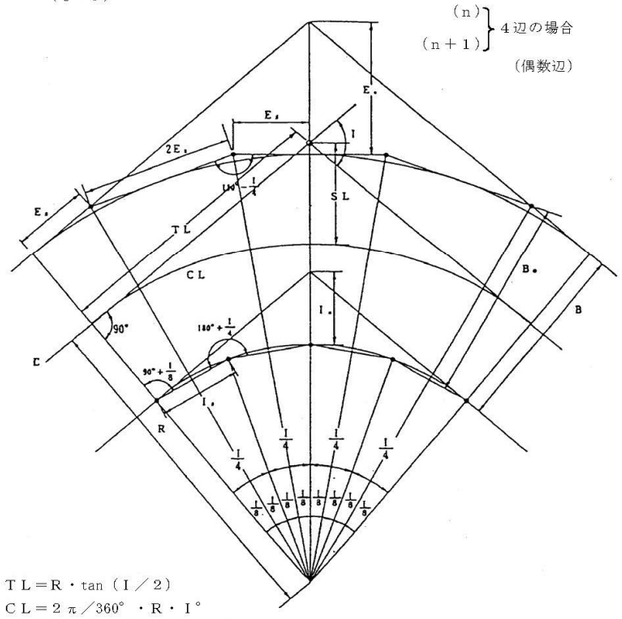


TL＝R・tan（I／2）
CL＝2π／360°・R・I°
SL－R・｛sec（I／2）－1｝
I_s＝2・（R－B／2）・sin（I／8）
I_x＝（R－B／2）・｛sec（I／2）－1｝

E_s＝（R＋B／2）・tan（I／8）
E_x＝（R＋B／2）・｛sec（I／2）－1｝

B_0＝（R＋B／2）・sec（I／8）－（R－B／2）・cos（I／8）

（ハ）（6°以上）の場合
（その3）

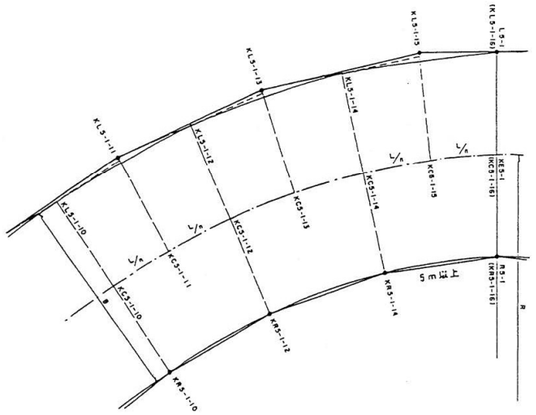
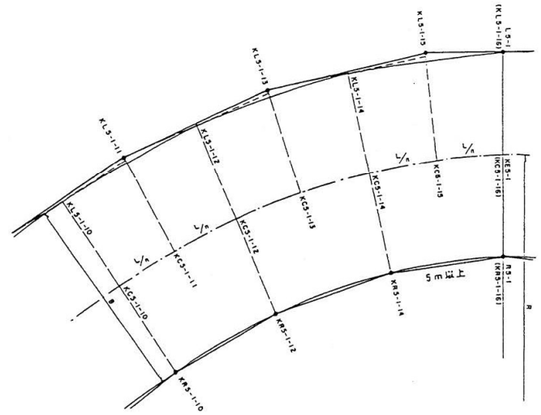


TL＝R・tan（I／2）
CL＝2π／360°・R・I°
SL－R・｛sec（I／2）－1｝
I_s＝2・（R－B／2）・sin（I／8）
I_x＝（R－B／2）・｛sec（I／2）－1｝

E_s＝（R＋B／2）・tan（I／8）
E_x＝（R＋B／2）・｛sec（I／2）－1｝

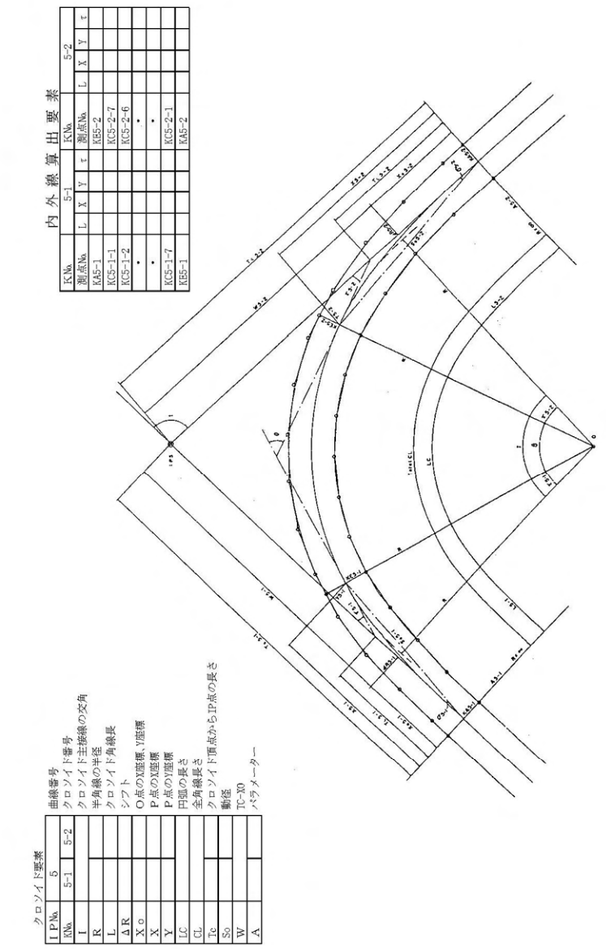
B_0＝（R＋B／2）・sec（I／8）－（R－B／2）・cos（I／8）

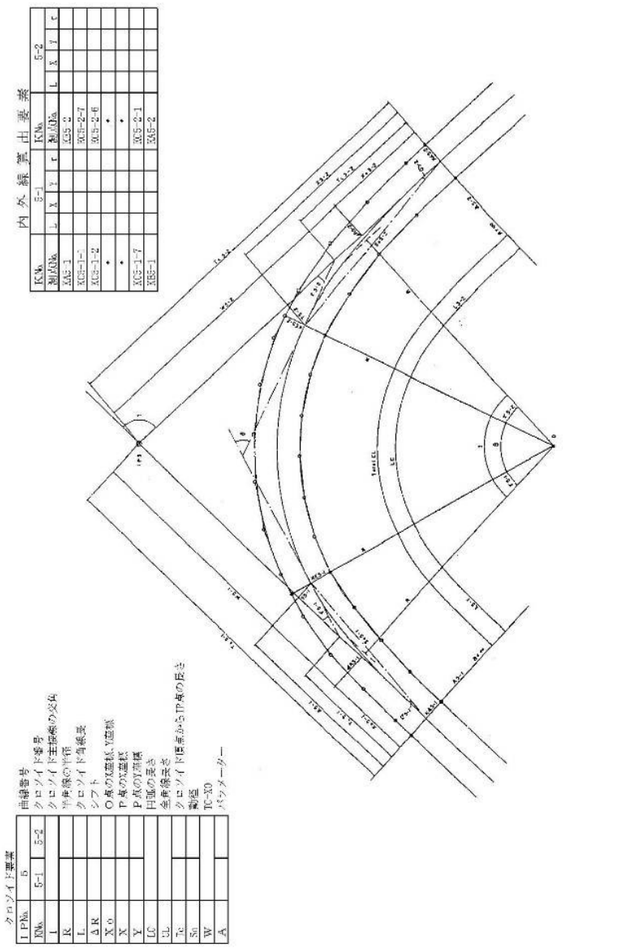
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	参考資料－２ クロソイド区間の境界線設定法 中心線長Ｌ（クロソイド曲線長）をｎ分割（ｎは偶数辺）し、 各中間点（KC5-1-1～KC5-1-16）の座標及び接線角τ＝Ｌ²/2A²（τ5-1-1～τ5-1-16）を求め、偶数点より接線角τの直角に1/2道路幅員を取り、内側点（KR5-1-2，KR5-1-4，……KR5-1-14,KR5-1-16）及び外側点（KL5-1-2，KL5-1-4,……KL5-1-14,Kl5-1-16）の各点を算出する。 内側曲線は上記で求めた内側点（KR5-1-2，KR5-1-4,……KR5-1-14,KR5-1-16）を結ぶ直線を用地境界線とする。 外側曲線は中間点の奇数点（KC5-1-15)からその点の接線角（τ5-1-15）の直角方向と外側点で曲率1/R が大きい方の点（KL5-1-16）よりその点の接線角（τ5-1-16）との２点２方向で交点（KL5-1-15）を求める。 次も奇数点（KC5-1-13）からその点の接線角（τ5-1-13）の直角方向と外側点で曲率が大きい方の点（KL5-1-14）よりその点の接線角（τ5-1-14）との２点２方向で交点（KL5-1-15）を求める。 以下同様に(KL5-1-11,KL5-1-9……KL5-1-3,KL5-1-1）を求め、各点を結ぶ直線を用地境界線とする。 ただし用地境界区間で一辺の長さが最短となるのは内側で曲率が大きい箇所であるので、この区間（KR5-1-14～KR5-1-16）を５ｍ以上になるように、ｎ（ｎは偶数辺）を決める。 		参考資料－２ クロソイド区間の境界線設定法 中心線長Ｌ（クロソイド曲線長）をｎ分割（ｎは偶数辺）し、 各中間点（KC5-1-1～KC5-1-16）の座標及び接線角τ＝Ｌ²/2A²（τ5-1-1～τ5-1-16）を求め、偶数点より接線角τの直角に1/2道路幅員を取り、内側点（KR5-1-2，KR5-1-4，……KR5-1-14,KR5-1-16）及び外側点（KL5-1-2，KL5-1-4,……KL5-1-14,Kl5-1-16）の各点を算出する。 内側曲線は上記で求めた内側点（KR5-1-2，KR5-1-4,……KR5-1-14,KR5-1-16）を結ぶ直線を用地境界線とする。 外側曲線は中間点の奇数点（KC5-1-15)からその点の接線角（τ5-1-15）の直角方向と外側点で曲率1/R が大きい方の点（KL5-1-16）よりその点の接線角（τ5-1-16）との２点２方向で交点（KL5-1-15）を求める。 次も奇数点（KC5-1-13）からその点の接線角（τ5-1-13）の直角方向と外側点で曲率が大きい方の点（KL5-1-14）よりその点の接線角（τ5-1-14）との２点２方向で交点（KL5-1-15）を求める。 以下同様に(KL5-1-11,KL5-1-9……KL5-1-3,KL5-1-1）を求め、各点を結ぶ直線を用地境界線とする。 ただし用地境界区間で一辺の長さが最短となるのは内側で曲率が大きい箇所であるので、この区間（KR5-1-14～KR5-1-16）を５ｍ以上になるように、ｎ（ｎは偶数辺）を決める。  － 141 －	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		

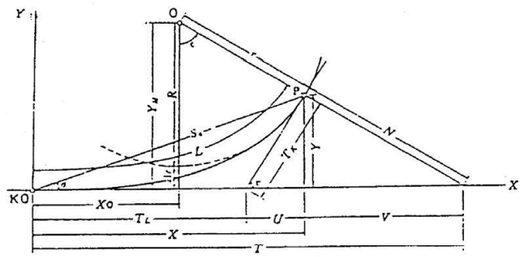




東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

クロソイド要素と記号

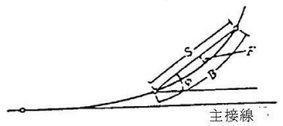


クロソイド原点ＫＯにおいて曲率は０であり、Ｐ点において1/R なるクロソイドである。

ＫＯ	：クロソイド原点
Ｐ	：クロソイド上の任意の点
Ｏ	：クロソイド上のＰ点における曲率の中心
ＫＯ～Ｘ	：主接線（クロソイド原点における接線）
Ａ	：クロソイドのパラメーター
Ｘ，Ｙ	：Ｐ点のＸ座標、Ｙ座標
Ｌ	：クロソイド曲線長
Ｒ	：Ｐ点における曲率半径
ΔＲ	：移程量（シフト）
Ｘｏ，Ｙｏ	：Ｏ点のＸ座標、Ｙ座標
τ	：Ｐ点における接線角（ら線角）
σ	：Ｐ点の極角
T_K，T_L	：短接線長，長接線長
Ｓｏ	：動径
Ｎ	：法線長
Ｕ	：T_K の主接線への投影長
Ｖ	：Ｎの主接線への投影長
Ｔ	：Ｘ＋Ｖ＝T_L ＋Ｕ＋Ｖ

クロソイド上に任意の弦をとったとき

Ｂ	：曲線長
Ｓ	：弦　長
φ	：弦　角
Ｆ	：拱　矢（ｺｳｼ）



Ｒ，Ｌ，Ａ，τの関係を次式で示す。

$R=A^2/L=L/2\tau=A/\sqrt{(2\tau)}$

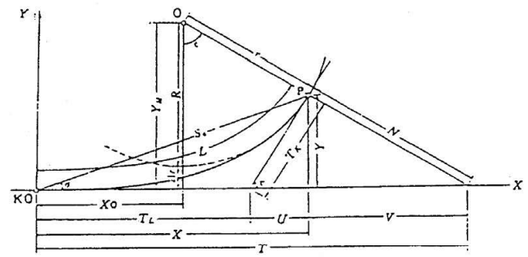
$L=A^2/R=2\tau R=A\sqrt{(2\tau)}$

$\tau=L/2R=L^2/2A^2=A^2/2R^2$

$A^2=LR=L^2/2\tau=2\tau R^2$

ただし、τはラジアン（180/π）で示したものである。

クロソイド要素と記号

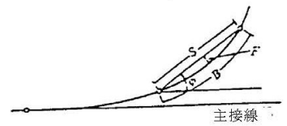


クロソイド原点ＫＯにおいて曲率は０であり、Ｐ点において1/R なるクロソイドである。

ＫＯ	：クロソイド原点
Ｐ	：クロソイド上の任意の点
Ｏ	：クロソイド上のＰ点における曲率の中心
ＫＯ～Ｘ	：主接線（クロソイド原点における接線）
Ａ	：クロソイドのパラメーター
Ｘ，Ｙ	：Ｐ点のＸ座標、Ｙ座標
Ｌ	：クロソイド曲線長
Ｒ	：Ｐ点における曲率半径
ΔＲ	：移程量（シフト）
Ｘｏ，Ｙｏ	：Ｏ点のＸ座標、Ｙ座標
τ	：Ｐ点における接線角（ら線角）
σ	：Ｐ点の極角
T_K，T_L	：短接線長，長接線長
Ｓｏ	：動径
Ｎ	：法線長
Ｕ	：T_K の主接線への投影長
Ｖ	：Ｎの主接線への投影長
Ｔ	：Ｘ＋Ｖ＝T_L ＋Ｕ＋Ｖ

クロソイド上に任意の弦をとったとき

Ｂ	：曲線長
Ｓ	：弦　長
φ	：弦　角
Ｆ	：拱　矢（ｺｳｼ）



Ｒ，Ｌ，Ａ，τの関係を次式で示す。

$R=A^2/L=L/2\tau=A/\sqrt{(2\tau)}$

$L=A^2/R=2\tau R=A\sqrt{(2\tau)}$

$\tau=L/2R=L^2/2A^2=A^2/2R^2$

$A^2=LR=L^2/2\tau=2\tau R^2$

ただし、τはラジアン（180/π）で示したものである。

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧	

中 心 線（R）　　河道内曲線（Ro）

I．A＝＿＿＿＿　　I．A　＝＿＿＿＿

R　＝＿＿＿＿　　R（Ro）　＝＿＿＿＿

T．L＝＿＿＿＿　　T．L（To）＝＿＿＿＿

C．L＝＿＿＿＿　　C．L　＝＿＿＿＿

S．L＝＿＿＿＿　　S．L（S）＝＿＿＿＿

B　＝＿＿＿＿

ΔS　＝I／1000×B　＝

T′　＝（S＋ΔS）／S×To ＝

R′　＝T′tan（90°－I／2）　＝

$$\Delta S i = Ro + (R' - Ro + \Delta S) \cos\theta - \sqrt{R'^2 - (R' - Ro + \Delta S)^2 \sin^2\theta} =$$

ここに　I　：交角　（度）

To　：拡幅前における内カーブT．L　（m）

T′　：拡幅後における内カーブT．L　（m）

Ro　：拡幅前における内カーブ半径　（m）

R′　：拡幅後における内カーブ半径　（m）

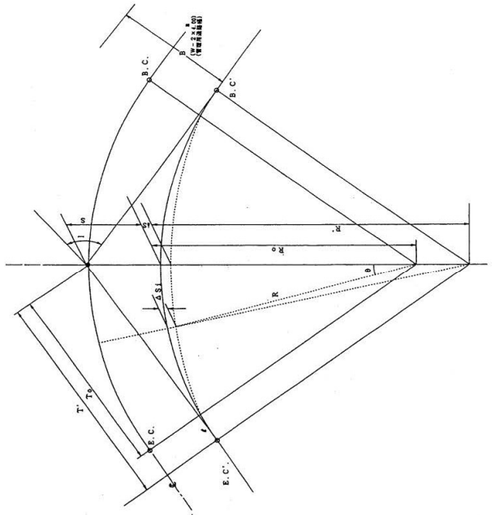
B　：流路幅員（両水法線間距離）　（m）

S　：拡幅前における内カーブS．L　（m）

ΔS　：拡幅量　（m）

W　：河川計画幅　（m）

ΔSi　：任意の地点（θの場合に）における拡幅量　（m）



I P－＿＿＿＿

参考資料－３

河川曲線部の境界線設定法

河川曲線部の内側法線（内側拡幅）

河川名＿＿＿＿

中 心 線（R）　　河道内曲線（Ro）

I．A＝＿＿＿＿　　I．A　＝＿＿＿＿

R　＝＿＿＿＿　　R（Ro）　＝＿＿＿＿

T．L＝＿＿＿＿　　T．L（To）＝＿＿＿＿

C．L＝＿＿＿＿　　C．L　＝＿＿＿＿

S．L＝＿＿＿＿　　S．L（S）＝＿＿＿＿

B　＝＿＿＿＿

ΔS　＝I／1000×B　＝

T′　＝（S＋ΔS）／S×To ＝

R′　＝T′tan（90°－I／2）　＝

$$\Delta S i = Ro + (R' - Ro + \Delta S) \cos\theta - \sqrt{R'^2 - (R' - Ro + \Delta S)^2 \sin^2\theta} =$$

ここに　I　：交角　（度）

To　：拡幅前における内カーブT．L　（m）

T′　：拡幅後における内カーブT．L　（m）

Ro　：拡幅前における内カーブ半径　（m）

R′　：拡幅後における内カーブ半径　（m）

B　：流路幅員（両水法線間距離）　（m）

S　：拡幅前における内カーブS．L　（m）

ΔS　：拡幅量　（m）

W　：河川計画幅　（m）

ΔSi　：任意の地点（θの場合に）における拡幅量　（m）

I P－＿＿＿＿

参考資料－３

河川曲線部の境界線設定法

河川曲線部の内側法線（内側拡幅）

河川名＿＿＿＿

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

新

内曲線拡幅量計算用紙　（　　）　河川名

測点	Li	RAD.AN	θ	Cos θ	Sin θ	Ro	R′	α/(R′−Ro+ΔS)	ΔS	aCos θ	aSin θ	a²Sin²θ	R′²	R′²−a²sin²θ	√(R′²−a²sin²θ)	ΔSi
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													

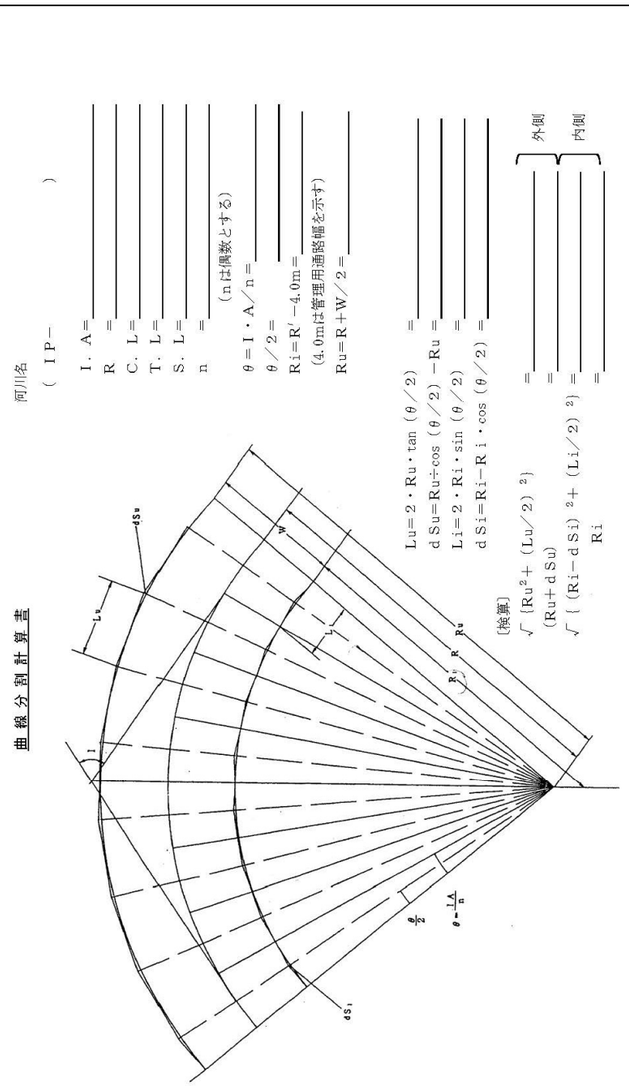
旧

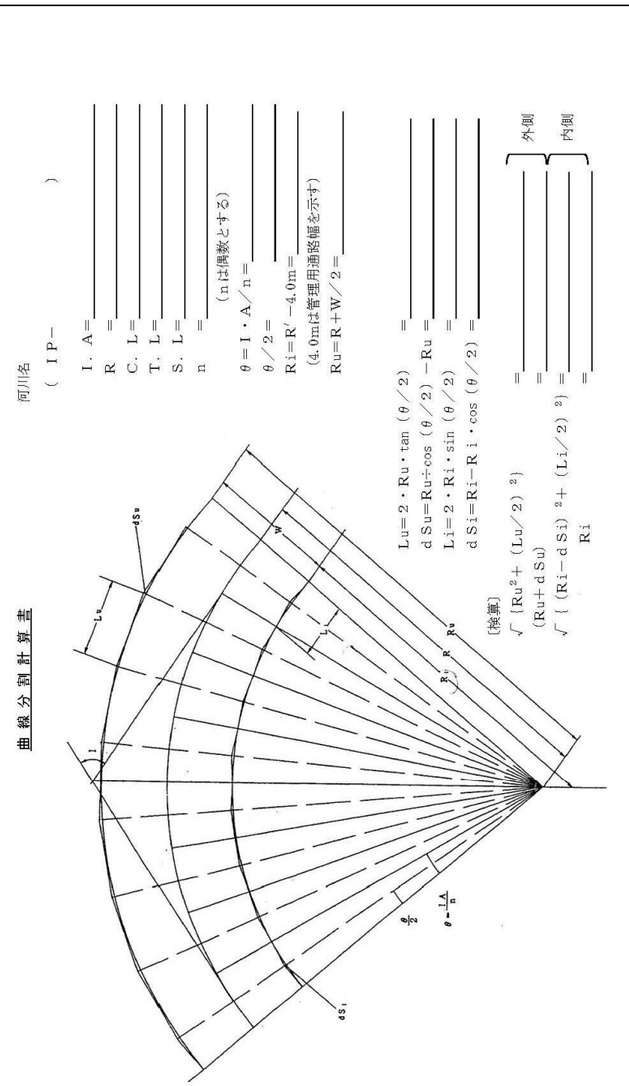
内曲線拡幅量計算用紙　（　　）　河川名

測点	Li	RAD.AN	θ	Cos θ	Sin θ	Ro	R′	α/(R′−Ro+ΔS)	ΔS	aCos θ	aSin θ	a²Sin²θ	R′²	R′²−a²sin²θ	√(R′²−a²sin²θ)	ΔSi
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													
			—													

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	





東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

参考資料－４

関 係 資 料 一 覧 表

種　　別	資　料　名	保 管 場 所
(道路関係) 1. 告示関係 東京都告示 S. 18. 8. 21 ～現在 東京府告示 T. 9. 4. 1. ～S. 18. 6. 19 東京市告示 T. 9. 4. 1 ～S. 18. 6. 29	(1)告示原議（路線認定、区域決定、変更、供用開始、供用廃止等） 告示略図、丈量図、面積計算書、地図（公図）写し、土地調書、平面図、構造図、権原関係書、その他 認定改廃路線図、告示索引図、告示綴、旧町村引継路線図（赤図・青図） (昭和7年10月1日、昭和11年10月1日東京市に編入した町村の路線図) 換地位置決定図、地籍地図、管理協定原議、その他 (注)　昭和7年8月25日、東京市告示第313号道路台帳平面図のとおり区域決定 （東京市旧15区）	建・道路管理部路政課 東京都公文書館 建設事務所管理課（副） 建・道路管理部路政課
2. 道路台帳関係	(1)道路台帳平面図 (A)旧道路法時代に調製された道路台帳平面図 (イ)府県道（縮尺1/1200 T.11～S.17）東京府全域、区域線記入ずみ、一部成果あり。 (ロ)旧市域（縮尺1/600 T. 11～S.17）旧東京市の全域（旧15区）、区域線記入ずみ (注)麹町、神田（千代田区）、京橋、日本橋（中央区）、芝、赤坂、麻布(港区）、四谷、牛込（新宿区）、本郷、小石川（文京区）、浅草、下谷（台東区）、本所（墨田区） 深川(江東区) (ハ) 新市域（縮尺1/500 S. 9～S. 17） 旧市域以外の20区、現況図のみ	

（修正）

参考資料－４

関 係 資 料 一 覧 表

種　　別	資　料　名	保 管 場 所
(道路関係) 1. 告示関係 東京都告示 S. 18. 8. 21 ～現在 東京府告示 T. 9. 4. 1. ～S. 18. 6. 19 東京市告示 T. 9. 4. 1 ～S. 18. 6. 29	(1)告示原議（路線認定、区域決定、変更、供用開始、供用廃止等） 告示略図、丈量図、面積計算書、地図（公図）写し、土地調書、平面図、構造図、権原関係書、その他 認定改廃路線図、告示索引図、告示綴、旧町村引継路線図（赤図・青図） (昭和7年10月1日、昭和11年10月1日東京市に編入した町村の路線図) 換地位置決定図、地籍地図、管理協定原議、その他 (注)　昭和7年8月25日、東京市告示第313号道路台帳どおり区域決定 （東京市旧15区）	建・道路管理部路政課 東京都公文書館 建設事務所管理課（副） 建・道路管理部路政課
2. 道路台帳関係	(1)道路台帳平面図 (A)戦前の道路台帳平面図 (イ)府県道（縮尺1/1200 T.11～S.17）東京府全域、区域線記入ずみ、一部成果あり。 (ロ)旧市域（縮尺1/600 T. 11～S.17）旧東京市の全域（旧15区）、区域線記入ずみ (注)麹町、神田（千代田区）、京橋、日本橋（中央区）、芝、赤坂、麻布(港区）、四谷、牛込（新宿区）、本郷、小石川（文京区）、浅草、下谷（台東区）、本所（墨田区） 深川(江東区) (ハ) 新市域（縮尺1/500 S. 9～S. 17） 旧市域以外の20区、現況図のみ	建設事務所管理課

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新

種　　別	資　料　名	保　管　場　所
	(注)淀橋（新宿区）、向島（墨田区）、城東（江東区）、品川荏原（品川区）、目黒（目黒区）、大森、蒲田（大田区）、世田谷（世田谷区）、渋谷（渋谷区）、中野（中野区）、杉並（杉並区）、豊島（豊島区）、王子、滝野川（北区）、荒川（荒川区）、板橋（板橋区、練馬区）、足立（足立区）、葛飾（葛飾区）、江戸川（江戸川区）	
	(B)新道路法施行後に調製された道路台帳平面図、附属調書 知事管理道路を全域について調製、補正中　縮尺1/500区域線記入中、S.31～	建設事務所管理課、各支庁
	(2)地下埋設物台帳平面図、附属調書	
	(A)旧道路法時代に調製された地下埋設物台帳平面図 旧市域　縮尺1/250 S. 2～S.17 新市域　縮尺1/500 S. 9～S.17	
	(B)新道路法施行後に調製された地下埋設物台帳平面図 知事管理道路を全域について調製 縮尺1/500 S.26～補正中	建設事務所管理課、各支庁
	(3)道路敷地構成図（調書を含む） 縮尺1/500 S.49～調製中	建設事務所管理課
	(4)道路区域の標示、証明図書	建設事務所管理課
3．街路、道路整備関係	買収原議ほか用地関係 丈量図、面積計算書、土地調書、地図（公図）写、測量成果、縦横断図、平面図、構造図、権原関係図書、占用物件表示図及び調書、その他	建・用地部用地課 建設事務所管理課 〃　用地課 〃　工事課 東京都公文書館

旧

種　　別	資　料　名	保　管　場　所
	(注)淀橋（新宿区）、向島（墨田区）、城東（江東区）、品川荏原（品川区）、目黒（目黒区）、大森、蒲田（大田区）、世田谷（世田谷区）、渋谷（渋谷区）、中野（中野区）、杉並（杉並区）、豊島（豊島区）、王子、滝野川（北区）、荒川（荒川区）、板橋（板橋区、練馬区）、足立（足立区）、葛飾（葛飾区）、江戸川（江戸川区）	
	(B)戦後の道路台帳平面図、附属調書 知事管理道路を全域について調製、補正中　縮尺1/500区域線記入中、S.31～	各支庁にもあり
	(2)地下埋設物台帳平面図、附属調書	
	(A)戦前の地下埋設物台帳平面図 旧市域　縮尺1/250 S. 2～S.17 新市域　縮尺1/500 S. 9～S.17	東京都公文書館
	(B)戦後の地下埋設物台帳平面図 知事管理道路を全域について調製 縮尺1/500 S.26～補正中	建設事務所管理課、各支庁
	(3)道路敷地構成図（調書を含む） 縮尺1/500 S.49～調製中	建設事務所管理課
	(4)道路区域の標示、証明図書	建設事務所管理課
3．街路、道路整備関係	買収原議ほか用地関係 丈量図、面積計算書、土地調書、地図（公図）写、測量成果、縦横断図、平面図、構造図、権原関係図書、占用物件表示図及び調書、その他	建・用地部用地課 建設事務所管理課 〃　用地課 〃　工事課 東京都公文書館

（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

（修正）

種　　別	資　料　名	保　管　場　所
4．日米行政協定道路	日米行政協定により改修した道路の資料 丈量図、面積計算書、土地調書、地図 （公図）写、平面図、構造図、権原関係 調書	管轄事務所以外に区部建 設事務所に保管されてい る場合がある。
（河川関係） 1．告示関係	告示原議 案内図、位置図、実測現況平面図、 求積図、面積計算書、土地調書、 地図（公図）写、河川境界、確定図抄 本（境界図抄本）、その他	建・河川部管理課
2．河川台帳関係	河川台帳（一部あり）	建設事務所管理課 関東地整河川部水政課 （多摩川）
3．河川改修関係	実測現況平面図、求積図、面積計算書、 土地調書、地図（公図）写、境界図（副）、 測量成果、縦横断図、構造図、占用物件 表示図及び調書、 その他	建設事務所管理課 〃　工事課 各区役所土木部 （委任河川）
（土地整理関係） 1．土地区画整理関係 東京都、区市町村 公団、公社、 組合施行	広報関係 換地確定図、測量成果、面積計算書、 土地調書、地図（公図）写、平面図、 構造図、縦横断図、求積図、埋設物件 図書、上地認可図、 その他	都市整備局 市街地整備事務所 その他各事業施行者 （組合施行の場合は当 時の組合長、役員など） 東京都公文書館
2．再開発関係	丈量図、測量成果、面積計算書、土地 調書、地図（公図）写、買収原議他用 地関係、平面図、構造図、縦横断図、 埋設物件図書、その他	都市整備局 市街地整備事務所
3．耕地整理関係	広報関係 確定図、測量成果、面積計算書、 土地調書、地図（公図）写、平面図、 構造図、求積図、埋設物件図書、 上地認可図、その他	東京都公文書館 事業施行者
4．土地改良関係	上地認可図、平面図、その他	東京都公文書館 事業施行者

種　　別	資　料　名	保　管　場　所
4．日米行政協定道路	日米行政協定により改修した道路の資料 丈量図、面積計算書、土地調書、地図 （公図）写、平面図、構造図、権原関係 調書	管轄事務所以外に区部建 設事務所に保管されてい る場合がある。
（河川関係） 1．告示関係	告示原議 案内図、位置図、実測現況平面図、 求積図、面積計算書、土地調書、 地図（公図）写、河川境界、確定図抄 本（境界図抄本）、その他	建・河川部管理課
2．河川台帳関係	河川台帳（一部あり）	建設事務所管理課 関東地整河川部水政課 （多摩川）
3．河川改修関係	実測現況平面図、求積図、面積計算書、 土地調書、地図（公図）写、境界図（副）、 測量成果、縦横断図、構造図、占用物件 表示図及び調書、 その他	建設事務所管理課 〃　工事課 各区役所土木部 （委任河川）
（土地整理関係） 1．土地区画整理関係 東京都、区市町村 公団、公社、 組合施行	広報関係 換地確定図、測量成果、面積計算書、 土地調書、地図（公図）写、平面図、 構造図、縦横断図、求積図、埋設物件 図書、上地認可図、 その他	都市整備局 区画整理事務所 その他各事業施行者 （組合施行の場合は当 時の組合長、役員など） 東京都公文書館
2．再開発関係	丈量図、測量成果、面積計算書、土地 調書、地図（公図）写、買収原議他用 地関係、平面図、構造図、縦横断図、 埋設物件図書、その他	都市整備局 再開発事務所
3．耕地整理関係	広報関係 確定図、測量成果、面積計算書、 土地調書、地図（公図）写、平面図、 構造図、求積図、埋設物件図書、 上地認可図、その他	東京都公文書館 事業施行者
4．土地改良関係	上地認可図、平面図、その他	東京都公文書館 事業施行者

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新

種　　別	資　料　名	保 管 場 所
(埋立関係) 1. 港湾局関係	埋立実測図、丈量図、しゅん功図 その他	東京都公文書館 財・財産運用部 港・臨海開発部
(財務局関係) 境界確定事務関係	境界確定協議の原議（確定・確認）正本 境界確定協議の境界図　副本 土地測量の原議（用地買収関係）　正本 震災復興土地区画整理確定図(旧市15区) 戦災復興土地区画整理確定図　（一部） マイラー 土地区画整理、耕地整理、土地改良事業等の資料（確定資料）　（一部） 一般査定図　（縮尺1/600　旧市域と品川　T.8～T.15） その他	東京都公文書館 建・総務部用度課 建設事務所管理課 東京都公文書館 建・総務部用度課 建設事務所管理課 建・総務部用度課 建設事務所管理課 都市整備局・市街地整備部区画整理課 建・総務部用度課 建・総務部用度課 建設事務所管理課
(各局所管公有財産関係) 建設局所管公有財産境界確定事務関係	土地の測量及び処分等の原議 財産台帳及び図書 　公有財産規則により公有財産の管理は、主管の局長が行っており、財産台帳及び図書は各局の主管部課が保管している。 境界確定協議の原議 〃　　境界図	財・財産運用部 東京都公文書館 建・総務部用度課 建設事務所管理課
(不動産登記関係)	土地登記簿、建物登記簿 地図（公図） 土地所在図、地積測量図、旧地図（旧公図）、旧土地台帳、閉鎖登記簿等	東京法務局出張所等
(固定資産関係)	課税台帳、非課税台帳 地図（公図） 各申告書	都税事務所 〃 市役所、町村役場

旧

（修正）

種　　別	資　料　名	保 管 場 所
(埋立関係) 1. 港湾局関係	埋立実測図、丈量図、しゅん功図 その他	東京都公文書館 財・財産運用部国有財産管理課 港・臨海開発部
(財務局関係) 1. 境界確定事務関係	境界確定協議の原議（確定・確認）正本 境界確定協議の境界図　副本 土地測量の原議（用地買収関係）　正本 〃　副本 震災復興土地区画整理確定図(旧市15区) 戦災復興土地区画整理確定図　（一部） マイラー 土地区画整理、耕地整理、土地改良事業等の資料（確定資料）　（一部） 2. 普通財産関係 一般査定図　（縮尺1/600　旧市域と品川　T.8～T.15） その他	東京都公文書館 財・財産運用部国有財産管理課 東京都公文書館 財・財産運用部管理運用課、評価測量課 財・財産運用部国有財産管理課 〃　〃　〃 〃　〃　〃 〃　〃　〃
(各局所管公有財産関係) 建設局所管公有財産境界確定事務関係	土地の測量及び処分等の原議 財産台帳及び図書 　公有財産規則により公有財産の管理は、主管の局長が行っており、財産台帳及び図書は各局の主管部課が保管している。 境界確定協議の原議 〃　　境界図 〃　　関係資料	財・財産運用部 東京都公文書館 総務部用度課 建設事務所
(不動産登記関係)	土地登記簿、建物登記簿 地図（公図） 土地所在図、地積測量図、旧地図（旧公図）、旧土地台帳、閉鎖登記簿等	東京法務局各出張所
(固定資産関係)	課税台帳、非課税台帳 地図（公図） 各申告書	都税事務署 〃 市役所、町村役場

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
				（修正）

種　　別	資　料　名	保　管　場　所
（保存文書関係）	主として明治時代から昭和20年頃までの道路、河川、公園、区画整理関係、寺社、その他の土地に関する文書が保存されている。 （例） 土地収用、土木雑件、土地道路敷、土地河岸地、土地公園、土地堤防土揚敷、土地市有地、土地地界、土地官有地、国有土地、例規告示、国有地籍、都市計画、土地公有水面、土木河川･･･ なお、戦後についても、長期保存文書は、東京都公文書館に保管されることが多く、その内容については、公文書館又は各主管部所に問い合わせること。	東京都公文書館 （文書、索引） 建設事務所管理課 （索引）

種　　別	資　料　名	保　管　場　所
（保存文書関係）	主として明治時代から昭和20年頃までの道路、河川、公園、区画整理関係、寺社、その他の土地に関する文書が保存されている。 （例） 土地収用、土木雑件、土地道路敷、土地河岸地、土地公園、土地堤防土揚敷、土地市有地、土地地界、土地官有地、国有土地、例規告示、国有地籍、都市計画、土地公有水面、土木河川･･･ なお、戦後についても、長期保存文書は、東京都公文書館に保管されることが多く、その内容については、公文書館又は各主管部所に問い合わせること。	東京都公文書館 （文書、索引） 建設事務所管理課 （索引）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	参考資料－５　（Ａ４判） 登記所申請用紙（注：この様式は参考であり、申請の際には、書式を登記所へ確認すること。）		参考資料－５　（Ａ４判） 登記所申請用紙（注：この様式は参考であり、申請には登記所所定の用紙を使用すること。）	（修正）

新

2 ■ 建 工 登 第　　号
登記所の表示　東京法務局　支局 出張所　令和　年　月　日

□ 謄 本　□ 閲 覧
□ 抄 本　□ 地 図
申　請　書

	種別	区	町	丁目字	地番	家屋番号又は所有者	請求通数
不動産の表示	□土地 □建物						
	□土地 □建物						
	□土地 □建物						
	□土地 □建物						
	□土地 □建物						
	□土地 □建物						

請求事項
該当事項にレをつけ、所要事項を記入してください。
□ 閲覧（□ 地図（地図番号第　号）／□ 地積測量図／□ 建物図面）
□ 写し（□ 登記申請書附属書類（　年　月　日受付第　号）／□）
□ 謄本（全部）
□ 謄本（現に効力を有する部分）
□ 閉鎖謄本（　年　月　日閉鎖）
□ 抄本（マンション等の専有区分全部）
□ 抄本（　年　月　日登記事項 甲区　番 乙区　番）
□ 登記事項要約書
□

請求理由	公共用地取得のため
手数料	登記手数料令第19条により納付せず

申請人
（官公署）東京都第■建設事務所　（職氏名）東京都第■建設事務所長　■　■　■　■

※ 受付　第　号		※ 交付	
※枚数	※通数	※筆個数	※確認印

（担当者）第■建設事務所
氏 名　■■■　■　　電話　00-0000-0000

旧

支 局
登記所の表示　法務局　出張所　平成　年　月　日

□ 謄 本　□ 閲 覧
□ 抄 本
申 請 書

申請人（住所・氏名）電話（　）
（受託者住所・会社名）
担当者　（受託者担当者名）
平成　年　月　日 申 請

	種 別	郡、市、区	町、村、大字	丁目字	地 番	家屋番号又は所有者名	請求の通 数
不動産の表示	□土 地 □建 物						
	□土 地 □建 物						
	□土 地 □建 物						
	□土 地 □建 物						
	□土 地 □建 物						
	□土 地 □建 物						
	□土 地 □建 物						

請求事項
該当事項の□に▽をつけ、所要事項を記入して下さい。
□ 閲覧（□ 登記簿／□ 地図（地図番号NO.　号）／□ 地積測量図／□ 建物図面／□ 申請書附属書類（平成　年　月　日受付第　号）（利害関係））
□ 謄本（全部）
□ 謄本（現に効力を有する部分）
□ 閉鎖謄本（平成　年　月　日 閉鎖）
□ 抄本（マンション等の専有部分を全部）
□ 抄本（平成　年　月　日登記事項　甲区　番／乙区　番）
□ 抄本（所有者の住所氏名）
□

証　明　書
上記は、公共事業の遂行のため □ 閲　覧／□ 謄本の交付／□ 抄本の交付　を
求めるものであることを証明する。
平成　年　月　日　東京都　事務所長　公印

手数料	登記手数料令第７条	受付	交付
筆、個、件、枚数		枚数	確認印

（担当者）所属　東京都○○○　事務所　部課　課　係
氏名　電話

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	参考資料－５　続き（Ａ４判）		参考資料－５　続き（Ａ４判）	（修正）

□ 謄　本　□ 閲　覧
□ 抄　本　□ 地　図

申　請　書

		種　別	都、市、区	町、村、大字	丁目字	地　番	家屋番号又は所有者名	請求の通　数
不動産の表示		□土地 □建物						
		□土地 □建物						
		□土地 □建物						
		□土地 □建物						
		□土地 □建物						
		□土地 □建物						
		□土地 □建物						
		□土地 □建物						
		□土地 □建物						
		□土地 □建物						
		□土地 □建物						
		□土地 □建物						
		□土地 □建物						
		□土地 □建物						
		□土地 □建物						
		□土地 □建物						

登記所の表示　　法務局　　支局 出張所　平成　年　月　日申請

□ 謄　本　□ 閲　覧
□ 抄　本

申　請　書

	種　別	都、市、区	町、村、大字	丁目字	地　番	家屋番号又は所有者名	請求の通　数
不動産の表示	□土　地 □建　物						
	□土　地 □建　物						
	□土　地 □建　物						
	□土　地 □建　物						
	□土　地 □建　物						
	□土　地 □建　物						
	□土　地 □建　物						
	□土　地 □建　物						
	□土　地 □建　物						
	□土　地 □建　物						
	□土　地 □建　物						
	□土　地 □建　物						
	□土　地 □建　物						
	□土　地 □建　物						
	□土　地 □建　物						
	□土　地 □建　物						

東　京　都　Ｂ０２０１５

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
		（修正）

参考資料－６

測　量　委　託　の　様　式（その１）

様式番号	様　式　名
様式第１	身分証明書
様式第２	基準点点の記
様式第３	水準点点の記
様式第４	境界点点の記（公共用地・民有地・借地権等）
様式第５	基準点測量成果表
様式第６	水準測量成果表
様式第７	水準測量精度管理表（含　簡易水準測量）
様式第８	現地測量（平面図・地形図）精度管理表
様式第９	縦断測量精度管理表
様式第10	横断測量精度管理表
様式第11	用地幅杭設置測量精度管理表
様式第12	境界測量精度管理表
様式第13	土地登記簿謄書
様式第14	借地権等調書
様式第15	立会依頼状
様式第16	立会依頼状発送簿
様式第17	借地権等境界立会確認書
様式第18	土地調書
様式第19	土地計算書
様式第20	土地調書（土地登記簿写）
様式第21	管理境界標杭設置立会確認書
様式第22	区域変更調書
様式第23	建標承諾書
様式第24	基準点現況調査報告書

（次ページにつづく）

参考資料－６

測　量　委　託　の　様　式（その１）

様式番号	様　式　名
様式第１	身分証明書
様式第２	基準点点の記
様式第３	水準点点の記
様式第４	境界点点の記（公共用地・民有地・借地権等）
様式第５	基準点測量成果表
様式第６	水準測量成果表
様式第７	基準点測量精度管理表　その１
様式第８	基準点測量精度管理表　その１－２
様式第９	基準点測量精度管理表　その２
様式第10	水準測量精度管理表（含　簡易水準測量）
様式第11	地形測量精度管理表
様式第12	条件点測量精度管理表
様式第13	ＩＰ点設置測量精度管理表
様式第14	中心線測量精度管理表
様式第15	縦断測量精度管理表
様式第16	横断測量精度管理表
様式第17	用地幅杭設置測量精度管理表
様式第18	境界測量精度管理表
様式第19	土地登記簿謄書
様式第20	借地権等調書
様式第21	立会依頼状（その１）、立会依頼状（その２）
様式第22	立会依頼状発送簿
様式第23	借地権等境界立会確認書
様式第24	土地調書
様式第25	土地計算書
様式第26	道路台帳アパーチュアカード
様式第27	道路敷地構成図調書（敷地構成所有者別調書　記入例）
様式第28	道路敷地構成図調書（境界標調書記入例）

（次ページにつづく）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	参考資料－６　続き 測　量　委　託　の　様　式（その２） 様式見本第１　基準点測量観測データリスト 様式見本第２　３，４級水準測量観測データリスト 様式見本第３　資料調査図例 様式見本第４　境界検討図例 様式見本第５　竣工道路引継調書 様式見本第６　地目変更調書 様式見本第７　座標面積計算書 参　考　委任状（境界立会依頼）		参考資料－６　続き 測 量 委 託 の 様 式（その２） 様式番号　様式名 様式第29　道路敷地構成図調書（未分筆調書記入例） 様式第30　道路敷地構成図調書（3級基準点成果表記入例） 様式第31　道路敷地構成図調書（4級基準点成果表記入例） 様式第32　土地調書（土地登記簿写） 様式第33　管理境界標杭設置立会確認書 様式第34　区域変更調書 様式第35　建標承諾書 様式第36　基準点現況調査報告書 様式見本第１　基準点測量観測データリスト 様式見本第２　３，４級水準測量観測データリスト 様式見本第３　資料調査図例 様式見本第４　境界検討図例 様式見本第５　竣工道路引継調書 様式見本第６　地目変更調書 参　考　委任状（境界立会依頼） － 155 －	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	様式第1 ※受注者等提出書類処理基準・同実施細目（東京都港湾局）、身分証明書発行申請を参照すること。		様式第1 （表） 第　　号 身 分 証 明 書 住　所 氏　名　　（　才） 昭和　年　月　日生 勤務先 上記の者は東京都施行の下記委託測量に従事する者であることを証明する。 記 1．委託件名 2．委託箇所　自 至 3．委託期間　自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日 平成　年　月　日 東京都　　事務所長 （裏） 注　　意 1．この証明書は、標記委託測量に従事する場合には、必ず携帯し、関係人の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。 2．この証明書の記載事項は訂正しない。訂正したものは無効とする。 3．この証明書は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。 4．この証明書を紛失したときは、すみやかに東京都　　事務所長へ届け出なければならない。 5．この証明書の有効期間は、委託期間とし、有効期間を経過したときは、すみやかに東京都　　事務所長へ返還しなければならない。 ※大きさは原則として名刺サイズとする。 － 156 －	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	様式第2 基準点点の記 世界測地系（測地成果２０１１）　等級 ：　級 点番号 / 埋標年月日 令和　年　月　日 / 観測年月日 令和　年　月　日 所在地 座標値及び標高：X m ．／Y m ．／標高 m ．（A.P. ．／(T.P.) ．） 視準点の名称 / 方向角 / 距離 °　′　″ ― ― / m ． ― ― / ． ― ― / ． 標識の種類 / 埋設方法 略　図 写　真 / 備　考 調査年月日 作成年月日 座標系 ： 9　縮尺係数：　網平均計算の種類：		様式第2 基準点点の記 点番号 / 選点年月日 平成　年　月　日 所在地 座標値及び標高：X ．／Y ．／標　高（A.P.）． 視準点の名称 / 方　向　角 / 距　離 ― ― / ． ― ― / ． ― ― / ． 標識の種類 / 埋設方法 略　図 写　真 － 157 －	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

様式第3

水準点点の記

世界測地系（測地成果２０１１）　等級：　　調製：令和　年　月　日

点番号		還点年月日	令和　年　月　日
所在地			
標高(A.P.)	m .	杭高	m .
標識の種類		埋設方法	
略図			
写真			

※注（測地成果２０１１）欄は、測量時に使用した測地成果のバージョンを記載する。

様式第3

水準点点の記

点番号		還点年月日	平成　年　月　日
所在地			
標高(A.P.)	.	杭高	
標識の種類		埋設方法	
略図			
写真			

（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
様式第4 境界点点の記（公共用地・民有地・借地権等） 世界測地系（測地成果２０１１）　等級：　　調製：令和　年　月　日 点番号 / 埋標年月日 令和　年　月　日 / 調査年月日 令和　年　月　日 点の種類 所在地 所有者・管理者 座標値 X　Y　m　m 標識の種類　埋設方法 略図 案内図　備考（建物の場合到達の仕方など） 座標系：　縮尺係数：　網平均計算の種類： ※注（測地成果２０１１）欄は、測量時に使用した測地成果のバージョンを記載する。	様式第4 境界点点の記（公共用地・民有地・借地権等） 点番号　測量年月日 平成　年　月　日 点の種類 所在地 座標値 X　Y 標識の種類　埋設方法 略図 写真 － 159 －	（修正）

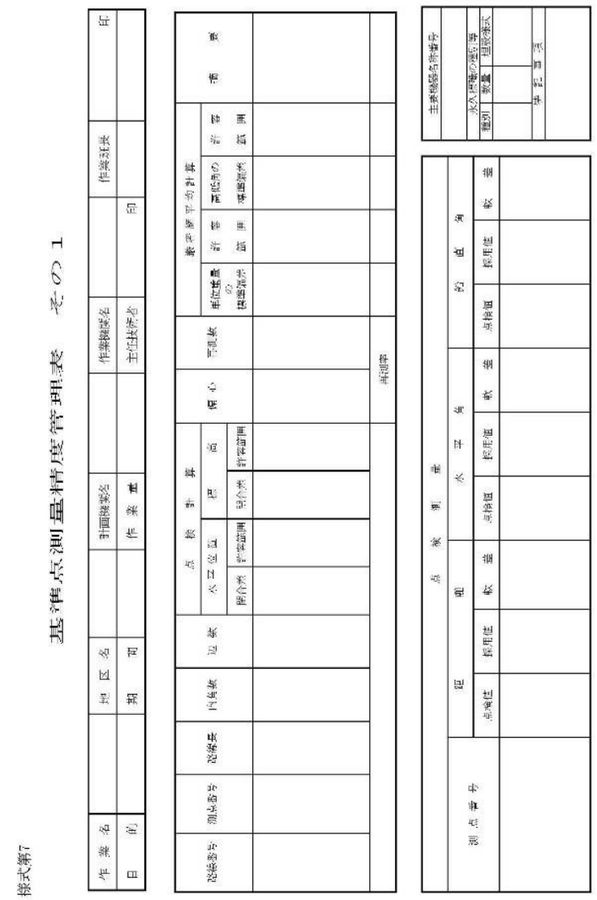
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
様式第5 基準点測量成果表 調製：令和　年　月　日 世界測地系（測地成果２０１１）　等級： ※注（測地成果２０１１）欄は、測量時に使用した測地成果のバージョンを記載する。	様式第5 基準点測量成果表 （測地成果2011）　等級：	（修正）

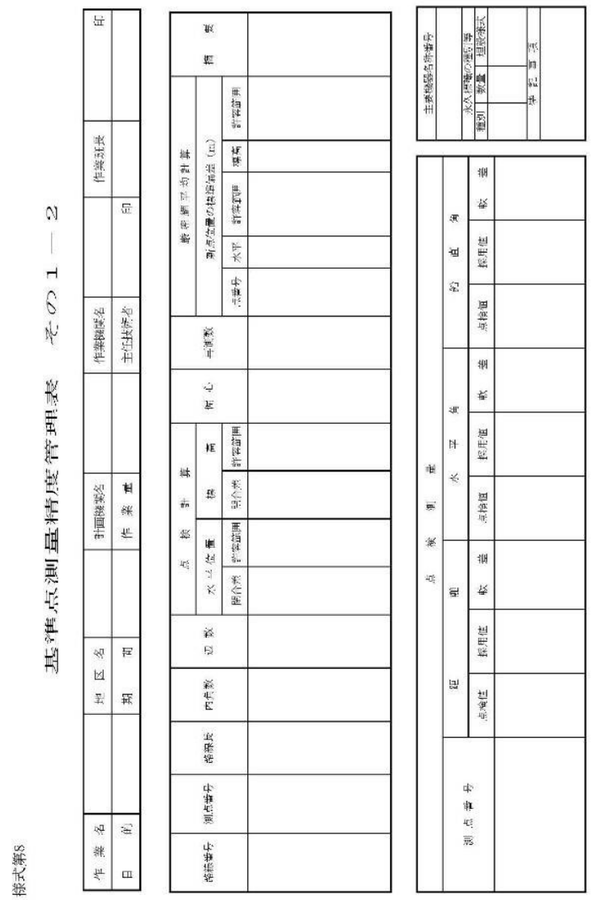
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	様式第6 世界測地系（測地成果２０１１）　等級：　　水準測量成果表 調製：令和　　年　　月　　日 ※注（測地成果２０１１）欄は、測量時に使用した測地成果のバージョンを記載する。		様式第6　　水準測量成果表	（修正）

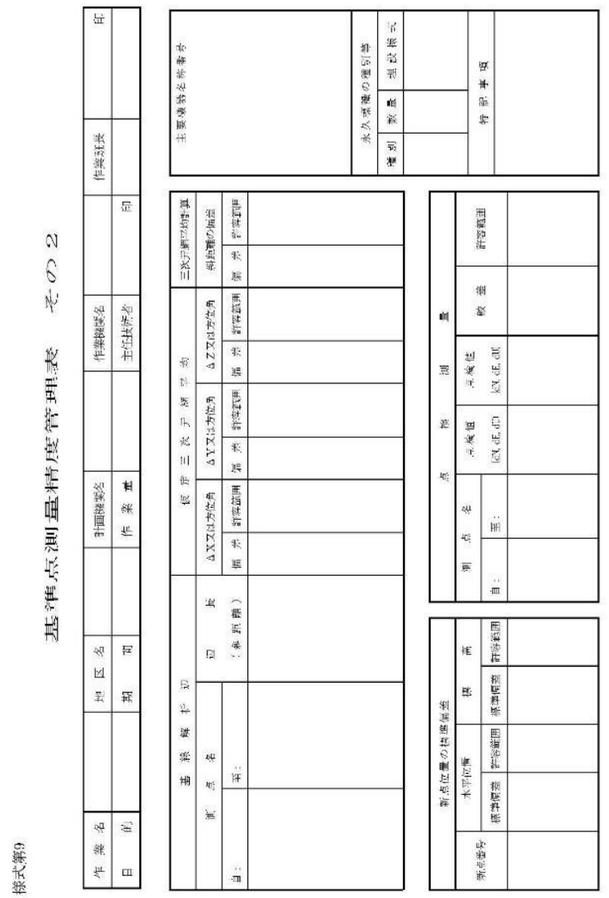
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
				（削除）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
				（削除）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
				（削除）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	様式第7 水準測量精度管理表 作業名 / 目的 / 地区名 / 期間 / 計画機関名 / 作業量 / 作業機関名 / 主任技術者 / 点検者 観測者毎 標準偏差 / 観測済路線数 / 正の回数 / 負の回数 / 零の回数 / 正の総和 / 負の総和 / 摘要 / 特記事項 路線番号 / 距離 / 閉合差 / 許容範囲 / 観測者 / 距離 / 観測済路線数 / 単位重量当たりの観測の標準偏差 観測略図 再測率 点検測量 区間 / 距離 / 点検値 / 採用値 / 較差 主要機器名称及び番号 永久標識種別等 用紙の大きさはＡ４判とする。		様式第10 水準測量精度管理表 作業名 / 目的 / 地区名 / 期間 / 作業機関名 / 主任技術者 / 作業班長 / 印 観測略図等 / 距離 / 閉合差 / 許容差 / 観測者毎 標準偏差 / 正の回数 / 負の回数 / 零の回数 / 正の総和 / 負の総和 / 摘要 / 特記事項 観測略図 点検測量 区間 / 距離 / 点検値 / 採用値 / 較差 主要機器名称及び番号 永久標識種別等	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
様式第7　簡易水準測量精度管理表	様式第10　簡易水準測量精度管理表	（修正）

様式第7　簡易水準測量精度管理表

作業名又は地区名	作業量	作業機関名	主任技術者	点検者
	点			

路線番号	距離	閉合差の許容範囲	閉合差	路線番号	距離	閉合差の許容範囲	閉合差
	km	mm	mm		km	mm	mm

使用機器		備考	

注１．閉合差の制限は、$50\,mm\sqrt{S}$（既知点から既知点までの閉合差）、$40\,mm\sqrt{S}$（環閉合差）により算出する。
　２．Sは観測距離（片道、km単位）とする。
用紙の大きさはＡ４判とする。

様式第10　簡易水準測量精度管理表

作業名又は地区名	作業量	作業機関	主任技術者	社内検査者
	点		印	印

路線番号	距離	閉合差の制限	閉合差	路線番号	距離	閉合差の制限	閉合差
	km	mm	mm				

使用機器		備考	

注　閉合差の制限は、50mm√Ｓ（既知点から既知点までの閉合差）、40mm√Ｓ（環閉合差）により算出する。Ｓは観測距離（片道、km単位）とする。

－

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

様式第8

現地測量（平面図・地形図）精度管理表

地区名	縮尺		作業機関名		主任技術者		点検者	
図名又は図面番号								
項目＼指摘	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落
境界等														
道路														
道路施設														
鉄道														
鉄道施設														
建物														
建物付属構造物														
建物記号														
公共施設														
その他の小物体														
水部														
水部に関する構造物														
法面														
構囲														
諸地														
場地														
植生														
等高線														
変形地														
基準点														
注記														
接合														
整飾														
図郭・方眼寸法														

注１．社内点検紙の指摘件数を該当項目に記載する。「図郭、方眼寸法」は規定寸法より0.4㎜以上の差が出たものを記載する。
２．該当項目に集計する場合は、大縮尺地形図図式の区分に従って集計する。
３．着墨又はトレースのずれ、画線の太さの相違及び図式の誤りは誤記に含める。
４．着墨又はトレースの忘れ、画線の濃度の悪いものは脱落に含める。
５．図面に該当項目のないものは斜線で該当欄を消す。

様式第11

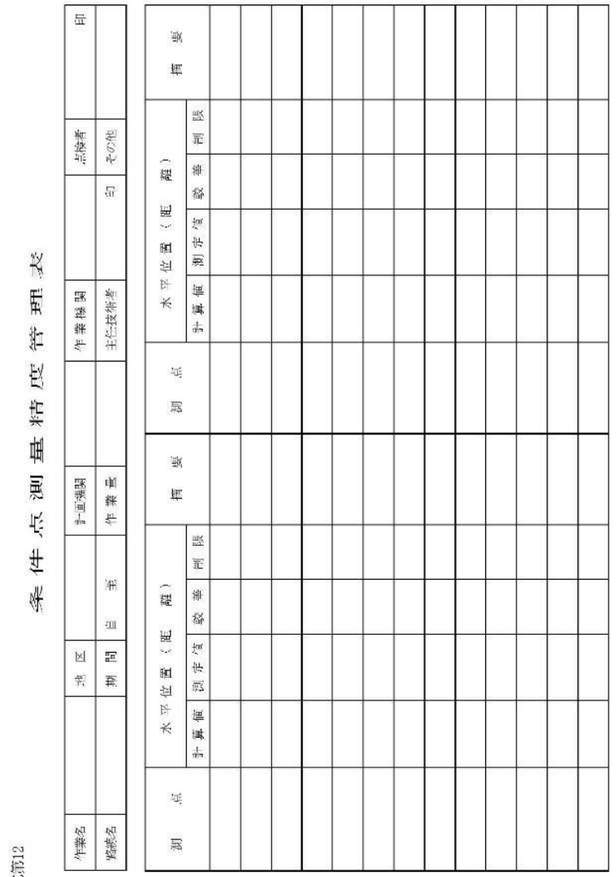
地形測量（平面図・地形図）精度管理表

地区名	縮尺		作業機関名		主任技術者		点検者	
					印		印	
図名又は図面番号								
項目＼指摘	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落
境界等														
道路														
道路施設														
鉄道														
鉄道施設														
建物														
建物付属構造物														
建物記号														
公共施設														
その他の小物体														
水部														
水部に関する構造物														
法面														
構囲														
諸地														
場地														
植生														
等高線														
変形地														
基準点														
注記														
接合														
整飾														
図郭・方眼寸法														

注１．社内点検紙の指摘件数を該当項目に記載する。「図郭、方眼寸法」は規定寸法より0.4㎜以上の差が出たものを記載する。
２．該当項目に集計する場合は、大縮尺地形図図式の区分に従って集計する。
３．着墨又はトレースのずれ、画線の太さの相違及び図式の誤りは誤記に含める。
４．着墨又はトレースの忘れ、画線の濃度の悪いものは脱落に含める。
５．図面に該当項目のないものは斜線で該当欄を消す。

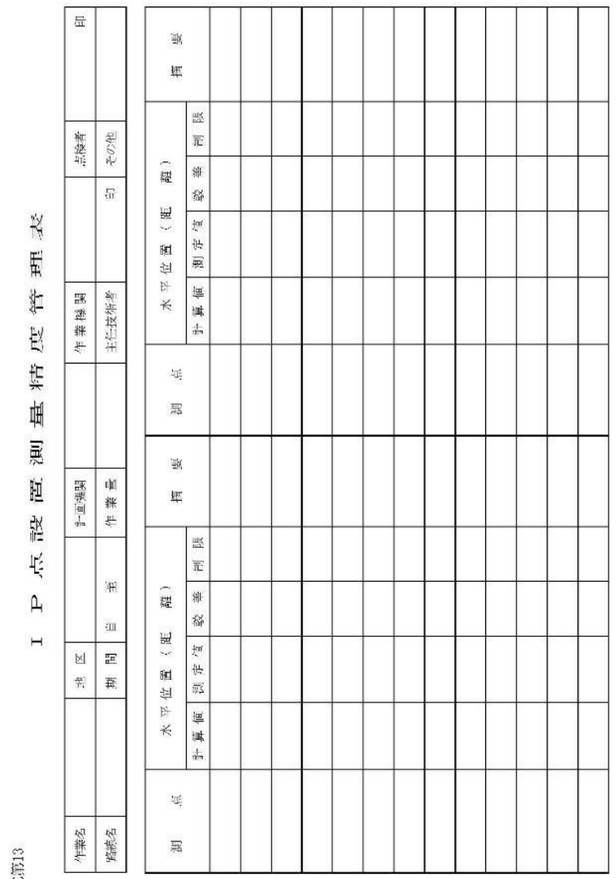
（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
				（削除）

様式第12

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
				（削除）

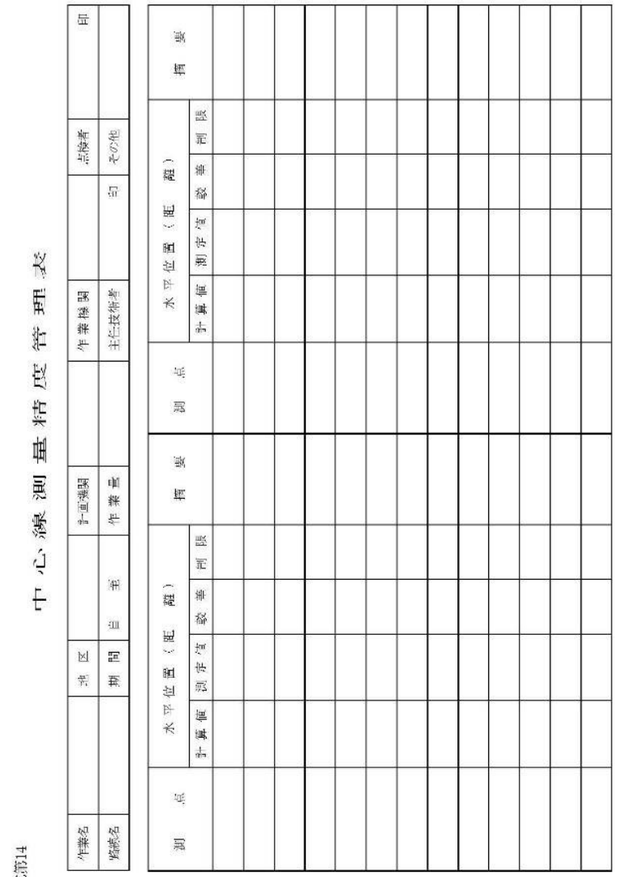
様式第13

I P 点設置測量特定等作業従事者

作業名		現場		作業期間	自	至	主任技術者	印
従事者名		期間			至	その他		

測点	水平位置（距離）					摘要
	計算値	測定値	較差	制限		

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
				（削除）

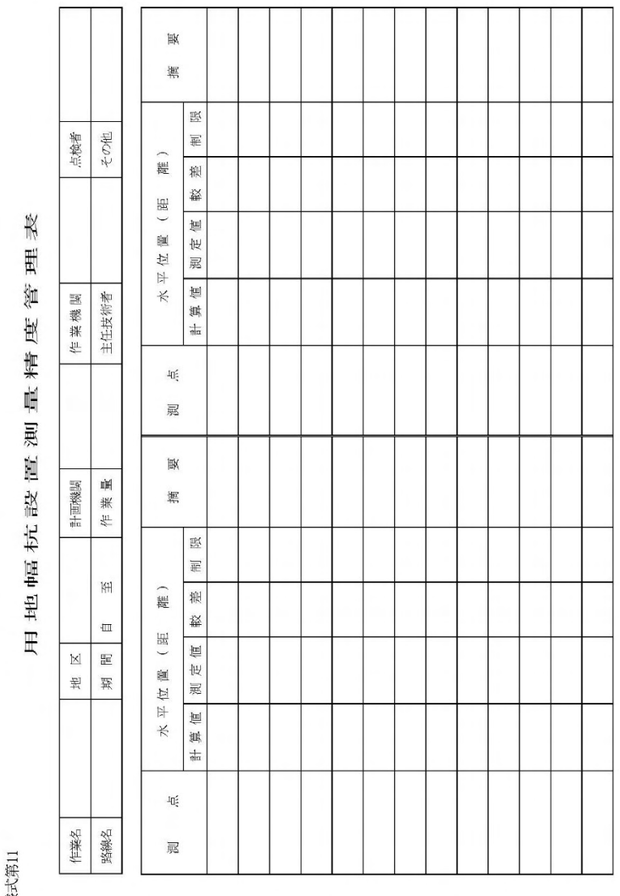
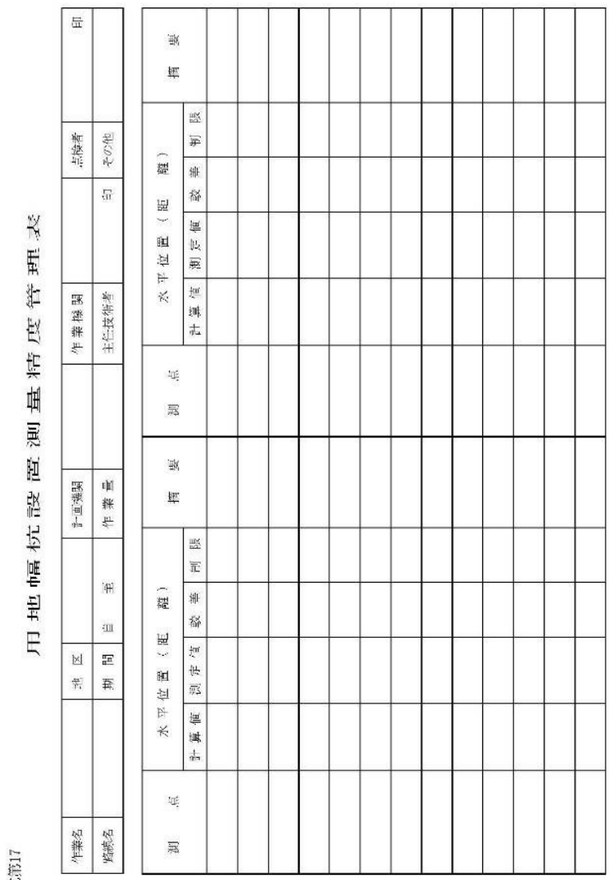
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
様式第9 縦断測量精度管理表 作業名 / 路線名 / 地区 / 期間 自 至 / 計画機関名 / 作業量 / 作業機関名 / 主任技術者 / 点検者 / その他 路線番号 匠 離 閉合差 許容範囲 摘 要 観測者 主要機器の名称及び番号 レベル 標尺（箱尺） 手簿、計算簿の誤りの有無 再測率% 用紙の大きさはＡ４判とする。	様式第15 縦断測量精度管理表 作業名 / 路線名 / 地区 / 期間 自 至 / 計画機関 / 作業量 / 作業機関 / 主任技術者 / 点検者 / その他 / 印 路線番号 距 離 閉合差 許容範囲 摘 要 観測者 主要機器の名称及び番号 レベル 標 尺（箱尺） 手簿、計算簿の誤りの有無 再測率%	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	様式第10 **横断測量精度管理表** 作業名 / 路線名 / 計画機関名 / 作業量 / 地区 / 期間 / 自 至 / 作業機関名 / 主任技術者 / 点検者 / その他 水平位置（距離）：測点 / 測定値（左側 右側）/ 検測値（左側 右側）/ 較差（左側 右側）/ 許容範囲（左側 右側） 高：測点 / 測定値（左側 右側）/ 検測値（左側 右側）/ 較差（左側 右側）/ 許容範囲（左側 右側） 摘要：手簿、計算簿の誤りの有無 / 使用与点の異常の有無 用紙の大きさはA４判とする。		様式第16 **横断測量精度管理表** 作業名 / 路線名 / 地区 / 期間 / 作業機関 / 主任技術者 / 点検者 / その他 水平位置（距離）：測点 / 測定値（左側 右側）/ 検測値（左側 右側）/ 較差（左側 右側）/ 許容範囲（左側 右側） 高：測点 / 測定値（左側 右側）/ 検測値（左側 右側）/ 較差（左側 右側）/ 許容範囲（左側 右側） 摘要：手簿、計算簿の誤りの有無 / 使用与点の異常の有無	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
				（修正）

様式第11

用地幅杭設置測量精度管理表

作業名		地区		計画機関		作業機関		点検者	
路線名		期間	自　至	作業量		主任技術者		その他	

測点	水平位置（距離）				摘要
	計算値	測定値	較差	制限	

様式第17

用地幅杭設置測量精度管理表

作業名		地区		計画機関		作業機関		点検者	印
路線名		期間	自　至	作業量		主任技術者		その他	

測点	水平位置（距離）				摘要
	計算値	測定値	較差	制限	

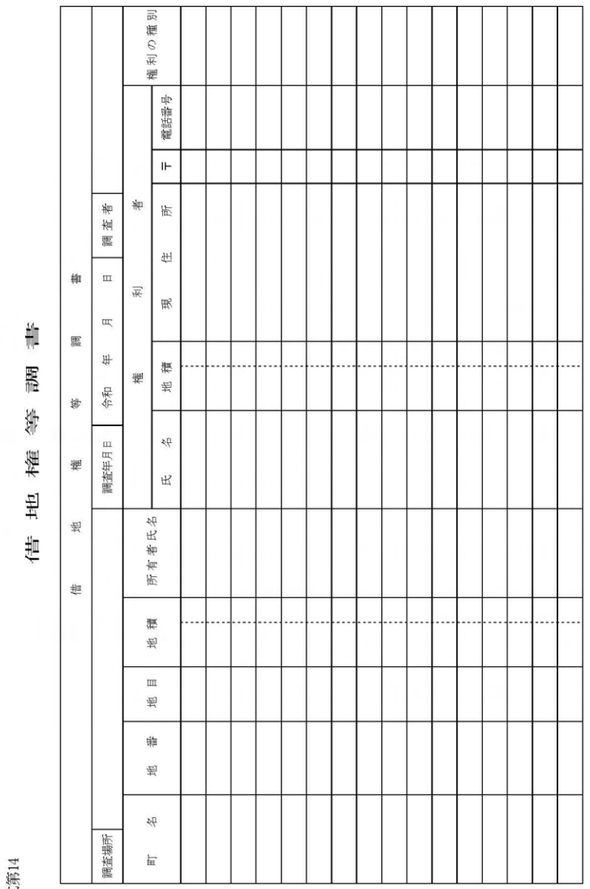
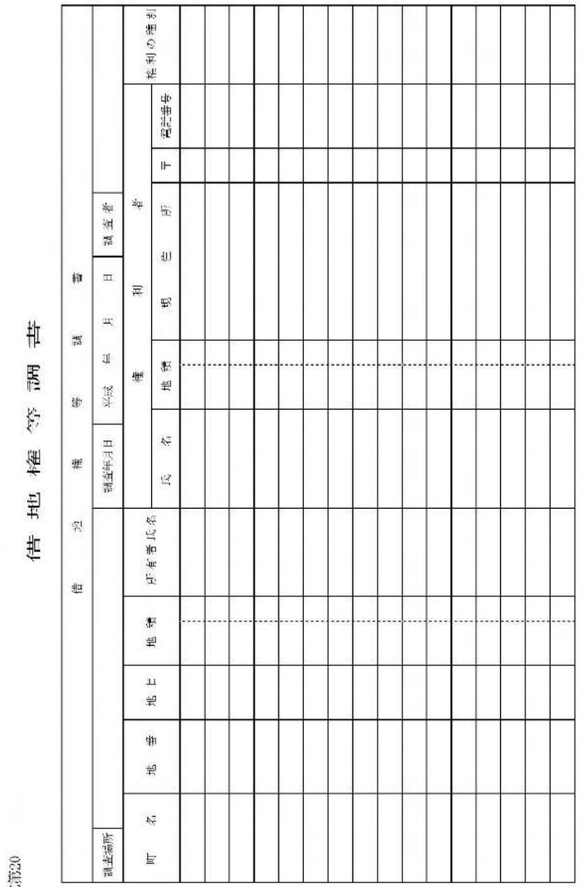
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
様式第12 境界測量精度管理表 作業名 / 路線名 地区 / 期間 計画機関 / 作業量 作業機関 / 主任技術者 点検者 / その他 自至 水平位置（距離）：計算値 / 測定値 / 較差 / 制限 測点 / 摘要	様式第18 境界測量精度管理表 作業名 / 路線名 地区 / 期間 計画機関 / 作業量 作業機関 / 主任技術者 点検者 / その他 自至 水平位置（距離）：計算値 / 測定値 / 較差 / 制限 測点 / 摘要 － 174 －	（修正）

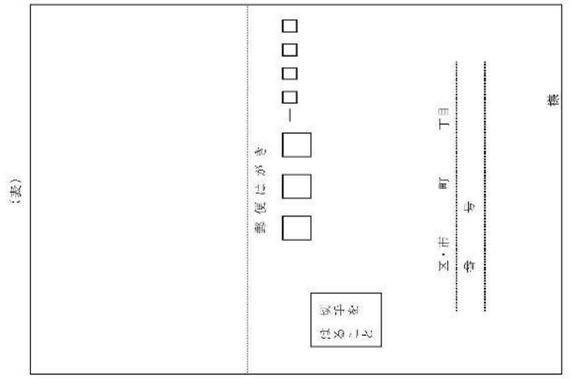
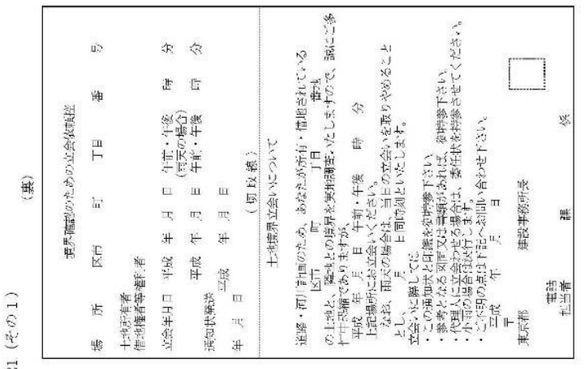
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
様式第13 土地登記簿謄本 土地登記簿謄本 調査年月日　令和　年　月　日　調査者 所有者 氏名　登記上の住所　現住所　〒　電話番号　所有者以外の権利の種別等 積　地積　地目　地番　法務局　出張所　調製年月日　調製者　町名	様式第19 土地登記簿謄本 土地登記簿謄本 調査年月日　年　月　日　調査者 所有者 氏名　登記上の住所　現住所　〒　電話番号　所有者以外の権利の種別等 積　地積　地目　地番　法務局　出張所　調製年月日　調製者　町名 －175－	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	様式第14  借地権等調書 借地　調査年月日　令和　年　月　日　調査者 町名 / 地番 / 地目 / 地積 / 所有者氏名 / 権利　氏名 / 地積 / 現住所 / 〒 / 電話番号 / 権利の種別		様式第20  借地権等調書 借受　調査年月日　平成　年　月　日　調査者 町名 / 地番 / 地上 / 地積 / 所有者氏名 / 権利　氏名 / 地積 / 現住所 / 〒 / 電話番号 / 権利の種別	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
				（削除）
				

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

新

様式第15

起　案　番　号
令和　年　月　日

○○　○○様

東京都○○建設事務所長
○○　○○

土地境界立会いのお願い

○○の候、皆様方におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より東京都の○○行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
さて、東京都が実施する東京都市計画○○○○第○号線（○○）の整備事業につきましては、皆様のご協力のもと用地測量を行っております。
つきましては、ご所有されている下記土地と隣接する土地との境界について、現地での確認をさせていただきたく、ご多忙中誠に恐縮ですが下記の日時に立会いをお願いいたします。
現在、立会前の準備を行っておりますが、未実施の土地につきましては皆様の敷地に一時立ち入らせていただくことがあります。その際には事前にご挨拶をいたしますので、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

記

土地の所在　○○(区・市)○○○丁目○番○
立会の日時　令和○年○月○日（○）○時○分

立会に際しましては
1　**この文書**と、**「印鑑（認印）」**をご持参ください。
※印鑑は、朱肉で押印するものをご持参ください。(スタンプ印不可)
2　境界について、参考となる図面または書類（土地の測量図、隣地との境界確認書類等）をお持ちの方は、ご持参ください。
※事前にご提供いただいた方は、新しい資料がある場合にご持参ください。
3　当日、代理人の方が立会いをされる場合は、**土地所有者の方が記入した「委任状（別紙）」**及び**代理人の「印鑑（認印）」**と**この文書**をご持参ください。
4　所有されている土地をお貸している場合は、立会い当日に借地人の方のお名前、連絡先をお聞きしますので、よろしくお願いします。
5　小雨の場合は決行いたしますのでご協力お願いします。
6　ご都合の悪い方は日時の調整を行いますので、下記の担当者までお早めにご連絡ください。

【連絡先】
東京都○○建設事務所○○課○○担当○○・○○　　電 話 00-0000-0000

測量実施会社：○○株式会社○○　　電 話 00-0000-0000

旧

起　案　番　号
平成○○年○○月○○日

様式21（その2）

東京都○○建設事務所
○○　○○

○　○　○　○　様

土地境界の立会確認のお願い

皆様方には、日頃より東京都の道路行政に対するご理解とご協力ありがとうございます。
このたび、○○○○○○整備事業による用地測量作業に伴い、あなた様の所有されている土地と、隣接する土地との境界を現地で確認下さるようお願いいたします。
お忙しい中、誠に恐縮ではありますが、下記の日時にお立会下さるようご通知させて頂きます。

記

○　○　○　区　○　○　○　町　　○

平成○○年○○月○○日(○)　午前○○時○○分

土地の所在　　番　○　号

立会の日時

立会に際しましては

・　この通知状と印鑑(認印)をご持参ください。
・　境界について、参考となる図面または書類があればご持参ください。
・　代理人に立会わせる場合は、委任状をご持参ください。
・　所有されている土地を貸している方は、借地人の方への連絡をお願いいたします。
・　ご都合の悪い方は、日時等の調整を行いますので、下記の担当者までご連絡いただきますようお願いいたします。

担当者　〒○○○－○○○○　東京都○○○区○○○町○－○－○
東京都○○建設事務所
工事第一課　測量係　　○○ ○○　○○ ○○
電話　○○-○○○○-○○○○(ダイヤルイン)

測量会社　株式会社　○○○○　　担当者　○○　○○
電話　○○-○○○○-○○○○

（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

様式第16

立会依頼状発送簿

発送月日	立会日時	立会土地 町名	立会土地 地番	(郵便番号) 土地所有者又は借地権等権利者住所 氏名	立会	承諾	摘要
月　日	月　日 午前・午後 時　分			(　－　)			
月　日	月　日 午前・午後 時　分			(　－　)			
月　日	月　日 午前・午後 時　分			(　－　)			
月　日	月　日 午前・午後 時　分			(　－　)			
月　日	月　日 午前・午後 時　分			(　－　)			
月　日	月　日 午前・午後 時　分			(　－　)			
月　日	月　日 午前・午後 時　分			(　－　)			
月　日	月　日 午前・午後 時　分			(　－　)			

様式第22

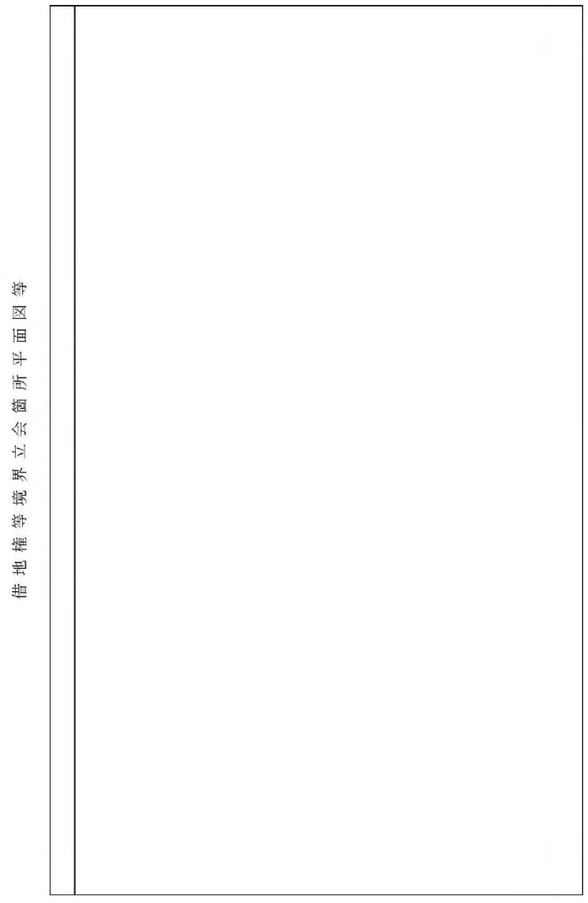
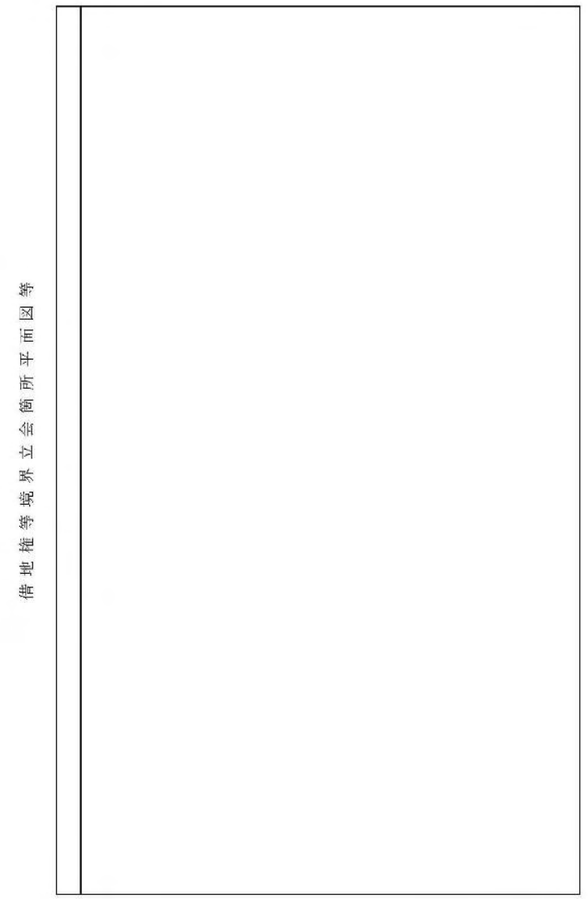
立会依頼状発送簿

発送月日	立会日時	立会土地 町名	立会土地 地番	(郵便番号) 土地所有者又は借地権等権利者住所 氏名	立会	承諾	摘要
月　日	月　日 午前・午後 時　分			(　－　)			
月　日	月　日 午前・午後 時　分			(　－　)			
月　日	月　日 午前・午後 時　分			(　－　)			
月　日	月　日 午前・午後 時　分			(　－　)			
月　日	月　日 午前・午後 時　分			(　－　)			
月　日	月　日 午前・午後 時　分			(　－　)			
月　日	月　日 午前・午後 時　分			(　－　)			
月　日	月　日 午前・午後 時　分			(　－　)			

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	様式第17 借　地　権　等　境　界　立　会　確　認　書 事業として施行する　　に伴う このたび 測量準備のため隣接地境界を各利害関係者立会のうえ、現地において図示のように確認いたしました。 よって、ここに署名捺印いたします。 令和　年　月　日 担当課　　担当者 立会土地町名　土地番地　土地所有者 氏名 認印 備考　借地人 住所 氏名 認印 備考 担当事務所		様式第23 借　地　権　等　境　界　立　会　確　認　書 事業として施行する　　に伴う このたび 測量準備のため隣接地境界を各利害関係者立会のうえ、現地において図示のように確認いたしました。 よって、ここに署名捺印いたします。 平成　年　月　日 担当課　　担当者 立会土地町名　土地地番　土地所有者 氏名 認印 備考　借地人 住所 氏名 認印 備考 担当事務所	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
				

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	十、土地調書 様式第18 町名 / 地番 / 地目（公簿・現在） / 面積（公簿・編入土地） / 評価額 / 見積価格（単価・総額） / 土地所有者（住所・氏名） / 摘要		十、土地調書 様式第24 町名 / 地番 / 地目（公簿・現在） / 面積（公簿・編入土地） / 評価額 / 見積価格（単価・総額） / 土地所有者（住所・氏名） / 摘要	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

様式第19

土　地　計　算　書

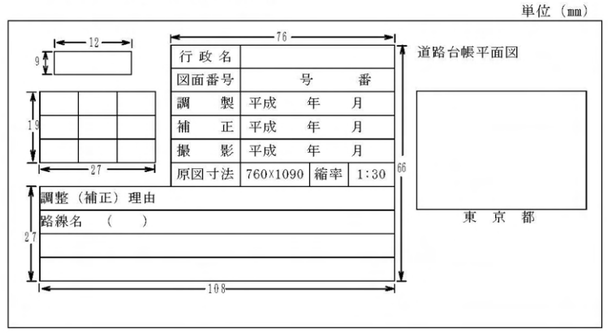
町名番号	地目	符号	辺長 (m)	高さ (1) (m)	高さ (2) (m)	倍面積 (㎡)	面積 (㎡)	合計 (㎡)	借地権者等	土地所有者

様式第25

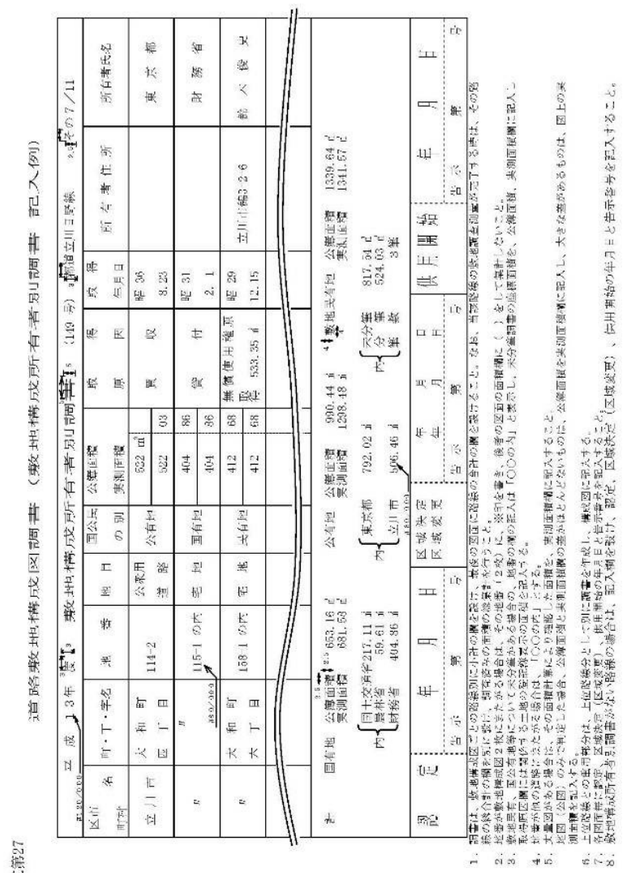
土　地　計　算　書

町名番号	地目	符号	辺長 (m)	高さ (1) (m)	高さ (2) (m)	倍面積 (㎡)	面積 (㎡)	合計 (㎡)	借地権者等	土地所有者

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
			様式第26 道路台帳アバーチュアカード カードのフォームは下図による。 単位（mm）  記入要領 欄　　枠……黒色インクにて処理 区画割大番号……レタリング（アラビア数字）　3 mm 区画割小番号……レタリング（アラビア数字）　2.5mm 行　政　名……区市町村名を明朝体または等線体で記入 5.0mm 図面番号……レタリング（アラビア数字）　2.5mm 調製年月……レタリング（アラビア数字）　2.5mm 補正年月……レタリング（アラビア数字）　2.5mm 撮影年月……レタリング（アラビア数字）　2.5mm 色　分　類 (1)　道路台帳平面図　　黄色系（イエロー） (2)　地下埋設物台帳平面図　青色系（ブルー） (3)　道路敷地構成図　　桃色系（サーモン） (4)　試験掘しゅん功図　　緑色系（グリーン） － 184 －	（削除）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

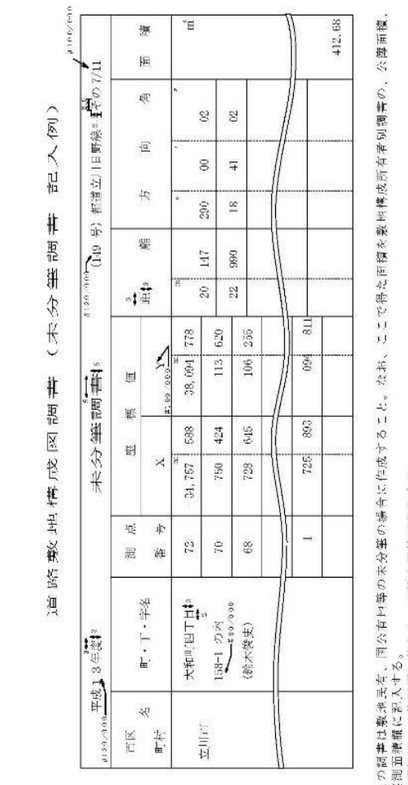
新		旧		
				（削除）

様式第27
道路敷地構成図（敷地構成所有者別公図調書）（1/10）
平成　3年　3月　1日調製
敷地構成所有者別公図調書
第1葉
その7/11
区市町村名
立川市
大和町
北
公有地　公簿面積　990.44㎡　実測面積　1288.18㎡
東京都　792.02㎡
立川市　496.46㎡
公有地　公簿面積　1338.64㎡　実測面積　1341.67㎡
東京都　817.54㎡
立川市　524.63㎡
3筆
供用開始
年　月　日
区域変更
年　月　日
第
号
現況
年　月　日
第
号
所有者住所
所有者名
東京都
財務省
航空局
立川飛行場
取得
年月日
原因
買収
寄付
無償使用権原
計
昭和29
12.15
昭和31
2.1
昭和29
12.15
公有用
普通
公有財
国有財
宅地
公有財
国有財
宅地
公有財
国有財
宅地

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
			様式第28 道路敷地構成図調書（境界標調書記入例） 平成 13年度 境界標調書 (149号) 都道立川旧野線 その7／11 標杭番号 / 座標値 X / 座標値 Y / 距離 / 方向角 都50 −34,652.046 −38,080.262 4:490 18° 41′ 36″ 刻51 656.299 081.701 13:239 18 41 32 刻55 668.840 085.944 2:039 18 58 37 都56 670.768 086.607 939.342 148.857 10:040 332 29 8 都91 930.438 153.495 小計 道路面積（NO. 50 89 ～ NO. 52 91 ） 6516.28㎡ 1．座標値は、m位以下3位とし、4位は四捨五入とする。 2．距離は、m位以下3位とし、4位以下は切捨てる。 3．図面ごとに小計をとり、その最後の図面に合計欄を設けることとし、当該路線の測量が完了する時は、その路線の総合計の欄を別に設け、調査済みの面積の総集計を行うこと。 4．境界点の接続が図面2枚にわたる場合は、２枚の図面の調書欄の前に※印を付し、面積計算にもれがないように考慮すること。 5．上位路線との重用部分は、別に調書を作成し、構成図に記入する。 6．面積は㎡位以下2位までとする。（3位以下は切捨てる。） － 186 －	（削除）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
			 様式第29 1．この調書は数字表示で、同台有口等の未分筆の場合に作成すること。なお、ここで得た面積を実測地所者例調書の、分割面積、実測面積に記入する。 2．座標値は、m位以下3位とし、4位を四捨五入とする。 3．距離は、m位以下3位とし、4位以下は切捨てる。 4．測点には番号を付すこと。 5．面積は㎡位以下2位までとする。（3位以下は切捨てる。） 	（削除）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
			様式第30 道路敷地構成図調書 （３級基準点成果表記載例） 平成13年度 3級基準点成果表 (149号) 都道立川日野線 N120/000 E100/000 N80/000 E80/000 基準点番号 / 座標値 X / 座標値 Y / 距離 / 方向角 A 1: X −29,622.147 Y −22,992.141 A 5: X 427.637 Y 395.309 A10: X 489.673 Y 585.909 A15: X 548.499 Y 739.758 距離: 627.728 / 200.442 / 164.712 方向角: 71°56′56″ / 71°58′16″ / 249°04′30″ 様式第31 道路敷地構成図調書 （４級基準点成果表記載例） 平成13年度 4級基準点成果表 (149号) 都道立川日野線 N120/000 E100/000 N80/000 E80/000 基準点番号 / 座標値 X / 座標値 Y / 距離 / 方向角 B 1: X −29,476.284 Y −22,517.182 B 5: X 495.238 Y 570.265 B10: X 512.562 Y 625.644 B15: X 525.424 Y 666.667 距離: 62.049 / 58.025 / 42.992 方向角: 252°12′49″ / 252°37′44″ / 252°35′32″ １．調書は、３級・４級基準点別に基準点番号、座標値、距離、方向角を記入する。 ２．基準点には、次の記号を附すこと。 (1)　３級基準点　A (2)　４級基準点　B (3)　既知基準点、従前の附号及び番号を付す。 ３．座標値は、m位以下３位とし、４位を四捨五入とする。 ４．距離は、m位以下３位とし、４位以下は切捨てる。 	（削除） （削除）

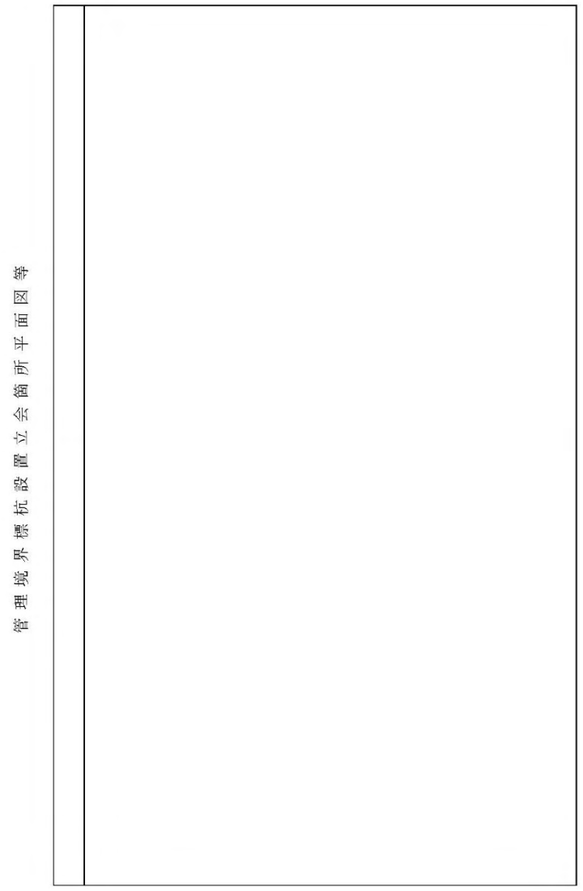
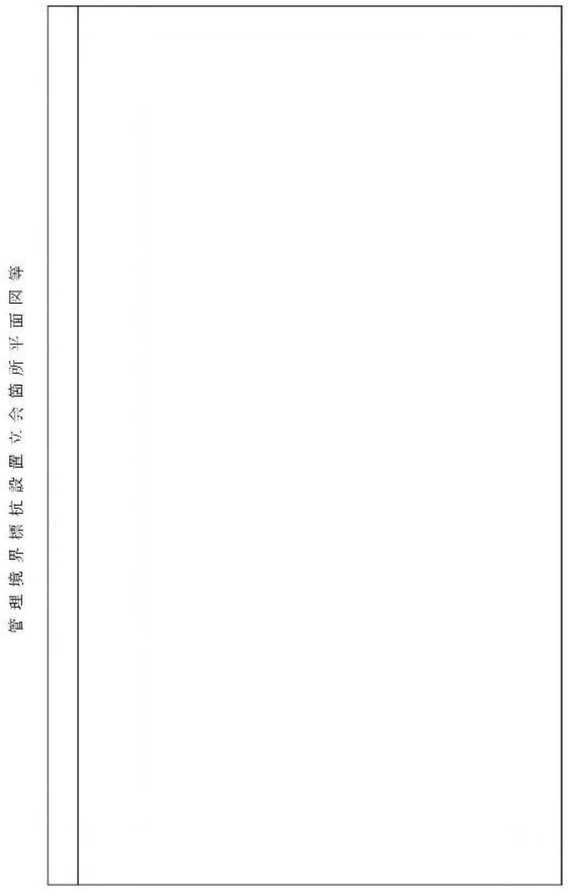
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	様式第20 （区市町村名） **土地調書**（土地登記簿写）　No. 町・丁目 / 地番 / 地目 / 地積（㎡） / 取得原因・取得年月日 / 登記年月日 / 所有者住所 / 所有者氏名		様式第32 （区市町村名） **土地調書**（土地登記簿写）　No. 町・丁目 / 地番 / 地目 / 地積（㎡） / 取得原因・取得年月日 / 登記年月日 / 所有者住所 / 所有者氏名	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	様式第21 管理境界標杭設置立会確認書 管理境界標杭設置について、現地において図示のように確認いたしました。よってここに署名捺印いたします。 令和　年　月　日 担当事務所　担当者 立会土地 町名 / 地番 上地所 住所 / 氏名 / 認印 / 備考		様式第33 管理境界標杭設置立会確認書 管理境界標杭設置について、現地において図示のように確認いたしました。よってここに署名捺印いたします。 平成　年　月　日 担当事務所　担当者 立会土地 町名 / 地番 上地所 住所 / 氏名 / 認印 / 備考 － 190 －	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
				

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
様式第22 区域変更調書 区域変更を行う理由 1．事業概要 ①事業名 ②施行者（課）名 ③摘要 ④事業の概要 ⑤施行期間 ⑥今後の予定 2．区域変更理由 ①変更目的、経緯 ②現区域との相違点、理由 ③計画線外（歩道、車道） ④廃止区域の処理方針案 3．その他 路線名　都道　線 区間　起点　番地　終点　番地 数地の区分　変更後　変更前　図面対象 幅員　m～m　m～m 延長　m　m A　m～m　m～m B C 面積　編入　m² 廃止　m² 関連告示　大昭平令　年　月　日　告示第　号 備考	様式第24 区域変更調書 区域変更を行う理由 1．事業概要 ①事業名 ②施行者（課）名 ③根拠法 ④事業の概要 ⑤施行期間 ⑥今後の予定 2．区域変更理由 ①変更目的、経緯 ②現区域との相違点、理由 ③法律課外（歩道、車道） ④廃止区域の処理方針案 3．その他 路線名　都道　線 区間　起点　番地　終点　番地 数地の区分　変更後　変更前　図面対象 幅員　m～m　m～m 延長　m　m A　m～m　m～m B C 面積　編入　m² 廃止　m² 関連告示　大昭平令　年　月　日　告示第　号 備考	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
様式第23 建　標　承　諾　書 令和　　年　　月　　日 殿 所有者　住所 管理者　氏名　　印 点 / 等級（　級） / 冠字番号 / 名称 / 標識番号 所在地 / 都道府県 / 市郡 / 町村 / 大字 / 字 / 番地 / 俗称 / 地目 上記　　地内に　　級　　点の標識を設置することを承諾する。 注１．この標識は○　○で設置したもので各種測量の基準となる重要な標識でありますから、動かしたり、破損したり、しないようご注意願います。 ２．なお、記載内容は、測量標の利用者が所在地及び所有者を確認するために必要となる測量記録（点の記）に記載されます。 ３．不要の文字は抹消すること。	様式第35 建　標　承　諾　書 平成　　年　　月　　日 殿 所有者　住所 管理者　氏名　　印 点 / 等級（　級） / 冠字番号 / 名称 / 標識番号 所在地 / 都道府県 / 市郡 / 町村 / 大字 / 字 / 番地 / 俗称 / 地目 上記　　地内に　　級　　点の標識を設置することを承諾する。 注１．この標識は○　○で設置したもので各種測量の基準となる重要な標識でありますから、動かしたり、破損したり、しないようご注意願います。 ２．不要の文字は抹消すること。	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
様式第24 基準点現況調査報告書 年　月　日　　作業名 調査年月日　　日間　　作業機関名 年　月　日　　調査者 1/5万図名 / 等級　名称　種類　（番　号） / 所在地（県、区市町村名） / 現況区分 / 現況の地目 / 備考	様式第36 基準点現況調査報告書 年　月　日　　作業名 調査年月日　　日間　　作業機関名 年　月　日　　調査者　　印 1/5万図名 / 等級　名称　種類　（番　号） / 所在地（県、区市町村名） / 現況区分 / 現況の地目 / 備考 - 194 -	（修正）

様式見本第１

観測データリスト

測点　3081(Ⅳ稲 5－偏　)　観測年月日　2001/03/07
(（B＝P）≠C)　観測点　天候　晴れ　風力：無
観測者　村石　公典

測器：DTM－1　標石番号：
器機番号：84347　柱石長：
器機定数：＋0㎜　記録方法：自動　m　器機高：1.040m
気温：017°C　気圧：754Hp　気象補正係数：ppm

開始時刻：13：38

目盛	視準点 名称	水平角 °′″	結果 °′″	鉛直角 °′″	測定距離 m	m	目標高 m	反射鏡 定数㎜
0° r 1	15	0 2 1	0 0 0	89 5 6	1046.185	1046.185	1.600	0040
2	506	126 15 59	126 13 58	87 0 26	387.849	387.849	1.600	0040
1 2	506	306 16 0	126 14 1	272 59 8	387.848	387.849		
1	15	180 1 59	0 0 0	270 54 28	1046.185	1046.184		
90° l 1	15	270 2 6	0 0 0					
2	506	36 16 8	126 14 2					
r 2	506	216 16 6	126 14 2					
1	15	90 2 4	0 0 0					

倍角差 ″	観測差 ″	定数差 ″	セット内較差 0	1	セット間較差 0
5	3	0	0	1	0

終了時刻：13：57

平均値 視準点 名称	水平角 °′″	高度角 °′″	測定距離 m
[15	] 0 0 0	0 54 41	1046.185
[506 節－506	] 126 14 1	2 59 21	387.849

様式見本第１

観測データリスト

測点　3081(Ⅳ稲 5－偏　)　観測年月日　2001/03/07
(（B＝P）≠C)　観測点　天候　晴れ　風力：無
観測者　村石　公典

測器：DTM－1　標石番号：
器機番号：84347　柱石長：
器機定数：＋0㎜　記録方法：自動　m　器機高：1.040m
気温：017°C　気圧：754Hp　気象補正係数：ppm

開始時刻：13：38

目盛	視準点 名称	水平角 °′″	結果 °′″	鉛直角 °′″	測定距離 m	m	目標高 m	反射鏡 定数㎜
0° r 1	15	0 2 1	0 0 0	89 5 6	1046.185	1046.185	1.600	0040
2	506	126 15 59	126 13 58	87 0 26	387.849	387.849	1.600	0040
1 2	506	306 16 0	126 14 1	272 59 8	387.848	387.849		
1	15	180 1 59	0 0 0	270 54 28	1046.185	1046.184		
90° l 1	15	270 2 6	0 0 0					
2	506	36 16 8	126 14 2					
r 2	506	216 16 6	126 14 2					
1	15	90 2 4	0 0 0					

倍角差 ″	観測差 ″	定数差 ″	セット内較差 0	1	セット間較差 0
5	3	0	0	1	0

終了時刻：13：57

平均値 視準点 名称	水平角 °′″	高度角 °′″	測定距離 m
[15	] 0 0 0	0 54 41	1046.185
[506 節－506	] 126 14 1	2 59 21	387.849

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

様式見本第２

３，４級水準測量

```
***  トウキュウ= 3 ***                3-866  13 H 02 M  PAGE= 4
ｼｭｺｳ= ﾊﾚ      ｲﾀﾙ ﾅﾝﾊﾞｰ =          ｼｭｺｳ=
                ｺｳﾘｮｸ=ﾑﾌｳ
                                                    B          F          h
                                  ｷｮﾘ
                                   51          1.291      1.215      0.076
                                   49          1.491      1.092      0.399
                                   67          1.385      0.281      1.104
                                   66          1.045      2.294     -1.349
                                   34          0.321      2.272     -1.951
                                   42          1.745      0.860      0.885

1-166  ｲﾀﾙ ﾅﾝﾊﾞｰ =          3-866  13 H 35 M
sd=309  SD=309  sh=-0.836  SH=-0.836
ｼﾞ ﾅﾝﾊﾞｰ =
ｺﾃｲ ﾅﾝﾊﾞｰ =  1    sd=                                    1.741     -1.126
                                   52          0.434      1.321     -0.887
                                   61          2.138      0.418      1.720
                                   51          1.912      0.980      0.932
                                   51          1.501      1.318      0.183
                                   50          1.205      1.759     -0.554
                                   49          0.514      2.069     -1.555
                                   52          1.061      1.561      0.500

1-166  ｲﾀﾙ ﾅﾝﾊﾞｰ =          3-866  14 H 08 M
sd=437  SD=746  sh=-1.787  SH=-2.623
ｼﾞ ﾅﾝﾊﾞｰ =
ｺﾃｲ ﾅﾝﾊﾞｰ =  2    sd=                                    1.542      0.195
                                   30          1.565      0.102      1.463

1-166  ｲﾀﾙ ﾅﾝﾊﾞｰ =          3-866  14 H 12 M
sd=80  SD=826  sh=-1.658  SH=-0.965
ｼﾞ ﾅﾝﾊﾞｰ =
                                                    S2=
                                                    SS=                ( )=S.P.
```

様式見本第２

３，４級水準測量

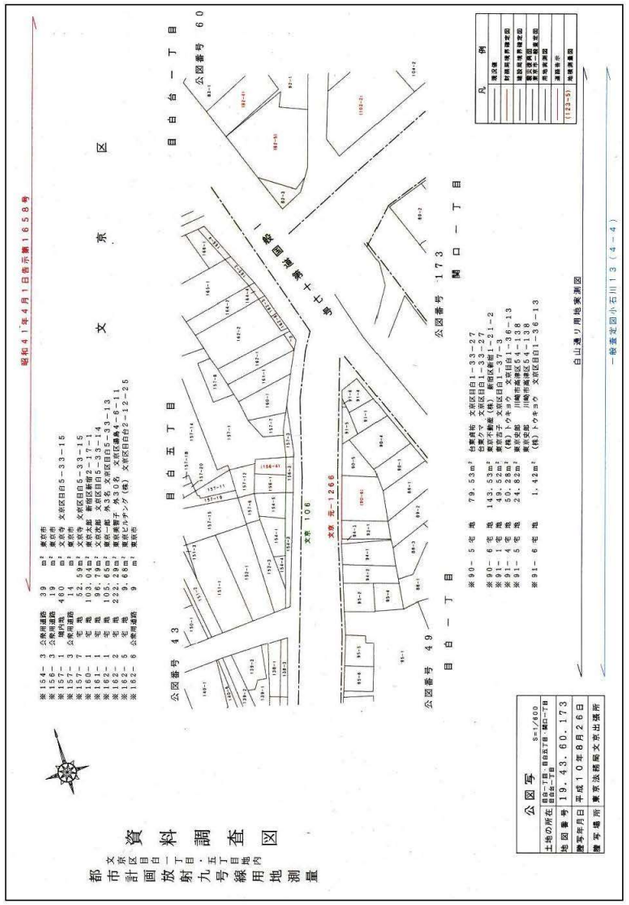
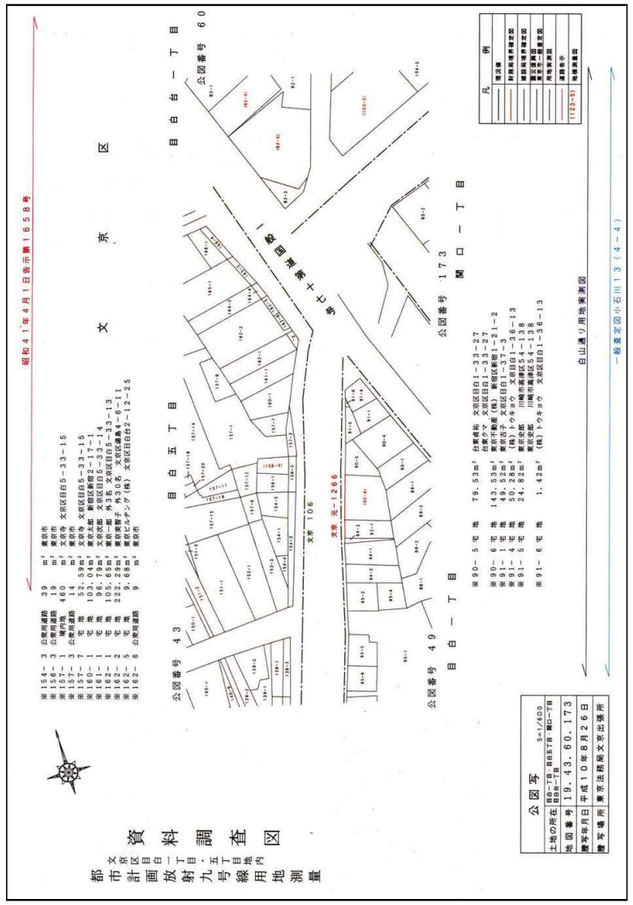
```
***  トウキュウ= 3 ***                3-866  13 H 02 M  PAGE= 4
ｼｭｺｳ= ﾊﾚ      ｲﾀﾙ ﾅﾝﾊﾞｰ =          ｼｭｺｳ=
                ｺｳﾘｮｸ=ﾑﾌｳ
                                                    B          F          h
                                  ｷｮﾘ
                                   51          1.291      1.215      0.076
                                   49          1.491      1.092      0.399
                                   67          1.385      0.281      1.104
                                   66          1.045      2.294     -1.349
                                   34          0.321      2.272     -1.951
                                   42          1.745      0.860      0.885

1-166  ｲﾀﾙ ﾅﾝﾊﾞｰ =          3-866  13 H 35 M
sd=309  SD=309  sh=-0.836  SH=-0.836
ｼﾞ ﾅﾝﾊﾞｰ =
ｺﾃｲ ﾅﾝﾊﾞｰ =  1    sd=                                    1.741     -1.126
                                   52          0.434      1.321     -0.887
                                   61          2.138      0.418      1.720
                                   51          1.912      0.980      0.932
                                   51          1.501      1.318      0.183
                                   50          1.205      1.759     -0.554
                                   49          0.514      2.069     -1.555
                                   52          1.061      1.561      0.500

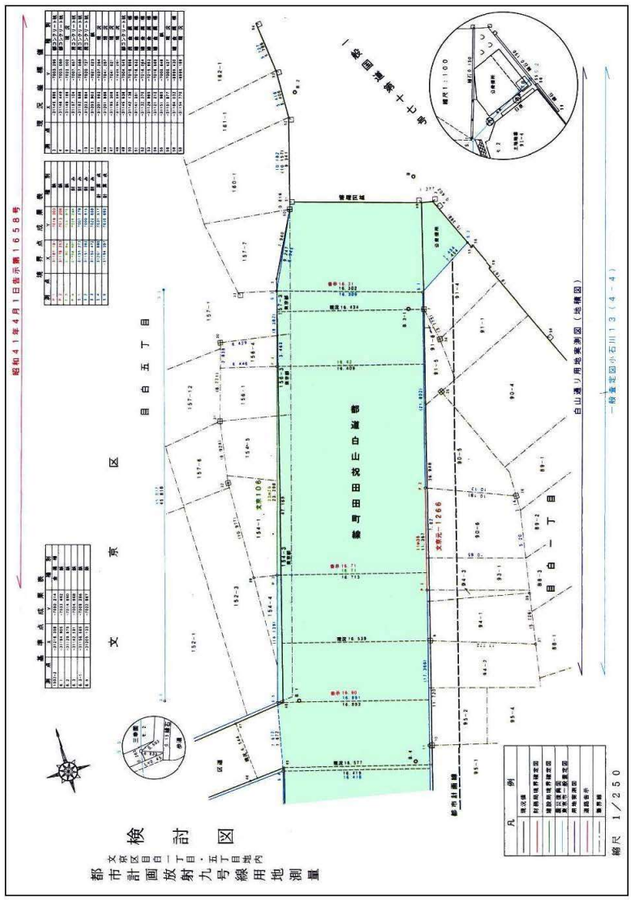
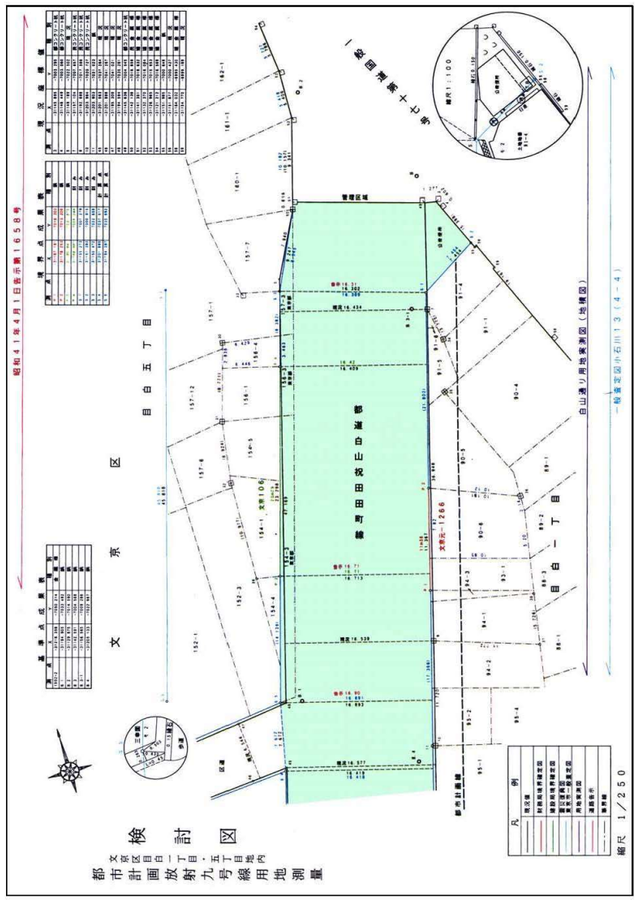
1-166  ｲﾀﾙ ﾅﾝﾊﾞｰ =          3-866  14 H 08 M
sd=437  SD=746  sh=-1.787  SH=-2.623
ｼﾞ ﾅﾝﾊﾞｰ =
ｺﾃｲ ﾅﾝﾊﾞｰ =  2    sd=                                    1.542      0.195
                                   30          1.565      0.102      1.463

1-166  ｲﾀﾙ ﾅﾝﾊﾞｰ =          3-866  14 H 12 M
sd=80  SD=826  sh=-1.658  SH=-0.965
ｼﾞ ﾅﾝﾊﾞｰ =
                                                    S2=
                                                    SS=                ( )=S.P.
```

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	様式見本第３  		 	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	様式見本第４  		 - 198 -	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

新

様式見本第５

改変　工　道　路　弓　雑　誌　調　書

年　月　日

建設事務所

＜Ａ３判＞

旧

様式見本第５

改変　工　道　路　弓　雑　誌　調　書

年　月　日

建設事務所

＜Ａ３判＞

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

新

様式見本第６

地　目　変　更　調　書

所　在	区（市）　　町　　字			
①　地　番	②　地　目	③ 地 積　㎡		登記原因及びその日付
				②令和　年　月　日 地　目　変　更
				②令和　年　月　日 地　目　変　更
				②令和　年　月　日 地　目　変　更
				②令和　年　月　日 地　目　変　更
				②令和　年　月　日 地　目　変　更
				②令和　年　月　日 地　目　変　更
				②令和　年　月　日 地　目　変　更

旧

様式見本第６

地　目　変　更　調　書

所　在	区（市）　　町　　字			
①　地　番	②　地　目	③ 地 積　㎡		登記原因及びその日付
				②平成　年　月　日 地　目　変　更
				②平成　年　月　日 地　目　変　更
				②平成　年　月　日 地　目　変　更
				②平成　年　月　日 地　目　変　更
				②平成　年　月　日 地　目　変　更
				②平成　年　月　日 地　目　変　更
				②平成　年　月　日 地　目　変　更

（修正）

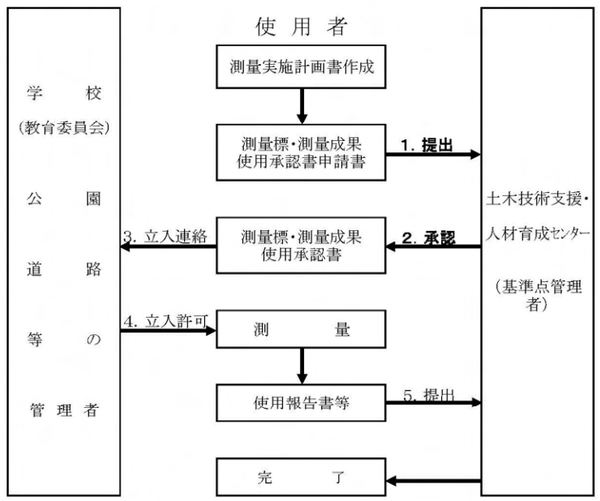
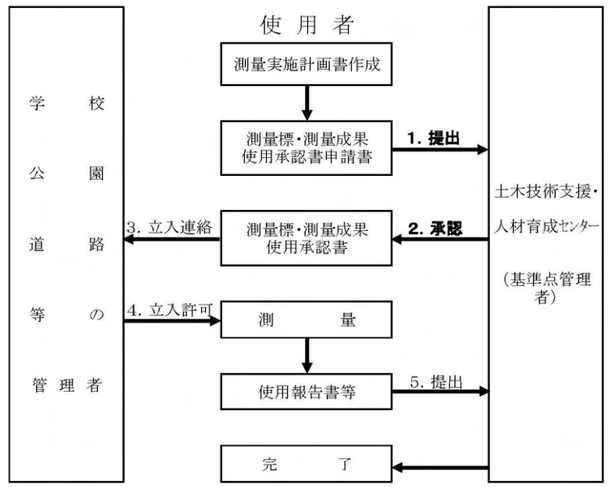
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	株式見本第7 座標面積計算書 地番：○○区○○一丁目○○番地（全体） [1] Xn / [2] Xn+1 − Xn−1 / [3] Yn / [4] Yn+1 − Yn−1 / [2]×[3] / [1]×[4] / 方向角 / 夾角 / 距離 測点1 −27139.581 13.269 −21295.776 1.617 −28257.3651744 0 −43884.7024770 49−53−06 261−18−46 8.394 測点2 −27134.172 8.501 −21289.356 11.698 −18098.0815356 0 −31741.5440560 59−38−13 189−45−07 6.117 測点3 −27131.080 3.391 −21284.078 5.701 −7217.4308498 0 −15467.4287080 54−44−43 175−06−29 0.518 測点4 −27130.781 0.981 −21283.655 0.880 −2087.9265555 0 −2387.5.0872800 33−49−32 159−04−49 0.820 測点5 −27130.099 −1.056 −21283.198 0.430 2247.5.0570880 0 −1166.5.9425700 180−53−24 327−03−52 1.738 測点6 −27131.837 −4.001 −21283.225 −3.896 8515.4.1832250 0 10570.5.6369520 239−40−35 238−47−11 4.482 測点7 −27134.100 −5.236 −21287.094 −5.533 6888.5.0361840 0 15013.2.9753000 239−41−01 180−00−26 1.927 測点8 −27135.073 −8.926 −21288.758 3.614 1900.23.4539080 0 −9806.6.1538220 146−25−47 86−44−46 9.545 測点9 −27143.026 −8.076 −21283.480 5.360 1718.85.3844800 0 −1454.86.6193600 146−18−36 179−52−48 0.147 測点10 −27143.149 −2.171 −21283.398 0.050 462.06.2570580 0 −135.7.1574500 180−53−43 214−35−07 2.048 測点11 −27145.197 −3.024 −21283.430 −1.650 643.61.0923200 0 447.89.5750500 238−54−04 238−00−21 1.889 測点12 −27146.173 −2.277 −21285.048 −3.774 4846.6.0542960 0 1024.49.6569020 238−53−31 179−59−27 2.518 測点13 −27147.474 0.363 −21287.204 −3.156 −772.7.2350520 0 856.77.4279440 328−59−45 270−06−14 1.941 測点14 −27145.810 0.033 −21288.204 −3.769 −70.25.1107320 0 1023.12.5578900 239−30−04 90−30−19 3.213 測点15 −27147.441 6.229 −21290.973 −7.572 −1326.21.4708170 0 2055.60.4232520 328−34−20 269−04−16 9.211 合計 倍面積 −202.7591950 202.7591950 3060−00−00 54.508 面積 −101.3795975 101.3795975 地積 101.37 ㎡ 101.37 ㎡ 坪数 30.66 30.66			（追加）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	参考 委　任　状 私は（住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ を代理人と定め、下記の事項を委任します。 記 （土地所在・地番） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ の土地境界の立会・確認・承諾の一切の権限。 令和　年　月　日 住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞		参考 委　任　状 私は（住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ を代理人と定め、下記の事項を委任します。 記 （土地所在・地番） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ の土地境界の立会・確認・承諾の一切の権限。 平成　年　月　日 住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞	（修正）
			- 201 -	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
参考資料―7 東京都公共基準点(水準基標・基準点)の使用手続き  1. 使用承認申請書の提出方法は、次の3通りです。 (1)来 所　使用承認書申請(Excel形式)により申請してください。 (2)ＦＡＸ　使用承認申請書(Excel形式)を事前にFAXし、電話連絡する。また、使用承認書の受け取り時に、押印した申請書を提出してください。 (3)メール　使用承認書(Excel形式)を事前に送信し、使用承認書の受け取り時に、押印した申請書を提出してください。 2. 基準点は、学校や公園等の公共施設に設置していますので、施設管理者の許可を得てください。また、測量標および測量成果の使用にあたっては、**同一基準点でも目的や期間が変わる毎に使用承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。** 3. 使用承認申請書についての詳細は、**東京都土木技術支援・人材育成センターのホームページで閲覧できます。**　http://doboku.metro.tokyo.jp	参考資料―7 東京都公共基準点(水準基標・基準点)の使用手続き  1. 使用承認申請書の提出方法は、次の3通りです。 (1)来 所　使用承認書申請(Excel形式)により申請してください。 (2)ＦＡＸ　使用承認申請書(Excel形式)を事前にFAXし、電話連絡する。また、使用承認書の受け取り時に、押印した申請書を提出してください。 (3)メール　使用承認書(メール形式)を事前に送信し、使用承認書の受け取り時に、押印した申請書を提出してください。 2. 基準点は、学校や公園等の公共施設に設置していますので、施設管理者の許可を得てください。また、測量標および測量成果の使用にあたっては、**同一基準点でも目的や期間が変わる毎に使用承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。** 3. 使用承認申請書についての詳細は、**東京都土木技術支援・人材育成センターのホームページで閲覧できます。**　http://doboku.metro.tokyo.jp - 202 -	(修正)

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

測量標・測量成果使用承認申請書（Excel形式）

様式第1号　　受付番号

令和　　年　　月　　日

測量標
使用承認申請書
測量成果

東京都土木技術支援・人材育成センター 所長 殿

住所　測量作業者（会社）名
申請者
氏名　（会社代表者職・氏名）　代表印

東京都公共基準点を下記の目的で使用したいので申請します。

使用目的	例 基準点整備等・現況測量・道路台帳整備・工事用測量等			
使用期間	承認の日から令和　　年　　月　　日まで			
測量地域	別添測量計画図のとおり　測量箇所がわかる図面を添付のこと			
使用基準点及び水準基標番号	点数が多数の場合は、「別紙のとおり」と記載し別紙添付も可です。			
測量の種類方法	例　3級基準点測量・3級水準測量			
測量計画者※1	名称	官公署の局部課係名		
	委託件名			
	担当者名	担当者印は不要です。		
	所在地			
	連絡先	電話　（　）　内線		
測量作業者	名称	会社名、部課係名		
	作業責任者	測量士（補）名・家屋調査士名	資格登録番号	第　号
	所在地			
	連絡先	電話　（　）　内線		

※1　工事測量等で測量作業者が下請負の場合は、測量計画者欄に発注者(官公署)を記載すること。

（修正）

測量標・測量成果使用承認申請書（Excel形式）

様式第1号　　受付番号

平成　　年　　月　　日

測量標
使用承認申請書
測量成果

東京都土木技術支援・人材育成センター 所長 殿

住所　測量作業者（会社）名
申請者
氏名　（会社代表者職・氏名）　代表印

東京都公共基準点を下記の目的で使用したいので申請します。

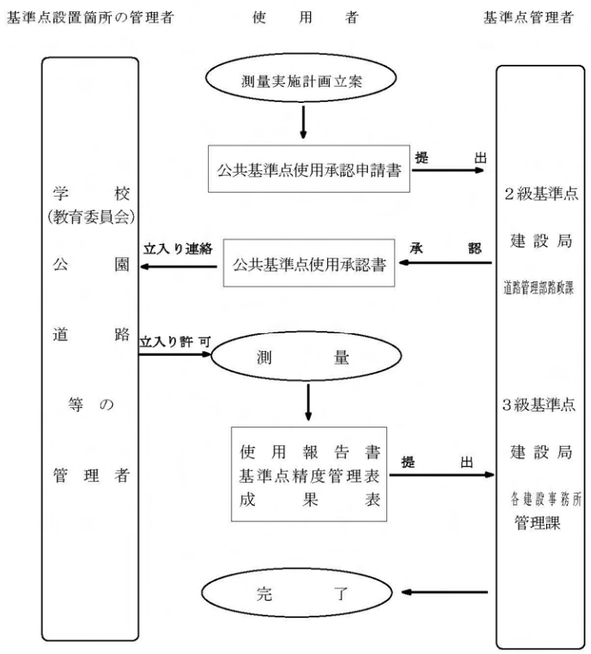
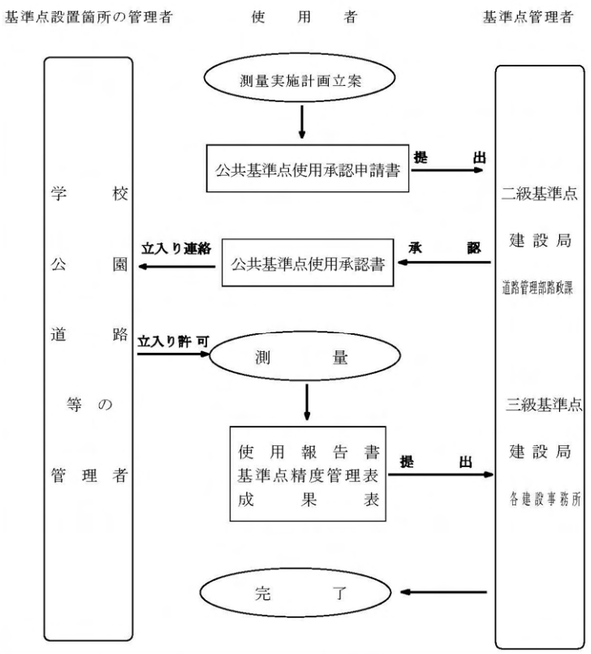
使用目的	例 基準点整備等・現況測量・道路台帳整備・工事用測量等			
使用期間	承認の日から平成　　年　　月　　日まで			
測量地域	別添測量計画図のとおり　測量箇所がわかる図面を添付のこと			
使用基準点及び水準基標番号	点数が多数の場合は、「別紙のとおり」と記載し別紙添付も可です。			
測量の種類方法	例　3級基準点測量・3級水準測量			
測量計画者※1	名称	官公署の局部課係名		
	委託件名			
	担当者名	担当者印は不要です。		
	所在地			
	連絡先	電話　（　）　内線		
測量作業者	名称	会社名、部課係名		
	作業責任者	測量士（補）名・家屋調査士名	資格登録番号	第　号
	所在地			
	連絡先	電話　（　）　内線		

※1　工事測量等で測量作業者が下請負の場合は、測量計画者欄に発注者(官公署)を記載すること。

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
			測量標・測量成果使用承認申請書（メール形式） 東京都土木技術支援・人材育成センター所長　殿 1. 申請者 会社名 : 2. 申請者 代表者 : 使用目的: 使用期間: 承認の日から 年 月 日 測量箇所: 使用基準点及び水準基標番号: 記入例:1101－2 及び 復(1) 測量の種類方法: 測量計画者 1. 名　　称 : 2. 委託件名 : 3. 担当者名 : 4. 所 在 地 : 5. 連 絡 先 : 測量作業者 1. 名　　称 : 2. 作業責任者 1. 氏名 : 2. 資格 : 資格登録番号 : 3. 所 在 地 : 4. 連絡先・電話: 5. 連絡先・メール: メールソフトへ送る　リセット － 204 －	（削除）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
参考資料－８ 東京都道公共基準点の使用手続き  備　考　１．　基準点は、学校や公園、道路等の公共施設の他、民間建物（マンション屋上等）に設置しています。立ち入りには必ず基準点設置箇所の管理者の承認を受けること。 ２．　公共基準点の使用は、同一基準点でも目的や期間が変わる毎に使用申請を提出し、承認を受けること。	参考資料－８ 東京都道公共基準点の使用手続き  備　考　１．　基準点は、学校や公園、道路等の公共施設の他、民間建物（マンション屋上等）に設置しています。立ち入りには必ず基準点設置箇所の管理者の承認を受けること。 ２．　公共基準点の使用は、同一基準点でも目的や期間が変わる毎に使用申請を提出し、承認を受けること。 － 205 －	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	東京都道公共基準点使用承認申請書 令和　年　月　日 （公共基準点管理者）　殿 住　所 申請者 氏　名　印 公共基準点の使用について下記のとおり申請します。		公共基準点使用承認申請書 平成　年　月　日 基準点管理者　殿 住　所 申請者 氏　名　印 公共基準点の使用について下記のとおり申請します。	（修正）

使用目的		
使用期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで（　日間）	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで（　日間）
測量地域		
使用基準点番号		
測量の種類方法		
測量計画者	名称	
	委託件名	
	担当者名	
	所在地	
	連絡先	電話　（　）　内線
測量作業者	名称	
	作業責任者	
	連絡先	電話　（　）　内線

使用目的		
使用期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで（　日間）	
測量地域		
使用基準点番号		
測量の種類方法		
測量計画者	名称	
	委託件名	
	担当者名	
	所在地	
	連絡先	（　）　内線
測量作業者	名称	
	作業責任者	
	連絡先	（　）　内線

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	東京都道公共基準点使用報告書 令和　年　月　日 （公共基準点管理者）　殿 住　所 申請者 氏　名　印 基準点の使用結果を別添のとおり報告します。 1．東京都道公共基準点使用日報 2．新点の精度管理表の写し 3．新点の成果表、網図の写し 4．使用した公共基準点の現況写真 5．東京都道公共基準点異常報告書（公共基準点に異常を認めた場合）			（追加）

使用目的		
使用期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで（　日間）	
使用基準点番号		
測量作業者	名称	
	作業責任者	
	連絡先	電話　（　）　内線

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

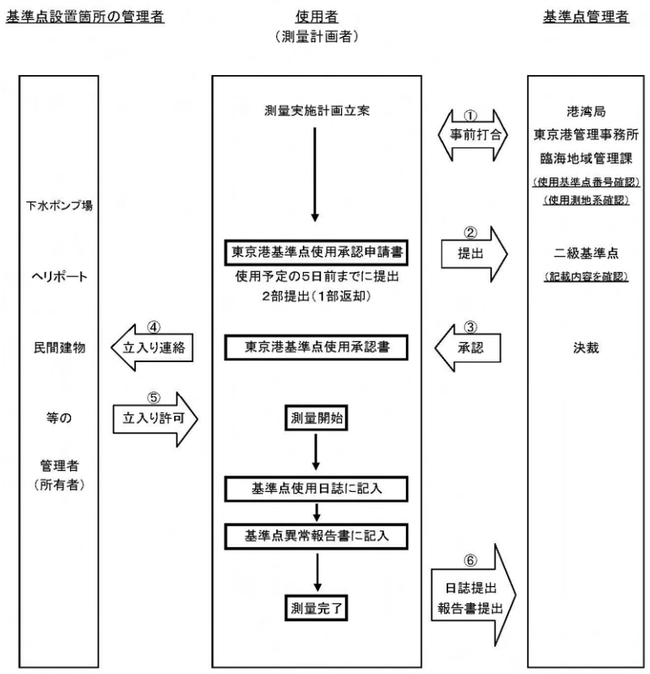
新		旧		
	東京都道公共基準点（設置工事・測量）完了報告書 令和　年　月　日 （公共基準点管理者）　殿 住　所 名　称　印 工事施行者 担当者 電　話 公共基準点の〔設置工事〕・〔測量〕は次のとおり完了しましたので引継ぎます。 対象となる公共基準点番号 路線名 完了年月日 工事場所　東京都　区　町　丁目　番地先 請負会社　住所 会社名 引継成果品			（追加）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

参考資料－8-1

東京港基準点の使用手続き

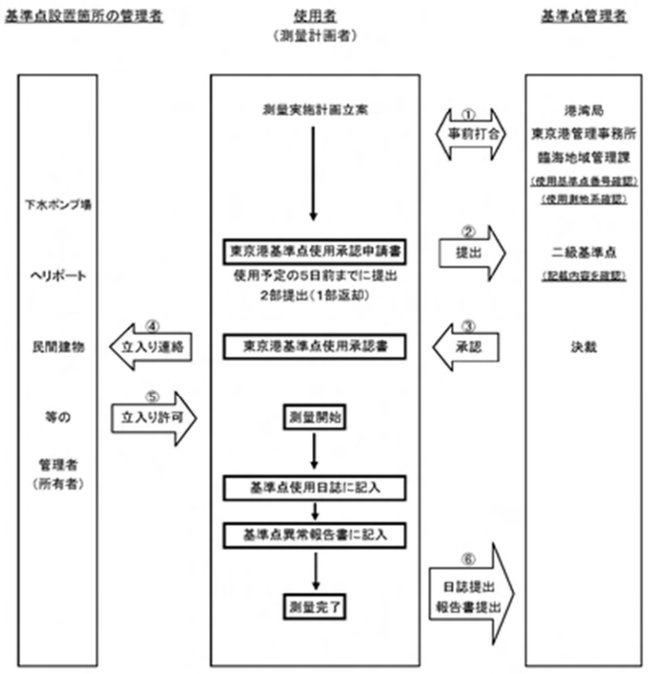


備考　1　基準点は、下水ポンプ場、ヘリポート等の公共施設のほか、民間建物（マンション屋上等）に設置しています。立入りには必ず基準点設置箇所の管理者（所有者）の許可を受けてください。

2　基準点の使用は、同一基準点でも目的や期間が変わる度に使用申請を提出し、承認を受けてください。

参考資料－8-1

東京港基準点の使用手続き



備考　1　基準点は、下水ポンプ場、ヘリポート等の公共施設のほか、民間建物（マンション屋上等）に設置しています。立入りには必ず基準点設置箇所の管理者（所有者）の許可を受けてください。

2　基準点の使用は、同一基準点でも目的や期間が変わる度に使用申請を提出し、承認を受けてください。

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
申請受付No. **東京港基準点使用承認申請書** 平成　年　月　日 東京都東京港管理事務所長　殿 申請者 （公印省略） 東京都港湾局所有の基準点を下記の目的で使用したいので申請します。	申請受付No. **東京港基準点使用承認申請書** 平成　年　月　日 東京都東京港管理事務所長　殿 申請者 （公印省略） 東京都港湾局所有の基準点を下記の目的で使用したいので申請します。	（修正）

使用目的		
使用期間		
測量箇所		
使用基準点番号		
測量の種類方法		
測量計画者	名称	
	代表者	
	所在地	
	連絡先	
測量作業者	名称	
	代表者	
	代理人	
	所在地	
	連絡先	

※使用目的や測量箇所については、概要資料を添付してください。

使用目的		
使用期間		
測量箇所		
使用基準点番号		
測量の種類方法		
測量計画者	名称	
	代表者	
	所在地	
	連絡先	
測量作業者	名称	
	代表者	
	代理人	
	所在地	
	連絡先	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
		（修正）

申請受付No.

東京港基準点使用承認申請書

20東建○○第○号の○
平成20年○月○日

東京都東京港管理事務所長　殿

東京都東京港建設事務所長
申請者　　○○　○○
（公印省略）

東京都港湾局所有の基準点を下記の目的で使用したいので申請します。

使用目的		平成20年度○○○道路現況測量に伴う基準点測量のため
使用期間		平成20年○月○日 ～ 平成20年○月○日
測量箇所		東京都大田区○○○七丁目
使用基準点番号		No. 37、 No. 39、 No. 42
測量の種類方法		4級基準点測量
測量計画者	名称	東京都東京港建設事務所○○○○整備課
	代表者	○○　○○
	所在地	東京都港区港南三丁目9番56号
	連絡先	03(3471)○○○○　担当者　○○工事係　○○　○○
測量作業者	名称	有限会社　○○測地設計
	代表者	○○　○○
	代理人	○○　○○
	所在地	東京都○○市○○町5－6－7
	連絡先	0423(○○○)○○○○　担当者　○○　○○

※使用目的や測量箇所については、概要資料を添付してください。

申請受付No.

東京港基準点使用承認申請書

20東建○○第○号の○
平成20年○月○日

東京都東京港管理事務所長　殿

東京都東京港建設事務所長
申請者　　○○　○○
（公印省略）

東京都港湾局所有の基準点を下記の目的で使用したいので申請します。

使用目的		平成20年度○○○道路現況測量に伴う基準点測量のため
使用期間		平成20年○月○日 ～ 平成20年○月○日
測量箇所		東京都大田区○○○七丁目
使用基準点番号		No. 37、 No. 39、 No. 42
測量の種類方法		4級基準点測量
測量計画者	名称	東京都東京港建設事務所○○○○整備課
	代表者	○○　○○
	所在地	東京都港区港南三丁目9番56号
	連絡先	03(3471)○○○○　担当者　○○工事係　○○　○○
測量作業者	名称	有限会社　○○測地設計
	代表者	○○　○○
	代理人	○○　○○
	所在地	東京都○○市○○町5－6－7
	連絡先	0423(○○○)○○○○　担当者　○○　○○

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		

東京港基準点使用日誌

基準点番号	使用年月日	使用時間	備考
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	

基準点使用会社等及び使用者氏名

1

2

3

4

5

東京港基準点使用日誌

基準点番号	使用年月日	使用時間	備考
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	
No.	年　月　日	:　～　:	

基準点使用会社等及び使用者氏名

1

2

3

4

5

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	参考資料－９ １）受託者が作成する書類 様式　打合せ記録簿 打合せ記録簿 第　回　打合せ記録簿 事務所名 / 受託者 委託件名 / 契約番号 / 場所 日時：令和　年　月　日（　）　打合せ方式：□ 会議　□ 電話 出席者：委託者側 / 受託者側 注）この様式は、主として委託の業務に関する指示・承諾等に使用する。 重要度等に応じて、総括監督員の確認を得ること。 ２部作成し、委託者・受託者双方が保管する。 この打合せ記録簿の受領確認として、監督員及び代理人間でやり取りした電子メールなどを残すこと。 － 218 －		参考資料－９ １）受託者が作成する書類 様式　打合せ記録簿 打合せ記録簿 第　回　打合せ記録簿 発注者・印：総括監督員 / 主任監督員 / 担当監督員　受注者・印：管理技術者 / 担当技術者 / 担当技術者 事務所名 / 受託者 委託件名 / 契約番号 / 場所 日時：平成　年　月　日（　）　打合せ方式 出席者：発注者側 / 受託者側 注）この様式は、主として委託の業務に関する指示・承諾等に使用する。 重要度等に応じて、総括監督員の確認を得ること。 ２部作成し、発注者・受託者双方が保管する。 － 211 －	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
			様式　協議・承諾等書　【受託者作成用】 （協議、承諾、通知、提出、報告）書 発注者・印 / 総括監督員 / 主任監督員 / 担当監督員 / 受託者・印 / 代理人又は主任技術者 / 担当技術者 / 担当技術者 発議者 / □受託者 / 発議年月日 / 平成　年　月　日（　） 発議事項 / □指示 □協議 □通知 □承諾 □提出 □報告 □届出 □その他（　　） 委託件名 履行期間 / 自平成　年　月　日 / 至　平成　年　月　日 受託者 / 代理人氏名 （内　容） 処理・回答 / 発注者 / 上記について　□指示　□承諾　□協議　□通知　□受理　します。 □その他（　） 平成　年　月　日 注）この様式は、主として委託の業務に関する指示・承諾等に使用する。 重要度等に応じて、総括監督員の確認を得ること。 ２部作成し、発注者・受託者双方が保管する。 監督員氏名、受領者とも本人の自筆のサインである場合には、押印がなくてもよい。 － 212 －	（削除）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
			2）発注者が作成する書類 様式　協議・承諾等書　【発注者作成用】 （指示、承諾、協議、提出、報告）書	（削除）

	総括監督員	主任監督員	担当監督員		代理人又は主任技術者	担当技術者	担当技術者
発注者・印				受託者・印			
発　議　者	□ 発注者			発議年月日	平成　年　月　日（　）		
発議事項	□指示 □協議 □通知 □承諾 □提出 □報告 □届出 □その他（　　）						
委託件名							
受　託　者				代理人氏名			
（内　容）							

処理・回答	受託者	上記について　□承諾　□協議　□提出　□報告　□届出　します。 □同答　□その他（　） 平成　年　月　日 受領者氏名　印

注）この様式は、主として委託の業務に関する指示・承諾等に使用する。
　　重要度等に応じて、総括監督員の確認を得ること。
　　２部作成し、発注者・受託者双方が保管する。
　　監督員氏名、受領者とも本人の自筆のサインである場合には、押印がなくてもよい。

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
		（修正）

製図原図及び第二原図字図の記入色等の仕様例

図面種類	部数	原図(色別製図)	第二原図字図(黒墨で書換)
基準点測量	基準点網図 1部	縮尺1/2,500程度の都市計画図又はこれにそれらに類似する地形図を用いることを原則とし、ポリエステルフィルム300番にグリーン色等の青色で基準点(既基準点含む)位置図の場合は縮小図も可)、並びから水準点測量観測路線及び番号、標識の種類等を図面に墨書で記入し、一覧表に基準点の種類及び番号、標識の種類、設標位置及び素さ、方向角及び距離等を墨書で記入する。	
水準測量	水準路線図 1部	縮尺1/2,500程度の都市計画図又はこれにそれらに類似する地形図を用いることを原則とし、ポリエステルフィルム300番にグリーン色等の青色で基準点(既基準点含む)位置図の場合は縮小図も可)、並びから水準測量観測路線及び路線番号、水準点番号、標識の種類等を墨書で記入し、一覧表に水準点の種類及び番号、水準点番号、標識の種類、素さ等を墨書で記入する。	
現地測量	地形図原図 1部	原則として道路の起点及び所川の下流を左端におき、ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で衛水性を保持するもの)に墨書で製図を行う。	
	地形図写図 1部		地形図原図からポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で衛水性を保持するもの)に第二原図を作成する。
路線測量	縦形図 1部	既成の地形図からポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で衛水性を保持するもの)に2~3色等の青色とし図面番号、作業名称、作業年度、起点、終点、中心線の方位、曲線の要素、各測点の位置、境界杭(NO)を墨書等黒し、墨色で製図を行い、1/2の縮尺原図を行った場合は基準点等の記入を行う。	
	中心線形図 1部	既成の縦形図(ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で衛水性を保持するもの)に、主要点及び中心線を墨書等黒し、墨色で製図を行う。	

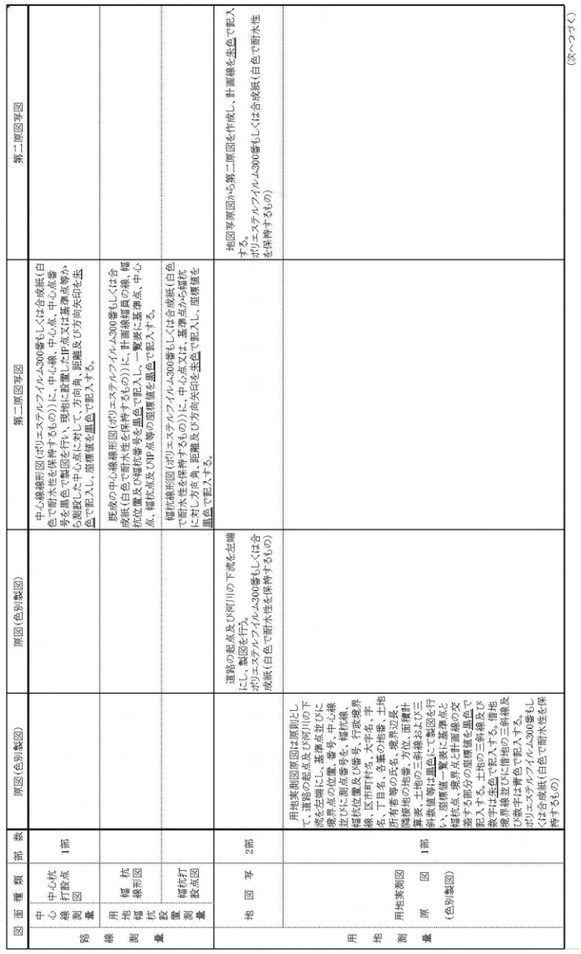
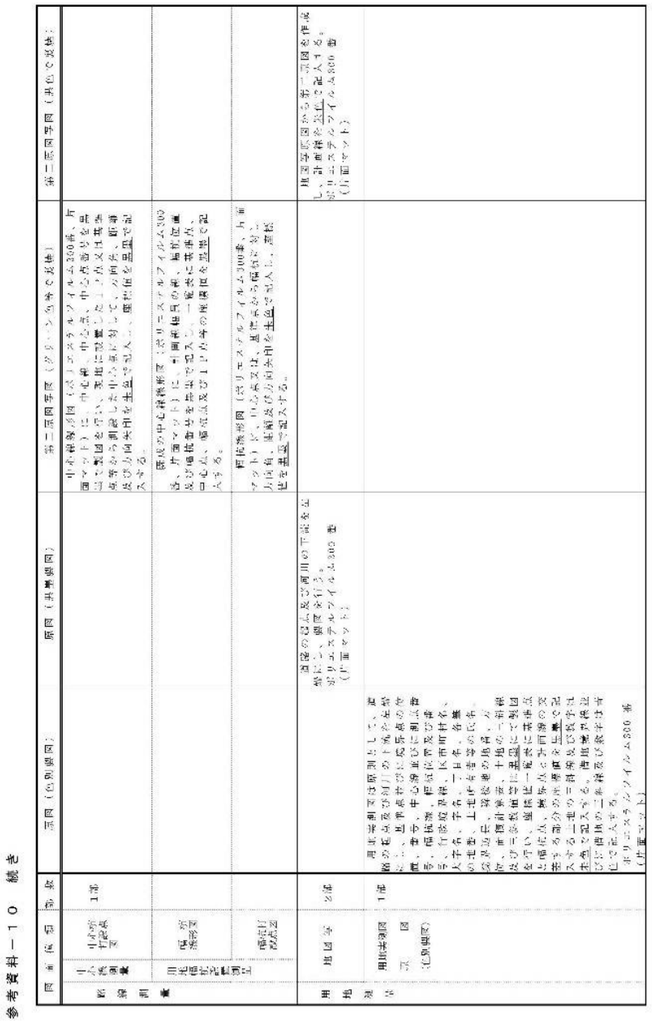
(次へつづく)

参考資料－10

製図原図及び第二原図字図の記入色等の仕様例

図面種類	部数	原図(色別製図)	第二原図字図(黒墨で書換)
基準点測量	基準点網図 1部	縮尺1/2,500程度の都市計画図又はこれにそれらに類似する地形図を用いることを原則とし、ポリエステルフィルム300番にグリーン色等の青色で基準点(既基準点含む)位置図の場合は縮小図も可)、並びから水準点測量観測路線及び路線番号、水準点番号、標識の種類等を墨書で記入し、一覧表に基準点の種類及び番号、水準点番号、標識の種類、素さ

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
参考資料－１０　続き 	参考資料－１０　続き 	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
（修正）		

参考資料－１０　続き

図面種類		部数	原図（色別製図）	第二原図等図
用地測量	用地実測図 字　図	2部	用地実測図（色別で製図）は同様の図式で製図を作り、黒色で記入する。	用地実測図等図原図から第二原図を作成するポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）
	用地平面図 （現況重ね図）	2部	既成の境杭境界図をポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）にグリーン色墨の着色とする。 土地の境界線、官地境界、土地の地番、土地所有者名、官地境界名、隣地境界点間距離、土地所在地、境杭及び基準点座標値等の一覧表として作成する。 原図は黒色により行う。	現況重ね図から第二原図を作成する。 ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）
	用地境界 総括図	2部	既成の境杭境界図からポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）にグリーン色墨の着色とする。 区域図と土地境界図を総括図に写し、境界点、境界点座標、境界点間距離、土地地番、土地所有者名、境界点及び基準点座標値を一覧表として作成する。製図は黒色により行う。	土地境界総括図原図から第二原図を作成するポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）
	用地境界 測　点 （必要な場合のみ）	2部	既成の現況重ね図からポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）にグリーン色墨の着色とし、計画幅員線と公共用地境界線からの方向角及び距離等の交点に設置した境界を基準点からの方向角及び距離等を赤色で記入する。	用地境界測点図原図から第二原図を作成するポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）
公示用地図等の作成	用地実測図 字　図	1部	境界の用地実測図原図からポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）にグリーン色墨の着色で原図を作成し、官図の旧土地所有者名、旧土地地番並びに都道府県地番を黒墨にて記入する。	
	地　図　字		境界の用地実測図原図からポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）にグリーン色墨の着色で原図を作成し、官図の旧土地所有者名、旧土地地番並びに都道府県地番を黒墨にて記入する。 公示用地図の作成にあたっては、ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）	
	公示用地図	1部	公示用地図の作成にあたっては、ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）にグリーン色墨の着色で原図を作成し、官図の旧土地所有者名及び新土地地番並びに都道府県地番を黒墨にて記入する。	

参考資料－１０　続き

図面種類		部数	原図（色別製図）	第二原図等図
用地測量	用地実測図 字　図	2部	用地実測図（色別で製図）は同様の図式で製図を作り、黒色で記入する。	用地実測図等図原図から第二原図を作成する。 ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）
	用地平面図 （現況重ね図）	2部	既成の境杭境界図をポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）にグリーン色墨の着色とする。 土地の境界線、官地境界、土地の地番、土地所有者名、官地境界名、隣地境界点間距離、土地所在地、境杭及び基準点座標値等の一覧表として作成する。 原図は黒色により行う。	現況重ね図から第二原図を作成する。 ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）
	用地境界 総括図	2部	既成の境杭境界図からポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）にグリーン色墨の着色とする。 区域図と土地境界図を総括図に写し、境界点、境界点座標、境界点間距離、土地地番、土地所有者名、境界点及び基準点座標値を一覧表として作成する。製図は黒色により行う。	土地境界総括図原図から第二原図を作成するポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）
	用地境界 測　点 （必要な場合のみ）	2部	既成の現況重ね図からポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）にグリーン色墨の着色とし、計画幅員線と公共用地境界線からの方向角及び距離等の交点に設置した境界を基準点からの方向角及び距離等を赤色で記入する。	用地境界測点図原図から第二原図を作成するポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）
公示用地図等の作成	用地実測図 字　図	1部	境界の用地実測図原図からポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）にグリーン色墨の着色で原図を作成し、官図の旧土地所有者名、旧土地地番並びに都道府県地番を黒墨にて記入する。	
	地　図　字		境界の用地実測図原図からポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）にグリーン色墨の着色で原図を作成し、官図の旧土地所有者名、旧土地地番並びに都道府県地番を黒墨にて記入する。 公示用地図の作成にあたっては、ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）	
	公示用地図	1部	公示用地図の作成にあたっては、ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）にグリーン色墨の着色で原図を作成し、官図の旧土地所有者名及び新土地地番並びに都道府県地番を黒墨にて記入する。	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	参考資料－１１ 公示用略図の作成要領 平成１７年６月１日 建設局道路管理部		参考資料－１１ 公示用略図の作成要領 平成１７年６月１日 建設局道路管理部 - 217 -	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

公 示 用 略 図 の 作 成 要 領

昭和 52 年７月１日 52 建道管路第 155 号決定
平成８年３月 21 日７建道管路第 1627 号全面改正
平成 13 年３月１日 12 建道管路第 3466 号全面改正
平成 17 年６月１日 17 建道管路第 798 号一部改正

第１　「公示用略図の作成要領」の意義

東京都においては、道路の路線の認定、区域の決定、供用の開始等を公示するに際しては、略図を添付することにしている。

略図の添付については、特に法律等に定められている訳ではないが、これにより区域変更等の処分の概要がより具体的に示されるとともに、公報上に記録される等の利点がある。

それゆえ、この略図の添付は、大正９年に旧道路法が施行されて以来の慣行となっている。

路政課等に保管されている大正９年以来の公報上の略図は、道路区域及び境界確定等に係る第一級の資料として、現在も各方面で活用されている。

ついては、都道（首都高速道路を除く。）及び一般国道（指定区間外）の区域変更等に係る公示用略図を、より分かり易く見やすくするため、この要領を定める。

第２　使用する用紙

１　用紙の材質は、ポリエステルフィルム（300 番）又はこれに類するもの。
２　用紙の大きさは、公報の形式に合わせ、Ａ４判（縦使い）を原則とする。
３　余白は、上下左右とも 15～20ｍｍ程度とする。枠線は引かないこと。

第３　構成及び記載方法（Ａ４判（縦使い）の場合）

１　略図の構成　　＜各模範例＞

(1)　略図は、「表題部」、「案内図」及び「本図」により構成する。
(2)　表題部は、「表題」、「処分の区間」、「道路の凡例」、「処分の凡例」及び「処分の延長・面積」により構成する。
(3)　「表題部」、「案内図」及び「本図」の配置については、全体のバランスを考えて、見やすいように工夫する。
(4)　用紙の右上端には、「別図」と縦書きする。
　　ただし、公示の方法により「別図一」、「別図二」等と記する場合もある。
(5)　「別図」の字の大きさは、16 ポイント程度とする。

２　略図の記載方法　　＜各模範例＞

(1)　表題

公 示 用 略 図 の 作 成 要 領

昭和 52 年７月１日 52 建道管路第 155 号決定
平成８年３月 21 日７建道管路第 1627 号全面改正
平成 13 年３月１日 12 建道管路第 3466 号全面改正
平成 17 年６月１日 17 建道管路第 798 号一部改正

第１　「公示用略図の作成要領」の意義

東京都においては、道路の路線の認定、区域の決定、供用の開始等を公示するに際しては、略図を添付することにしている。

略図の添付については、特に法律等に定められている訳ではないが、これにより区域変更等の処分の概要がより具体的に示されるとともに、公報上に記録される等の利点がある。

それゆえ、この略図の添付は、大正９年に旧道路法が施行されて以来の慣行となっている。

路政課等に保管されている大正９年以来の公報上の略図は、道路区域及び境界確定等に係る第一級の資料として、現在も各方面で活用されている。

ついては、都道（首都高速道路を除く。）及び一般国道（指定区間外）の区域変更等に係る公示用略図を、より分かり易く見やすくするため、この要領を定める。

第２　使用する用紙

１　用紙の材質は、ポリエステルフィルム（300 番）又はこれに類するもの。
２　用紙の大きさは、公報の形式に合わせ、Ａ４判（縦使い）を原則とする。
３　余白は、上下左右とも 15～20ｍｍ程度とする。枠線は引かないこと。

第３　構成及び記載方法（Ａ４判（縦使い）の場合）

１　略図の構成　　＜各模範例＞

(1)　略図は、「表題部」、「案内図」及び「本図」により構成する。
(2)　表題部は、「表題」、「処分の区間」、「道路の凡例」、「処分の凡例」及び「処分の延長・面積」により構成する。
(3)　「表題部」、「案内図」及び「本図」の配置については、全体のバランスを考えて、見やすいように工夫する。
(4)　用紙の右上端には、「別図」と縦書きする。
　　ただし、公示の方法により「別図一」、「別図二」等と記する場合もある。
(5)　「別図」の字の大きさは、16 ポイント程度とする。

２　略図の記載方法　　＜各模範例＞

(1)　表題

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	ア　表題は、「別図」左側に、「別図」より１字下げて縦書きする。 イ　表題は、「路線名」「処分名」のあとに「略図」と記載する。 ウ　路線名は、「都道○○○○線」、「一般国道○○○○号」等と記載する。 エ　処分名は、「区域変更」、「供用開始」、「区域決定」等と記載する。 オ　字の大きさは、16 ポイント程度とし、全体のバランスを考えて記載する。 カ　路線名が複数の場合は、原則として区域変更等の主たる路線を右側に記載し、他の路線はその左横に列記する。主たる路線以外は、路線の整理番号の若い順に列記することが望ましい。　＜参考例１＞ (2)　処分の区間 ア　処分の区間は、「表題」左側に「表題」より１字下げて縦書きする。 イ　字の大きさは、「表題」と同じにする。 ウ　処分の区間は、「起点地名」、「～」（縦書き）、「終点地名」により構成する。 エ　処分の区間のうち、路線の起点側の端の地名を「起点地点」、終点側の端の地名を「終点地点」とする。 オ　「起点地名」、「終点地名」の表示は、町丁名又は（大）字名までとし、丁名は「一丁目」のように漢字で表示する。 カ　地名が長く、記載が２行になる場合には、１行目には「起点地名」、２行目には１行目より一字下げて、縦書きの「～」を記載し、その下に「終点地名」を書く。 キ　「起点地名」と「終点地名」が同じ場合は、途中に他の地名があった場合でも○○地内と記載する。　＜模範例Ｃ・Ｄ＞ (3)　道路の凡例 ア　道路の凡例の記載位置は、表題左側に処分の区間と同じ高さに縦書きする。 イ　字の大きさは、12 ポイント程度とする。 ウ　凡例は、高速自動車国道、一般国道、都道及び区市町村道の順に、必要なものを記載する。　＜別紙１＞ エ　首都高速道路については、記載しない。 (4)　処分の凡例　＜別紙１＞ ア　記載方法 (ｱ)　処分の凡例の記載位置は、道路の凡例に並べて縦書きする。 (ｲ)　字の大きさは、道路の凡例と同じにする。 (ｳ)　処分の凡例は、必要な凡例だけを記載する。 イ　区域変更（区域決定）の場合 (ｱ)　編入区域　＜模範例Ａ＞ a　区域変更等により、新たに道路区域に編入される区域がある場合に記		ア　表題は、「別図」左側に、「別図」より１字下げて縦書きする。 イ　表題は、「路線名」「処分名」のあとに「略図」と記載する。 ウ　路線名は、「都道○○○○線」、「一般国道○○○○号」等と記載する。 エ　処分名は、「区域変更」、「供用開始」、「区域決定」等と記載する。 オ　字の大きさは、16 ポイント程度とし、全体のバランスを考えて記載する。 カ　路線名が複数の場合は、原則として区域変更等の主たる路線を右側に記載し、他の路線はその左横に列記する。主たる路線以外は、路線の整理番号の若い順に列記することが望ましい。　＜参考例１＞ (2)　処分の区間 ア　処分の区間は、「表題」左側に「表題」より１字下げて縦書きする。 イ　字の大きさは、「表題」と同じにする。 ウ　処分の区間は、「起点地名」、「～」（縦書き）、「終点地名」により構成する。 エ　処分の区間のうち、路線の起点側の端の地名を「起点地点」、終点側の端の地名を「終点地点」とする。 オ　「起点地名」、「終点地名」の表示は、町丁名又は（大）字名までとし、丁名は「一丁目」のように漢字で表示する。 カ　地名が長く、記載が２行になる場合には、１行目には「起点地名」、２行目には１行目より一字下げて、縦書きの「～」を記載し、その下に「終点地名」を書く。 キ　「起点地名」と「終点地名」が同じ場合は、途中に他の地名があった場合でも○○地内と記載する。　＜模範例Ｃ・Ｄ＞ (3)　道路の凡例 ア　道路の凡例の記載位置は、表題左側に処分の区間と同じ高さに縦書きする。 イ　字の大きさは、12 ポイント程度とする。 ウ　凡例は、高速自動車国道、一般国道、都道及び区市町村道の順に、必要なものを記載する。　＜別紙１＞ エ　首都高速道路については、記載しない。 (4)　処分の凡例　＜別紙１＞ ア　記載方法 (ｱ)　処分の凡例の記載位置は、道路の凡例に並べて縦書きする。 (ｲ)　字の大きさは、道路の凡例と同じにする。 (ｳ)　処分の凡例は、必要な凡例だけを記載する。 イ　区域変更（区域決定）の場合 (ｱ)　編入区域　＜模範例Ａ＞ a　区域変更等により、新たに道路区域に編入される区域がある場合に記 － 219 －	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	載する。ただし、重用編入区域は含めない。 b　「処分名」が区域決定の場合には、凡例を「編入区域（決定区域）」にする。　＜模範例Ｂ＞ (ｲ)　重用編入区域　＜模範例Ａ＞ a　区域変更等により、新たに道路区域に編入される区域のうち、他の路線の道路区域と重用することとなる区域がある場合に記載する。 b　「処分名」が区域決定の場合には、凡例を「重用編入区域（決定区域）」にする。　＜模範例Ｂ＞ c　「重用編入区域」の下には、括弧書きで（都道○○○○線との重用編入）等と重用関係を分かりやすく記載する。＜模範例Ａ＞ (ｳ)　廃止区域　＜参考例２＞ 区域変更により、道路区域が廃止される区域がある場合に記載する。ただし、重用廃止区域は含めない。 (ｴ)　重用廃止区域　＜模範例Ｃ＞ a　区域変更により、道路区域が廃止される区域のうち、他の路線の道路区域と重用していた区域がある場合に記載する。 b　「重用廃止区域」の下には、括弧書きで（都道○○○○線との重用廃止）等と重用関係を分かりやすく記載する。 (ｵ)　変更後区域　＜模範例Ｄ＞ a　表題を区域変更後略図にした場合に使用する凡例。 b　区域変更等の結果、特定区間内で道路区域になっている区域全体を記載する。ただし、変更後重用区域は含めない。 c　区域変更後略図は道路区域の廃止が生じる場合には使用しないので、道路区域の廃止を表す凡例はない。 (ｶ)　変更後重用区域　＜参考例３＞ a　表題を区域変更後略図にした場合に使用する凡例。 b　区域変更等の結果、特定区間内で他の路線の道路区域と重用する区域全体を記載する。 c　区域変更後略図は道路区域の廃止が生じる場合には使用しないので、道路区域の廃止を表す凡例はない。 (ｷ)　計画線　＜模範例Ａ＞ 都市計画道路等の都道の道路整備計画線を本図に図示する場合に記載する。 ウ　供用開始の場合 (ｱ)　供用開始区域　＜模範例Ｅ＞ 道路の供用を開始する区域を記載する。 (ｲ)　供用除外区域　＜参考例４＞ a　通常は記載しない。 b　道路区域になっているが、供用の開始に際し、供用を除外している区		載する。ただし、重用編入区域は含めない。 b　「処分名」が区域決定の場合には、凡例を「編入区域（決定区域）」にする。　＜模範例Ｂ＞ (ｲ)　重用編入区域　＜模範例Ａ＞ a　区域変更等により、新たに道路区域に編入される区域のうち、他の路線の道路区域と重用することとなる区域がある場合に記載する。 b　「処分名」が区域決定の場合には、凡例を「重用編入区域（決定区域）」にする。　＜模範例Ｂ＞ c　「重用編入区域」の下には、括弧書きで（都道○○○○線との重用編入）等と重用関係を分かりやすく記載する。＜模範例Ａ＞ (ｳ)　廃止区域　＜参考例２＞ 区域変更により、道路区域が廃止される区域がある場合に記載する。ただし、重用廃止区域は含めない。 (ｴ)　重用廃止区域　＜模範例Ｃ＞ a　区域変更により、道路区域が廃止される区域のうち、他の路線の道路区域と重用していた区域がある場合に記載する。 b　「重用廃止区域」の下には、括弧書きで（都道○○○○線との重用廃止）等と重用関係を分かりやすく記載する。 (ｵ)　変更後区域　＜模範例Ｄ＞ a　表題を区域変更後略図にした場合に使用する凡例。 b　区域変更等の結果、特定区間内で道路区域になっている区域全体を記載する。ただし、変更後重用区域は含めない。 c　区域変更後略図は道路区域の廃止が生じる場合には使用しないので、道路区域の廃止を表す凡例はない。 (ｶ)　変更後重用区域　＜参考例３＞ a　表題を区域変更後略図にした場合に使用する凡例。 b　区域変更等の結果、特定区間内で他の路線の道路区域と重用する区域全体を記載する。 c　区域変更後略図は道路区域の廃止が生じる場合には使用しないので、道路区域の廃止を表す凡例はない。 (ｷ)　計画線　＜模範例Ａ＞ 都市計画道路等の都道の道路整備計画線を本図に図示する場合に記載する。 ウ　供用開始の場合 (ｱ)　供用開始区域　＜模範例Ｅ＞ 道路の供用を開始する区域を記載する。 (ｲ)　供用除外区域　＜参考例４＞ a　通常は記載しない。 b　道路区域になっているが、供用の開始に際し、供用を除外している区 - 220 -	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	域を明示したい場合に記載する。 c　延長及び面積の表示は必要ない。 (ｳ)　計画線 都市計画道路等の都道の道路整備計画線を本図に図示する場合に記載する。 エ　処分の延長・面積 (ｱ)　処分の延長・面積は、凡例ごとに記載する。 ただし、「計画線」、「供用除外区域」には記載しない。 (ｲ)　処分の延長・面積の記載位置は、処分の凡例から２文字下げて列記する。 (ｳ)　延長・面積は、漢字で表示し、小数点第２位（小数点第３位以下は切捨て）まで記載する。なお、桁区切りのカンマは読点（、）、小数点は中点（・）で表記すること。 (ｴ)　字の大きさは 12 ポイント程度とする。 (5)　案内図 ア　一般的記載　　＜別紙２＞ (ｱ)　案内図は、左上に表題部と並べてバランスよく配置する。 (ｲ)　一般的には、縮尺 1/25,000 程度の地図を利用して、処分区域及び周辺地域が一望できるよう図示する。 (ｳ)　可能なかぎり、鉄道の駅を含んだ図にする。 (ｴ)　必ず北を上にして記載し、方位を入れる。 (ｵ)　区市町村名及び町丁名・（大）字名を記載し、区市町村については、その境界線を簡単に分かりやすく記載する。 (ｶ)　町丁名の数字は漢字とする。 (ｷ)　主要な公共施設があれば、適宜記載する。 イ　道路の記載 (ｱ)　国道、都道は記載するが、区市町村道については記載しないことを原則とし、分かり易くするため記載する場合も主要なものだけにとどめる。 (ｲ)　処分箇所は黒塗りし、図の外側から矢印で「区域変更箇所」等と示す。 (ｳ)　国道、都道は路線名を記載する。 ただし、区市町村道には路線名を入れない。 (ｴ)　首都高速道路については、原則として記載しない。 (6)　本図 ア　一般的記載　　＜別紙２＞ (ｱ)　本図は、略図の下半分に処分の概要が理解できるように記載する。 (ｲ)　方位は、本図の左側の見やすい位置に記載する。 (ｳ)　一般的には、縮尺 1/2,500 程度の地図を利用して記載するが、縮尺は分かりやすさを優先して判断する。		域を明示したい場合に記載する。 c　延長及び面積の表示は必要ない。 (ｳ)　計画線 都市計画道路等の都道の道路整備計画線を本図に図示する場合に記載する。 エ　処分の延長・面積 (ｱ)　処分の延長・面積は、凡例ごとに記載する。 ただし、「計画線」、「供用除外区域」には記載しない。 (ｲ)　処分の延長・面積の記載位置は、処分の凡例から２文字下げて列記する。 (ｳ)　延長・面積は、漢字で表示し、小数点第２位（小数点第３位以下は切捨て）まで記載する。なお、桁区切りのカンマは読点（、）、小数点は中点（・）で表記すること。 (ｴ)　字の大きさは 12 ポイント程度とする。 (5)　案内図 ア　一般的記載　　＜別紙２＞ (ｱ)　案内図は、左上に表題部と並べてバランスよく配置する。 (ｲ)　一般的には、縮尺 1/25,000 程度の地図を利用して、処分区域及び周辺地域が一望できるよう図示する。 (ｳ)　可能なかぎり、鉄道の駅を含んだ図にする。 (ｴ)　必ず北を上にして記載し、方位を入れる。 (ｵ)　区市町村名及び町丁名・（大）字名を記載し、区市町村については、その境界線を簡単に分かりやすく記載する。 (ｶ)　町丁名の数字は漢字とする。 (ｷ)　主要な公共施設があれば、適宜記載する。 イ　道路の記載 (ｱ)　国道、都道は記載するが、区市町村道については記載しないことを原則とし、分かり易くするため記載する場合も主要なものだけにとどめる。 (ｲ)　処分箇所は黒塗りし、図の外側から矢印で「区域変更箇所」等と示す。 (ｳ)　国道、都道は路線名を記載する。 ただし、区市町村道には路線名を入れない。 (ｴ)　首都高速道路については、原則として記載しない。 (6)　本図 ア　一般的記載　　＜別紙２＞ (ｱ)　本図は、略図の下半分に処分の概要が理解できるように記載する。 (ｲ)　方位は、本図の左側の見やすい位置に記載する。 (ｳ)　一般的には、縮尺 1/2,500 程度の地図を利用して記載するが、縮尺は分かりやすさを優先して判断する。 - 221 -	

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

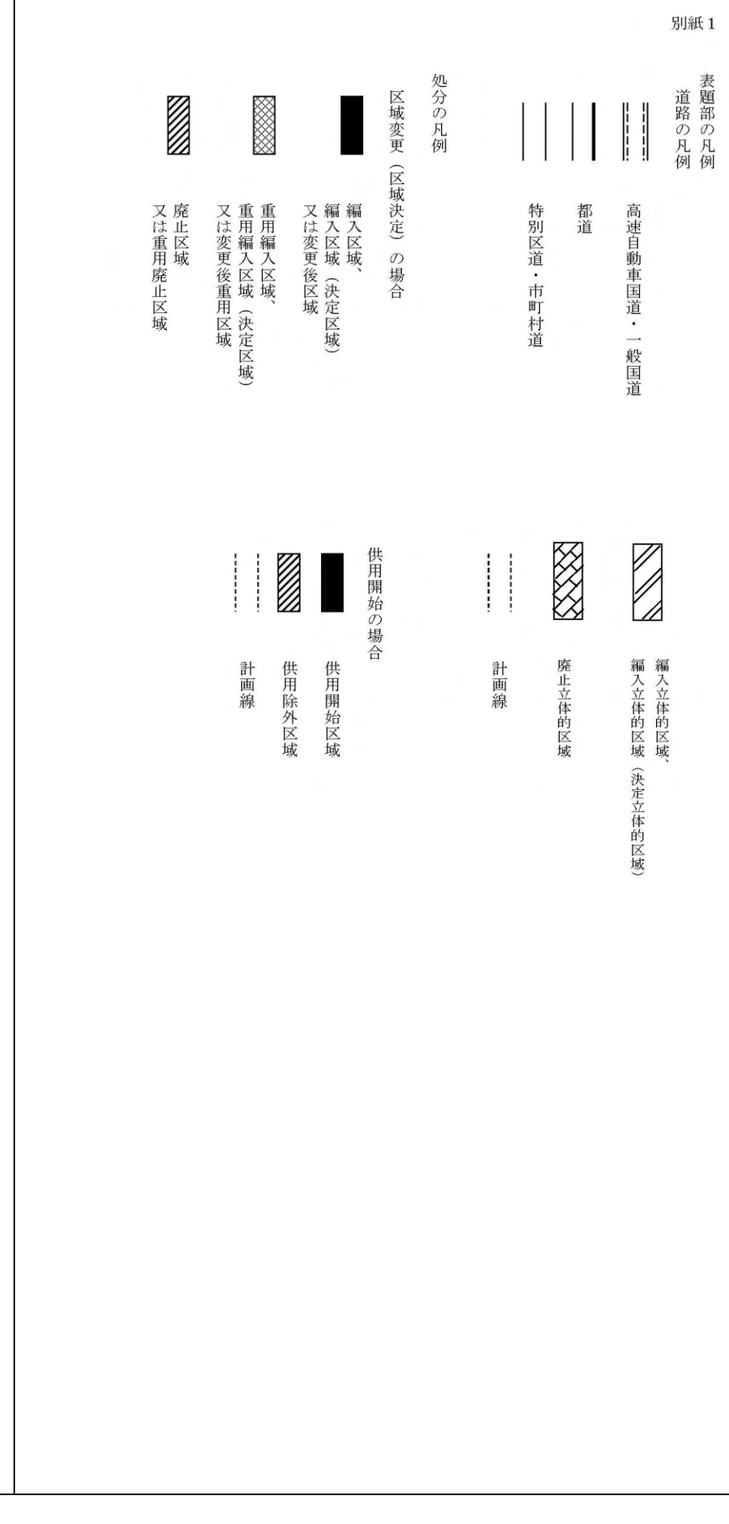
新		旧		
	(ｴ)　区市町村名及び町丁名・（大）字名を記載し、その境界線を簡単に分かりやすく記載する。 (ｵ)　交差点部等の地番（不動産地番）を適宜記入する。処分箇所の起点と終点に当たる地番は、処分区間として使用するので、必ず正確に記載する。 (ｶ)　町丁名及び地番の数字は漢字とする。 (ｷ)　鉄道、河川、海等は必ず記入し、名称も記載する。 イ　道路の記載 (ｱ)　本図上の道路は、なるべく北が上になるように横長に記載し、長さが１つの図で収まらない場合には、A-A'断面等を設けて、複数の図でバランスよく記載する。 (ｲ)　本図が１ページで収まらない場合は、複数のページに渡って記載する。その場合は、全体のページで記載バランスを整えること。 (ｳ)　複数の図になった場合の方位は、それぞれの図の左側の見やすい位置に記載する。それぞれの図の方位は北である必要はなく、図ごとに異なっていてもよい。 (ｴ)　処分箇所を、凡例ごとに、決められた図柄で記載する。 (ｵ)　処分箇所には、曲り点等の主要な道路幅員をアラビア数字で記載する。 (ｶ)　道路幅員は、小数点第２位（小数点第３位以下切捨て）まで記載し、字の大きさは８ポイント程度とする。 (ｷ)　隅切り及び 10m以下の辺には、原則的に辺長を入れる。 (ｸ)　図が小さい場合には、部分的な拡大図を記載して、分かりやすくする。 (ｹ)　道路は、国道、都道（首都高を除く）、区市町村道を記載し、私道は記載しない。 (ｺ)　国道、都道には、路線名を記入する。区市町村道には路線名を記入しない。 (ｻ)　首都高速道路については、原則として記載しない。 (ｼ)　新たに複数の路線に編入する場合には、区域変更等の主たる路線について編入区域とし、他の路線は重用編入区域とする。 (ｽ)　複数の路線に編入する場合で、主たる路線が無い場合には、次の順位で整理番号の若い方を編入区域とし、他の道路には重用編入区域として扱うことを基本とする。 なお、整理番号が無い路線についての順位は、適宜判断する。 a　主要地方道の一般都道　（整理番号　1～ 99 号） b　主要地方道の特例都道　（整理番号　301～399 号） c　主要地方道以外の一般都道（整理番号　101～299 号、501～599 号） d　主要地方道以外の特例都道（整理番号　401～499 号、番号なし）		(ｴ)　区市町村名及び町丁名・（大）字名を記載し、その境界線を簡単に分かりやすく記載する。 (ｵ)　交差点部等の地番（不動産地番）を適宜記入する。処分箇所の起点と終点に当たる地番は、処分区間として使用するので、必ず正確に記載する。 (ｶ)　町丁名及び地番の数字は漢字とする。 (ｷ)　鉄道、河川、海等は必ず記入し、名称も記載する。 イ　道路の記載 (ｱ)　本図上の道路は、なるべく北が上になるように横長に記載し、長さが１つの図で収まらない場合には、A-A'断面等を設けて、複数の図でバランスよく記載する。 (ｲ)　本図が１ページで収まらない場合は、複数のページに渡って記載する。その場合は、全体のページで記載バランスを整えること。 (ｳ)　複数の図になった場合の方位は、それぞれの図の左側の見やすい位置に記載する。それぞれの図の方位は北である必要はなく、図ごとに異なっていてもよい。 (ｴ)　処分箇所を、凡例ごとに、決められた図柄で記載する。 (ｵ)　処分箇所には、曲り点等の主要な道路幅員をアラビア数字で記載する。 (ｶ)　道路幅員は、小数点第２位（小数点第３位以下切捨て）まで記載し、字の大きさは８ポイント程度とする。 (ｷ)　隅切り及び 10m以下の辺には、原則的に辺長を入れる。 (ｸ)　図が小さい場合には、部分的な拡大図を記載して、分かりやすくする。 (ｹ)　道路は、国道、都道（首都高を除く）、区市町村道を記載し、私道は記載しない。 (ｺ)　国道、都道には、路線名を記入する。区市町村道には路線名を記入しない。 (ｻ)　首都高速道路については、原則として記載しない。 (ｼ)　新たに複数の路線に編入する場合には、区域変更等の主たる路線について編入区域とし、他の路線は重用編入区域とする。 (ｽ)　複数の路線に編入する場合で、主たる路線が無い場合には、次の順位で整理番号の若い方を編入区域とし、他の道路には重用編入区域として扱うことを基本とする。 なお、整理番号が無い路線についての順位は、適宜判断する。 a　主要地方道の一般都道　（整理番号　1～ 99 号） b　主要地方道の特例都道　（整理番号　301～399 号） c　主要地方道以外の一般都道（整理番号　101～299 号、501～599 号） d　主要地方道以外の特例都道（整理番号　401～499 号、番号なし） - 222 -	

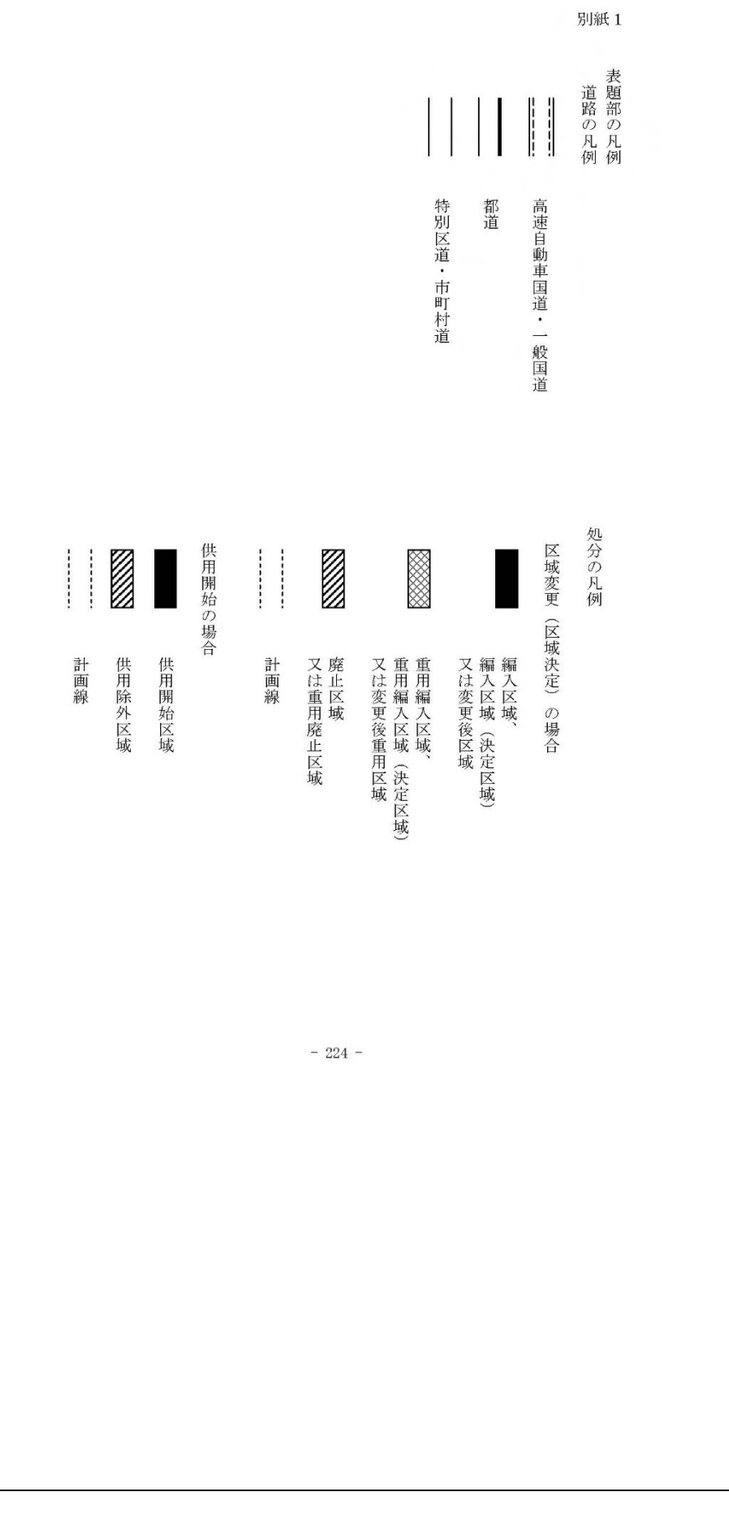
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	文字の大きさの例 別　図 都道環状三号線区域変更略図　（16ポイント） 江東区木場四丁目地内 都　道 特別区道 編入区域 延長 面積　一、二五七・三一メートル 四三二・八三平方メートル （12ポイント） 地番　二四六の八 幅員等 125．7 （8ポイント）		文字の大きさの例 別　図 都道環状三号線区域変更略図　（16ポイント） 江東区木場四丁目地内 都　道 特別区道 編入区域 延長 面積　一、二五七・三一メートル 四三二・八三平方メートル （12ポイント） 地番　二四六の八 幅員等 125．7 （8ポイント）	（修正）

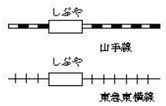
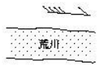
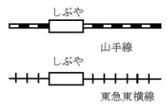
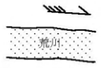
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
		（修正）

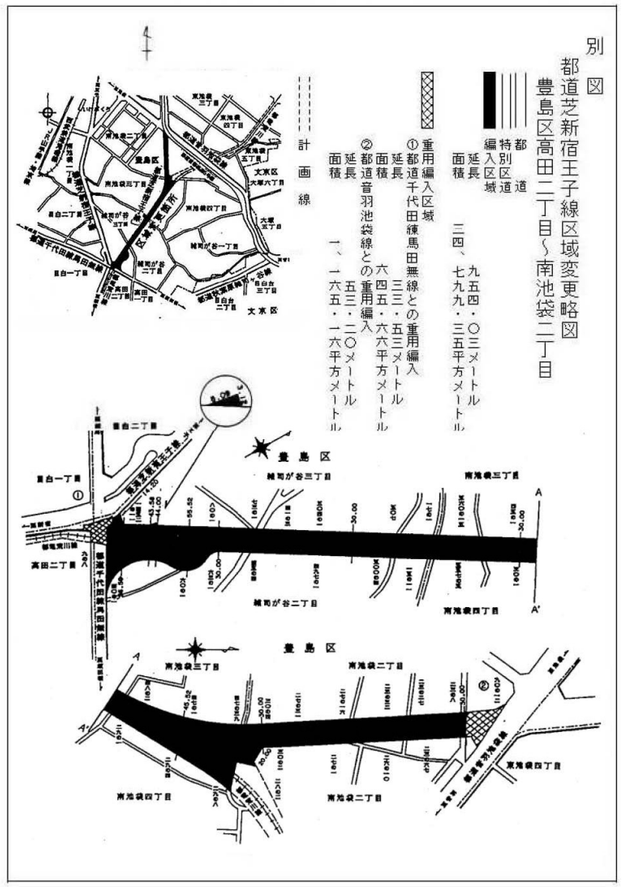
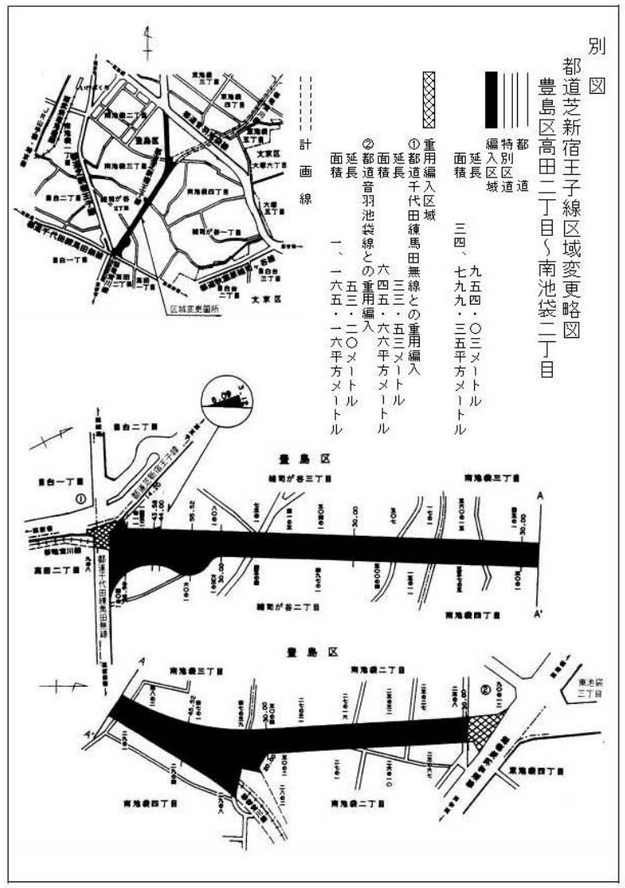




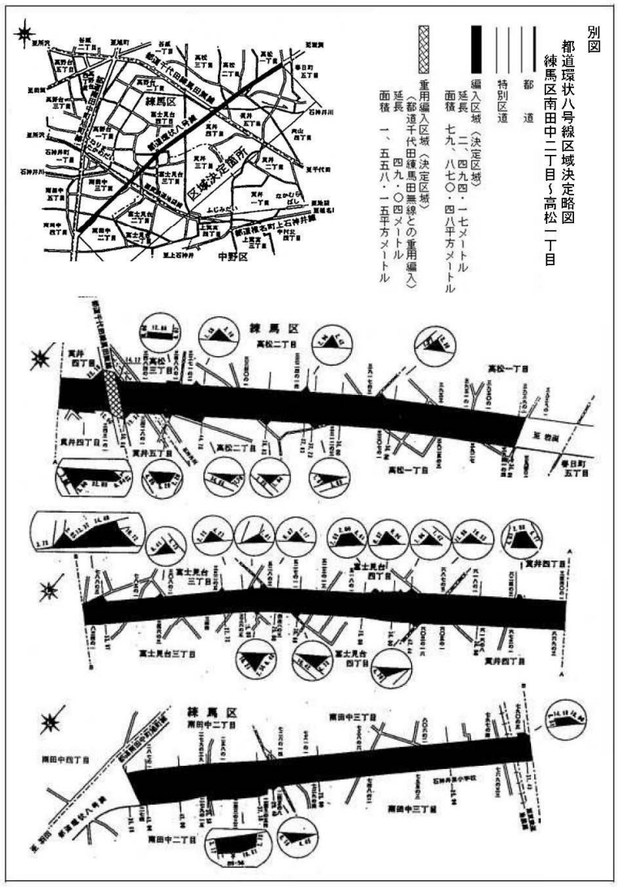
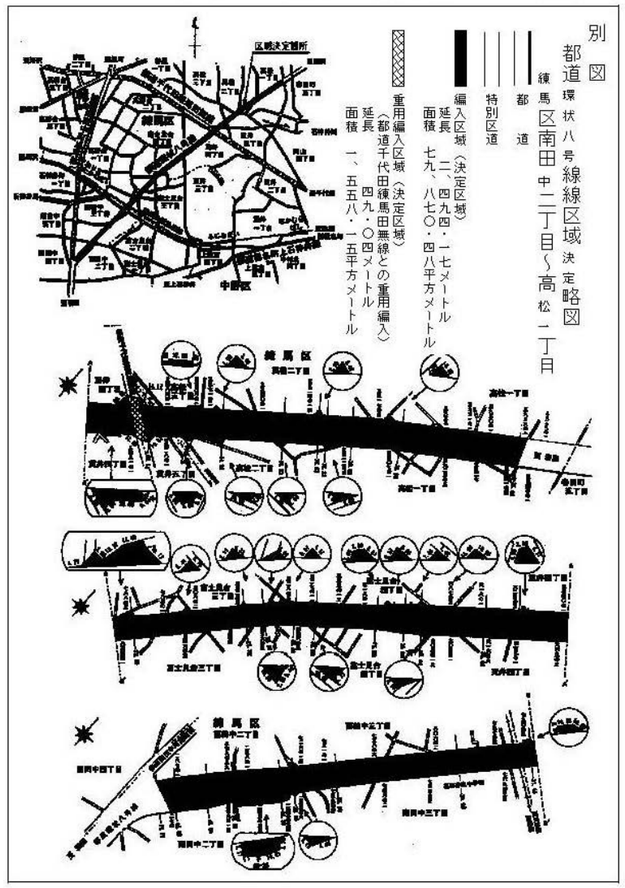
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	別紙２ 案内図及び本図の凡例 （ア）境界線 ·)—(·)—(·)—(·　都県界 —··—··—··—　区、市、町、村界 —·—·—·—·—　町、丁目、（大）字界 （イ）鉄道  JR（路線名＝漢字）、（駅名＝ひらがな） 私鉄（路線名＝漢字）、（駅名＝ひらがな） （ウ）地名　区市町村名、町丁名、（大）字名 （エ）道路 高速自動車国道・一般国道 都道（右側線あるいは下側線を太く表示する。） 特別区道・市町村道 （オ）河川  河川名を表示する。 （１級河川等の場合、流れる方向を矢印で示す。） （カ）主要な公共施設（文京公会堂、千歳清掃工場、千住大橋等）		別紙２ 案内図及び本図の凡例 （ア）境界線 ·)—(·)—(·)—(·　都県界 —··—··—··—　区、市、町、村界 —·—·—·—·—　町、丁目、（大）字界 （イ）鉄道  JR（路線名＝漢字）、（駅名＝ひらがな） 私鉄（路線名＝漢字）、（駅名＝ひらがな） （ウ）地名　区市町村名、町丁名、（大）字名 （エ）道路 高速自動車国道・一般国道 都道（右側線あるいは下側線を太く表示する。） 特別区道・市町村道 （オ）河川  河川名を表示する。 （１級河川等の場合、流れる方向を矢印で示す。） （カ）主要な公共施設（文京公会堂、千歳清掃工場、千住大橋等） - 225 -	（修正）

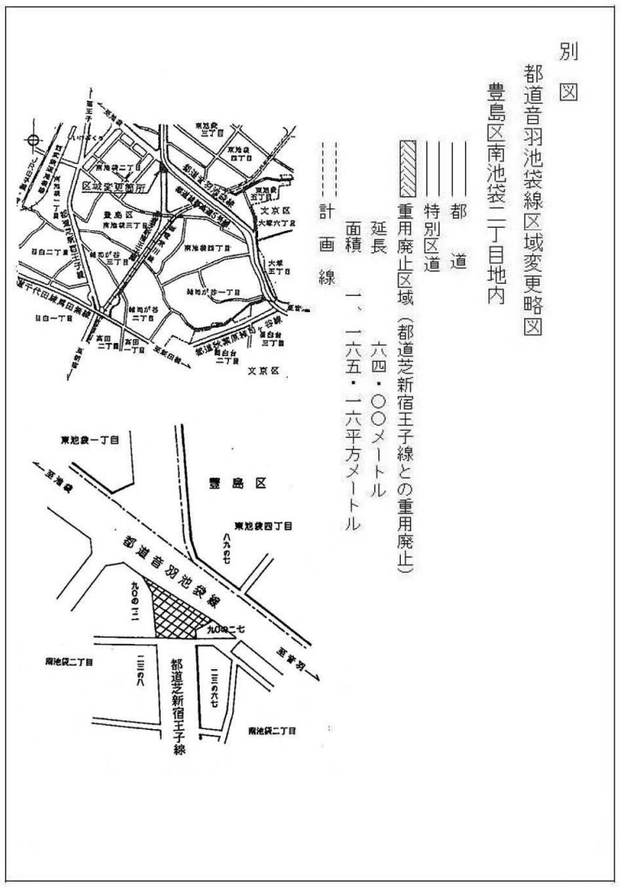
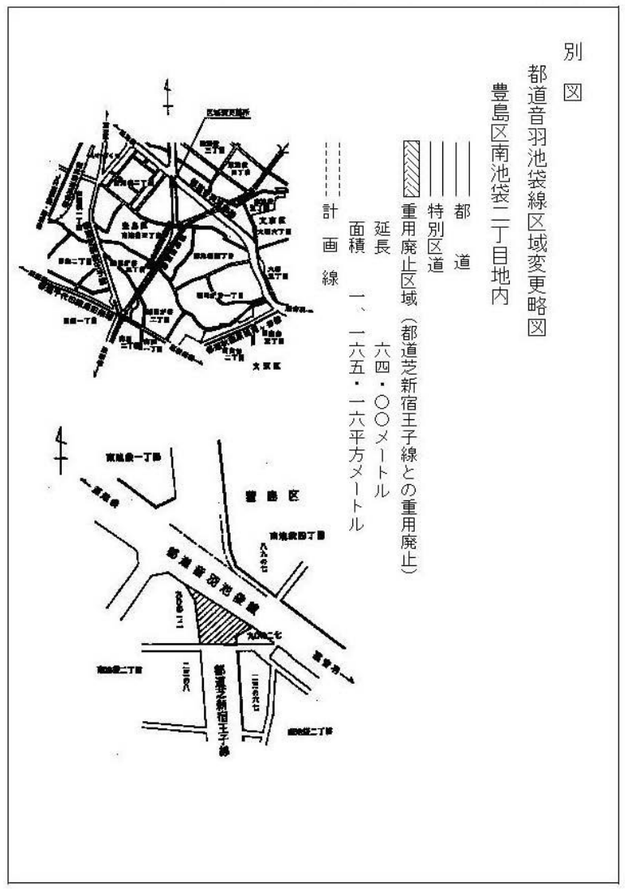
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	〔区域変更（編入・重用編入）〕　模範例Ａ  		参考資料 11 〔区域変更（編入・重用編入）〕　模範例Ａ  － 226 －	（修正）

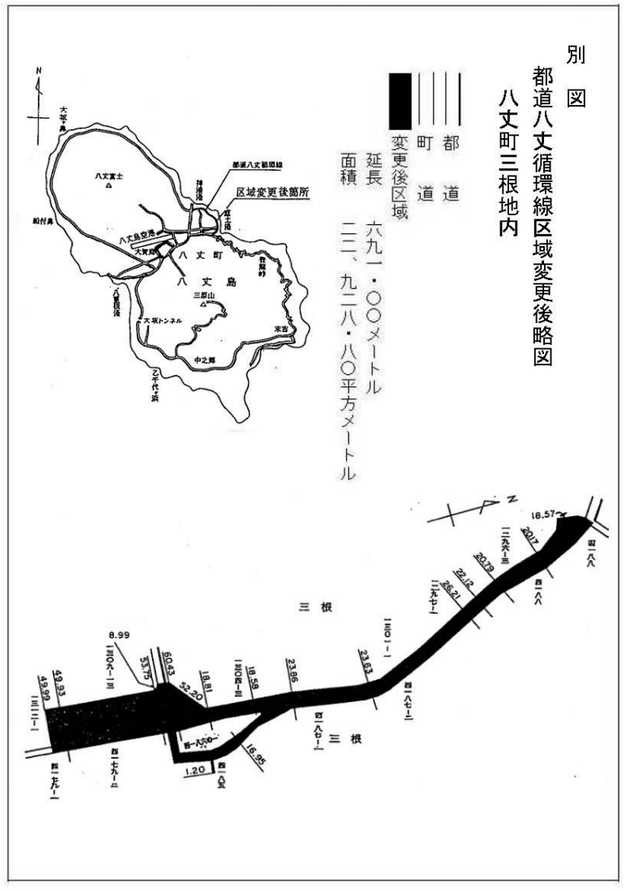
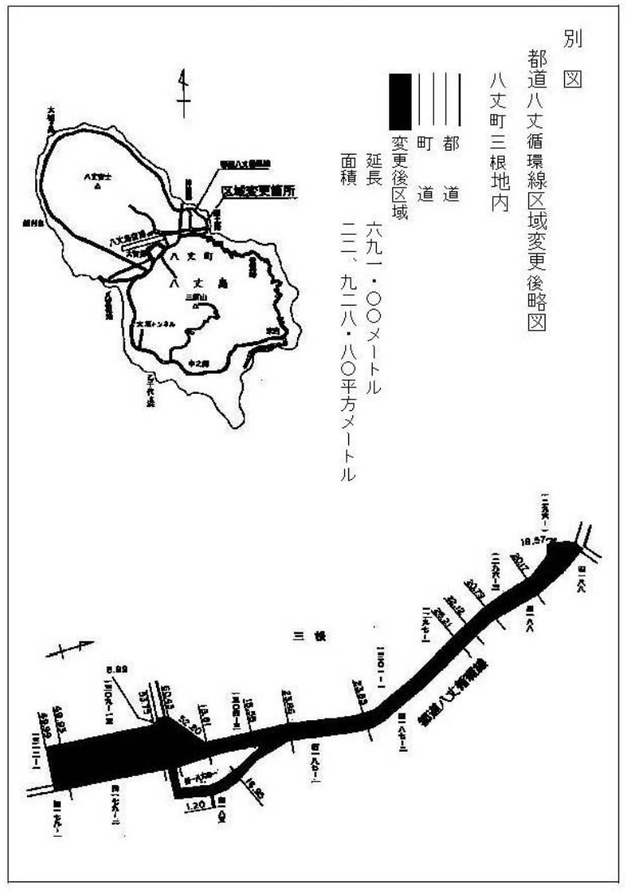
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
〔区域決定（編入・重用編入）〕　模範例Ｂ  	参考資料 11 〔区域決定（編入・重用編入）〕　模範例Ｂ  － 227 －	（修正）

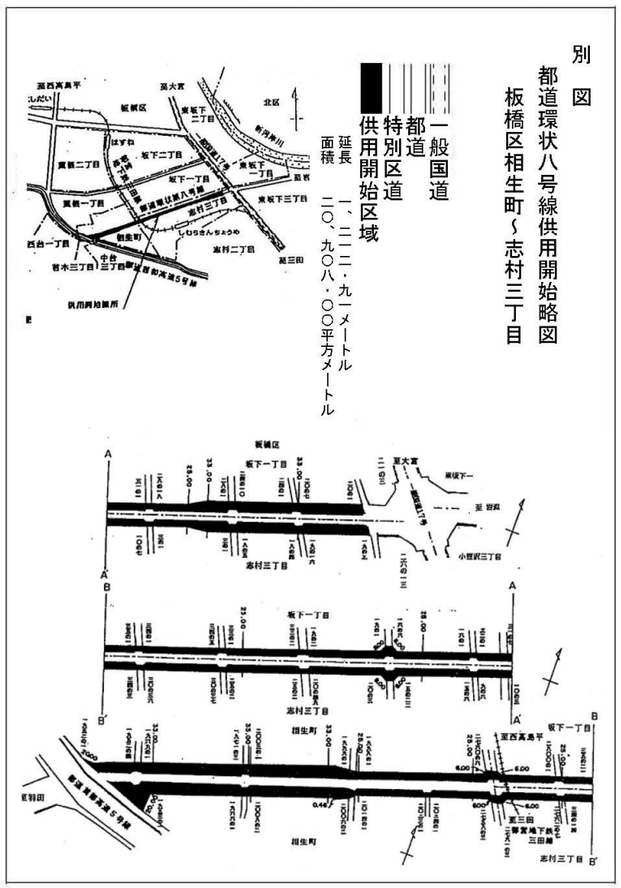
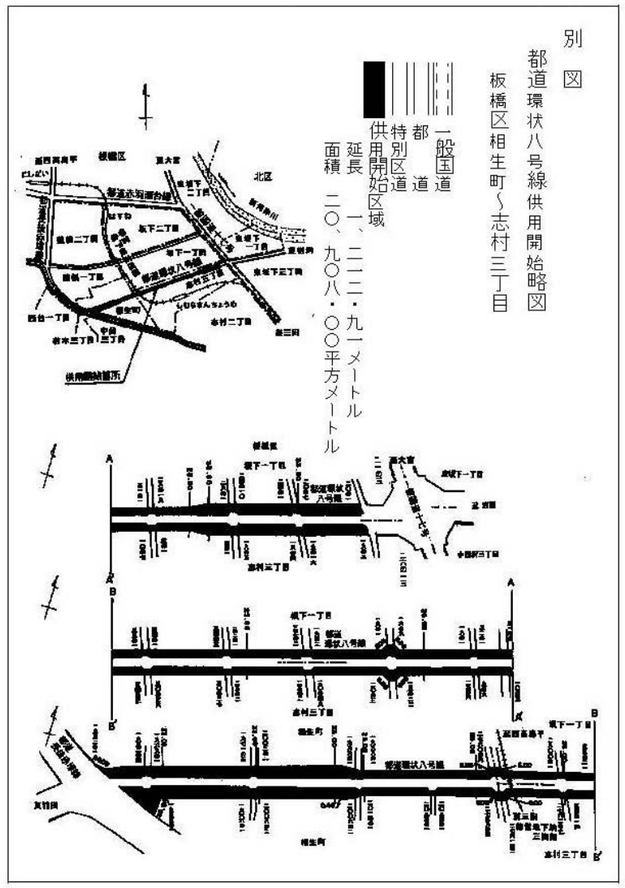
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	〔区域変更（重用・廃止）〕　模範例Ｃ 別　図 都道音羽池袋線区域変更略図 豊島区南池袋二丁目地内 都　道 特別区道 重用廃止区域（都道芝新宿王子線との重用廃止） 延長　六四・〇〇メートル 面積　一、一六五・一六平方メートル 計画線  		参考資料11 〔区域変更（重用廃止）〕　模範例ｃ 別　図 都道音羽池袋線区域変更略図 豊島区南池袋二丁目地内 都　道 特別区道 重用廃止区域（都道芝新宿王子線との重用廃止） 延長　六四・〇〇メートル 面積　一、一六五・一六平方メートル 計画線  － 228 －	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	〔区域変更後〕　模範例D  		参考資料11 〔区域変更後〕　模範例D  － 229 －	（修正）

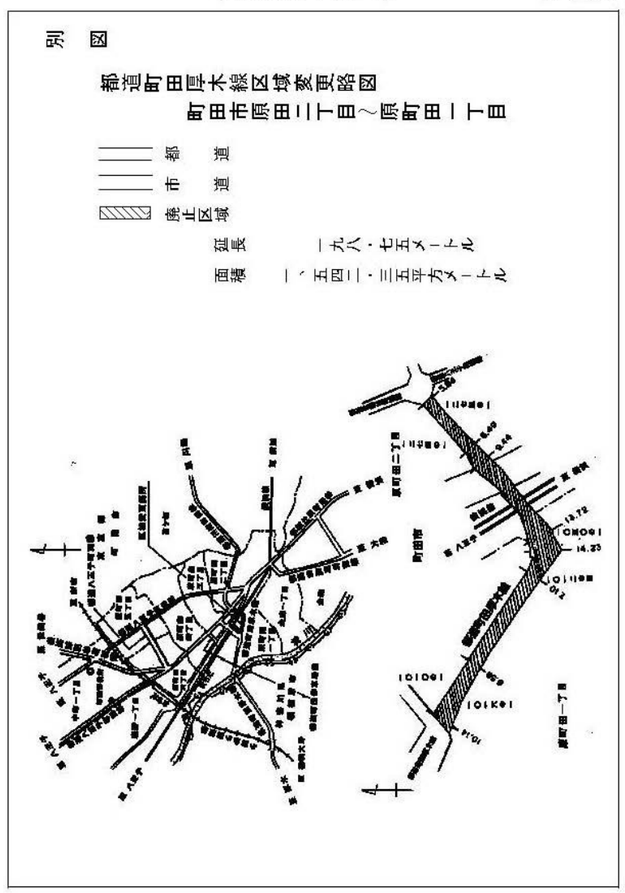
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	〔供用開始〕　模範例Ｅ 別　図 都道環状八号線供用開始略図 板橋区相生町～志村三丁目 一般国道 都道 特別区道 供用開始区域 延長　一、二一二・九一メートル 面積　二〇、九〇八・〇〇平方メートル 		参考資料11 〔供用開始〕　模範例Ｅ 別　図 都道環状八号線供用開始略図 板橋区相生町～志村三丁目 一般国道 都道 特別区道 供用開始区域 延長　一、二一二・九一メートル 面積　二〇、九〇八・〇〇平方メートル  － 230 －	（修正）

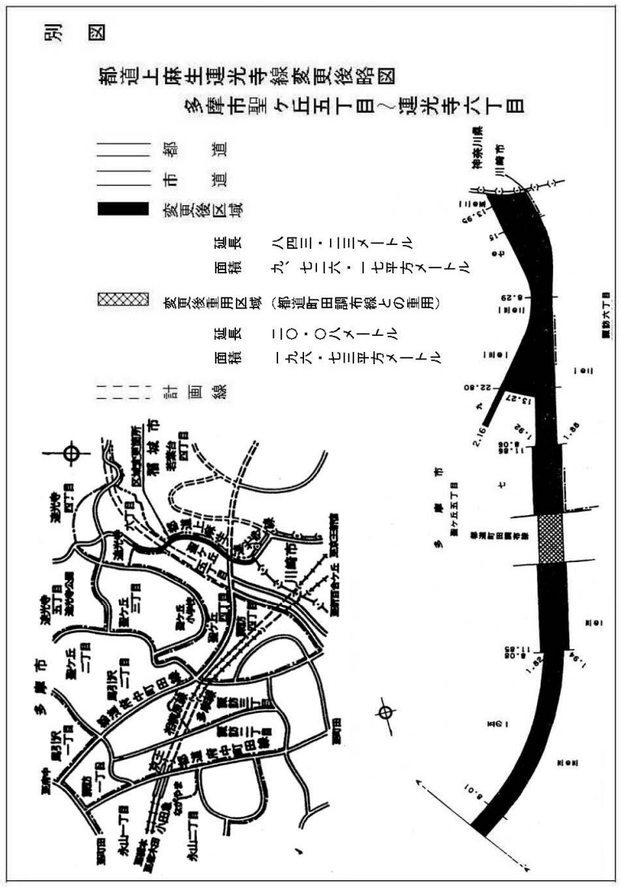
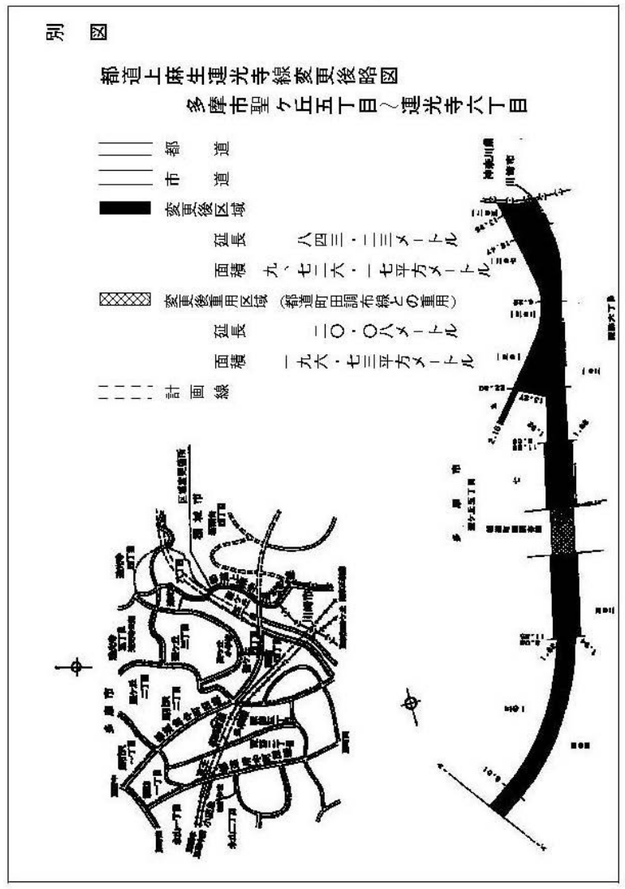
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	〔主たる路線〕　参考例１ 別　図 都道新宿青梅線 都道奥多摩青梅線 青梅市千ヶ瀬町二丁目地内 区域変更略図 一般国道 都道 市道 編入区域 ①新規新宿青梅線 面定規模　一五二 標準　一五〇・三七六平方メートル 重用編入区域 ①新規新宿青梅線（新規奥多摩青梅線との重用編入） 面定規模　一四二 標準　一四〇・三三三平方メートル ②新規奥多摩青梅線（新規新宿青梅線との重用編入） 面定規模　一五九 標準　一五〇・三七六平方メートル ①都道新宿青梅線 ②都道奥多摩青梅線 青梅市 千ヶ瀬町二丁目		参考資料11 〔主たる路線〕　参考例１ 別　図 都道新宿青梅線 都道奥多摩青梅線 青梅市千ヶ瀬町二丁目地内 区域変更略図 一般国道 都道 市道 編入区域 ①新規新宿青梅線 面定規模　一五二 標準　一五〇・三七六平方メートル 重用編入区域 ①新規新宿青梅線（新規奥多摩青梅線との重用編入） 面定規模　一四二 標準　一四〇・三三三平方メートル ②新規奥多摩青梅線（新規新宿青梅線との重用編入） 面定規模　一五九 標準　一五〇・三七六平方メートル ①都道新宿青梅線 ②都道奥多摩青梅線 青梅市 千ヶ瀬町二丁目 － 231 －	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	〔区域変更（廃止）〕　参考例２ 別　図 羽田町田厚木線区域変更路図 町田市原町田二丁目～原町田一丁目 都　道 市　道 廃止区域 延長　一九八・七五メートル 面積　一、五四二・三五平方メートル 		参考資料 11 〔区域変更（廃止）〕　参考例２ 別　図 羽田町田厚木線区域変更路図 町田市原町田二丁目～原町田一丁目 都　道 市　道 廃止区域 延長　一九八・七五メートル 面積　一、五四二・三五平方メートル 	（修正）

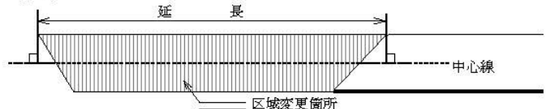
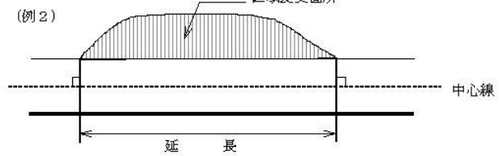
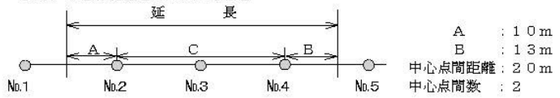
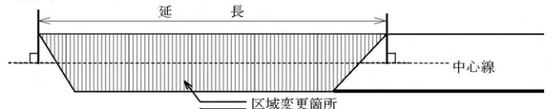
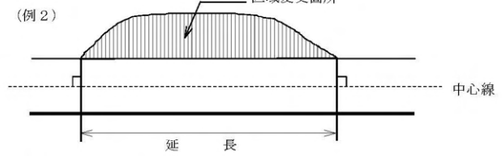
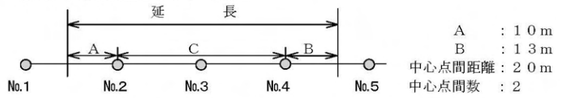
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	［変更後重用］　参考例３ 別　図 都道上体生運光寺線変更後路図 多摩市聖ヶ丘五丁目～連光寺六丁目 都　道 市　道 変更後区域 延長　八四三・二三メートル 面積　九、七二六・一七平方メートル 変更後重用区域（都道町田調布線との重用） 延長　二〇・〇八メートル 面積　一九六・七三平方メートル 計　画　線 		参考資料 11 ［変更後重用］　参考例３ 別　図 都道上体生運光寺線変更後路図 多摩市聖ヶ丘五丁目～連光寺六丁目 都　道 市　道 変更後区域 延長　八四三・二三メートル 面積　九、七二六・一七平方メートル 変更後重用区域（都道町田調布線との重用） 延長　二〇・〇八メートル 面積　一九六・七三平方メートル 計　画　線  － 233 －	（修正）

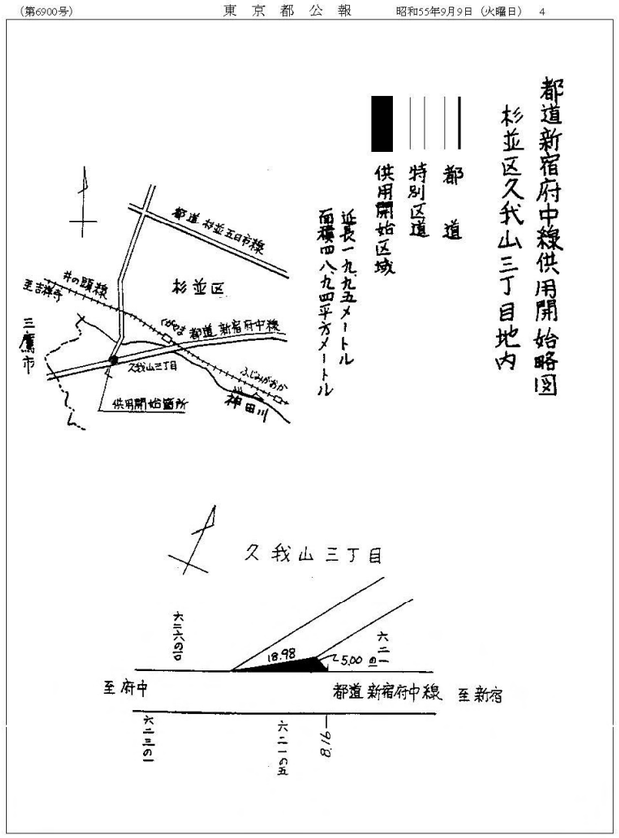
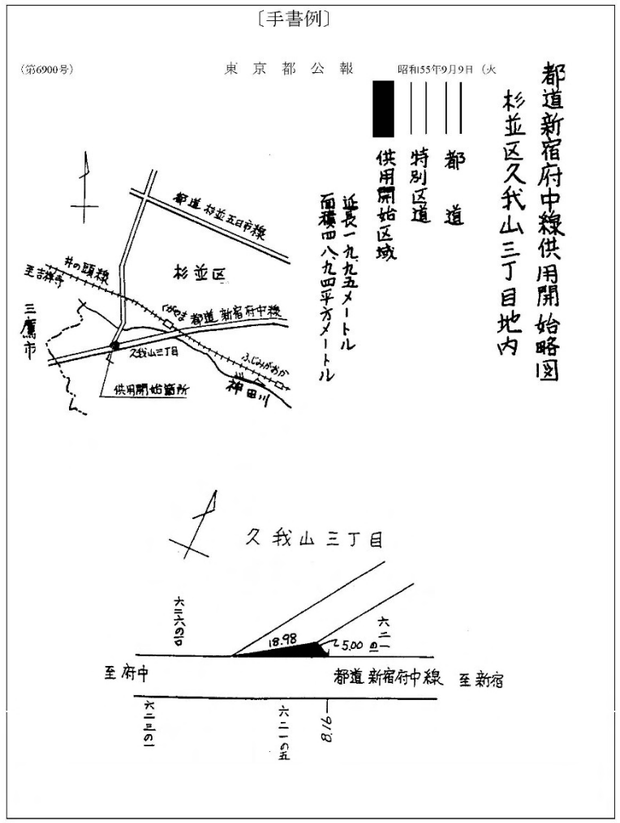
東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	〔供用除外〕　参考例４ 別　図 都道桶原あきる野線供用開始路図 あきる野市雨間地内 一般国道 都　道 市　道 供用開始区域 延長　三九九・三メートル 面積　七、一六一・三八平方メートル 供用除外区域 計画線 あきる野市 雨間 字秋留野 字北郷 字上野原 武蔵五日市		参考資料 11 〔供用除外〕　参考例４ 別　図 都道桶原あきる野線供用開始路図 あきる野市雨間地内 一般国道 都　道 市　道 供用開始区域 延長　三九九・三メートル 面積　七、一六一・三八平方メートル 供用除外区域 計画線 あきる野市 雨間 字秋留野 字北郷 字上野原 武蔵五日市 － 234 －	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	参　考 略図作成に係る留意事項 1　用紙の使い方について 用紙の使い方については、要領のなかでＡ４判縦使いを原則としている。 ただし、既に略図がＡ４判横使いで作成されている場合には、それを使用してもよい。 2　略図の省略について 区域変更等と供用開始を同日付けで行う場合、編入区域及び変更後区域（重用を含む。）　と供用開始区域とが同一の場合に限り、供用開始略図を省略することができる。 3　区域変更等の延長の求め方について （例１）  （例２）  延長の求め方（手順） 1　処分凡例ごとに延長を求める。 2　処分範囲の一番端の点から中心線に垂線をおとす。 3　中心線上の両端の距離を測る。（図上でメジャーによる算出も可） 4　小数点第３位以下を切り捨て、第２位までを表示する。 （参考）中心線測量をやっている場合  Ａ　：１０ｍ Ｂ　：１３ｍ 中心点間距離：２０ｍ 中心点間数　：２ Ａ　＋　Ｂ　＋　　Ｃ　　＝　延長 １０ｍ＋１３ｍ＋（２０ｍ×２）　＝６３．００ｍ ※　延長は、Ａ及びＢの距離にＣ（中心点間距離×中心点間数）を加えて求める。 4　区域決定及び区域変更の使用区分について 今後は、路線認定後の初回の区域編入を区域決定、２回目以降の区域編入を区域変更として取り扱う。 5　略図は、処分の概要を簡潔に示すためのものなので、手書きであっても支障ない。		参　考 略図作成に係る留意事項 1　用紙の使い方について 用紙の使い方については、要領のなかでＡ４判縦使いを原則としている。 ただし、既に略図がＡ４判横使いで作成されている場合には、それを使用してもよい。 2　略図の省略について 区域変更等と供用開始を同日付けで行う場合、編入区域及び変更後区域（重用を含む。）　と供用開始区域とが同一の場合に限り、供用開始略図を省略することができる。 3　区域変更等の延長の求め方について （例１）  （例２）  延長の求め方（手順） 1　処分凡例ごとに延長を求める。 2　処分範囲の一番端の点から中心線に垂線をおとす。 3　中心線上の両端の距離を測る。（図上でメジャーによる算出も可） 4　小数点第３位以下を切り捨て、第２位までを表示する。 （参考）中心線測量をやっている場合  Ａ　：１０ｍ Ｂ　：１３ｍ 中心点間距離：２０ｍ 中心点間数　：２ Ａ　＋　Ｂ　＋　　Ｃ　　＝　延長 １０ｍ＋１３ｍ＋（２０ｍ×２）　＝６３．００ｍ ※　延長は、Ａ及びＢの距離にＣ（中心点間距離×中心点間数）を加えて求める。 4　区域決定及び区域変更の使用区分について 今後は、路線認定後の初回の区域編入を区域決定、２回目以降の区域編入を区域変更として取り扱う。 5　略図は、処分の概要を簡潔に示すためのものなので、手書きであっても支障ない。 - 235 -	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	〔手書例〕  		〔手書例〕  	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	参考資料-12(12-1) 別紙第3号様式(第11条関係) 土地建物調査要領第3条第2項　**不動産調査報告書（嘱託登記用）**　**土地** 以下のとおり調査をしたので、その結果を報告します。 令和　　年　　月　　日 嘱託官署 代表者　　電子署名又は職印 担当者 部署 氏名　　印 電話			（追加）

01　登記の目的

申請番号	事件名	
	□表題　□分筆　□合筆　□所在　□地目　□地積　□地図訂正 □地積測量図訂正　□土地所在図訂正　□その他（　　）	□変更 □更正
	□表題　□分筆　□合筆　□所在　□地目　□地積　□地図訂正 □地積測量図訂正　□土地所在図訂正　□その他（　　）	□変更 □更正

02　調査した土地　（表題登記以外は，申請前の状況を記載すること。）

申請番号	所　在	地　番	地　目	地　積 ㎡	第三者の権利の有無	利用状況	地積測量図の有無
					□有 □無		□有 □無
					□有 □無		□有 □無
					□有 □無		□有 □無
					□有 □無		□有 □無

03　所有権登記名義人等

地　番	所有権登記名義人（□立会人）	
	住所 （登記記録と異なる場合）	
	氏名	
	本人確認方法	□運転免許証　□個人番号カード　□面識有り　□その他（　　）
	持分	□単有　□共有（持分　　）　□共有者多数（別紙のとおり）
	連絡先（電話番号等）	
	立会人	
	住所	
	氏名	
	本人確認方法	□運転免許証　□個人番号カード　□面識有り　□その他（　　）
	所有権登記名義人との関係	□親族（　　）　□管理者（　　）□代表者　□その他（　　）
	連絡先（電話番号等）	
	立会・確認状況等	令和　年　月　日　立会・確認

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	別紙第3号様式(第11条関係) **04　登記原因及びその日付** （表は下記）			（追加）

地　番	所有権登記名義人（□立会人）	
	住所 （登記記録と異なる場合）	
	氏名	
	本人確認方法	□運転免許証　□個人番号カード　□面識有り　□その他（　　）
	持分	□単有　□共有（持分　　）　□共有者多数（別紙のとおり）
	連絡先（電話番号等）	
	立会人	
	住所	
	氏名	
	本人確認方法	□運転免許証　□個人番号カード　□面識有り　□その他（　　）
	所有権登記名義人との関係	□親族（　　）　□管理者（　　）□代表者　□その他（　　）
	連絡先（電話番号等）	
	立会・確認状況等	令和　年　月　日　立会・確認

地　番	所有権登記名義人（□立会人）	
	住所 （登記記録と異なる場合）	
	氏名	
	本人確認方法	□運転免許証　□個人番号カード　□面識有り　□その他（　　）
	持分	□単有　□共有（持分　　）　□共有者多数（別紙のとおり）
	連絡先（電話番号等）	
	立会人	
	住所	
	氏名	
	本人確認方法	□運転免許証　□個人番号カード　□面識有り　□その他（　　）
	所有権登記名義人との関係	□親族（　　）　□管理者（　　）□代表者　□その他（　　）
	連絡先（電話番号等）	
	立会・確認状況等	令和　年　月　日　立会・確認

地　番	所有権登記名義人（□立会人）	
	住所 （登記記録と異なる場合）	
	氏名	
	本人確認方法	□運転免許証　□個人番号カード　□面識有り　□その他（　　）
	持分	□単有　□共有（持分　　）　□共有者多数（別紙のとおり）
	連絡先（電話番号等）	
	立会人	
	住所	
	氏名	
	本人確認方法	□運転免許証　□個人番号カード　□面識有り　□その他（　　）
	所有権登記名義人との関係	□親族（　　）　□管理者（　　）□代表者　□その他（　　）
	連絡先（電話番号等）	
	立会・確認状況等	令和　年　月　日　立会・確認

04　登記原因及びその日付

申請番号	地　番	原因日付	原因	登記原因及びその日付の具体的判断理由

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	別紙第3号様式(第11条関係) **05　調査資料・証言・事実等** 資料等区分 / 資料等番号 / 資料等名 登記所資料：□ 土地登記記録 / □ 土地閉鎖登記記録・閉鎖登記簿 / □ 建物登記記録 / □ 建物閉鎖登記記録・閉鎖登記簿 / □ 地図（　　） / □ 地図に準ずる図面（　　） / □ 閉鎖地図及び閉鎖地図に準ずる図面 / □ 地積測量図・土地所在図 / □ 筆界特定関係資料等 / □ 旧土地台帳 / □ 旧土地台帳附属地図（和紙公図） / □ 基準点成果 / □ その他（　　） / □ その他（　　） 官公署等資料：□ 台帳申告書写し / □ 地籍図等 / □ 国土調査等関係資料 / □ 道路台帳 / □ 道路台帳附属地図 / □ 道路境界確定図等 / □ 法定外公共物確定協議書等 / □ 公共用地払下げ図面等 / □ 河川法の適用河川境界承認図等 / □ 換地確定図 / □ 戦災復興区画整理図 / □ 空中写真 / □ 農業委員会の許可書等 / □ 基準点成果 / □ その他（　　） / □ その他（　　） その他の事実等：□ 地形地物：段差・石垣・のり地・崖・沢・道路・水路・尾根・谷・その他 / □ 工作物：境界標識・土留め・ブロック塀・コンクリート擁壁・その他 / □ 筆界確認書，立会証明書等 / □ 売渡図面 / □ 承諾書 / □ 証言（証言者　　） / □ その他（　　） / □ その他（　　） 結確原果認本等 **06　資料・証言・事実等の分析** 資料等番号 / 地　番 / 分析手法，分析結果その他必要な事項 作成年月日　昭和〇年〇月〇日 求積方法　□座標法　□三斜法　□その他（　　） 作成年月日　昭和〇年〇月〇日 求積方法　□座標法　□三斜法　□その他（　　） 証言者			（追加）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	別紙第3号様式(第11条関係) 07　現地の状況　　□別紙のとおり 点名 / 境界標 / □新設 □既存 □復元 □入替え / 確認の状況 遠景　撮影年月日　備　考 近景　撮影年月日　備　考 （点名 / 境界標 / 確認の状況 / 遠景 / 近景 を3回繰り返し） その他必要な事項			（追加）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	別紙第3号様式(第11条関係) **08　地域区分・精度区分** 地域区分：□市街地地域（甲２まで）　□村落・農耕地域（乙１まで）　□山林・原野地域（乙３まで） 地図等の精度区分：□甲１　□甲２　□甲３　□乙１　□乙２　□乙３　□なし **09　筆界位置の計測** **基　準　点　測　量　等** 測地系：□世界測地系　□変換パラメータ（　　）　□任意座標（　　） 使用機器：□TS　□GNSS　□その他（　　） 観測方法：□放射　□結合　□閉合　□交会　□単回　□対回　□平均　□その他（　　） □スタティック　□短縮スタティック　□RTK　□ネットワーク型RTK　□その他（　　） 観測日：令和　年　月　日　～　令和　年　月　日 使用した基本三角点等：点名／等級・種別／標識 補助基準点：点名／名称・種別／標識 恒久的地物：点名／名称・種別／地物の名称 遠景　撮影年月日　備考　／　近景　撮影年月日　備考 基本三角点等に基づく測量ができない理由 **一　筆　地　測　量** 使用機器：□TS　□GNSS　□その他（　　） 観測日：令和　年　月　日　～　令和　年　月　日 求積・誤差の許容限度の検証：地番／登記地積 ㎡／実測面積 ㎡／較差 ㎡／公差／地積更正の要否（□要　□否）			（追加）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	別紙第3号様式(第11条関係) **10　補足・特記事項** （※各欄における記録事項を補足すべき事項等を記録する。） **11　画像情報**　　□別紙のとおり 撮影年月日 備　　考 撮影年月日 備　　考 **12　調査図（現地案内図等）**　　□別紙のとおり 調査図番号（　　）　　タイトル			（追加）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

参考資料12(12-2)

別紙第3号準用様式(第10条関係)

土地

不動産調査報告書　(嘱託登記用)

平成　年　月　日作成

以下のとおり調査の結果を報告します。

調査 測量者職氏名

東京都○○建設事務所
○○ ○○　職印
電話番号 03－5320－○○○○

(　) 章以降 ☑ 無　報告書No

Ⅰ基礎情報(登記記録又は申請情報)	01	登記(業務)の目的	□表題 □分筆 □合筆 □地目 □地積 □地図 □その他(　) □変更 □更正 □訂正				
	02	申請対象土地	所在				
			登記記録、申請情報の別	□ 登記記録 □ 申請情報	□ 登記記録 □ 申請情報	□ 登記記録 □ 申請情報	□ 登記記録 □ 申請情報	□ 登記記録 □ 申請情報
			不動産番号					
			地番					
			地目					
			地積 ㎡					
			特記事項					
	03	申請人及び利害関係人	権利の種別					
			住所, 所在地					
			氏名, 名称					
			備考					
			本人(申請意思)確認の方法					
	04	隣接関係等	地番					
			住所, 所在地					
			氏名, 名称					
			その他					
	特記事項							

Ⅱ資料に関する調査又は確認	05	登記所備付資料	資料の名称	□地図	□地図に準ずる図面	□地積測量図	□基準点成果(　)	□その他(　)
			備考					
	06	登記所以外の資料	□有 □無	資料の名称	資料の説明(内容, 活用方法等)		確認年月日	平成　年　月　日
	07	所有に係る資料	□有 □無	資料の名称	資料の説明(内容, 活用方法等)		確認年月日	平成　年　月　日
	08	官公署の許可等	□有 □無	資料の名称	資料の説明(内容, 活用方法等)		確認年月日	平成　年　月　日
	特記事項							

（修正）

参考資料－１２

別紙第3号準用様式(第10条関係)

土地

不動産調査報告書　(嘱託登記用)

平成　年　月　日作成

以下のとおり調査の結果を報告します。

調査 測量者職氏名

東京都○○建設事務所
○○ ○○　職印
電話番号 03－5320－○○○○

(　) 章以降 □ 無　報告書No

Ⅰ基礎情報(登記記録又は申請情報)	01	登記(業務)の目的	□表題 □分筆 □合筆 □地目 □地積 □地図 □その他(　) □変更 □更正 □訂正				
	02	申請対象土地	所在				
			登記記録、申請情報の別	□登記記録 □申請情報	□登記記録 □申請情報	□登記記録 □申請情報	□登記記録 □申請情報	□登記記録 □申請情報
			不動産番号					
			地番					
			地目					
			地積 ㎡					
			特記事項					
	03	申請人及び利害関係人	権利の種別					
			住所, 所在地					
			氏名, 名称					
			備考					
			本人(申請意思)確認の方法					
	04	隣接関係等	地番					
			住所, 所在地					
			氏名, 名称					
			その他					
	特記事項							

Ⅱ資料に関する調査又は確認	05	登記所備付資料	資料の名称	□地図	□地図に準ずる図面	□地積測量図	□基準点成果(　)	□その他(　)
			備考					
	06	登記所以外の資料	□有 □無	資料の名称	資料の説明(内容, 活用方法等)		確認年月日	平成　年　月　日
	07	所有に係る資料	□有 □無	資料の名称	資料の説明(内容, 活用方法等)		確認年月日	平成　年　月　日
	08	官公署の許可等	□有 □無	資料の名称	資料の説明(内容, 活用方法等)		確認年月日	平成　年　月　日
	特記事項							

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
別紙第3号準用様式（第10条関係）	参考資料－１２　別紙第3号準用様式（第10条関係）	（修正）

新

Ⅲ対象土地の特定による現地調査	申請地	地番						
	09	土地の区画・形状調査・確認						
	10	占有状況・利用状況の調査						
			周辺地域の状況	□市街地 □村落地 農地 □山林原野		確認年月日	平成　年　月　日	
		原因及び日付の調査	□(□申請人 □立会人)の説明 □官公署の証明 □その他(　　)					
			により　年　月　日	□変更 □錯誤 □その他(　　)と認定				
	11	所有権調査	(所有権証明情報との対査等)	□07章 所有に係る資料	□登記記録	□その他(　　)		
						確認年月日	平成　年　月　日	
	12	合筆の特記事項						
						確認年月日	平成　年　月　日	
	13	分筆の特記事項						
						確認年月日	平成　年　月　日	
	隣接地	地番						
	09	土地の区画・形状調査・確認						
	10	占有状況・利用状況の調査						
	11	所有権調査						
	申請地から見て東西南北側		側	側	側	側	側	
	特記事項							
Ⅳ対象土地の確認に関する筆界の	14	登記所備付地図の種類	縮尺	□1/250 □1/500 □1/600 □1/1000 □1/1200 □その他(　　) □縮尺なし				
			作成事業	□法14条1項 □国土調査 □区画整理 □土地改良 □法14条4項 □区画整理 □(　　)				
			精度区分	□甲1 □甲2 □甲3 □乙1 □乙2 □乙3 □精度区分なし				
			現地との整合性	□一致 □概ね一致 □不一致 □その他(　　)				
			特記事項			確認年月日	平成　年　月　日	
報告事項								

旧

Ⅲ対象土地の特定による現地調査	申請地	地番						
	09	土地の区画・形状調査・確認						
	10	占有状況・利用状況の調査						
			周辺地域の状況	□市街地 □村落地 農耕地 □山林原野		確認年月日	平成　年　月　日	
		原因及び日付の調査	□(□申請人 □立会人)の説明 □官公署の証明 □その他(　　)					
			により　年　月　日	□変更 □錯誤 □その他(　　)と認定				
	11	所有権調査	(所有権証明情報との対査等)	□07章 所有に係る資料	□登記記録	□その他(　　)により		
						確認年月日	平成　年　月　日	
	12	合筆の特記事項						
						確認年月日	平成　年　月　日	
	13	分筆の特記事項						
						確認年月日	平成　年　月　日	
	隣接地	地番						
	09	土地の区画・形状調査・確認						
	10	占有状況・利用状況の調査						
	11	所有権調査						
	申請地から見て東西南北側		側	側	側	側	側	
	特記事項							
Ⅳ対象土地の確認に関する筆界の	14	登記所備付地図の種類	縮尺	□1/250 □1/500 □1/600 □1/1000 □1/1200 □その他(　　) ☑縮尺なし				
			作成事業	□法14条1項 □国土調査 □区画整理 □土地改良 □法14条4項 □マイラー化 □(　　)				
			精度区分	□甲1 □甲2 □甲3 □乙1 □乙2 □乙3 □精度区分なし				
			現地との整合性	□一致 □概ね一致 □不一致 □その他(　　)				
			特記事項			確認年月日	平成　年　月　日	
報告事項								

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

別紙第3号準用様式（第10条関係）

Ⅳ対象土地に関する筆界の確認	申請地・隣接地の別及び地番	15 既提出の地積測量図との関係	16 境界標の状況	立会の態様	筆界確認の方法
	□申請地	□有 □無	□有 □無	立会者	
	□隣接地	作成年月日	□既存境界標（　）点	同住所	
	地番	年月日			
		現地と既提出地積測量図とのの整合性	□新設境界標（　）点	同資格	
				本人確認方法	
	特記事項			□確認 □立会	平成　年　月　日
	□申請地	□有 □無	□有 □無	立会者	
	□隣接地	作成年月日	□既存境界標（　）点	同住所	
	地番	年月日			
		現地と既提出地積測量図との整合性	□新設境界標（　）点	同資格	
				本人確認方法	
	特記事項			□確認 □立会	平成　年　月　日
	□申請地	□有 □無	□有 □無	立会者	
	□隣接地	作成年月日	□既存境界標（　）点	同住所	
	地番	年月日			
		現地と既提出地積測量図との整合性	□新設境界標（　）点	同資格	
				本人確認方法	
	特記事項			□確認 □立会	平成　年　月　日
	□申請地	□有 □無	□有 □無	立会者	
	□隣接地	作成年月日	□既存境界標（　）点	同住所	
	地番	平成　年　月　日			
		現地と既提出地積測量図との整合性	□新設境界標（　）点	同資格	
				本人確認方法	
	特記事項			□確認 □立会	平成　年　月　日
	□申請地	□有 □無	□有 □無	立会者	
	□隣接地	作成年月日	□既存境界標（　）点	同住所	
	地番	年月日			
		現地と既提出地積測量図との整合性	□新設境界標（　）点	同資格	
				本人確認方法	
	特記事項			□確認 □立会	平成　年　月　日
	報告事項				

（修正）

参考資料－１２

別紙第3号準用様式（第10条関係）

Ⅳ対象土地に関する筆界の確認	申請地・隣接地の別及び地番	15 既提出の地積測量図との関係	16 境界標の状況	立会の態様	筆界確認の方法
	□申請地	□有□無	□有□無	立会者	
	□隣接地	作成年月日	□既存境界標(　)点	同住所	
	地番	年月日			
		現地と既提出地積測量図との整合性	□新設境界標(　)点	同資格	
				本人確認方法	
	特記事項			□確認 □立会	平成　年　月　日
	□申請地	□有□無	□有□無	立会者	
	□隣接地	作成年月日	□既存境界標(　)点	同住所	
	地番	年月日			
		現地と既提出地積測量図との整合性	□新設境界標(　)点	同資格	
				本人確認方法	
	特記事項			□確認 □立会	平成　年　月　日
	□申請地	□有□無	□有□無	立会者	
	□隣接地	作成年月日	□既存境界標(　)点	同住所	
	地番	年月日			
		現地と既提出地積測量図との整合性	□新設境界標(　)点	同資格	
				本人確認方法	
	特記事項			□確認 □立会	平成　年　月　日
	□申請地	□有□無	□有□無	立会者	
	□隣接地	作成年月日	□既存境界標(　)点	同住所	
	地番	年月日			
		現地と既提出地積測量図との整合性	□新設境界標(　)点	同資格	
				本人確認方法	
	特記事項			□確認 □立会	平成　年　月　日
	□申請地	□有□無	□有□無	立会者	
	□隣接地	作成年月日	□既存境界標(　)点	同住所	
	地番	年月日			
		現地と既提出地積測量図との整合性	□新設境界標(　)点	同資格	
				本人確認方法	
	特記事項			□確認 □立会	平成　年　月　日
	報告事項				

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	

別紙第3号準用様式（第10条関係）

V地積の測量方法に関する情報	17	基本三角点等・恒久的地物（登録点・参考点）からの測量			符号及び名称，既知点・新点の別，標識，恒久的地物の種類，データ種別，座標系，変換方法，使用機器，観測の方法，精度管理，測量年月日等			
	18	筆界点測量	画地調整		種類，条件，計算資料等			
			細部測量		筆界点名又は符号，既設・新設の別，使用機器，測量者，観測の方法，測量年月日等			
	19	求積方法		地番				
				計算方法				
				登記記録との差				
				特記事項				
	20	誤差の許容限度		地域区分	□市街地(甲2まで)　□村落地・農耕地(乙1まで)　□山林・原野(乙3まで)			
				精度区分	□甲1　□甲2　□甲3　□乙1　□乙2　□乙3			
				判断の概要	地積更正の必要性　□有　□無　地図訂正の必要性　□有　□無　その他			
				特記事項				
	報告事項							
総合報告								

参考資料－１２

別紙第3号準用様式（第10条関係）

V地積の測量方法に関する情報	17	基本三角点等・恒久的地物（登録点・参考点）からの測量			符号及び名称，既知点・新点の別，標識，恒久的地物の種類，データ種別，座標系，変換方法，使用機器，観測の方法，精度管理，測量年月日等			
	18	筆界点測量	画地調整		種類，条件，計算資料等			
			細部測量		筆界点名又は符号，既設・新設の別，使用機器，測量者，観測の方法，測量年月日等			
	19	求積方法		地番				
				計算方法				
				登記記録との差				
				特記事項				
	20	誤差の許容限度		地域区分	□市街地(甲2まで)　□村落地・農耕地(乙1まで)　□山林・原野(乙3まで)			
				精度区分	□甲1　□甲2　□甲3　□乙1　□乙2　□乙3　□所見			
				判断の概要	地積更正の必要性　□有　□無　地図訂正の必要性　□有　□無　その他			
				特記事項				
	報告事項							
総合報告								

（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	別紙第3号準用様式（第10条関係） 画像情報 画像資料No. 摘 要 □撮影□作成　平成　年　月　日 画像資料No. 摘 要 □撮影□作成平成　年　月　日 画像資料No. 摘 要 □撮影□作成　平成　年　月　日 画像資料No. 摘 要 □撮影□作成平成　年　月　日 画像資料No. 摘 要 □撮影□作成　平成　年　月　日 画像資料No. 摘 要 □撮影□作成平成　年　月　日		参考資料－１２ 別紙第3号準用様式（第10条関係） 画像情報 画像資料No 摘 要 □撮影□作成　平成　年　月　日 画像資料No 摘 要 □撮影□作成平成　年　月　日 画像資料No 摘 要 □撮影□作成　平成　年　月　日 画像資料No 摘 要 □撮影□作成平成　年　月　日 画像資料No 摘 要 □撮影□作成　平成　年　月　日 画像資料No 摘 要 □撮影□作成平成　年　月　日	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	別紙第3号準用様式（第10条関係） 調査素図		参考資料－１２ 別紙第3号準用様式（第10条関係） 調査素図	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
参考資料-13 別紙第9号様式(第32条関係)　嘱託登記用 立 会 証 明 書 土地の表示　　東京都○○区 ○○ ○丁目 ○○番○ 上記の土地を測量するに当たり、下記のとおり関係土地所有者と立会いし、土地の筆界について異議なく確認されたものである。 記 地番 / 所有権者 / 立会人 住所(上) 氏名(下) / 所有者との関係 / 確認年月日 / 押印 ○○番○ / ○○○○ / ○○区○○ ○−○−○○ ○○ ○○ / 本人 / 令和○○年○月○○日 / ○○番○ / ○○○○ / ○○区○○ ○−○−○○ ○○ ○○ / 妻 / 令和○○年○月○○日 / ○○番○ / ○○○○ / ○○区○○ ○−○−○○ ○○ ○○ / 夫 / 令和○○年○月○○日 / ○○番○ / ○○○○ / ○○区○○ ○−○−○○ ○○ ○○ / 長男 / 令和○○年○月○○日 / ○○番○ / ○○○○ / ○○区○○ ○−○−○○ ○○ ○○ / 代理人 / 令和○○年○月○○日 / 本立会証明書のとおり立会いの事実を確認し、測量をしたものであることを証明します。 令和○○年○○月○○日 調査　測量者職氏名 東京都○○○○建設事務所 所 長　○○○○　㊞ 東京都○○○○建設事務所工事課測量係 ○○○○ 注 1　管理人、代理人が立会いをした場合は、その者の住所・氏名を併記して押印する。 2　この立会証明書と境界を明らかにした図面を合綴した場合は、立会人の契印をする。	参考資料－１３ 別紙第9号様式(第32条関係)　嘱託登記用 立 会 証 明 書 土地の表示 上記の土地を測量するに当たり、下記のとおり隣接所有者と立会いし、土地の筆界について異議なく確認されたものである。 記 隣接地番 / 住所　氏名 / 立会年月日 / 押印 本立会証明書のとおり立会いの事実を確認し、測量をしたものであることを証明します。 平成　年　月　日 調査　測量者職氏名 東京都○○建設事務所 ○○ ○○　印 注 1　管理人、代理人が立会いをした場合は、その者の住所・氏名を併記して押印する。 2　この立会証明書と境界を明らかにした図面を合てつした場合は、立会人の契印をする。 - 243 -	（修正）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	別紙第9号様式(第32条関係)　　嘱託登記用 記 地番 / 所有権者 / 立会人　住所(上)　氏名(下) / 所有者との関係 / 確認年月日 / 押印			(追加)

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
	地形・筆界点見取図		参考資料－１３ 地形・筆界点見取図	（修正）

（裏）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	
	参考資料－１４ 平板測量 第１節　平板測量 目的 平板測量は、基準点の成果に基づき、平板を用いて地形、地物を測定図示し、縮尺1/250以上の地形図又は平面図を作成することを目的とする。 なお、地形図とは、地形（土地の起伏の等高線等）と地物（人工構造物、自然物）の双方を表現した地図、平面図とは、地物だけを表現した地図をいう。また、平面図は、地形図に準じて作成する。 第２節　工程別作業区分及び順序 工程別作業区分及び順序 工程別作業区分及び順序は次のとおりとする。ただし、本都が指示し、又は承認した場合は、一部を省略することができる。 （1）作業計画 （2）基準点の設置 （3）基準点の展開 （4）細部測量 （5）編集 （6）地形図原図作成（製図） （7）成果等の整理 第３節　平板を用いる地形測量方法 機器 平板測量に使用する機器は、次表に掲げるもの、又はこれらと同等以上のものを標準とする。 機器 / 性能 平板 / — アリダード / 27cm以上で外心誤差のない構造のもの 巻尺 / JIS2級以上の鋼巻尺又はガラス繊維製巻尺 基準点の設置 1．平板測量は、4級基準点、簡易水準点又はこれと同等以上の精度を有する基準点に基づいて実施するものとする。 2．「基準点の設置」とは、平板測量に必要な基準点を設置する作業をいう。 3．基準点の配点密度は、既設点を含め、次表を標準とする。ただし、長狭な地域については、延長と幅を考慮し、配点密度を定める。 縮尺＼地域 / 10,000m²当たりの配点密度 市街地 / 市街地近郊 / 山地 1/250 / 7点 / 6点 / 7点 4．基準点設置については、第3章「基準点測量」を準用する。 － 245 －	（削除）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
			基準点の展開 1. 基準点の展開とは、基準点及び図郭線等をその座標値により平板図紙に表示する作業をいう。 2. 基準点等の展開は、平板図紙に基準直角縦横断線を区画する方法により行うものとする。 細部測量 1. 平板を用いる方法による細部測量とは、基準点又は平板点に平板を整置し、地形、地物等を所定の図式(別表－1)に従って測定図示する作業をいう。 2. 地形、地物等の状況により基準点に平板を整置して細部測量を行うことが困難な場合は、平板点を設置することができる。 3. 平板点は、近傍の基準点に平板を整置し、放射法により設置するものとする。 4. 地物等の水平位置は、放射法、支距法等により測定図示するものとする。この場合において、距離の測定は、直接測定によるものとする。 5. 地形は、標高点及び等高線を放射法、支距法等により測定図示するものとする。 編集 1. 編集とは、細部測量の結果を図式(別表－1)に従って正描し、平板原図を作成する作業をいう。 2. 編集は、次のとおりとする。 (1) 平板原図は、鉛筆仕上げとする。 (2) 接合部において図形の水平位置の較差が図上0.3㎜以内である場合及び等高線の較差が等高線間隔の1/3以内である場合は、その平均位置を決定位置とする。 地形図原図作成（製図） 1. 地形図原図作成とは、平板原図を用いて地形図原図及び写図(第二原図)を作成する作業をいう。 2. 地形図原図の作成は、所定の図式(別表－1)に従い、平板原図に描かれた各種表現事項を透写製図して行うものとする。 3. 地形図原図には、等高線又は標高点を記入する。ただし、監督員の指示により省略することができる。 4. 製図作業は、測量精度を低下させないように留意する。 5. 地形図原図は、原則として道路の起点及び河川の下流を左端におき、平板測量の進行に応じて準次に仮描し、一体をなす図形がほぼ完成した後、所定の図式(別表－1)に従って正描すること。 6. 地形図原図は、次の事項を記入すること。 (1) 縦横断線のX・Y座標値 (2) 基準点の番号及び標高 (3) 公共建物及び主要施設の名称 (4) 鉄道、主要道路、河川その他必要と認める地物の名称 (5) 行政市区町村名、町丁目、大字名及びその境界並びに主要地番 (6) 方位 (7) 表題部(図面の名称、縮尺、測量区域、測量完成年月、測量計画機関名、測量作業機関名等) (8) その他監督員の指示する事項 － 246 －	（削除）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新		旧		
			7．地形図原図は、地形、地物の所在を点検したのち墨入れを行うこと。 8．地形図原図の点検は、原図の誤記及び脱落並びに図式の誤りの有無、画線の着墨の良否等について行うものとする。 **第４節　成果** **成果の提出** 提出すべき成果品は、次のとおりとする。 （1）平板原図（素図）（縮尺1/250） ポリエステルフィルム300番（片面マット） （2）地形図原図（縮尺1/250） ポリエステルフィルム300番（片面マット） （3）地形図写図（第二原図） ポリエステルフィルム300番（片面マット） （4）平板点網図又は細部基準点網図 ポリエステルフィルム300番（片面マット） ただし、地形図写図（第二原図）（又は同縮図）、基準点網図を用いて作成することができる。 （5）複写図 - 247 -	（削除）

東京都港湾局測量委託標準仕様書　新旧対照表

新	旧	